

平成19年度

各会計決算審査特別委員会会議録

- 1 日 時 平成20年9月17日 開会 10時00分 散会 17時16分
2 場 所 幕別町役場5階議場
3 出 席 者

① 委 員 (17名)

- | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 1 中橋友子 | 2 谷口和弥 | 3 斉藤喜志雄 | 4 藤原 孟 | 5 堀川貴庸 |
| 6 前川雅志 | 7 野原恵子 | 8 増田武夫 | 9 牧野茂敏 | 10 前川敏春 |
| 11 中野敏勝 | 12 乾 邦廣 | 13 芳滝 仁 | 14 永井繁樹 | 15 |
| 16 大野和政 | 17 杉坂達男 | 19 千葉幹雄 | | |

② 委員長 増田武夫

③ 説明員

- | | |
|------------------|-------------------------|
| 町 長 岡田和夫 | 副 町 長 高橋平明 |
| 副 町 長 遠藤清一 | 教 育 長 金子隆司 |
| 代表監査委員 柏本和成 | 会 計 管 理 者 菅 好弘 |
| 総 務 部 長 増子一馬 | 経 済 部 長 飯田晴義 |
| 民 生 部 長 新屋敷清志 | 企 画 室 長 佐藤昌親 |
| 建 設 部 長 高橋政雄 | 忠類総合支所長 川島廣美 |
| 札 内 支 所 長 久保雅昭 | 教 育 部 長 米川伸宣 |
| 総 務 課 長 川瀬俊彦 | 税 務 課 長 姉崎二三男 |
| 糠 内 出 張 所 長 所 拓行 | 企 画 室 参 事 長谷 繁 |
| 福 祉 課 長 横山義嗣 | 保 健 課 長 羽磨知成 |
| こ だ も 課 長 森 範康 | 町 民 課 長 田村修一 |
| 農 林 課 長 菅野勇次 | 商 工 観 光 課 長 八代芳雄 |
| 経 済 部 参 事 田井啓一 | 土 地 改 良 課 長 湯佐茂雄 |
| 土 木 課 長 角田和彦 | 都 市 計 画 課 長 田中光夫 |
| 施 設 課 長 澤部紀博 | 会 計 課 長 鎌田光洋 |
| 地 域 振 興 課 長 佐藤和良 | 保 健 福 祉 課 長 野坂正美 |
| 住 民 課 長 吉田隆一 | 経 済 建 設 課 長 古川耕一 |
| 監査委員事務局長 坂野松四郎 | 農 業 委 員 会 事 務 局 長 飛 田 栄 |
- ほか、関係係長及び係

④ 職務のため出席した議会事務局職員

- 局長 堂前芳昭 課長 仲上雄治 係長 國安弘昭

- 4 審査事件 平成19年度幕別町一般会計ほか9会計決算認定
5 審査結果 一般会計質疑
6 審査内容 別紙のとおり

決算審査特別委員長 増 田 武 夫

議 事 の 経 過

(平成20年9月17日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○委員長(増田武夫) ただいまより、平成19年度、幕別町各会計決算審査特別委員会を開会いたします。
審査に入ります前に、委員長といたしまして一言お願いを申し上げたいと思います。

先の本会議にて設置されました、本特別委員会の委員長として、私が大任を果たすこととなったわけでありすけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

決算審査は、議会が決定いたしました予算が適正に執行されたか審査いたしますとともに、資料に基づきまして、その行政効果や経済効果を測定し評価いたしますとともに、その審査結果を後年度に活かしていくという極めて重要な意味を持っているものと考えております。

この決算審査の重要性に鑑みまして、私に与えられました職責を全ういたしたいと考えておりますので、本特別委員会の運営につきましては、皆さまの特段のご協力をいただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

ここで、ご報告を申し上げます。

永井委員より、遅参の申し出がありましたので、お知らせいたします。

ここで審査の方法について確認させていただきます。

はじめに、決算にかかわります資料及び総括的説明を理事者に求めます。

その説明が終わりましたら、一般会計の歳出、1款議会費から款ごとに順をおって審査をしてまいりたいと考えます。

その後、歳入の審査を行い、歳入の審査が終わりましたら、一般会計に係る総括的な質問をお受けいたします。

また、特別会計の審査につきましては、各会計ごと歳入歳出一括して行いたいと思ひます。

次に質疑をされる委員の皆さんに申し上げたいと思ひます。

質疑に当たりましては、一括して行い、必ずページ番号、目、節を明確にしてから発言をお願いいたします。

また、関連する質疑については、第一発言者が発言を終えた後、関連と言って挙手をお願いいたします。

なお、答弁に立たれます説明員の方におかれましては、挙手をして、職名を明確に言っていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、本委員会に付託されました認定第1号、平成19年度幕別町一般会計決算認定から、認定第10号、平成19年度幕別町水道事業会計決算認定までの10議件を一括議題といたします。

最初に、お手元にお配りしております平成19年度幕別町一般会計・特別会計決算資料の説明並びに総括的な説明を受けたいと思ひます。

説明を求めます。

総務部長。

○総務部長(増子一馬) 説明に入る前に、私から1点報告を申し上げます。

過日の本会議におきまして、北海道市町村備荒資金組合の納付金の残高につきまして、決算書に記載がある旨の説明がありましたけれども、決算書には載せておりませんでした。

なお、備荒資金組合の年度末残高につきましては、資料として提出をさせていただきましたので、ご参照いただければというように思ひます。

それでは、お手元に配布いたしております決算資料に基づきまして、平成19年度の概要について、ご説明を申し上げます。

資料の1ページをご覧ください。

まずはじめに、第1表、平成19年度決算の状況についてであります。

はじめに歳入ですけれども、点線で囲ってありますとおり、一般会計の決算額は、平成19年度につきましては、144億9,587万2,000円でございます、前年比では8.3%の減となっております。

一方、特別会計の決算額は、106億5,673万円で、前年比13.9%の増となっております。

歳入合計であります、前年度と比較いたしまして、額で1,631万2,000円の減、率では0.1%の減となっております。

次に、歳出であります、一般会計の平成19年度決算額は、142億6,301万8,000円で、前年度と比較いたしまして8.5%の減であります。

特別会計決算額は、106億432万2,000円で、前年比14.3%の増となっております。

歳出合計の決算額の増減では、前年比357万1,000円の増、率にいたしますと0.0%となっております。

次に、特別会計の会計別の決算額であります、10ページをご覧いただきたいと思っております。

10ページ、第8表にありますように、国民健康保険特別会計から、農業集落排水特別会計まで8つの特別会計の決算額などを、それぞれ載せておりますけれども、合計いたしますと、C欄の支出済額の計にありますように、106億432万2,000円となります。

以下、各特別会計ごとに、それぞれの決算につきまして、概要を掲載しております。

各会計とも、前段で歳入についての説明、後段で歳出についての説明をいたしておりますが、後段の方の歳出決算額につきまして、概略を説明をさせていただきます。

(1)国民健康保険特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較いたしまして、4億931万9,000円の増、率にいたしまして14.5%の増となっております。

これは保険給付費、老人保健拠出金及び介護納付金の増が主な要因であります。

(2)の老人保健特別会計の歳出決算額につきましては、次のページになりますが、前年度と比較いたしまして・・・失礼しました。10ページであります。

老人保健特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較いたしまして、1億5,854万3,000円の増、率では5.7%の増となっております。

この会計の主な歳出は、医療諸費であります。

(3)の介護保険特別会計の歳出決算額につきましては、次のページになりますけれども、前年度と比較いたしまして、1億1,828万7,000円の増、伸び率9.2%であります、これは施設介護サービスの増などに伴う保険給付費の増によるものであります。

(4)の簡易水道特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較いたしまして、3,531万8,000円の増、率にしまして7.3%の増であります。

増額の主な要因といたしましては、駒島簡水配水管布設替工事などが増えたことによるものであります。

(5)公共下水道特別会計の歳出決算額であります、前年度と比較しますと6億3,233万4,000円の増、率にして40.6%の増となっております。

これは将来の公債費負担の軽減を図るため、法的資金補償金免除繰上償還を実施したことによるものであります。

(6)の公共用地取得特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較いたしまして、76万4,000円、率にして2.2%の減になっておりますが、内容としては平成11年度に借入れをいたしました起債の償還であります。

(7)個別排水処理特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較しますと、12ページになりますけれども、2,666万7,000円の減、率にいたしまして14.8%の減で、排水処理施設整備工事費の減が主な要因となっております。

(8)農業集落排水特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較しますと23万9,000円の減、率にいたしまして0.2%の減であります、これは忠類地域のみのもので、公債費の減が主な要因であります。

以上が、特別会計の決算状況であります。

次、2ページにお戻りいただきたいと思っております。

表2、平成19年度一般会計収支の状況になりますが、表の下から4行目をご覧ください。

歳入歳出決算額の差し引き額ということになりますが、2億3,285万4,000円の歳計剰余金を生じております。

この剰余金の処分につきましては、このページの中ほどに説明を記載しておりますので、ご覧をいただきたいと思いますが、歳入総額144億9,587万2,000円に対し、歳出総額は142億6,301万8,000円であり、歳入歳出差引き額2億3,285万4,000円の歳計剰余金を生じましたが、このうち、翌年度への繰越明許費にかかわる繰越財源が13万2,000円ありますので、その額を差し引いた残り2億3,272万2,000円が、平成19年度の実質収支額となります。

なお、この実質収支額につきましては、地方自治法の規定により、歳計剰余金の処分といたしまして、財政調整基金に1億円、現債基金に5,000万円を積み立ていたしましたので、残りの8,272万2,000円が翌年度への繰越金となります。

次に、歳入であります。3ページをご覧ください。

第3表一般会計歳入決算額に、1款の町税から22款の町債まで、予算額から構成比まで、それぞれの数値が記載されておりますが、C欄の収入済額の計の欄にありますように、144億9,587万2,000円が、平成19年度一般会計の歳入の決算額であります。

なお、不納欠損額は、1款の町税、13款の分担金及び負担金、14款の使用料及び手数料、17款の財産収入、21款諸収入にありますが、これを合計いたしまして、1,681万4,000円となっております。

また、収入未済額につきましては、合計で2億9,756万8,000円となっております。

次に、4ページをご覧ください。

4ページには、歳入の構成比を円グラフで表しております。

構成比の中で、大きなウエイトを占めておりますのは、地方交付税で、39.3%。

以下、町税では17.4%、町債が11.9%、繰入金が7.3%、緒収入が5.7%などといった構成になっております。

次に、その下の第4表、財源の構成比と伸び率をご覧ください。主なものについて、平成18年度の決算と比較した伸び率でご説明を申し上げます。

1款の町税では、前年比10.9%の増ということになっております。

内訳につきましては、町民税の個人が景気低迷による給与所得などの減少があったものの、住民税の税制改正により、21.6%の増と大きく伸びており、また、固定資産税は、新築家屋の増加分があったことにより、固定資産税全体では3.2%の増となっております。

2款地方剰余税につきましては、前年比33.9%の減ですが、これは所得税の一部を所得剰余税として交付されていたものが、税制改正による税源委譲に伴い、見直しが行われまして、所得剰余税が廃止となったことによるものであります。

4款配当割交付金と5款株式等譲渡所得割交付金につきましては、平成15年度税制改正により新設されたものであります。道に納入された額に相当する額の3分の2が交付されたものであります。

11款の地方交付税は、前年比5.2%の減、額で申し上げますと、3億1,475万2,000円の減となっております。

これは交付税制度の見直しにより、人口面積を基本とする新しい算定方式に変更になったことや、交付税措置される起債の交付税措置期間の終了による減額が主な要因であります。

15款の国庫支出金は、前年比21.1%の減で、これはさかえ保育所建設事業や、地域イントラネット基盤整備事業、国庫補助金などの減によるものであります。

16款の道支出金につきましては、前年比6.6%の増、額にして3,459万6,000円の増となっております。これは主に知事道議選挙費や、参議院議員選挙費の道委託金の増などによるものであります。

19款繰入金につきましては、前年比56.0%の増、額にして3億7,961万7,000円の増ですが、これは縁故債繰上償還のため、減債基金より約3億8,000万円を繰入したことによるものであります。

22款の町債につきましては、前年比41.7%の減となっております。これは前年度において、国営土地

改良事業やさかえ保育所建設事業、あるいは道の駅整備事業などが実施されたことにより、19年度は減となったものであります。

以上、主なものについて申し上げましたが、これらの内訳等の説明につきましては、3ページの①の町税から、5ページ、⑥町債まで記載をしてありますので、ご参照いただければというふうに思います。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

5ページから歳出はなりますけれども、まず6ページをご覧ください。

6ページに第5表平成19年度目的別歳出決算を掲載しております。

1款議会費から14款災害復旧費まで、予算現額から不要額までそれぞれの数値を記載しておりますが、決算総額につきましては、B欄支出済額の一番下の欄にありますように、142億6,301万8,000円であります。

この中で構成比が最も高いのは、11款公債費の22.0%で、額では31億4,039万3,000円。

続いて、12款職員費の15.1%、3番目が民生費の13.5%、以下、4番目が土木費、5番目が農林業費というような順番になっております。

次に、7ページをお開きください。

7ページ下段に、第6表性質別歳出決算があります。

この表につきましては、ただいま申し上げました歳出を性質別に区分したものであります。

主なものを申し上げますと、1の人件費が、全年度との比較で1.7%の減であります。職員数の減が主な要因であります。

このうち、職員給につきましては、3.7%の減というふうになっております。

なお、表には載っておりませんが、ラスパイレース指数について申し上げますと、平成17年度が97.7%、平成18年度、95.7%、決算年度である平成19年度につきましては96.6%となっております。

次に、4の扶助費であります。前年比14.0%の増。

障害者支援費などの増が要因であります。

5の補助費等は、額にいたしまして前年比6億7,465万2,000円、率で30.5%の減となっております。主な要因としては、全年度に国営事業償還金の繰上償還があったことによるものであります。

6、公債費は、前年比2億21万6,000円、率にして6.8%の増であります。これは将来の公債費の負担軽減を図るための繰上償還を実施したことによるものであります。

9の繰出金は4.1%の増であります。これは主に国保会計、介護保険特別会計への繰出金が増えたことによるものであります。

10の投資的経費であります。34.1%の減、額にいたしまして9億7,109万9,000円の減となっております。

内訳といたしましては、普通建設事業費の補助事業費が7億4,460万円の減、これは前年度において、さかえ保育所建設事業や、地域イントラネット基盤整備事業などが実施されたことが大きな要因であります。

単独事業では、2億4,955万8,000円の減となります。道の駅建設事業などによるものであります。

また、災害復旧費につきましては、決算額2,305万9,000円ですが、平成18年度において災害復旧事業がありませんでしたので、皆増ということになっております。

以上が一般会計歳出についての説明であります。

次に、平成19年度の決算後における基金の状況について、申し上げたいと思います。

基金につきましては、別冊になります一般会計の歳入歳出決算書をお開きいただきたいと思います。

一般会計歳入歳出決算書の一番最期の263ページに掲載しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

下段の表、平成19年度基金運用状況増減表になりますが、それぞれ一番右側の額が平成19年度末の現在高となります。

一番下の合計欄をご覧ください。現金が33億6,437万2,000円、土地で2億3,810万

4,000円となっております。

これを合算しました基金総額であります。36億247万6,000円で、前年度と比較いたしまして、5億5,011万8,000円の減ということになっております。

なお、先ほど、決算資料2ページの説明の中で申し上げました平成19年度の決算剰余金からの積立金がありますが、財調に1億、減債に5,000万、合わせて1億5,000万円につきましては、ここの残高には含まれていない額となっております。

今申し上げました基金のうち、平成20年度の予算につきまして、財政調整基金の方から4億円、それから、地方債の償還財源としての減債基金から2億1,820万円ほど、総額にして6億9,920万円取り崩し、一般会計に予算化をしているところであります。

このため、平成20年度末の基金の保有残高は、現段階で申し上げますと、減少する見込みとなっております。

今後の財政運営上、これらの基金の活用には十分留意をしていかなければならないものというふうに思っております。

次にまた、資料の方にお戻りいただきたいと思っております。

資料13ページ、資料の13ページをお開きいただきたいと思っております。

13ページの中ほどに、第9表一般会計財政状況として、各種指数等を表した表がありますが、表のしたから3行目に、財政力指数、次に起債制限比率及び実質公債費率を掲載しておりますので、ご覧をいただきたいと思っております。

まず、財政力指数であります。数値が1に近く、1を超えるほど税などの一般財源が多い。いわゆる財政力があるということになるわけですが、本町の財政力指数につきましては、平成17年度は0.299、平成18年度は0.317、平成19年度は0.332となりまして、ほぼ横ばいの状況で推移をいたしております。

次に、実質公債費率について申し上げます。先の議員協議会でもご説明をさせていただきましたけども、平成18年度から地方債の発行が、許可制から協議制に制度改正されたことに伴い、新たに導入された財政指標であり、起債制限比率には含まれない、特別会計への繰出金のうち、公債費に充当される繰出金ですとか、一部事務組合への負担金のうち、公債費に充当される負担金。これらを加えたものを、その団体の実質的な公債費負担としたものであります。

これによりまして、18.0以上、25.0未満が起債発行に対して許可制となり、25.0以上になりますと、起債発行において制限を受けることとなります。

平成19年度の幕別町の実質公債費比率は23.9となったところであります。

本町におきましては、平成4年度以降、各種の大型事業実施に伴いまして、多額の起債借入れを行ってきたということから、平成18年度に起債償還のピークを迎えまして、繰上償還を除く定時償還額が約23億円になったところであります。

これらの対応策といたしましては、繰上償還の実施や起債借入れの抑制、また、借入れする場合には、できるだけ交付税措置がされる優良な起債の借入れを行い、さらには自主財源の確保に意を用いてきたというところであります。

次に、17ページをお開きください。

第12表地方債の状況であります。ただいま申し上げました地方債の残高が一覧表となっております。

表の一番下の計欄で、右から3列目が地方債の総残高となります。差引き現在高、229億2,958万6,000円です。

次に、右側の18ページですが、(2)につきましては、この地方債の借入先別、利率別現在高の状況について記載をした表であります。

差の利率別内訳という欄がありますが、この中に利率別に現在高を記載しておりますが、一番右の欄の5%超の現行計につきましては、合計が4億2,763万9,000円で、構成比にいたしますと全体の1.9%ということになります。

したがって、残りの98.1%が金利5%以下の借入利率ということになります。

これは過去に行った高利率の銀行縁故債の繰上償還、あるいは近年の低金利による影響で、高利率のものが少なくなっているというところを分析しているところでもあります。

次に、19ページをお開きいただきたいと思います。

19ページ、第13表債務負担行為の状況をご覧いただきたいと思います。

これも地方債と同様に、後年時に財政負担となってくるものであります。

20年度以降、支出予定額欄であります。余地一般財源分というところで、債務負担の合計額が19億3,360万7,000円となっております。

この債務負担の内容といたしましては、1番の物件の購入のうち、(1)の建造物の購入にかかわる債務負担といたしましては、教員住宅があります。

(2)のその他の物件は、公社貸付牛にかかわる債務負担であります。

なお、一番大きなものは、3番その他にあります19億3,059万9,000円ですが、これは公団営や国営などの土地改良事業にかかわる償還金の債務負担が主なものとなっております。

このほか、パークプラザ整備事業に対する補助金、あるいは農業関係の利子補給金の債務負担などが、ここの数字には含まれております。

これにつきましても、地方債同様、今後の財政運営の中では、債務負担の取扱いについて、十分留意をしていかなければならないものと考えております。

次に、20ページをご覧ください。

20ページでは、第14表といたしまして、各款における節ごとの決算額を載せてあります。

次に、21ページ、第15表になりますが、各団体などに対する各種負担金・補助金・交付金の一覧といたしまして、次の22ページまで掲載をさせていただきます。

次に、23ページからは、最近5ヵ年間に於ける款ごとの比較を一般会計から、各特別会計について、それぞれ32ページまで掲載をしております。

次に、33ページからになりますが、こちらは平成19年度の主要な施策の成果としてまとめてあります。

34ページの議会活動以降、最終の125ページまで、各項目にわたる主な施策につきまして、具体的な数字を含めて掲載をしておりますので、ご参照をいただきたいと思っております。

以上で決算概要の説明を終わらせていただきます。

○委員長（増田武夫） 総括的な説明が終わりましたので、これに対する質疑がありましたらお受けいたします。

ありませんか。

ないようですので、これより、認定第1号、平成19年度幕別町一般会計決算、1款の議会費に入らせていただきます。

1款議会費の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（増子一馬） 1款議会費につきまして、ご説明申し上げます。

88ページをお開きください。

1款議会費、1項議会費、予算現額9,695万3,000円に対しまして、支出済額9,596万3,656円であります。

議員報酬ほか議会だよりの印刷費、会議録作成委託料、各種議会運営にかかわる経費であります。

なお、議会活動内容につきましては、先ほど、ご説明させていただきました決算資料の34ページに記載をさせていただいております。

以上で、議会費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○委員長（増田武夫） 説明が終わりましたので、1款議会費についての質疑をお受けいたします。

それでは、1款議会費につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、2款総務費に入らせていただきます。

2 款総務費の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（増子一馬） 2 款総務費につきましてご説明申し上げます。

90ページをお開きください。

2 款総務費、1 項総務管理費、予算現額 8 億9,553万9,000円に対しまして、支出済額 8 億8,350万9,114 円であります。

1 目一般管理費の 4 節共済費及び 7 節賃金は、事務補助及び宿日直業務の臨時職員にかかわる費用であります。

11節需要費は、法令等追録代、事務用消耗品及び庁舎にかかわる光熱水費が主なものであります。

12節役務費につきましては、郵便料、電話料が主なものであります。

13節委託料は、顧問弁護士委託料ほか広報配送委託料などであります。

細節 9、訴訟代理委託料につきましては、固定資産税評価額に係るしまむら裁判における顧問弁護士への委託料であります。

なお、顧問弁護士の相談実績につきましては、平成19年度は 5 件であります。

次のページをお開きください。

細節11、例規管理システム保守委託料は、条例規則などの改廃作業のためのパソコンシステムの保守委託料であります。

14節使用料及び賃借料、主なものは複写機借上料であります。そのほか、各種借上げとなっております。

2 目広報広聴費の主なものにつきましては、需要費で月 1 回発行の広報まくべつの印刷製本費が主たるものであります。

3 目財政管理費、本目の主なものは、11節需要費の印刷製本費で、予算書の印刷製本費であります。

94ページをお開きください。

4 目会計管理費は、出納室にかかわる経費で、11節需要費は、決算書の印刷製本費、12節役務費の細節 15、派出業務取扱手数料は、役場庁舎 2 階出納室にある北洋銀行派出窓口にかかわる手数料であります。

5 目一般財産管理費、本目は主に中央会館及び国際パークゴルフ協会などが入居している共同事務所の管理費用であります。11節需要費、細節40の修繕料につきましては、庁舎や職員住宅の補修が主なものであります。

13節の委託料は、役場庁舎等の管理委託料が主なものでありますが、次のページ、細節11は忠類地区のテレビ中継局の保守点検にかかわるものであります。

15節工事請負費は、旧忠類物産センター改修工事が主なものであります。

23節償還金利息及び割引料の分譲地購入代金返還金は、買戻し特約により、土地の返還を受けたものでございます。

28節の繰出金につきましては、公共用地取得特別会計への繰出金で、札内 9 号南通り用地取得事業の起債償還元金利息に対する繰出しであります。

6 目近隣センター管理費、本目は、40カ所の近隣センターと 6 カ所のコミセンの管理運営にかかわる経費であります。

13節委託料では、主にコミセンにかかわる管理、警備の委託料であります。次のページになりますが、15節工事請負費は、相川近隣センターの水洗化工事及び札内北コミセンの改修工事に係るものであります。

17節公有財産購入費は、猿別近隣センター駐車場用地購入分でございます。

19節負担金補助及び交付金、細節 3、近隣センター運営交付金は、40カ所の近隣センターにかかわる運営交付金であります。

7 目庁用車両管理費、本目は、福祉バス 3 台、集中管理による車両31台、町長公用車などに係る車両維持管理費用であります。

主なものにつきましては、11節需要費の燃料費、それから、12節役務費、自動車損害保険料などであり

ます。

8目町営バス運行費、本目は幕別駒島間運行にかかわる費用で、次のページになりますが、13節町営バス運行委託料が主なものであります。

9目町有林管理費、本目は町有林の管理費用で、15節、細節1の町有林整備工事につきましては、下草刈78.00ヘクタール、除間伐89.22ヘクタール、樹高伐8.32ヘクタールを実施いたしております。

10目の町有林造成費、本目は、町有林の造成にかかわる費用であります。15節工事請負費、細節1、開伐工事につきましては、23.54ヘクタール、細節2、造成工事は、地拵え6.66ヘクタール、植栽工事15.74ヘクタールを実施いたしております。

11目企画費、本目は、企画室に係るものであります。1節報酬は、総合計画策定審議会委員報酬で、19節負担金補助及び交付金は、細節5番、十勝圏複合事務組合など広域行政に関する経費。

それから、次のページになりますが、細節9、手づくりのまち推進委員会への交付金、あるいは細節10、国際パークゴルフ協会に対する交付金。

これらが主なものであります。

12目支所出張所費、本目は、札内支所及び糠内、駒島各出張所にかかわる費用で、7節賃金は、各出張所にかかわる臨時職員の賃金、その他事務用経費が主なものとなっております。

13目職員厚生費、本目は、職員の福利厚生及び研修にかかわるもので、9節旅費は、職員研修計画に基づく各種研修旅費、12節役務費は、職員健康管理のための各種健康診断手数料などが主なものであります。

14目公平委員会費、本目は、公平委員開催にかかわる経費であります。次のページをお開きください。公平委員3名にかかわる報酬及び費用弁償であります。

15目交通防災費、本目は、交通安全対策、防犯対策及び災害対策にかかわる費用で、1節報酬の交通安全指導員にかかわる経費。

それから、7節賃金の交通安全推進委員の設置費用や、11節需要費、細節21は、防犯灯に要した電気料であります。

13節委託料、細節7は、防災無線の保守点検委託料であります。これは忠類地区におきまして、本機2基、街灯用3基、一般住宅用778基にかかわるものであります。

15節工事請負費では、防犯灯の新設87灯、器具更新10灯などに要した経費であります。

次のページ、16目諸費、本目は公区運営関係経費や、各種負担金及び補助で、ほかの課目に属さない経費の支出課目であります。

1節報酬は、各種委員会委員の報酬であります。

それから、19節負担金補助及び交付金では、細節3、十勝町村会の運営に対する補助金、細節10は、江陵高校振興会の運営に対する補助金。

細節11は、地方バス路線維持に対する補助金などあります。

次のページになりますが、22節保障補てん及び賠償金は、公用車の物損事故による賠償金であります。

24節の投資及び出資金は、地域振興公社への出資金といたしまして、10株を取得しまして、幕別町の持ち株総数は615株となりまして、全体の38.44%の保有率となっております。

17目基金管理費、本目は、各種基金から生じる利息あるいは寄付金等をそれぞれの基金へ積み立てたものであります。

なお、各種基金の年度末残高につきましては、先ほどご説明を申し上げたとおりであり、本決算書の最終ページに掲載をしているところであります。

18目電算管理費、本目は電算処理業務に係るものであります。

11節の需要費では、納付書等各種電算関係用紙の印刷製品費であります。

13節の委託料は、電算機器及び業務用ソフトの保守点検委託料、細節9は、北海道電子プラットホームにかかわる維持管理経費であります。

14節は光ファイバー用設備を仮設してある電柱などの借上料などあります。

18節備品購入費では、平成20年度から解消した電子決済業務にかかわるモニターの入分であります。

19目協働のまちづくり支援費であります。112公区にかかわる公区長報酬や公区運営交付金及び協働のまちづくり支援事業にかかわる交付金が主なものであります。

次のページになりますが、19節負担金補助及び交付金の細節5は、ナウマン太鼓保存会への太鼓一式の助成ほかであります。

20節扶助費の公区活動見舞金については、公区活動中に発生した怪我に対する見舞金1件分であります。

20目総合支所費であります。忠類地域の振興策について協議をする地域住民会議委員報酬や、住民の相談業務、各種届出事務等に係る費用及び調査管理運営に係る費用が主なものであります。

2項町税費、予算現額2,502万6,000円に対しまして、支出済額2,406万6,326円であります。

1目の税務総務費ですが、次のページになりますが、本目は、7節賃金の臨時職員賃金及び事務用経費が主なものであります。

19節負担金補助及び交付金の細節4、十勝圏複合事務組合滞納整理機構につきまして、その管理運営にかかわる幕別町の負担金の支出であります。

2目賦課徴収費、本目は、賦課徴収にかかわる費用で、12節、細節19、コンビニ収納手数料につきましては、平成18年度から税使用料をコンビニエンスストアで納付できることとしたところではありますが、平成19年度の実績は、2万370件の利用があり、それに伴う手数料を北海道銀行が加入している地銀ネットワークに支払いをしたものであります。

13節委託料では、細節5、家屋評価システム、細節7、収納管理システムの保守点検委託料などありますが、細節11、細節12、細節13につきましては、平成21年度固定資産評価替えに伴う各種業務委託であります。

次のページになりますが、14節では、家屋評価管理システムの借上料、23節の過誤納還付金などあります。

次に、3項戸籍住民登録費、予算現額544万円に対しまして、支出済額526万6,617円あります。

1目戸籍住民登録費、本目は戸籍及び住民登録事務にかかわる経費であります。

13節委託料の主なものは、住基ネットワークシステムにかかわる費用。

14節使用料及び賃借料は、細節5の戸籍電送機借上料や、細節6の住基ネットワークシステム機器借上料などあります。

4項選挙費、予算現額1,912万3,000円に対しまして、支出済額1,879万9,560円あります。

1目選挙管理委員会費、本目は、選挙管理委員会開催にかかわる費用であります。

次のページになりますが、2目の知事道議選挙費、本目は平成19年4月8日執行の北海道知事道議選挙にかかわる執行経費であります。

3目の町長・町議選挙は、平成19年4月22日執行の町長・町議選挙にかかわる各種執行経費であります。

次のページになりますが、4目参議院議員選挙費であります。平成19年7月29日執行の参議院議員通常選挙にかかわる執行経費であります。

次のページになりますが、5項統計調査費、予算現額123万3,000円に対しまして、支出済額95万4,068円あります。

1目統計調査費、本目は、1節報酬の工業統計調査ほか3つの統計調査にかかわる調査員報酬など、統計調査事務にかかわる費用が主なものであります。

6項監査員費、予算現額249万1,000円に対しまして、支出済額238万3,123円あります。

1目監査員費ですが、本目は監査員報酬及び監査業務にかかわる経費であります。

以上で総務費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○委員長（増田武夫） 説明が終わりましたが、ここで11時まで休憩いたします。

（10：45 休憩）

（11：00 再開）

○委員長（増田武夫） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終わりましたので、2款の総務費について、質疑をお受けいたします。

中橋委員。

○1番（中橋友子） 3点についてお尋ねをいたします。

まず、97ページ、総務の6、近隣センター管理費の13委託料、1、コミセン管理委託料であります。

2,749万ということですが、地域イントラネットの整備がなされまして、各コミセン等におきまして、端末機が置かれまして、パソコンでの利用でのいろいろな受付業務などもされているということだと思います。

それで、その実績ですね。

どのぐらいその地域イントラネット整備されて、利用されているのか。

施設ごとにお答えをいただきたいと思います。

続きまして、108ページ、18の電算管理費であります。

この電算管理費の18委託料の9、北海道電子自治体プラットフォーム運用委託料、この事業につきましては、毎回お尋ねをしております。

加入の意味合いなどについても、多額の委託料がかかっていることからお尋ねをしてきたのですが、昨年度の決算のときでは、北海道180自治体のうち、119自治体が加入されているということでありました。

19年度ではどうであったのか。

そして、この事業そのものも有効であると押さえられているのか。

今後も継続されるのか、伺います。

同じく委託料の中で、11施設予約システム業務委託であります。

これは296万円ということで、総務部長のご説明ですと、納付に係ることであるということでもあります。

具体的な内容と実績について伺います。

次に、113ページ、2款の町税に係りまして、税務総務費の中で、19の負担金補助及び交付金、この4、十勝圏複合事務組合負担金、滞納整理機構に係りましてですが、実際に99万1,000円支払われております。

ここ滞納整理機構に渡されました納入業務に係る件数と金額、それから、当然徴収、滞納されているものの徴収を依頼したわけでありますから、その中身について、どのような内容の滞納であったのか。

所得別に分けていただいて、どれだけの所得の人が幾らの滞納をして、ここに渡されていたのか、お尋ねをしたいと思います。

○委員長（増田武夫） 暫時休憩します。

（11：04 休憩）

（11：05 再開）

○委員長（増田武夫） 開会いたします。

企画室参事。

○企画室参事（長谷 繁） キオスク端末、コミセンなんかには置いているものなのですが、キオスク端末と申しております。

こちらの利用実績なのですが、19年度、これは施設によってとてもばらつきがあるのですが、一番多いところは、忠類の福寿で729件です。

あと、コミセンは17件から、少ないところですね。

それから、多いところでは255件まで。

これは施設によって相当ばらつきがございます。

利用実績は申し上げましたとおりです。

次に、電子自治体のプラットフォーム運営委託料、それと、施設予約システムの業務委託料です。

決算書は9ページです。

この2件についてのお尋ねですが、これは19節のところに、北海道電子自治体推進協議会というのが出ております。

こちらで北海度の市町村が共同してそういうシステム開発に当たっていくという事業であります。

まず、電子申請、これは業務としては2つございます。

一つは電子申請、もう一つは公共施設の予約です。

電子申請の方なのですが、これもやはりコンピュータを介して申請を出しても、例えば、証明書の受け取りですとか、結局やはり足を運ばなければいけないというのが、かなりございます。

やはり、実際の利用というのは、なかなか出てこないところです。

それと、ホームページの方には、申請書のダウンロードというところも設けておりますけども、ダウンロードして、ご自分で改めて書いて窓口へ行く。そういう使われ方は、これはホームページの中の特定の部分がアクセス件数というのは押さえられませんので、これはホームページそのものへのアクセス件数は抑えられるのですが、ダウンロードが実際にどれだけあったかといいますと、押さえられない状況です。

これはホームページの方です。

ちょっと説明がややこしくなるのですが、私どもの方では、ホームページで独自にそういう申請書のダウンロードがしていたのですが、一方、先ほど申し上げました電子自治体の推進協議会の方では、全道でということです。

これ、仕組みを申し上げますと、例えば、幕別のホームページへ入ってくる。

あるいは、電子自治体の方で運営しているそういう電子申請のページで直接行くなりして、結局機械自体は、町では持たない仕組みなのです。

要するに、機械が札幌にあるのですよ。

もう回線を経由して、そちらへ情報を取りにいくし申請をするという仕組みなのですが、やはり法的な整備といいますか、ネット上で全ての手続きが終わらないというのが、今はネックなのです。

それで、なかなか利用件数、これはうちの町に限った話ではなく、なかなか上がっていないようであります。

それともう一つ、施設予約の方なのですが、これは特に町民の方というのは、スポーツ施設であれ文化施設であれ、利用者の大半の方というのは、恒常的に利用されています。

ですから、例えば、今日、どこかの施設を使う。

その帰りに、次の予約をするだとか、そういったことが全体の中ではかなり大きいです。

それと、実際にはファックスでの受付もしておりますので、そういうものがやはり圧倒的なのです。それで、実は、本年度、この二つのシステムに関しては、もう一度再検討しております。

町の身の丈にあったようなシステムというのを見出せないかということで、今、担当の方で検討しております。

結論はこれからになります。

現状を申し上げました。

○委員長（増田武夫） 税務課長。

○税務課長（姉崎二三男） 十勝圏複合事務組合負担金、滞納整理機構の99万1,000円の内容でございますけども、まず件数でございますけども、17件でございます。引き受け件数。

税額にいたしまして、2,278万7,000円という金額を引き受けていただいております。

実は、これにつきましては、滞納整理機構自体が、基準として設けられていますのは、大口滞納事業、事案、あるいは、差し押さえ等滞納処分が必要な事案、あるいは、税の公平を確保しなければならない事案、広域的な財産調査が必要な事案、それから、市町村では整理困難な事案というようなものが、主でございます。幕別町の基準といたしましては、大口滞納者50万以上の方を中心に、滞納機構にお願いしよう。

あるいは、資力がありながら、納税に対する誠意が見受けられない方、これは誓約書あるいは相談に応じないというような方を中心にして、そのような方を考えているというものでございまして、もう一つにつきましては、その他町外の転出者で滞納がある方。

このような方を対象にして実施しているというものでございます。

基本的に2,278万7,000円引き受けていただきまして、そのうち446万程度導入されて、滞納整理機構で

収納実績が上がってございまして、うちの分担金、231万、これは国保と合わせて231万円ですけども、費用対効果につきましては、193%の費用対効果が払われているという内容でございます。

それから、滞納の中身の内容、それから、所得別に幾らの滞納かという内容でございますけども、これにつきましては、今ちょっと調べている最中でございますので、後ほどお答えしたいというふうに思います。

○委員長（増田武夫） 中橋委員。

○1番（中橋友子） まず、コミセンの端末機の利用、忠類は件数が比較的多い729件ということですが、そのほかの施設については、ばらつきがあるといういことでありました。

確か地域イントラネット整備事業には、もちろんこれだけの事業ではありませんが、総額で3億を超える投資をされたというふうに認識しております。

それが、投資したものが活用されて活かされるということが大事だと思うのですが、これらの件数、17件とかということであると、本当に1カ月に1回、あるかないかというようなことではないかというふうに思うのですよね。

この辺の利用状況について、どのように押さえられていて、今度、その利用を上げるために、どんなことを考えていらっしゃるのか、伺います。

それと、電算管理の方であります、再検討されているということですが、ぜひ、深めていただきたいというふうに思うのですが、かねてからこういうところに対する最近の決算の中で、電子システムにかかわる経費というのがあちこち出てきまして、随分高額になってきているのですよね。

前段のその予約の問題もそうなのですが、これら投資をしたものが、本当に値ある活用になっているか。一番目の質問と同じになってくるのですけれども。

そこに北海道電子自治体につきましては、昨年度の決算の中では、システムのもっともっと有効に活用するような研究開発も含めて取組んでいるのだというようなお答えだったように記憶しているのですよね。

だから、1年間かけてどんな研究が進んだのかなということが、知りたいところでもありました。

それから、そのときに、加入していた自治体が119ということであったのだけれども、そういう研究が進んで、さらに加入する町が増えていっているのか。

逆にこれはやはり見直さなければならぬということで、減っていっている状況もあるのか。

そんなことも含めて、決算の中でお尋ねしておきたいというふうに思いました。

これもお答えいただきたいというふうに思います。

それと、施設予約システムにつきましても、296万円かけていますが、システム上この利用、これの利用状況だけが出てこない、ホームページにつないだら、ほかのものも全部カウントされていくので出てこないということありますから難しいのだろうと思うのですが、しかし、これもやはり、せっかくこうやって予算を計上してやっている事業でありますから、実際にどのぐらい利用されて活かされてきているのかというのは、何らかの方法で押さえしていく必要あるのではないのでしょうか。

その辺はいかがでしょうか。

それと、滞納整理機構であります。

これは、ぜひ資料いただいて、再質問もさせていただきたいと思いますが、町が基本として押さえられているその50万円以上を中心に、あるいはその財力がありながら誠意が見られないとか、町外の転出というのは別ですけども、この1番、2番を判断する上で、実際にどんな人が納めていないのか、そこところが一番大事なところだというふうに押さえられているのです。

だから、そういうのを示されてはじめて、この1番、2番のとおりに行った結果が、先ほど言われましたように、446万円の回収になりましたよということですが、さりとて、全体では2,178万7,000円ということありますから、そういった達成率から考えたら、決して高い数字でもないというふうに思うのですよね。

ですから、その辺の押さえたと資料をきちっと出していただいた後に、再度質問させていただきたいと

思います。

○委員長（増田武夫） 企画室参事。

○企画室参事（長谷 繁） まず、数のことで申し上げます。

電子申請の方なのですが、総体では前年度よりも参加している数は増えております。

ただ、これは出入りはあります。

総体では増えております。

数が今ちょっとはっきりした数字はないのですが、130くらいになっているという状況がございます。

それともう一つ、施設予約の方なのですが、これはこのシステム運営に参加しているのは、札幌市と幕別です。

二つだけなのです。

というのは、全道の市町村の中には、独自に別なソフトで稼働させているだとか、いろんな事情がございます。

それと、今回、私どもが再検討ということを先ほど申し上げましたが、やはり大きな町と小さな町とが、やはり同じシステム、それは先ほど申し上げましたように、利用者の行動形態もでございます。

それと、予約に殺到する数ですとか、競争率といった方がいいでしょうか。大都市と比べると。

そういったことで、やはり折衷案というよりは、大きな都市に合わせたシステムにどうしてもならざるを得ない事情がございます。

それにカスタマイズの相談も一方でしているのですが、幕別に合わせると札幌が都合悪くなるですとか、使い勝手のですね。

それはまず一つは、利用者側、そして、次に管理する側にとってのという意味です。

それで、先ほど申し上げましたように、もう一つの道はないだろうか。その方法を今探しております。

と申しますのは、やはり質問の中にもございましたけども、どれだけ活用されているか。

私どもとして言い換えますと、1件当りのコスト、そういったこともやはり念頭に置かなければなりませんので、町に合ったシステムというのを、今、模索している最中でありまして。

○委員長（増田武夫） 企画室長。

○企画室長（佐藤昌親） それと、コミセンのキオスク端末の利用に向けて、もっと利用されるための方策等々についてどう考えているかというお話でありました。

もともとイントラネットの整備につきましては、電子申請の自治体を構築するという案に国家戦略のもとに、しかも幕別町におきましては、合併を機に、この機会を利用して、補助金も有効に活用してということで、情報の提供を積極的に進めたいという基本理念のもとに進めてまいりました。

町内でパソコン持っている方がはたしてどれだけいるかという実態というのの捉えてはいいのですが、かなりの方がもう個人的にパソコンお持ちになりまして、ホームページなんかも開いている。

もちろん、そういう方については、自宅でキオスク端末が、コミセンのキオスク端末を利用することなく、利用できるのだらうと思っておりますが、もちろん、パソコン持っていない方もいらっしゃいます。

そういう意味ではサービスを公平に提供するという観点からも、補助金をもらうに当たりまして、そういうことを十分に検討の上という総務省でのやりとりの中で、キオスク端末を広く設置するという事になったわけでございます。

ですから、確かに施設におきましては、より利用されているところ、利用されていないところもありましようけれども、私どもも従来からコミセンの管理人さんなんかについても、そういうようなキオスク端末を利用しに来た場合については、そういうやり方等もわからない方がいらっしゃいましたら、教えてあげる、そういうことが必要であるというふうにももちろん感じておりましたし、その辺の議会でもご質問が当然ありました。

そういうことで、そういうことを意に持ちまして、管理人さんについては、これまでも端末の利用しやすさを住民の方に教えておりますし、さらには去年だったでしょうか。出前講座なんかでも、このキオスク端末の利用がちょっとわからなくて知りたいという方が、仲間がいらっしゃいましたら、どうぞ出前講

座なんかでも利用くださいというようなことで、その側に周知した看板を、看板といいましょうか、紙をつけたということもございます。

いずれにいたしましても、これからもそういう情報提供は大事だということを考えておりますし、キオスク端末、従来にもまして、より利用できるように、利用していただけるように、いろいろと今後も検討してまいりたいと思います。

○委員長（増田武夫） 中橋委員。

○1番（中橋友子） それぞれ款目違う質問ではありますが、共通し言えることは、今、お答えにありましたけれども、その電子自治体ということで、国家戦略プロジェクトという形で、これは幕別町だけでなく、全国で展開されてきて、そういう事業が推進されてきたのだと思うのですね。

そこに投入された経費も非常に多額のものがあると思うのです。

しかし、現実には市町村の規模の違いであるとか、あるいは、そのパソコンの保有状況であるとか、いろんな状況で、必ずしもそれが活かしきれていないというのも、今のお答えの中でも実態だと思うのですよね。

そうなりますと、やはり最初から設置する段階で、国家プロジェクトだから、あるいは有利な補助がつくからということで、そういう事業を実施するのではなくて、本当にその町にとって有効化どうか、うちの町にとってどうかということの吟味がもっとも必要であったのではないかというふうに思います。

これは、これからもどんどんこの傾向は強まってくると思いますので、ぜひ、この事業にかかわってのあり方については、意を用いていただきたい。

このように思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（増田武夫） 副町長。

○副町長（高橋平明） 中橋委員おっしゃられるように、電子化、国全体が進めている事業のわけでありまして、当然それに操作に慣れる。住民ですね。

これがまず必要なことなのだろうというふうに思います。

ただ、時期を、インフラ整備ですね。要するに、社会資本としての電子ネットワークを組むための整備、時期を逸してしまうと、多額の金額軽減を要するですとか、そういった判断もまた一方ではあるわけでありまして、そういったことを、両方勘案しながら、整備には心掛けていきたいというふうには思っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○委員長（増田武夫） それでは、先ほどの滞納の関係は、後ほど。

ほかにありませんか。

永井委員。

○14番（永井繁樹） 19目協働のまちづくり支援費に係りまして、111ページになりますが、ここで19節の負担金補助及び交付金に係わって、細節がよに適するかどうかはちょっとわかりませんが、私は適するとして判断して質問しますが、執行方針にもアダプトプログラムの計画が述べられておりまして、その1年目を19年度は迎えたと思うのですよね。

そのことについての結果等については、資料等にございませぬから、どういう事業計画をもってして、現況、どういうアダプト体制になっているのかということと、1年間やった結果ですね。先進事例もかなりあると思いますので、これらについて、1年を踏まえた結果、今後についての方向性をどのように修正して、さらに推進していくのか。

まず、これを1点お伺いします。

それと併せて、出前講座の資料がここに出ておりまして、17年から19年、かなり件数増となっておりますが、当然この内容については、私たちは事前に説明を受けていますから理解をしているところでございますが、こういった3年経過の中で、出前講座の効果というのを、どのように捉えておられるか。

今回、19年度はかなりの件数が2,708人ということで、77回の開催ですから、かなりメニュー的にも豊富なメニューでやられたと思うのですが、それらの実態、そして、出前講座の必要性というのは今後も続

くでしょうから、今度に向けた方向性ですね。

それも述べていただきたいと思います。

あと、協働のまちづくりに係わっての交付金額実質件数が出ておりますが、19年度の実数がここで810万強ということで180件。3年前から比べますと、倍増に近い実績だということで、大変喜ばしいことなのですが、私が推測するに、環境美化に係わっての実施件数がかなり増えてはいるのだと思うのですが、全体的にこの事業内容を精査したときに伸びていく事業、留まってしまっている事業とかあると思うのですね。

それらを決算を迎えてどのように分析されて、今度の協働のメニューにつきましては、どのような方向性で考え方持たれているのか。

これらについて、お伺いをいたします。

○委員長（増田武夫） 企画室参事。

○企画室参事（長谷 繁） はじめに、アダプトプログラムのことからお答えをいたします。

19年度では、4団体94名の参加であります。

それから、今後のことなのですが、これはまだそれぞれの団体で、実際に活動して、まだ日も浅いということで、それで、一回りというか、ワンクールの経験が終わりますので、改めて私どもとして、どういったことの手立てをさらに加えればいいのか。

そういったことも含めて、実際に今回アダプトプログラムに参加した皆さんのお話を伺うところから進めてまいりたいと思います。

それから、出前講座であります。

出前講座、これは19年度特に多かったのは、後期高齢者医療制度にかかわる講座というのが、とても増えております。

前年度に比べて、3倍弱ぐらい、総体の人数ではそのぐらいに、講座を受講された方の人数が増えております。

効果なのですけども、やはり先ほど申し上げました後期高齢者医療のように、その時々が一番の関心事、そういったことをやはり公区であったり老人会であったり、いろんなところから、やっぱりタイムリーな講座を組んでほしいと。

テーマの開催される側の方からのテーマの要望というのが、はっきりしてきているということでもあります。

ですから、今後もまちづくりの上で、いろんな折々のテーマというのは、新しく生まれてくるものもあるでしょうから、そういったものに即応できるような、例えば、講師の派遣ですとか、そういった対応をこれから組んでまいりたいと思います。

もう一つは、協働のまちづくり支援事業交付金の件数のことです。

これ、件数の多少の増減はありますけども、交付金の総体というのは、段々落ち着いてきております。

今回、決算書にこの金額、多少の前後はありましても、ほぼこの金額で、全体は推移していくものと思います。

それで、伸びていくもの。例えば、環境整備の中で、やはり身近な場所を花で飾ろうということでは、手掛けられたところは、そのまま翌年も引き続いてやっていただいております。

そういったのを、実際に見た、他の地域の方が、では、我が町もというふうに段々広がってまいります。

一方ではこういうこともあります。

それともう一つは、毎年かからないお金がかからないというものもあります。

例えば、防災関連の計画をつくる。

あるいは防災用品を公区で揃える。

あと、それから、地域イベントですね。

これは1回それらがしばらく使えますので、そういう備品関係なんかは、順々に出てくるという感じですよ。

そういったことで、全体の事業ボリューム。

ただ、そう極端な増減は今後もないのではないかというふうに思っております。

○委員長（増田武夫） 永井委員。

○14番（永井繁樹） アダプトの方からお伺いしますが、予定をされていたアダプトに係る事業というのが当然あったと思うのですよね。

これは公園管理に係わってのごみ等の収集とかいろんな部分がありましたけれども、4団体94名の参加ということで実情はわかりましたが、実際に幾つの公園の想定があって、そのうちアダプトに登録された団体が4団体だと。

いくつのうちこうなったのかと。

では、大きな公園等で、まだアダプト体制に入っていない公園があるのだらうと、私は思います。

そういったところの方向性が、今度に向けてどういうふうと考えられているのかということの考え方ですね。

それと、これ1年、2年経っていくことによって、アダプトの先進地というのはかなりありますけども、今、係わっている方からいろんなお話を伺っていききたいという、当然そういった姿勢が表明されましたけど。

これをやっぱり早々にやるには、先進地ではシンポジウムという形で、ちょっと固い表現になりますけども、そういう開催をしていますから、その中で、情報交換をどんどんやっていくと。

これはやっぱり旗揚げのときからやっていかないと、行政側の情報が、例えば進んでいく。

アダプトをやっている関係者の情報が、同じく進んでいくのならいいのですが、その情報の差異が出る。

議会にも差異が出てくるということになると、アダプトのあり方に対する理解のそのレベルですよ。

その辺は、行政としては、これ事業として取り入れるのであれば、ある程度高いものに持っていく必要があるらうと。

そのために方策が必要になりますよね。

当然係わっている人たちが、一同に会する、別に会するは別としても、そういった情報提供の場とか、いろんな部分で推進を抑制させていくためのいろんな手立てが必要になる。

それらについては、今のところは何ら明確な方向性は打ち出されていない。

事業を始めるときには、3年から5年程度の事業を考えるのであれば、当然、そういったところの事業計画を明確にされて、係わっている関係者には、そういう体制でいくのかということをはっきりすればいいのですが、今の印象では事業のみと。

やったかやらなかったかというだけなのですよ。

この辺はソフトの面がかなり重要になってくるので、これ辺りをどう考えているのか。

その辺りを強く考えます。

考え方をお聞かせください。

あと、協働のメニューのボリュームがある程度一定化、安定化しているという実態はわかりましたが、これはあくまでも先般の一般質問でも述べましたが、公区行政を中心とした中での取り組みですから理解はできるのですが、ボリュームが安定化するという事は、私はそれほどいいことではないらうと。ボリュームがやはり膨らんでいかなければいけない。

それが整理整頓されて、一度しばんだけども、またそれが膨らんでいくという、そういう交互の作用が必要だと思うのですよね。

公区中心とした協働事業メニューから、さらに進むにはどういったことをこれから考えられていくのか。これについての考え方をお伺いします。

あと、出前講座については、当然要望型の開催と、ある意味では、言葉が適切ではありませんけども、自主的な開催というところで、それが混ざった形で私はやられていると思うのですが、実際に今回出前講座に、要請をしなかったりとか、そういうことで、全町民から見ると、2,708名ですから。

事業としての成果は評価をしますが、これを出前講座を町の一つのコミュニティのあり方としての普及を考えたときには、どうしていくのか。

要望だけで済ませるのか。

私はそうではないと思うのです。

その辺あたりも、住民との共同理解、情報を共有するという意味からは、かなり必要な形になっていくのですが、これらについてはどう考えますか。

○委員長（増田武夫） 企画室参事。

○企画室参事（長谷 繁） アダプトプログラムですけども、9公園を予定していて、現在7公園です。7公園での実施ということになっております。

それから、先ほど申しあげました一つの団体が、複数の公園を持っていただいているところもありますので、数としてはそんなふうになります。

それから、協働のまちづくりのことなのですが、私は数というのは増えたり減ったり、おっしゃるように、トータルで見て、全体として膨らんでいく最も好ましい話だと思います。

ただ、協働という概念、ここのところだと思います。

協働というところが新しく出てきた概念です。言葉は日本語ですが、アメリカの政治学か何かの用語を日本語に置き換えたのが協働です。

協働というのは日本で、この言葉が入ってきたから突然始まったものでは、私はないと思います。

P T Aの活動であるとか、従来の公区の活動ももちろんです。

地域の人たちが、身近な問題を力を合わせて知恵を集めてというのは、これは日本のある意味お家芸みたいなところがあつたと思います。

それがあつた時期、やはりちょっと細くなつてしまつた。そういう人と人の関係が実際、そこへやはりまちづくりの刺激剤といいますか、また、そのかつてのその地域のコミュニティというのを考え直そうよというような意味で、私はいい意味でその協働という言葉が、世の中に出てきたのだらうと思います。

ですから、これはちょっととどくなりましたが、協働のまちづくりの支援事業の件数とか金額だけでは、私は言い尽くせないものがあるのではないかなと、そのことを申し上げただけであります。

それから、出前講座なのですが、確かに用法に応じてということでもあります。

ですが、これから環境宣言のこともありますし、いろんな折々のテーマが出てまいります。

担当の方から、逆にこんな講座はいかがでしょうか。そういう投げかけも当然一方では大事なことだと考えております。

そういったことで、出前講座も協働もアダプトプログラムも、やはり一つまとめて大きくデザインしていく必要もあるのかなというふうに思っております。

○委員長（増田武夫） 永井委員。

○14番（永井繁樹） 初年度で今年2年目ということで、歴史が浅いのですけれども、全国的に自治体関係者等が集まっている大きなシンポジウムの会もありますからね。

やはりそういったものにはやっぱり自治体としては、積極的にまず参加をされて、全国の状況はどうなっているのかということをやっぱり把握する必要があると思うのですよね。

その辺は早ければ早いほど私はいいと思います。

そういった情報を、また提供する場所として、では幕別町ではどうやろうと。

小さいシンポジウムをやるのか、いろんな方法あると思いますが、その後段になっている協働のメニューにしても出前講座にしても同じだと思うのですが、要するに、参加する側の気持ちとか考え方とか、いろんなこと、その対話の中で引き上げていかないと、どちらにしても今言った大きな枠取りでの協働ということには必ず結びついていかなくなってしまうから、その辺は今、答弁された私は考え方でいいと思いますが、それに向かつていくための細かい手立てが、やはりちょっと遅いのではないかと、思うのです。

ですから、ぜひ、アダプトについては、これ、9公園のうちで、実際に4団体ということは、スタートと

しては悪くはないですが、先進的な事例の自治体からみると、もっともっとこれは増えていかなければいけない。

それも時間がかかるのではこれは意味がない。

ですから、協働辺りは、公区を中心としたメニューですけども、実際にこれ、住民団体とかNPOとの対話を拾い上げていけば、公区行政以外のものというのは当然出てくるのだと思うのですね。

そういったところの方向性が今、答弁の中、そういったところの方向性が今、答弁の中にないですから、やはりその現状については十分わかりましたし、公区行政についてもわかりました。

だけど、やはりいろんな住民の枠取りがありますので、それらの対話型による引き上げというのをどんどんしていかないと、本来目指す協働にはなっていない。

アダプトも協働活動の一つですから、同じ理屈なのですけども、これらについて、もう一歩進めた考え方をお持ちではないのか、伺います。

○委員長（増田武夫） 企画室長。

○企画室長（佐藤昌親） 1点目につきましては、アダプトプログラムについて、先進地等の自治体の集まり等にも参加してはということでした。

これからも、アダプト、あるいは協働につきましては、いろんな情報を捉えることを考えながら、対応してまいりたいというふうに思っております。

それと、協働のまちづくりの公区以外の、要はメニューを対象にしたらというご質問だと思いますけれども、これまでも協働のまちづくりにつきましては、メニューを拡大したいということは基本的には考えておりますが、そのことについては、例年公区長さん方にも、そういう姿勢については表明しているところでもあります。

そういうような提言を受けて、メニューが拡大してきたこともまた事実であります。

今年度につきましては、20年度につきましては、特に地域力を高めるといふこともちょっとありまして、北海道内でご説明しております町内会の連合協議会だかというところがあるのですが、そこでかなり有意義な研修をやっているという情報もあったものですから、そういうところに参加する場合の旅費の一部であります。そういうものもメニューに取り入れたというようなことがございます。

ただ、公区以外の対象にしたというものでは、従来は公区だけですが、それにつきましては、さらに老人クラブも対象にしたということではあるのですけれども、多分それ以外の拡大でもということだと思います。

これまでの公区長さんの代表会議の中でも、その辺は一度ちょっと議論させてもらったことがありますが、まずは公区主体で進んできたこの協働の事業が、まずそこを重点的に進んで、ちょっとそれから振り返って見たらどうだというようなことで、とりあえずは公区、あるいは老人クラブが主体となった対象ということで進めているところでございます。

今後におきましても、今ご意見ありましたことも、公区長さん方ともまた、話し合ってみて、その辺のことも検討してまいりたいというふうに思います。

○委員長（増田武夫） 続いて、ほかにありませんか。

先ほどの中橋委員の残った答弁。

税務課長。

○税務課長（姉崎二三男） それでは、先ほどの質問の滞納の中身の関係でございますけども、まず、滞納者でございますけども、17件、これは16個人、それから1法人、この17件でございます。

いずれも町内在住というものでございます。

職業別に言いますと、自営業は7名、それから、給与所得者が9名、それから法人が1件というふうになります。

それから、所得階層でございますけども、19年度で申しますと、申告をしていない方が一人、それから、所得が100万円以下の方が二人、それから所得が200万円以下、100万円以上200万未満の方が8名。

それから、200万以上300万未満の方が5名。

それから、1法人というふうな内容でございます。

それから、滞納額の関係でございますけれども、50万円以下といたしますか、50万円未満が1件。

それから、50万円以上100万円未満が8件。

100万以上200万円未満が4件。

200万以上300万円未満が2件。

300万円以上400万円未満が2件。

合わせて17件というふうな内容でございます。

○委員長（増田武夫） 中橋委員。

○1番（中橋友子） まずは、全員幕別町内の方であったということですね。

16個人の1法人で、自営業者が7人と、それから、給与所得者9人、法人が一人ということですね。

申告をしていないという方、これはちょっとわかりませんが、17件のうちに、ほとんどが300万円以下という方でありませぬ。

この2番目の財力がありながら、誠意が認められないという基準が、ここで滞納整理機構に渡されるというわけですが、

先日、帯広市の滞納状況の数字も新聞で取り上げられておりましたけれども、金額はともかくとして、件数でいえば圧倒的に200万、100万以下という方たちだったので、

ここで見ましても、その100万以下が二人、200万から100万が8人、200万から300万が5人ということになりますから。

ですから、これが財力がありながらということに、機械的にはいかないと思うのですよ。

どういう判断で渡されているのかということですね。

これをお聞きしたいと思います。

それと、その滞納金額が、50万1件、それ以上が8件、100万4件、300万、400万となっていくのですけれども。

これは何年か分を累積したものではないかというふうに思うのですが、その内容についても伺います。

○委員長（増田武夫） 税務課長。

○税務課長（姉崎二三男） 実は17件の内容でございますけれども、これはあくまでも税務課の方で臨戸徴収、行って接触を図るというものでございまして、その接触でも会えないという方が大半でございまして、ましてや、接触した段階においても、誓約書を出さしていただけないと。出していただけないというような方々でございまして、このような方を対象にしてございます。

それから、財力がないというのは、基本的に収入は低いけれども、収入以外にも財産等をお持ちであるというような方でございまして、このような方につきましては、うちの方で調べて、その土地家屋等の資産につきましては、滞納整理機構に引き継いで、そちらの方で処理してもらおうというような内容でやっているものでございます。

滞納額、当然100万以上の方がかなりいますので、これにつきましても累積があるということで、滞納の、基本的に5年で執行停止というような形にもなるのですけれども、これについては引き続き実施していた内容で、累積があつて、このような形になったと。

内容につきましては、全体的に2,270万程度ありますけれども、そのうちの6割以上が国保税関係ということでございますので、そのような方で累積されているということで、私たちの方でも対応はかなり困難であるというようなことで、滞納整理機構の方をお願いして、徴収に当たっていただいたという内容でございます。

○委員長（増田武夫） 中橋委員。

○1番（中橋友子） 端的に考えまして、所得の高い方で200万から300万ということではありますが、その方がその最高額でも400万の滞納があるというふうになると、この実態だけ、財産のことをおっしゃられましたけれども、この収入の実態だけみたら、当然その滞納整理機構に渡しても、回収の見込みというのは望めないような状況でないかというふうに伺えるわけですよ。

だから、その滞納整理機構できるときにも、こういった機構のあり方がどうなのかということで、論議はさせていただいてきたのですが、当然、今、税務課長は接触ができないのだと。お話ししてくれない、誓約書も書いてくれないのだということでありますけれども、こういったものが、滞納整理機構にわたっても、ただ解消されるかどうかというふうになると、恐らく分割になるとか、いろんな手法でなかったら、当然解消にはなっていないと思うのですよね。

私、行政として大事なところは、いろんな町民の方いらっしゃいますから、ご苦労されていると思うのですけれども、やっぱりこういうその収入の状況、生活の実態、それから、過去には確かに一定の収入あっても、現時点でその収入のない人、いろんな状況あるわけですから、そういうのを見極めて、町としてきちっと税を払っていただくという最大限の努力を払うことが一番大事だというふうに思うのですよね。

そこが、こういった基準の中でポンと渡されて、今のような実態ということになれば、滞納整理機構そのものの、何と言うのですか、存在といいますか、それが大変酷なものだというふうに思いましたし、それから、その実績からいっても、確かにその231万円を払って、それ以上の回収があったから、その計算上はいいのだということでありますけれども、全体の滞納額2,000万から比べたら20%に過ぎないわけですから。

これはやはり、わざわざそういった別組織に渡してやっていくというよりは、うちの町としてきちっとやっていくということが、私一番大事なことでないかというふうに思うのですけれども、どうでしょうか。

そのことの方が、ずっとその効果の面も期待できるというふうに思いますが。

○委員長（増田武夫） 総務部長。

○総務部長（増子一馬） 前にも中橋委員からもいろんなご指摘いただいていたわけでありますけれども、前にもご説明申し上げましたように、うちの町で当然その税務担当、直接その納税者の方々と接触をさせてもらう中で、どうしてお支払いいただけないのかと、こういうところから始まりまして、今すぐお支払いできないのであれば、分割納付もというようなことも相談をさせていただきながら、調整はしてきているのですけれども、今回といいましょうか、滞納整理機構に案件としてお願いをしているとう部分は、いずれにしても言葉が適切かどうかということはあると思いますけれども、私どもからすれば、悪質という言い方をせざるを得ないような状況があるといいますのも、夜間訪問しても、手紙を入れていついつ連絡ください。そしてまた、昼間訪問しても、土日訪問しても、家にいそうな雰囲気があるにもかかわらず、接触もしていただけない。

こういった方々ほとんどであります。

それで、当然収入状況で、今、中橋委員おっしゃられましたけれども、100万以上ある、200万以上ある、300万以上ある。いろんな収入の状況がございますけれども、うちの方としては、生活状況ももちろん調査させてもらっています。

そして、さらには滞納の原因ですね。

どうしてお支払いいただけないのかと。税務課の職員が、お邪魔してもどうして接触もしてくれないのかと、こんなことも含め、いろいろ調査をさせてもらっています。

場合によりましては、当然預貯金あるいは不動産、動産、これも全部調査をさせてもらいまして、そして、当然お支払いいただけるであろうということを想定した中で、訪問をしたりしているわけですが、まずは会ってもいただけないというようなことから始まりまして、コンタクトがとれないということで、うちの町で今まで以上に、ずっと同じようなことを繰り返しても、納入していただける見込みが非常に薄いということから、今、出ております17件、滞納整理機構の方にお問い合わせして対応していただいたと。

その結果、昨年度については220万程度納税をいただいたという事実もございます。

ですから、今後も十勝の全市町村で、協働で組織をしております組織でもありますし、我々としてもできればそちらにお願いをする件数をどんどん増やしてというようなことには考えておりません。

当然、我々としても、ことあるごとに、納税者の方には理解を求めるように、相談をさせていただきますけれども、どうしてもということについては、整理機構の方にもお願いしなければならないのかなど、これが実態であるというふうに、私どもとしては押さえております。

○委員長（増田武夫） 中橋委員。

○1番（中橋友子） それでは、もうちょっと少し突っ込んで、滞納整理機構がどんな回収の仕方をしているのか。どんな接触の仕方をしているのか。うちの町でお会いできなかった人が、滞納整理機構の中で、どういう形をとられたから、回収につながっているのか。

その辺のことについてもお伺いしたいと思います。

それからもう1点、その滞納整理機構の徴収のあり方でありますけれども、先ほど言いましたように、収入の状況が著しく変わる場合には、それを考慮しての徴収という形をとらなければいけないですね。

地方税法に基づいて、税につきましては、首長に与えられているその猶予の権限などというのもございますね。

そういったものが、滞納整理機構の中で、どんなふうを活用されて活かされているのか、伺いたいと思います。

○委員長（増田武夫） 税務課長。

○税務課長（姉崎二三男） 滞納整理機構の引き受け事案のどんな対応をされているかという内容でございますけれども、実は平成19年度から始まった事業でございます、19年の4月までに引継ぎをしたものでございます。

これにつきましては、収入の内訳ということでやりますと、債権の取立て、あるいは誓約納付と。

中橋委員さんが言われましたとおり、分納の形というのもとっていますし、それから、債権の取立てというのもやっています。

また、差し押さえの状況ですけども、債権の差し押さえ、あるいは不動産、それから、その他と。

それから、預貯金あるいは給与、生命保険、債権の取り立てもしてございます。

基本的にまず誓約書をいただくのですが、誓約書、滞納整理機構でもいただいているという内容でございます、滞納整理機構自体、全体で220件ほど誓約をいただいていると。

ただし、その中で完了したのは20件という内容でございます。

誓約中が181件、それから、不履行の方が19件いるというようなところでございまして、なかなか誓約しても、その半分程度が履行される形かなというような内容でございます。

これも誓約したからって、履行されるわけではないのですが、ある程度は滞納している方々の生活状況も見ながら、対応をされているというのが内容でございます、鬼になって徴収に当たっているというような形でないことをご了解願いたいというふうに思います。

それから、収入が変わった場合の考慮でございますけれども、基本的に、これほかの未納者にも見られるのですが、平成18年度は収入あったけども、19年度は収入がないから税金が高く上がっても払えないのだというような方がよく来ます。

ただし、あくまでも所得税はその年分をその年に払いますけれども、町民税は18年の収入に伴って、19年度に課税をさせていただくというシステムになってございます。

したがって、できれば、収入相応の租税公課がかかるのだよということをご理解いただいて、翌年度にそれを考えて納付していただくというような形で、今現在もそういう方がたくさん、税務課の方にも来ていますし、それに対しては、そのようなお答えしかできませんし、それでましてや、納税が大変なのだという形につきましては、分納させていただくような形で、誓約書いただいているという内容で進めさせていただいてございます。

そのような形でご理解願いたいと思います。

○委員長（増田武夫） 中橋委員。

○1番（中橋友子） 町民税のあり方等につきましては、歳入のところでお伺いしようというふうに思っていたのです。

ですから、これはまた税制の改正の問題もありますし、住民負担が税率が変わることによって増えたということもありますからね。

それは後ほどきちっとお尋ねしたいと思うのですが、ここでは滞納整理機構という新しい機構をつくっ

て、そして回収に当たる。

そのことがどうなのだという事でお尋ねしたわけですよ。

それで、今お答えの中では、債権の取立て、差し押さえ、不動産、預貯金、生命保険、結局押さえているわけですよ。

鬼じゃないというふうにおっしゃられました。決してそう思っているわけではないですけども、結局その強制的な押さえによって回収しているということなのではないでしょうか。接触というよりは。

そこが、そのことによって、その400万が徴収されたということなのだと思うのですが、本来的に、地方を支える税収というのは、強制的に取り立てるということではなくて、きちっと指導教育の上で、やるというのは大前提でありますからね。

ここに、重きを置くと。滞納整理機構に簡単に2番目の資財があるからというような形で、渡せるものではないというふうに思いますが、いかがですか。

○委員長（増田武夫） 総務部長。

○総務部長（増子一馬） 中橋委員とはちょっと見解も違うのかなというふうに、私ども思っておりますけども、例えば、一例を申し上げますと、先ほど私申し上げましたように、例えば、私ども税務課の職員が、もう何回何十回訪問して、そしてメモ紙も置いて接触を図ろうと。どういう事情なのかお聞かせいただこうというようなことをさせていただいても、役場だから放っておけというのは、極端なことをいいますと、そういう方も中にいらっしゃるのかな。

それが、例えば、十勝支庁の税担当、あるいは税務署の職員、行ったらすぐ出てくるとかという、極端なことと言いますとですよ。

そういう例もあるのだろうというふうに、私ども正直認識もしております。

税ですから、これは国の税金、都道府県の税金、町の税金って種類は違いますが、3税協力といひまして、十勝支庁、それから、市町村、それから、税務署、いろんな場面で協力をさせてもらうというようなこともあるわけですけども、当然そういう際に、私ども市町村の税金がやっぱりそのどうしても、地域の方からみれば、いや、町の税金だから放っておけというような感覚をお持ちの方も中にいらっしゃるということも、道やあるいは国の職員にも、私どもこぼすことも正直あります。

そういった住民の方々の認識もある意味、そういうその同じ税金なのだけでも、重いものと軽いものというような認識といひましょか、そういった感覚。おありになる方もあるのかなというふうに思っております。

私どもいずれにしても、これ十勝全体で滞納整理機構という組織を立ち上げまして、そして十勝みんなより税の公平性の観点から、負担をお願いするものは負担を納めていただくと、これはもう税の基本でありますということで、目的を持った組織として、立ち上げさせていただいておりますし、当然私どもとしても、町の税金は町の職員が、課税から徴収までかかわるのはこれは理想だと思っておりますけども、前段申し上げましたように、なかなかそういうことで進めさせていただいても、ご理解のいただけない方、やっぱり何人かいらっしゃるということで、場合によっては整理機構の方にもお願いをして、町の税金も納めていただくような努力もさせていただいているということで、ご理解を賜ればというふうに思っております。

○委員長（増田武夫） 中橋委員。

○1番（中橋友子） 一番最初に申し上げましたように、相当な努力をなされて取組まれているということは理解したいと思っておりますし、それから、総務部長おっしゃられるように、中にはその誠意が見られないというのも全く私はその否定はできないと思っております。

しかし、今の税務課長からお答えいただいた数字の中では、年収、多くても300万程度の人が、400万以上の滞納を持っているわけですから。

ここにはもう困難さが、客観的にみて生まれているという状況の中から、どう対処していくのかということで、それが差し押さえ、不動産、預貯金、生命保険という、預貯金もどの程度のものかわかりませんが、そういうふうにつながって、現実に行っているということ自体が、やはり問題でないかということ

であります。

このことにつきましては、私歳入の方でも税の問題でお尋ねしたいと思っておりますので、私の意見を述べさせていただきます。終わりたいと思います。

○委員長（増田武夫） それでは、この辺で、13時まで休憩いたします。

（12：07 休憩）

（13：00 再開）

○委員長（増田武夫） それでは、再開いたします。

2 款の総務費について、ほかに質疑ございませんか。

それでは、ないようですので、以上をもって、2 款の総務費の質疑を終了いたします。

次に、3 款民生費に入らせていただきます。

3 款民生費の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 3 款民生費の説明をさせていただきます。

122 ページをお開きください。

3 款民生費、1 項社会福祉費、予算現額14億4,236万6,000円に対しまして、支出済額は、13億9,744万2,020円であります。

1 目社会福祉総務費であります。1 節報酬は、細節1の社会福祉委員報酬、これは民生委員、児童委員に任をお願いしているものであります。61人分の報酬及び細節2は、民生委員推薦会委員10人に係る報酬であります。

9 節旅費は、社会福祉委員に係る費用弁償が主なものであります。

11 節需用費は、戦没者追悼式に係る消耗品等に要した費用であります。

参列者は121人です。

19 節負担金補助及び交付金の細節5は、社会福祉協議会の運営費及び福祉団体等に対して支援をしたものであります。

細節6は民生委員活動に対する交付金であります。

20 節扶助費は、細節1の生活困窮世帯に対する扶助費のほか、細節2は、忠類地域における生活困窮等の世帯に対する扶助、細節3は、灯油の高騰に伴い、低所得者世帯等に灯油購入費用の一部を扶助したものであります。

28 節繰出金は、国保特別会計の保険基盤安定分及び職員給与費分で係る繰出金となっております。

2 目国民年金事務費は、国民年金事務に要した費用であります。

次に、3 目障害者福祉費は、障害者の支援に係る費用で、124 ページになります。

1 節報酬は、障害者福祉計画策定委員15人に係る報酬であります。

8 節報償費は、聴覚障害者などのための要訳筆記者の出役に係る謝礼で、1 回3 人分です。

13 節委託料、細説6は、地域活動支援センター事業を、NPO 法人幕別町手をつなぐ親の会、ひまわりの家に委託したものであります。

細節8のコミュニケーション支援事業は、手話通訳者の派遣など、北海道聾唖連盟に委託したものであります。

細節9は、障害者に係る訪問入浴事業の委託料で、社会福祉法人幕別振興協会に委託したものであります。

細節10は、移動支援事業に係る委託料で、十勝管内の5 事業所に委託したものであります。

細節11は、日中一時支援事業の委託料で、十勝管内の4 事業所に委託したものであります。

18 節備品購入費は、障害福祉事務関係のシステムを購入したものであります。

19 節負担金補助及び交付金であります。細節3の身体障害者用自動車改造費補助金は2 件分です。

細節4は、社会福祉施設運営財団の支援費、請求、支払い業務等に起用する負担金となっております。

細節 6 は、大樹町に所在する地域活動支援センターに、利用に伴う大樹町への負担金。

細節 8 は、障害者通所サービス事業者の利用促進事業補助金で、2 事業者分であります。

細節 9 及び10は、池田町に所在する地域活動支援センター利用に伴う池田町への負担金であります。

20節扶助費は、細節 1 の特定疾患患者通院費扶助のほか、障害者に係る扶助が主なもので、126ページになりますが、細節 2 は、重度身体障害者の日常生活用具の扶助。

細節 3 は、障害児の日常生活用具の扶助。

細節 4 は、障害者の施設サービスに係る支援費扶助。

細節の 5 と 6 は、障害者及び障害児の居宅サービスに係る支援費。

細節の 8 及び9は、身体障害者及び身体障害児の補装具の扶助。

細節11は、人工透析患者の通院費に係る扶助。

細節の14は、自立支援医療費に係る扶助。

細節16は、障害者の勤労意欲促進事業扶助。

細節17は、進行性筋萎縮症者の療養給付費激変緩和のための扶助などに要した費用となっております。

4 目東十勝障害認定審査会費は、十勝東部 4 町の幕別町、池田町、豊頃町、浦幌町で共同設置している障害程度区分認定審査会に要した費用であります。

128ページになります。

5 目の福祉医療費であります。この目につきましては、重度心身障害者及びひとり親家庭等の方々に対する医療費扶助及びその事務に係る費用であります。

平成19年度末の対象者数であります。重度心身障害者が414人、ひとり親家庭等が786人です。

20節の細節 1、重度心身障害者医療費扶助につきましては、前年度比では、対象者は11人の増、額については8.6%の減となっております。

細節 2 のひとり親家庭等につきましては、前年度費対象者が17人の増額では5.3%の減となっております。

6 目老人福祉費は、高齢者の方々への福祉全般に要した費用であります。

本町における平成19年度末の高齢者数は、6,444人で、高齢化率では23.57%となりまして、対前年比では170人の増で、率としましては0.71ポイントの増となっております。

8 節報償費は、細節 2 及び細節 3 の敬老祝い金及び記念品に要した費用が主なものであります。

11節需用費は、細節14の福祉バスの燃料費、細節50の敬老会及び細節51の老人クラブ新年会に係る食糧費などが主なものであります。

130ページになります。

13節委託料は、細節 6 の高齢者食の自立支援サービス、いわゆる訪問給食サービスや、細節 7 の外出支援サービス、細節10の生きがい活動支援通所事業、さらには細節11、高齢者在宅介護支援事業など、介護保険を補完する事業に要した費用で、社会福祉協議会の方に委託したものであります。

細節14の後期高齢者医療賦課システムは、後期高齢者医療制度に対応するためのシステム開発を委託したもので、平成18年度からの繰越事業であります。

14節使用料及び賃借料の細節20は、アルコ236の使用料で、忠類地域の70歳以上の方が利用された利用された使用料であります。

延べ人数は3,446人となっております。

18節備品購入費の細節 1 は、緊急通報用電話器を更新したもので、購入台数は40台分です。

細節 2 は、後期高齢者医療システムに係る機器を購入したもので、平成18年度からの繰越事業となっております。

19節細節は、老人クラブ連合会に活動費を補助したものであります。

細節 5 は、特別養護老人ホーム札内寮の建設費補助分です。

20節扶助費は、細節 2 の養護老人ホーム入所者に係る措置費。

細節 4 の社会福祉法人が、介護サービス利用料を減免した場合の扶助費。

細節5の低所得者等が訪問介護を利用した場合の町単独事業の扶助費などが主なものであります。
132ページになります。

28節繰出し金は、老人保健特別会計及び介護保険特別会計に対して、町の負担分を繰り出したものであります。

7目老人医療費は、北海道医療給付事業の補助を受け、昭和14年7月31日以前の出生者で、70歳未満の単身世帯または高齢者世帯に属する方で、一定の要件を満たす方を対象に、本来は75歳からの老人保険と同様の医療給付を行うものであります。

平成19年度末の対象者44人で、対前年度比では35人の減となっております、額でも27.5%の減となっております。

8目の介護支援費につきましては、7節賃金の介護予防プラン作成にかかる臨時職員賃金。

13節委託料の介護予防プラン作成を介護支援事業所に委託した費用及び介護予防プランのソフト保守に係る費用が主なものであります。

9目介護サービス事業費は、13節委託料が主なもので、忠類地域のふれあいセンター福寿で実施しておりますデイサービス事業に係る委託料であります。

134ページになります。

10目後期高齢者医療制度準備費、平成20年4月施行の後期高齢者医療制度の準備に係る費用で、13節委託料は、制度の見直しに伴う電算システム改修に係る費用が主なものであります。

19節負担金補助及び交付金は、北海道後期高齢者医療広域連合に係る負担金であります。

11目社会福祉施設費は、千住生活館の管理運営に要したもので、6月から8月の夏季間につきましては週3回、それ以外の期間は、週2回の入浴サービスを行っているほか、料理教室や各種会合に利用されております。

7節賃金は、千住生活館及び考古館の管理人賃金。

8節報償費は、アイヌの人たちの生活相談に係る相談員謝礼であります。

12目保健福祉センター管理費であります、同センターの管理運営に要した費用であります。

136ページをお開きください。

13目の老人福祉センター管理費は、同センターの管理運営に要した費用で、4路線に月2回ずつ福祉バスを運行いたしております。

センターの利用者数は、4万4,538人で、対前年度比では198人の増、率では0.4%の増となっております。

138ページになります。

14目の南幕別老人交流館管理費であります、糠内コミセンに併設しております同交流館の管理運営に要した費用であります。

交流館は原則として毎週月曜日と金曜日に利用していただいております。

利用者は340人で、前年度比14.9%の増となっております。

5目ふれあいセンター福寿管理費であります、同センターの管理運営に要した費用であります。

140ページをお開きください。

2項児童福祉費、予算現額5億4,065万8,000円に対しまして、支出済額は5億3,239万282円であります。

1目児童福祉総務費は、児童福祉に要した費用であります。

19節の細節3、子育て生活支援事業補助金は、2歳未満の乳幼児を持つ子育て家庭の支援のため、指定ごみ袋の購入費助成に要した費用で、240人分であります。

20節細節1の児童手当であります、平成18年4月から、小学校終了まで支給対象年齢が拡大されました。

また、平成19年の4月からは、3歳未満の児童の手当て月額が、第1子と第2子が5,000円であったものが、一律1万円に上がっております。

延べ児童数では、3万595人に給付したもので、前年度比では述べ700人の増、金額では2,527万円の増

となっております。

細節には、遺児援護金で、生計中心者を失った遺児16人に対し、支給をしております。

2目児童医療費は、就学前の乳幼児に対する医療費扶助及び事務費を支出したものであります。

平成19年度末の対象者数は、1,477人で前年に比べ91人の減となっております。

20節の細節1、乳幼児医療費扶助は、前年度に比較して428万7,000円の増、率では8.7%の増となっております。

3目の常設保育所費は、幕別1カ所、札内4カ所の保育所の管理運営に要した費用であります。

142ページになります。

7節の賃金は、給食調理員及び臨時保育士、代替保育士の賃金が主なものであります。

11節需要費は、各保育所の消耗品費及び光熱水費のほか、細節60の給食の賄い材料費が主なものであります。

13節委託料の細節7、広域保育委託料は、大樹町へ一人、本別町へ二人、池田町一人、合わせまして4人の広域入所に係る委託料であります。

15節工事請負費は、旧さかえ保育所解体に要した費用であります。

144ページになります。

18節備品購入費は、保育遊具等を購入した費用であります。

4目のへき地保育所費は、忠類へき地保育所1カ所のほか、幕別地域5カ所のへき地保育所の管理運営に要した費用であります。

7節賃金は、幕別地域5カ所、10人の臨時保育士の賃金など。

11節需要費は、同じく5カ所に係る教材用及び管理用消耗品のほか、光熱水費及びおやつなどの賄い材料費に要した費用が主なものであります。

なお、19年4月当初の通所児童数は53人であります。

13節委託料は、忠類へき地保育所の運営に係る委託料であります。

年度当初の通所児童数は71人であります。

146ページになります。

15節工事請負費は、糠内へき地保育所の水洗化に要した費用であります。

5目幼児ことばの教室費は、幕別町保健福祉センター内の幼児ことばの教室の運営及び大樹町の南十勝子ども発達支援センターの利用に要した費用であります。

なお、平成19年度の保健福祉センター内への実通室者数は68人で、述べ人数にしまして2,142人であります。

南十勝子ども発達支援センターへの実通室者数は11人で、述べ人数にしまして334人であります。

6目児童館費は、札内南、札内北、幕別南児童館の3館の管理運営に要した費用であります。

利用者は述べ2万4,933人あります。

7目子育て支援センター費は、次のページになりますが、札内さかえ保育所内に併設された幕別子育て支援センターの運営及び忠類へき地保育所の忠類子育て支援センターの運営委託に要した費用であります。

利用実績につきましては、延べ人数で幕別地域は8,497人で、前年度比2,472人の増、忠類地域295人で、前年度比130人の減となっております。

なお、幕別子育て支援センターにおいて、平成19年度から事業を開始しました一時保育につきましては、登録した児童数が140人、利用延べ児童数は719人で、忠類の子育て支援センターにおける一時保育は、登録児童数17人、利用延べ児童数169人となっております。

次に、3項災害救助費は、予算現額555万円に対しまして、支出はありません。

以上で、民生費の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（増田武夫） それでは、説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

前川雅志委員。

○6番（前川雅志） 123ページ、1項の19負担金補助及び交付金の6番目の民生委員活動費交付金について、近年いろいろな事件などがありまして、民生委員さんの活動というのも非常に大切な役割を担ってくるようになってきているわけでありますが、そういった中で、民生委員さんの研修の機会があると思います。

この中に予算が含まれているのかなと思いますが、その研修の回数と、そこに係る費用と、参加する人数と、その民生委員さんがそこに研修に参加して、どういったような効果が得られているのかをお聞かせください。

○委員長（増田武夫） 福祉課長。

○福祉課長（横山義嗣） 民生委員さんの研修につきましては、毎月行っております。

ただ、8月はやっておりませんので、年11回開催しております。

費用につきましては、費用弁償、お支払いしております。

それと、任期が3年なのですが、3年に一度は、道外の研修を行っております。

申し遅れましたが、その年11回の研修のうち、1回は6月なのですが、道内に2泊3日の研修に出ています。

なお、道外の研修につきましては、半分は自己負担で行っていただいております。

毎月の研修によりまして、民生委員さんそれぞれテーマを持ちまして発言をいただいております。

その中で、ベテランの民生委員さんもらっしゃいますことから、その中で、話し合いの中で、各担当地域の皆さんに対する対応ですとか、そういう部分について研修を行っております。

○委員長（増田武夫） 前川委員。

○6番（前川雅志） ちょっと伺ったお話では、帯広の方に研修に行かれているのかと思うのですが、そこに昼食が出て、昼食代が支給されているというお話だったのですが、そういうことは違いますか。

○委員長（増田武夫） 社会福祉係長。

○社会福祉係長（川瀬吉治） 民生委員協議会の十勝支部という組織がありまして、そちらでは十勝全体の研修会を開催して、十勝川温泉のホテルですとか、そういうところで研修を持っております。

それで、お昼をまたぐ研修等は、この活動費を含めました民生委員協議会の会計の中で負担しております。

○委員長（増田武夫） 前川雅志委員。

○6番（前川雅志） 回りくどく聞こうと思ったのですが、言われたとおり質問させていただきますと、民生委員さんは61名ですね。

その中で、これまでは、この19年はそうだったと思うのですが、その十勝川の研修が20人参加していたというお話でありました。

今年からそれが、経費の削減ということで、半分の参加ということになったということで、任期が3人で60人ですから、任期中にその研修に参加できない方が出るということで、その予算をもう1回見直していただきたいというお話をいただいております。

そういったことで、前段で申し上げましたように、近年においては民生委員さんかわる取組みというのが非常に大切になってきているわけでありますから、そういった研修の機会を幅広く持てるように、そういったところを考えていただきたいということだったのですが、そこら辺についてのお考えをお聞かせください。

○委員長（増田武夫） 福祉課長。

○福祉課長（横山義嗣） 今のお話を民生委員の皆さんと、一度お話をさせていただきまして、民生委員さんの要望が重要であれば、増やしていくような形で要望してまいりたいと思います。

○委員長（増田武夫） ほかに。

中橋委員。

○1番（中橋友子） 3点ほどお尋ねしたいと思います。

一つは、126ページ、障害事業にかかわる内容であります、127ページの項目の中の障害者施設支援費、あるいは居宅支援費。それから、障害児の居宅支援費というふうに、ちょっと書かれております。

これは、例えば障害者支援費などは、平成18年度は2,300万であったのですが、今回は4,741万というように、大幅に上がっています。

これは制度替えがあつて、平成18年度に制度替えがありまして、事業の中身あるいは支援費のあり方なども随分変わってきているのだというふうに、このお金の動きから見て押さえたのですけれども、具体的な中身はどんなことであつたのか、ご説明いただけますか。

それと、2点目、140ページの3、常設保育所費の、これはちょっとどこの項目になるか。

常設保育所における、今、待機児童がどのぐらいいらっしゃるのかということが一つと、それから、途中で、措置にかける児童が途中で入ってこられますよね。

その途中の入所の希望というのがどのぐらいあるのか。

そして、その入所までにはどのぐらい時間がかかっているのか。

それと、もう一つ、当初から入所していても、例えば、出産にぶつかった場合、二人目の赤ちゃんが生まれた場合には、一人目入っていたお子さんが途中で退所しなければならないというようなこともありまして、保育の継続性、子どもの環境を変えるという点ではどうなのだという地域からの意見もありまして、この点はどんなふうに対処されていらっしゃるのでしょうか。

それと、141ページの、ちょっと前後してしまつて申しわけありません。

その常設保育所の上、2の児童医療費にかかわりまして、2、扶助費、大変要望の高い乳幼児医療費の扶助で、今回は5,367万という決算でありました。

これ、利用者が1,477人というご説明でありましたけれども、今、うちの町は、この平成19年度の時点では、奨学前までを対象とした医療費の助成であつたかと思ひます。

それで、20年度からは若干変わっているのですが、これが、対象が小学校の6年生まで拡大されたとしたら、入院も通院も含めてなのですが、予算としてはどのぐらい必要とするものなののでしょうか。

この決算から、ぜひはじき出していただけたらというふうに思ひます。

○委員長（増田武夫） 福祉課長。

○福祉課長（横山義嗣） 障害者の居宅支援費の関係なのですが、これは昨年、平成19年10月から、それまで児童福祉法に規定しまして、支払いを北海道社会福祉施設運営財団というところに委託しまして、平成19年の9月までは、そちらの方に支払いを委託しておりました。

その後、平成19年10月からは、その支払いを10月分の受付から国保連合会に委託しました。

それで、国保連合会の請求の方には、障害児居宅支援費と障害児居宅支援費を合算して請求が来ますので、こちらの細節6番の障害児居宅支援費につきましても、障害者居宅支援費の方で、支出をしたものですから、数字が大きくなっております。

○委員長（増田武夫） こども課長。

○こども課長（森 範康） 1点目の保育所の待機児童及び途中入所の希望ということなのですが、正確な数字というのは、ちょっと今この場で押さえておりませんが、平成19年度4月1日現在の5保育所の入所児童数は445人でした。

それが20年3月末におきましては、458人と13人の増という結果になっております。

大体年間で推移している数字は、20~30人以内というふうに押さえているところであります。

途中で入所希望のある場合は、まずは第1希望のどここの保育所というお話がありましたら、そこに空きがあればというのでしょうか、保育できる状況でしたら、そこに入所していただいていますし、そうでない場合は、第2、第3希望をとりまして、札内地区でしたら、4カ所の保育所に振り分けさせていただいて入所していただいているという状況であります。

それから、例えば、お母さんが就業したいと。働き口を探したいということで預かる場合は、1ヵ月という期間限定で保育させていただいております。

それと、お子さんをお生みになるというときにつきましては、産後2ヵ月、保育をさせていただいてお

りますけれども、音更、帯広等々とちょっと今回調べたところ、もう少し条件を広げているところがありますので、今のところ、現課としては新年度に向けて、もう少し要件緩和をしていきたいというふうには考えているところであります。

○委員長（増田武夫） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 乳幼児の小学生卒業まで拡大した場合の経費ということでございます。

今現在、1,707人、4月1日現在で対象者がいらっしやいまして、この決算額から推計いたしますと道の事業と同じ負担割合、自己負担が1割残した形ですと、町の持ち出しが約4,300万円必要です。

完全に無料化した場合には、町の持ち出しが6,650万程度というふうに推計しております。

○委員長（増田武夫） 中橋委員。

○1番（中橋友子） まず、障害者の支援費事業であります、この数字の変化につきましては、支出のあり方が変わったということでありまして、実際には対象が特別増えたとか、あるいは減ったとか、そういうことではないのですね。

わかりました。

理解をいたしました。

常設保育所の待機者の数ということではお答えはなかったのですけれども、待機者はいないというふうに押さえてよろしいのでしょうか。

昨年、途中で入所を、幕別の場合には年度初めに入所することは、大変スムーズにいくのだけれども、途中入所の場合にはなかなか困難なのだということが一つありまして、困難な理由の一つは、今、お答えいただいたように、希望する保育所に空きがなかった場合には、第2、第3ということなのだということなのですけれども、それでも入れなくて1ヵ月を経過した場合には、また新たに申し込みを翌月しなければならないのだというような実態もあったりして、その辺は改善できないものかということでありました。

この辺はどんなふうに取り組んでこられたのでしょうか。

それと、二つ目の、途中で上の子を預けていて出産する場合なのですが、条件緩和の考え方ということをお答えになりましたけれども、今、確かうちは56日ということですね。

出産後56日までは預かっているけれども、それ以降はもうだめですよというふうになっていると思います。

これ、やはり保育の継続、子どもの環境をより変化を与えずに、きちっと責任をもってやっていくというふうになると、56日で止めて、また、働き出したときに入れるというような、その繰返すのではなくて、そのお母さんの仕事の復帰の状況を見ながら、継続をさせるということが一番影響与えないやり方でないかというふうに思いますが、そういった緩和措置も、お考えの中に含まれているのかどうか、伺います。

それと、乳幼児医療費の助成ですが、小学校6年生まで完全にやるというふうになりますと、単費の持ち出しで6,650万ということなのですね。

今現在、5,300万の持ち出し、これは0歳から6歳前まで、就学前までですから、合計しますと1億1,000万ということになるのでしょうか。

そのように押さえてよろしいでしょうか。

○委員長（増田武夫） こども課長。

○こども課長（森 範康） 19年度中の待機者の児童数ですけれども、10月に0歳時が3名ございました。

11月に青葉保育所に入所していただいたという状況であります。

2点目の申し込みの関係ですけれども、今年度から再度申し込みということはやめまして、空きができた時点でこちらからご連絡させていただいているというところです。

それと、出産後56日でなくて、2ヵ月という条件でありますけれども、これは先ほど申し上げましたように、期間を延ばすということと考えてはいるところであります。

ただ、産後2ヵ月というのは、育児休業取得者という対象枠がございますけれども、その方たちの児童の保育について検討していくという考え方です。

○委員長（増田武夫） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 小学校6年生まで拡大した場合ですけれども、5,367万9,000円のうち、歳入で今年度補助金が2,300万円ぐらい入っていますので、それを差し引きますと、3,000万プラス6,650万ということで、約1億ということになります。

○委員長（増田武夫） 中橋委員。

○1番（中橋友子） 常設保育所の最後の質問の方ですが、育児休暇をとられる方がいらっしゃる。

その人たちに対応できるような形での改善ということになると、職場復帰まで。

育児休暇は、有休、無休含めまして、随分長くなってきていますね。

それで、1年取得、あるいは1年以上ということも生まれてくるのですけれども。

当然1年を超えてしまうと、新たな入所ということになりますから、それはもう新しく申し込んでということになると思うのですけれども、その年度内については、継続して保育されるのかどうか。

そのことの方が私は望ましいというふうに思うのですけれども、育児休暇に対応できるというふうになると、そういうふうに継続して、休暇が終わるまで保育所として預かってもらえるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○委員長（増田武夫） こども課長。

○こども課長（森 範康） 育児休業につきましては、1年から3年という長いスパンがございます。

でも、いろんな保護者の方の休暇の取り方というのがございましょうから、新年度に向けて、どの期間がお子さんのためによりよい保育になるのかというふうに、これから精査してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（増田武夫） 中橋委員。

○1番（中橋友子） ぜひ、よりよい方向の結果が生まれるように期待したいと思います。

最後であります、乳幼児医療費の扶助でありますけれども、この決算の方では補助金が入ってきますよね。5,300万は全部持ち出しということではないということですが、この小学校6年生までやった場合の6,650万。これも道の助成の内容変わってきてまして、1割負担の事業もやっておりますから、そういうことを考慮した場合には、その4,300万で終わる。

つまり、2,300万の4,300万、7,000万程度で終わるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○委員長（増田武夫） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 道の場合は、入院の分しか対象にしておりません。

ですから、通院の分はおよそ3,800万程度かかります。

それと、入院の分の単独の分があります。これは大体500万ぐらいになります。

そうすると、合わせまして4,300万ぐらい。プラス先ほど言いました3,000万ということで、道と同じような形で1割負担、自己負担をお願いした場合は、それを合わせた金額ということになります。

○委員長（増田武夫） 中橋委員。

○1番（中橋友子） 子育て支援の中で、随分うちの町も取組んでこられまして、特にさかえ保育所での子育て支援事業というのは、ただいまも報告がありましたけれども、利用者も増えて好評だというふうに思うのですよね。

もう一つ、今、全国的に取組まれている子育て支援の柱の一つが乳幼児医療費。乳幼児というふうにはもう言わないで、子どもの医療費の無料化。

つまり、6年生まで、あるいは、今は上士幌町ですとか中札内は中学3年生までというところまで拡大され、さらに新得は、このたび6年生まで拡大されるというようなことで、全国的にもそうですが、十勝でも随分その事業が拡大されてきているのですよね。

限られた財源でありますから、簡単に進んでいかないということは理解しながらも、今、ご説明いただいたような道の1割負担の中身なども、政策の中に考慮してやっていると、今ここに計上されている金額に、そうそう倍まで積まなくても、政策として実行できる範囲なのかなというふうに思いまして、そういうような要望の強い政策についての改善の検討の時期にきているのではないかとこのように思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（増田武夫） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 確かに小さい町はそういうことはやっておりますが、先ほど言いましたように、今の幕別町の規模ですと、かなりの多額の金額を要するというのと、子どもの医療費の無料化という問題につきましては、小学校就学前で、今まで健康保険、3割負担だったのが2割負担ということで、国の方ではもう少子化対策という意味合いも含めて、そういう方向に動いております。

この医療制度の問題につきましては、1市町村で考える問題でなくて、国全体で考えていただかなければならない問題ではないかというふうに考えております。

○委員長（増田武夫） 中橋委員。

○1番（中橋友子） 今、ちょっと手元に資料ないのですが、確かに十勝管内では、上士幌ですとか新得とか小さい町なのですが、全国的には幕別よりも規模の大きいところでどんどん進んでいるというのが実態なのですよ。

これはもちろん全国的な課題であるということは理解しながらも、要望に応じてそこその財政状況に応じて、自治体が取組みだしている。

一番進んでいるのは東京なのなのですが、そんなこともありまして、やはりこれは要望の強いテーマというふうに、いつも位置付けていただきたいというふうに思うわけです。

どうですか。

○委員長（増田武夫） 副町長。

○副町長（高橋平明） 子どもの医療費に関して、確かに要望の強いものだというふうに認識はしております。

次世代行動支援計画ですか。こういったものの策定の中でもそういった要望を、またお伺いしながら、政策的なものとして取組めるものかどうか。そういった判断はしてまいりたいというふうには思っております。

ただ、それをうちの町の財源が許すかどうかという、片一方の問題もまだ残っていますので、そういったところを考え合わせながら、これからも検討を続けていきたいというふうに思っております。

○委員長（増田武夫） ほかにありませんか。

芳滝委員。

○13番（芳滝 仁） 129ページ、老人福祉費の、いつもお尋ねいたしますが、敬老会の件でありますけれども、本年も例年通り同じような形で敬老会をもたれましたけれども、今後の方向性ということについて、今、検討に入られているのかしららないのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（増田武夫） 福祉課長。

○福祉課長（横山義嗣） 敬老会についてであります。忠類との合併の経過措置が、本年で終わりました。

対象年齢が77歳以上ということで、本年からそういうことになったのですが、次年度以降の開催につきましては、幕別につきましては、会場の広さの関係、年々対象者が増えていくということもありますので、忠類地区と合わせまして、これからの検討課題だというふうには認識しております。

○委員長（増田武夫） 芳滝委員。

○13番（芳滝 仁） 検討課題ということで、早急に検討していかないとならないことではないのかなと。

高齢者が増えて、対象者が増えて、そして、なかなか1カ所に集まってくるということも難しい状態になってきております。

今年なんかも、いわゆるその敬老会に参加をされた敬老される側の方から、そろそろこういう持ち方も見直した方がいいのではないかなという声が、一人でなくて、多数の対象者から、そういう声が聞こえて、芳滝さんどうでしょうかというふうな話があったことありまして。

早急にひとついろんな形で検討される必要があるのではなかろうかと。

例えば、幕別地区でありましたら、町民会館がありますし、札内でしたら各公区、合同公区だとかという方法もあるでしょうし。

また、ある意味では、今、行政が代表者に対して敬老していくというふうな形でありますけれども、ある意味ではコミュニティ的な発想のところ、そのシフトをしていくという発想も、また、考慮に入れるべきでないかと。

幅広い形で検討が生まれると思うのでありますが、どうでしょうか。

○委員長（増田武夫） 民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 敬老会のあり方についてでありますけれども、2年ほど前に、各公区長さんに対して、各公区でもやっていただけるような方法がないかとかいう、そのようなことも含めて、アンケート調査をさせていただきました。

また、コミセン単位でできないか。あるいは公区単位でできないかなど検討させていただいたところありますけれども、公区長さんからの回答では、やっぱり難しいということが言われております。

昨年から老人クラブ連合会の方にもお話をさせていただいていると。

この敬老会のあり方について、どうだろうかということで、今検討中ございまして、今後、さらに検討を加えまして、より今後のあり方について、さらに研究していきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○委員長（増田武夫） そのほかにございせんか。

それでは、ほかに質疑がないようですので、以上をもって、3款民生費の質疑を終了させていただきます。

次に、4款衛生費に入ります。

4款の衛生費の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 4款衛生費の説明をさせていただきます。

150ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、予算現額4億7,315万7,000円に対しまして、支出済額4億7,099万6,706円であります。

1目保健衛生総務費であります。1節報酬は、嘱託医師16人分の報酬及び健康づくり推進協議会委員10人分の報酬であります。

7節賃金は、検診に係る臨時職員等の賃金であります。

8節報償費の細節3は、夜間等の救急診療に対する帯広市医師会への謝礼であります。

9節旅費は、嘱託医師の費用弁償が主なものであります。

13節委託料の細節6、妊婦一般健康審査委託料は、妊婦が妊娠前期と後期にそれぞれ実施する血液検査等について、自己負担なしで受けられるように委託をするものであります。

19節負担金補助及び交付金の細節3は、高等看護学院に係る負担金。

細節6の十勝救急医療啓発事業負担金は、十勝医師会に啓発事業を行ってもらうため、十勝医師会、会長所在地の町村が事務局となり、各町村から負担金を集め、十勝医師会に支払っているものであります。幕別町がこの事務局を担当しているところであります。

細節8は、日曜日の当番制診療に係る交付金であります。

152ページになります。

細節の11は、公衆浴場確保に係る補助金であります。

細節13、妊婦検診助成金は、少子化対策の一環として、平成18年度から実施している助成事業で、安心して子どもを産むことができるよう検診費用を助成したものであります。

2目予防費は、感染症予防のための予防接種などに係る費用であります。

11節需要費は、細節70の医薬材料費が主なものであります。

13節委託料は、結核検診、エキノコックス症検査の実施委託のほか、インフルエンザ予防接種や麻疹、風疹などの予防接種に要した費用であります。

3目の保健特別対策費は、健康に関する啓発事業及び各種健康審査など生活習慣病予防対策に係る費用

であります。

154ページになりますが、13節の委託料は、胃の検診や婦人科検診及び基本健康審査、乳がん検診、巡回ドック、人間ドック、スマイルドックなどの各種検診に要した費用であります。

4目診療所費、1節報酬は、駒島、糠内、新和、古舞、日新の5カ所のへき地診療所の開設に係る費用で、開設日数は186日、受信者数は807人であります。

13節委託料は、細節5の忠類診療所及び細節6の忠類歯科診療所に係る管理運営委託料であります。

156ページになります。

18節備品購入費は、忠類診療所の診療器具の更新に係るものが主なものであります。

5目環境衛生費は、省エネ推進に係る費用及び葬祭場や墓地の管理に係る費用が主なものであります。

1節の報酬は、省エネ普及指導員に係るもので、指導回数5回分の報酬であります。

7節賃金は、環境衛生業務に係る嘱託職員一人分の賃金。

11節需要費は、葬祭場に係る光熱水費など。

13節委託料は、細節1の葬祭場管理委託料が主なものであります。

15節の工事請負費、細節1は、葬祭場の火葬炉を年次家計画をもって補修しているものであります。

158ページになります。

18節備品購入費は、野犬捕獲用の檻などを購入したものであります。

19節負担金補助及び交付金は、新エネルギー導入促進補助金で、太陽光発電システムを一般住宅に設置したものに対する補助、4件分であります。

28節繰出金は、個別排水処理特別会計の繰出金であります。

6目水道費は、十勝中部広域水道企業団への補助金、負担金及び出資金のほか、水道事業会計の補助金及び出資金で、また、28節の繰出金は、簡易水道特別会計への繰出金であります。

2項清掃費、予算現額3億8,109万円に対しまして、支出済額3億7,950万4,341円であります。

1目の清掃総務費は、ごみの収集及び処理に要した費用などあります。

1節報酬は、廃棄物減量等推進審議会委員に係る報酬であります。

11節需要費であります。細節30、印刷制本費は、ごみカレンダー及びごみ袋の印刷作成に要した費用であります。

12節役務費の細節15、公共施設等ごみ処理手数料は、町有各施設のごみ処理等に要した費用であります。

細節16、指定ごみ袋取扱い手数料は、町内の取扱い店45店舗への手数料であります。

160ページになります。

13節委託料、細節5、ごみ収集委託料は、燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ及び資源ごみの収集に要した費用であります。

19節負担金補助及び交付金の細節3は、幕別地域のごみを共同処理している十勝環境複合事務組合に対する負担金であります。

細節4は、コンポスト23、電動生ごみ処理機8台の購入に対し、助成したものであります。

細節5は、公区及び団体の資源回収を実施している業者9社に対しまして、資源ごみ回収の回数割、重量割で協力金を交付したものであります。

細節7は、忠類地域のごみを共同処理している南十勝複合事務組合に対する負担金であります。

以上で、衛生費の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（増田武夫） 説明が終わりました。

この款で、質問用意されておられる方。

それでは、14時10分まで休憩いたします。

（13：50 休憩）

（14：10 再開）

○委員長（増田武夫） それでは、会議を再開いたします。

説明が終わりましたので、衛生費についての質疑を行います。

野原委員。

○7番（野原恵子） 1点目は、151ページの乳幼児検診その他の項目で、項目がちょっとわかりませんので、資料の68ページですが、ここの母子保健対策のところの資料に基づいて質問いたします。

ここに福祉保健対策としていろいろな健康相談、栄養相談がありますけれども、家庭訪問、離乳食の講習会、それから、パパママ教室がお母さん教室に変更になっておりますが、ここですとか、それから栄養講習会、こういうところで参加する方が少なくなっております。

今、子育て支援というところでは、核家族ということで、若い父母の家庭が今増えておりますけれども、そういうところにしっかりと手立てを打っていくというところでは、こういう指導というのが非常に大事だと思いますが、なぜこのような少なくなっているのか、1点お聞きしたいと思います。

もう一つは、154ページの委託料のところですが、7番目の基本検診検査委託料のところなのですが、ここで検診なのですけれども、資料の67ページですけれども、基本検診、こういうところでは平成17年度の決算によりますと、その受診率が17%から大体多いところで、肺がん検診の23%が一番多いという、こういう状況になっております。

こういう中では、検診が病気を早期に発見し、早期に治療するということでは、非常に大事だというふうに考えております。

それで、平成20年度からまたこれが、検診の内容が変わっておりますけれども、これをどのように検診率を上げていくのか。

その手立てもお聞きしたいと思います。

○委員長（増田武夫） 保健課長。

○保健課長（羽磨知成） 母子保健対策の中のさまざまな施策事業の中で、参加者が減っているその理由とはということですが、細かな分析等はいたしておりませんが、ただ、パパママ教室の下にありますお母さん教室、また、一番最期の栄養講習会等については、これ、忠類地域で行っている児童です。

一つにはそういうことで、出生指数が減っているということが、全般的な理由の一つであろうというふうに考えております。

また、やはり私どもの周知の仕方が至らない面もあるのだろうと考えております。

今後、また、周知に努めてまいりたいと思っております。

また、基本検診の受診率をはじめ、さまざまな検診の受診率のことでございますけれども、確かにこの数値は、欧米諸国から比べると、我が国は非常に低いということが言われております。

私どもと町としても、ある程度の数値は出しているのですが、大きな効果を挙げるにはまだまだやはり受診率を上げていかなければならないと思っております。

何よりも、首に縄つけて引っ張ってくるわけにはいきませんので、ご自身が自分の健康は自分で守るという強い意識付けということが必要かと思っております。

今後もそういう意識付けを行えるよう、さまざまな情報の提供とか、検診の日程のさらなる周知等に努めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（増田武夫） 野原委員。

○7番（野原恵子） 今、なぜこのような状況になったか、きちっとわからないというお答えでしたけれども、お母さん教室と、それから、栄養講習会は忠類の事業だというふうに、今、お答えいただいておりますけれども、このお母さん教室、それから、幕別ではパパママ教室ということでも実施されておりますけれども、こういうところでは、やはり両親が協力して子どもを育てていくということでは、長い将来の中では非常に大事なことだと私は思います。

そういう点ではもっと子育てに父親がかかわっていく。そういうところもしっかりと若い世代にお知らせして、こういうところにも参加する手立てというのをきちっと負っていくべきではないかと思えます。

それと、栄養講習会。これも食の問題は、今非常に学校へ挙がりますと、食の教育ということも、今、きちっと指導されておりますので、小さいときからきちっと食事をとる。食事をきちっとつくっていく。

そういうところも若い世代には必要だと思いますので、これは忠類だけの、そういう事業だということではなくて、幕別全体にきちっと広げて位置付けていくということが大事ではないかと思います。

それと、家庭訪問なのですが、これは非常に私は大事だと思っております。

よくマタニティブルーとかといひまして、赤ちゃんが生まれてすぐ母子で家庭に帰ってきた場合に、近くに手立てを打てる大人がいない。今、非常に少ないという状況の中では、こういうところに早期にしっかりと手立てを打っていく。

これは非常に大事だと思うのですが、こういうところももう一度どのような手立てを打っていくか、お答えをいただきたいと思います。

それと、検診なのですが、平成20年度から、また、この検診の基本検診が、特定検診というふうに変わっておりますけれども、これは自治体によって、その検診の内容も、どういうところをするかというのが、保険者独自の追加加算とかそういうことでも違ってきております。

それで、この幕別町の場合には、これが1,500円になっているのですけれども、私もちょっと医療機関で聞きますと、その医療機関のお医者さんが言いますのは、幕別町のこの1,500円は高いのではないかと。

これだったら健康保険で見てもらった方がすごく割安で受けれるということでは、検診率を上げていくというところでは、この料金も見直しして、そして、していくことが、検診率を上げていくことではないかと。そういう声も聞かれています。

今、首に縄を付けて連れていくわけにはいかないと。そういうお答えでしたけれども、そこは検診を受けることが、自分の体の健康にどれだけ有効かということも、きちっと啓蒙して検診率を上げていく。

そういう姿勢がなければ、検診率は上がらないと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○委員長（増田武夫） 保健課長。

○保健課長（羽磨知成） 申しわけございません。

68ページの家庭訪問のところなのですが、19年度の数値が間違っておりました。

304人とありますが、381人の誤りでございます。

家庭訪問については、一応、厚生労働省の方から、新生児4ヵ月以内の全家庭を訪問するということに基きまして、私どもの町におきましても、ほぼ100%、4ヵ月以内に全ての新生児の訪問、行っております。

あと、妊産婦の方も、母子手帳渡す際に、何かあったらということで、いろいろなアドバイスをさせていただいております。

今後、新生児とは、乳幼児も含めまして、いろいろな児童の権利擁護の問題もございます。

その辺のところについてももしっかり取組んでまいりたいというふうに考えております。

それから、食育の関係ですね。

こちらの方も非常に大事なことだと思っております。

本年度、平成19年度に幕別健康21の見直しを行いまして、計画の見直しを行いまして、その中にでも、食育について、重点項目として取り込むという取組みを謳っておりますので、これに基きまして、食育についても全町的な立場で推進してまいりたいというふうに考えております。

それから、特定検診の負担金の問題でございます。

今、私どもの資料の中では、安いところではやはり1,000円以下という個人負担がというところもございます。

1,000円から2,000円の間が一番多い7つの市町村という、今、手持ち資料がございます。

私もここが一番引っ掛かっているところでございます。特定検診の受診率を上げるためには、やはりこの負担金の問題というのは、どうにか検討しなければならない課題であろうというふうに考えております。

今後検討させていただきたいというふうに考えております。

○委員長（増田武夫） 野原委員。

○7番（野原恵子） そうですね。

資料の間違いだということがわかりました。

それから、離乳食とか、それから、栄養講習会。これは本当に体をつくっていく、そういうことと親子のコミュニケーションをとっていくということでは非常に大事な分であると思います。

また、若い世代の食生活も乱れているというところでは、実習も含めてこういうことをきちっと進めていくということが、非常に大事だと思いますので、これからに期待していきたいと思います。

また、特定検診ですが、これは十勝でも無料のところ、帯広市と豊頃町が無料なのですね。

幕別町は、先ほども言いましたが、そういう点ではどちらかといえば、検診を受けずらい料金だというふうを考えております。

そういう点で、ぜひこれからも検討いたしまして、検診を受ける町民が増え、そして、健康に留意できる。

そこでそれが病気を予防し、国保の財源を少なくするということにつながると思いますので、ぜひ検討をして進めていっていただきたいと思います。

○委員長（増田武夫） 民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 大変申しわけありません。

68ページなのですが、一番下の離乳食講習会の数字も0ということで集計になっておりますけども、忠類との相殺仕方ですね。

合算したときに、幕別の分が抜けておまして、これは183人となっております。

それで、前年度とほぼ変わらない数字で講習会を実施しておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

また、今、特定検診のことについてお話ありますけれども、20年度から始まった事業でありまして、今後、新年度、また、来年度に向けて、どのような方策がとれるのか、今後検討させていただきたい。

以上でございます。

○委員長（増田武夫） 中橋委員。

○1番（中橋友子） 151ページ、保健衛生総務費の中の19、負担金補助金の7、北海道難病連負担金。

この2万8,000円そのものに疑問があるわけではありませんが、この項目にかけまして、難病の方たちの実態をちょっとお伺いしたいと思うのですよね。

まず、町内に難病として認定されている方がどれだけいらっしゃるって、そして、どのような日常生活を送られるかということなのですが、お尋ねしたいことは、実は、難病連という冠がかかった通所施設が帯広市にございまして、幕別の方もそちらに通院されている方もいらっしゃるというふうに聞いております。

ここの障害者の自立支援法が変えられる中で、他町村への通所ということを抑えさせる指導が強まってきたということを聞いておまして、うちの幕別ではどんなふうにかかわって対処されてこられているのか、伺いたいと思います。

次、159ページ、2の清掃費の11、需要費、印刷製本費、そして、12、役務費の24、ごみカレンダー配布手数料、ここなのですが、これは予算のときにも、20年度の予算審議のときにも議論になったことではありますが、20年度からこの19年度の末に、ごみカレンダーを変更されましたね。

今までのものとは全く違ったものが、今、1枚ものになって、配られているのですが、その予算のときには随分議論されて、町民の方の理解を得られてというようなことであつたのですが、ここ実施されまして半年になるのですけれども、非常に町民の方から、これはもう使いづらいといいますか、なぜこういうふうになったのだろうというような疑問も含めまして、この1枚になったことに対する不満というのが広がっております。

それで、まず、印刷製本費というのは、ごみカレンダーが印刷されていたと思うのですが、この943万の中には、その予算が幾ら使われて、一部当り幾らになったのか。

それと、新しいごみカレンダーは一部幾らになっているのか。

経費のことでそういうふうに踏み込まれたと思いますので、そのお金のかかわりについて、最初にお伺

いしたいというふうに思います。

もう一つありました。

それと、24のごみカレンダーの配布手数料、カレンダーは町内会を通して配られているというふうに思うのですが、60万計上されておりますよね。

今年予算もありましたら34万ほど計上されているのですが、どんな支出のされ方しているのでしょうか。

それと、もう一つ、これはごみ袋にかかわりまして、ここでは指定ごみ袋手数料という16になるのですが、今、10リットル、20リットル、30リットル、40リットルということで実施されております。

依然として、5リットルに対する要望も強くございます。

この点については、どんなふうに、要望に対して応えられて、今日まで議事を進めてこられたのでしょうか。

○委員長（増田武夫） 保健課長。

○保健課長（羽磨知成） 難病の関係でございます。

かつては私どもの方にもそういう難病の方の名簿とかという来ていたという話もあるのですが、いろいろ個人の情報ということで、今、私どもの方には一切何もございません。

それで、ただ、保健所のホームページの方で、2年遅れでデータを出しているようでございます。

特定疾患ということの医療受給者を受けている数が、十勝で、平成16年度末ですけど、2,581人のうち、うち幕別町が165人という情報だけでございます。

内容としては、難治性肝炎とか橋本病とか、下垂体機能障害というところでございます。

それで、この方たちに対する接触は、これ保健所の方の道事業の方で実施しているものですから、私どもの方では接触のしようがないということです。

ただ、リハビリ教室とか、そういう関係で通っていらっしゃる方、そういう方については、うちの保健師等で指導はいたしております。

○委員長（増田武夫） 町民課長。

○町民課長（田村修一） はじめに、ごみカレンダーの単価でございます。

平成18年度まで、12枚物のカレンダーつくっておりますが、これは一部当り大体174円ぐらいになってございます。

新年度、19年度に新たに1枚物にしたものにつきましては、1枚当り24円程度でございます。

次に、ごみカレンダー配布手数料についてでございますが、これにつきましては、近年公区に未加入の方が非常に増えているということで、ごみカレンダーですとか、選挙広報、こういうものを公区長さんをお願いして配布していただいているのですけれども、なかなか配れないところが多いと。未加入の家庭が多くて。

それで、どういう形にしようかということで、公区長さんの何名か代表の方とご相談させていただいて、公区外の方、加入していない方の分についても、近所の公区長さん、その公区のエリアの公区長さんに配布をお願いできないかということで、そういうものも含めて、公区の世帯の方も全部含めて、公区の入っていない方も含めて、そのエリアに住んでいる方全部の方に配布していただくのに、手数料という形で配布しております。

これにつきましては、1部30円という単価で配布しております。

次に、ごみ袋の5リットルの袋についてでございますけれども、5リットルの袋、私どもも何度か町民の方から要望を伺っております。

たまたまなのですけれども、今、すでに帯広市、音更町でしょうか、やっているというようなことを伺っており、今、調査しているところでございます。

どういう状況かということなのですが、概要を伺いますと、つくったのですけれども、意外に売上が伸びないと。要望する方はいらっしゃるけど実際につくって販売すると売れていないという実態だというふうに伺っております。

詳しい数字や何かはまだ、今ちょうどまで回答きていませんのでわかりませんが、そういう状況だというふうに伺っております。

○委員長（増田武夫） 中橋委員。

○1番（中橋友子） 難病の方につきましては、北海道の助成制度も随分変わりました、指定から外される状況が、それは指定から外されるというのは正しくないですね。

医療の助成の対象から外されるというのが随分広がりました、それで、困難な状況に置かれているというのは、この間の北海道の制度替えの中で生まれてきているのですよね。

同時に、難病でありますから、障害者には変わりないのですけれども、直る見込みがない。それから、原因が究明できないというような、特別なやっぱり困難を抱えているという方が難病の方でありまして、これは、個人情報、プライバシーということでありましたけれども、可能な限り掌握されて支援していくというそういう姿勢を持つことが大事ではないかということが一つと、それから、1回目の質問でも申し上げましたように、そういう幕別の方が、帯広の施設に通う、あるいは、もうすでに他の町村では、通うことそのものも止められてしまって、そして、地元それに類するようなどころに行きなさいというような形で指導を受けて、変わっていった実態があるのです。

恐らく北海道の姿勢だと思うのですよね。

ですから、うちの町を通して、道の方に実態を押さえることと併せて、希望するところに通所できるような支援を、声を強く挙げていただきたい。

結局、こういう方たち、今、実際に何をやっているかといいますと、決められた時間通所されて、そこで機能訓練と併せて、例えば、パソコンをマスターするですか、そういった軽度な仕事もできるような、いろんな状況の人はいますけれども、そんな訓練もされているとか、あるいは、非常に障害を持っているだけになじむということが難しいのですけれども、そこに一旦なじんだ施設なのだけれども、道の指導によって、ここに通ってはいけないというようなことも生まれてきているということなのです。

その辺はぜひ掌握されて、善処できるものは善処を求めて、町から声を挙げていただきたいと思いますというふうに思います。

それと、ごみの方なのですが、単価はわかりました。

総額で幾らであったのか。

これもお尋ねしたところだったので、ぜひお答えいただきたいと思います。

それで、実は町内会から、特に高齢者の方たちでもあるのですけれども、本当にわかりづらいという訴えなのです。今度のカレンダーが。

それで、結局わかりづらいということは間違えてしまうのですよね。

町が指定するとおりの出し方ができないということにつながっていきまして、ちょっと今日持ってくればよかったのですが、持ってこなかったのですが、何区分かですか。地域をA、B、Cでずっと分けまして、色分けされて、そして小さな12カ月のカレンダーが下についていて、自分のところ、その小さいところに書いて、そして間違いないようにしなさいというような中身と、裏側には、幕別、札内の大きな地図が入っていて、色分けされているという、これが新しいものなのですけれども、もうその小さい字はやっぱり高齢者は見えない。

本当に切実なのですよ。

それで、書いて写していただいて、使ってくださいと、その思いでそういうふうにしたのだと思うのだけれど、現実にはそういう活用ができない。

近くなると、確認の電話をし合ったりなんかしながら出しているということなのです。

それで、どうしてこんなところでお金削られてしまったのだろうということで、突然という声が多いのです。

予算のときに、担当の方に野原議員お尋ねしたのですが、そのときには、地域の説明会なされて、そこで説明をして理解を得られて踏み出したのだよということで、そのように理解していたのですけれども、結果としてはそういうことはされたのだけれども、そこに行ってもらえる方は全体の中の、やっぱり大勢で

はなかったということなのですね。

それで、町内会挙げて、何とかしてほしいという声が、複数の町内会から挙がってきております。

恐らくそういう声は、担当のところにも届けられているのではないかと思うのですけれども。

やっぱりこれからどんどん高齢化になっていくときに、やっぱりきちっと一番は、わかりやすいものにしていく。

そして、間違いない出し方にしていただくというその目的のためにつくられているカレンダーだと思いますので、今の状況のままでは、やはり改善が必要だというふうに思いますが、いかがでしょうか。

それと、そのごみカレンダーの配布手数料なのですけれども、未加入の方のところにも届けてもらうと。一部30円ということでもありますから、60万ということで相当件数あるということですね。

それで、私思うのですけれども、町内会、今、うちは公区制度でありますから、公区というのは行政の末端機関でありまして、それで、公区長というのは、その行政に本人が町内会に入る入らない別にして、行政全体に責任を持って、その地域に配布物も届けますし、いろんなものも伝えていくという、公区長としての任務ありますよね。

そのために助成金というのが、各公区長さんに出されておまして、その助成金の積算は、その公区に入る入らないに関係なく、1件当たり幾らではないですか。

そうしますと、だと思ふのですよね。

それも違ったら言ってください。

そうであるならば、未加入の方も現実にはいて困ってられるということはわかるのですけれども、行政としては、そこも、入っていないくても、公区としては助成金出してお願いしているわけだから、町としては。

ですから、その手数料を別に払うということ自体が、私は正しいことではないのではないかなというふうに思うのですけれども、どうでしょうか。

それと、5リットルの件なのですけれども、これも高齢者の一人暮らしの世帯からの要望が高いのです。だから、多分、枚数にしてそうそう出ないと思います。

でも、こういった夏の期間などについては、10リットルを、週の半分でいっぱいにするという生活にはなっていないということもありまして、衛生面も考えて、政策としてきちっと小さいものをつくるというふうにはならないのかという声なのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（増田武夫） 保健課長。

○保健課長（羽磨知成） 一番最初の難病の関係でございます。

確かにおっしゃられるように、その方たちの把握ができればいいのですが、これは恐らく、保健福祉事務所に行っても、はいそうですかという名簿の提示にはならないだろうと思います。

ただ、難病の方、障害を持っておられる方が非常に多ございますので、障害者手帳も当然お持ちのことであると思いますので、その辺のところ、内部の方でどういう対応ができるか、その把握に努めてまいりたいと思います。

それから、施設の通所の関係でございます。

恐らく障害者の自立支援活動の施設のことだと思います。

決算でいいますと、民生費の方になるのですが、ただ、今、実態としては、介護保険と同じように、地域の中で障害を持つ方が暮らしていくというような方向で、いわゆる地域密着型の施設のあり方というのが求められておまして、そういうことから恐らくそんなお話が出ているのかなと思っております。

いづれにせよ、実態について調べさせていただきます。

○委員長（増田武夫） 町民課長。

○町民課長（田村修一） まず最初に、ごみカレンダーの差額と。

平成18年度の予算は、およそ230万です。

19年度は約30万円ということで、200万円の差があるということでございます。

見づらいというお話なのですけれども、逆に上の方、大きい表で地区、何曜日、何々という形で見てい

ただければ、非常に字も大きくて見やすいのではないだろうかと思っております。

今までのカレンダーのイメージがあるので、下のカレンダーがということだと思っておりますよ。

以前、予算のときにお話させていただきましたが、ごみの日程表と家庭にあるカレンダーと切り離していただきたいと。考え方を。

まずその第1点と、この12枚ものカレンダー出した場合に、収集業者に伺いますと、非常にゴミとして出てきていると。そのまま12カ月で出ている方もいらっしゃるし。

町の、特に環境衛生の部門といたしましては、ゴミを減らそう、資源を大切にしようというようなこともありまして、紙の枚数を減らしたいということも考えて、そういうような形にしております。

字が小さいということについては、これからもう1回、どういう形にしたらいいかということは考えてみる、検討する予定ではございますが、また12枚に戻して、一般のカレンダーの形にしようという考えはございません。

ゴミの5リットルの袋の関係でございますけれども、これも先ほど大体の概要伺ったということなのですけれども、やっていると伺いますと、コストの面だとか、そういう面ではどうなのかなど。

結局、つくるコストと売れる枚数との関係で、非常にコストの高いものになってしまっていると。

これもお願いなのですが、ゴミを減量したいという思いもあります。

5リットルの袋をつくって、またさらに小さい袋がほしいと。

一昨年ですか、10リットルの袋、住民のご要望にお応えしましたつくったところでございますけれども、どんどん小さくなると、ゴミを出す回数多くなる。収集の回数も多くなる。経費もまたかさむと。

協働のまちづくりではございませんけれども、やっぱり町民の方にも一定程度ご協力を願いたいという思いもございます。

どうぞ中橋委員も、そういう面でご協力、町民の方にお話していただければと思います。

○委員長（増田武夫） 企画室長。

○企画室長（佐藤昌親） ゴミカレンダーの配布手数料の関係でございます。

実はこれ、広報誌の関係もちょっとつながりがありまして、実は、かねてより公区といいましょうか、町内会という2面性持っておりますけれども、公区長さんの多くの方から、町内会に入ってくれないと。入ってくれない方について、もう広報誌は配りたくないという声も多くありました。

そういう中で、私どもは基本としては、やはり行政区でありますので、なんとかお配りを願いたいという話では、ずっとお願いしながら、私が来る4年ぐらい前までは、そのことでずっとお願いしながら、公区長さんも仕方ないなということではあったのですが、やはり、特に札内地域において、公区未加入者が多くなってくる。公区長さんが入ってくださいといわれても、何であなたに言わなければならないのだみたいな喧嘩になってしまう場合もあるというような事例もお聞きしたところであります。

そういう声がありまして、もうこれ以上、私ども、公区長さんの声といたしましては、これ以上町内会に入ってくれない人たちに、広報誌を配りたくないといいましょうか、そういう声も非常に多くなってきた。

そういうことで、その打開策といたしまして、先ほど言いましたように、ぜひとも配ってほしいと。その町の考え方は変わりません。

ただし、どうしてもいろんな事情の中でだめだということであれば、それは私どもの方で別な手立てを考えたいと。その別の手立てというのが、コミセンに置いたり、コンビニに置いたりという手法でございました。

そうはいいつつも、広報誌の方は、例えば、パソコン持っている方はホームページで広報誌を見ることができまして、そういう情報をとろうと思えばとれますし、コミセン行って、コンビニ行って広報誌をもらえばそれで取れるのですが、ゴミカレンダーなんかにつきまして、やはり町内会に入っていない人たちが、そういう人たちというのは平均するとアパートに入って、それが単身世帯が多いというちょっとイメージがありますが、そういう方たちがどうしてもそういうゴミの分別を守ってくれないという事情もありまして、それをやっぱり、そのことだけは、やはり全部に配ってほしい。そうしないと、結果的

には町内会といたしましょうか、公区長さんも大変苦勞されるだろうと。

ですから、その苦勞の対価といたしまして、配ってほしいという対価といたしまして、わずかでありま
すけれども、1部30円というような上乘せをさせて、そのことについてご理解をいただいたところであり
ます。

本来であれば、それをまた別に郵送するということになりますと、30円で終わらないということ、費用
対効果のことも考えまして、そういうような事情の中で、公区の事情を踏まえながら、費用対効果も考え
ながら、ここにそういう制度を取り入れたというのが実態でございます。

それと、配布手数料は、全部に配ったときの手数料でございますので、未加入の人に配ったからその分
ということではございませんので、ご理解いただきたいと思ひます。

運営費とは全く別のカウントで払っております。

○委員長（増田武夫） 中橋委員。

○1番（中橋友子） その今の配布の方、先にお尋ねしますけれども、公区に入る入らないというのは、
私は実態としてあることは承知していますし、そのことはやっぱり別な視点で解決しなければならない問
題だと思うのです。

私、そのことを問題にしているわけではないのです。

うちの町が、行政の運営のあり方として、行政の末端機関として公区というのを位置付けて、そして公
区長というのを組織的にお願いして、その方を通して、行政のそのお知らせ広報であるとかごみカレンダ
ーだとか、そういうものを、直接配られる方、あるいは、班を通してとかいろんな形を通してきちっと届
けると。

そういう仕組みに、うちの町はなっているのではないですか。

ですから、そういうそのルートでいくと、わざわざ別にそれだけを届けに行くということはないとい
ふふうに思うのです。

どうでしょうか。

それと、相手の方が、これ、前に総務委員会でも論議になったところなのですが、どうしても受け取ら
ないと、公区に入る入らないはまた別としても、いらぬのだと。広報誌はいらぬ、ごみカレンダーは
いらぬというようなことで届けないという場合はあるのだと思うのです。

でも、そうでない限り、行政としては、町内会に入っていようがいまいが、きちっとその公区長さんに
届けていただくというのが筋ではないのでしょうか。

ですから、改めて費用を払う。

全体の費用といいますけれども、ごみカレンダーだけを届けてくださるということはないと思うのです
よ。

必ず毎月、広報誌というのをそれぞれルートを決めて届けてくださる。

そのときに、年度変わりのときに、ごみカレンダーも一緒に届けてくださる。

だから、これだけ別に配布手数料払うということ自体が、正しいお金の使い方というふうに思いません
けれども、どうでしょうか。

ちょっとカレンダーの中身そのものは別にして。

○委員長（増田武夫） 町長。

○町長（岡田和夫） ちょっと誤解されているのではないかと思いますけども、幕別町の場合は、行政公区
と、それぞれの町内会の二枚看板で構成されています。

桂町1公区があって、桂町の町内会がある。

ところが、この町内会、区域に住んでいながら、私は一切公区の世話になりませんから、町内会にも公
区にも入りません。

そういう人たちがいる。

町内会費もちろん払ってくれない。公区費も払ってくれない。

それで、公区長さんは、何でそんなやつに俺たちが町から言われて、公区の広報配って歩かなければな

らないだと。

本人、公区に入らないのだから、必要だったら自分でコミセンとコンビニに広報置いてあるのだから、そこへ行って取って利用してください。

今そういう体系なのです。

ただ、町として、ごみ袋だとか選挙の広報は、何としてもこれは届けなければなりませんから。

町内会に入っていようが入ってまいが。

ですから、その都度公区長さんをお願いして、普段、広報誌も何も配っていないのだけども、これだけは何とか配ってほしいということで手数料を払っていると。

しかも、公区に運営費を払います。

公区長の報酬も払います。

そのときには、その入っていない人数は全部除外していますから。

あくまでも、公区費を納め、公区、町内会に加入している人を対象に、公区の運営費も報酬も払っている。

ですから、変な話、同じ町内に住んでいて、全く公区、町内会に関係ないという人たちがいるものから、今言ったようなことで、ちょっとわかりづらい。私たちも残念なのですが、現実に都会へ行けば行くほど、そういう状況と。帯広市も今は7割切っているというような状況なものですから。

まだまだうちらもこの後、先行きが心配なのですが、今の状況ではそれしか道がないのかなというようなことで、現実に今進んでいるような状況なものですから。

決して町が公区長さんをお願いしていないとか、公区長さんに頼んでいないとか、やってもらえないとかではなくて、今言うように、ごみだけでない。全体の中で、そういう活動、公区の運営がなされているということでございます。

○委員長（増田武夫） 中橋委員。

○1番（中橋友子） 私はその運営費が件数に入っていないということは理解はしていませんでした。

その点では、誤解といえば誤解ですけど、ただ、町長、町内会と公区、二枚看板だと。

町内会というのは任意でやるわけですからね、それは入る入らない自由だと思います。

でも、公区として公の区として位置付ける以上は、本人の意思にかかわらず、そこに居住を構えれば、そこが公区の構成員の一人というふうになるのではないですか。

本来であれば、その本人の意思は別にして、例えば、桂町に230戸の住民が住んでいますというふうになれば、運営費も230戸分、そして、それぞれにかかわる経費も230、これが私、公区の位置付けだと思うのですけれども。

それでなかったら、公区という意味合い、町内会と公区の違いというのが、あやふやになってくるのではないのでしょうか。

○委員長（増田武夫） 町長。

○町長（岡田和夫） それは現実的には仰るとおりだと思いますよ。

公区ですから、行政の条例の中で設置された行政区ですから。

そこに住んだ人は全員公区員だということの押さえはそうです。

現実に、そこに住んでいる人たちが、公区費も払わない。公区は一切関係ないのだと言われたときに、公区長さんにしてみれば、なぜ住んでいながら公区にも入らない、町内会にも入らないと言っている人間に、我々が、他の人たちと同様なサービス、公区のサービスをしなければならぬのだ。

もちろん、公区の行事に出てくるわけではもちろんないし、何やっても、私は公区でないのだから、先ほど言ったように、そんなもの持ってきてもらった迷惑だ。来ないでくれと言われたら、誰も公区長さんなんかはやる人いないですよ。

あくまでもやはり、公区長さんは、やはり全体仲良くやりたいと思うから、1戸1戸に歩いて、何とか公区へ入ってください。そのお願いしているやつさえ無視して、私は入りませんというものですから、それがずっと続いてきて、ここ3年ぐらい前に、いよいよ公区長さんもパンクだと。

もうこれ以上、そんなやつら相手にして、町の仕事はできない。

だから、必要なものは、町の方でやりなさい。

仕方がないですから、毎年4月に名簿もらって、公区に加入している人と加入していないものを抜いて、その人たちには、加入していないというのだから、そこへハガキ出して、あなたたちには公区から配布行きませんよ。その代わり、コンビニとかコミセンに町の広報誌とか置いてありますから、お知らせ置いてありますから、必要であればそれを見てくださいと。

そういうような方法で、現実に今きているわけですから。

それを無理矢理、同じ町内会に住んでいるのだから、絶対あなたは公区員だということまで、我々が強制することは、我々もそうですし、現に公区長さんあたりの立場からすると難しいのでないかなというふうには私は思っております。

○委員長（増田武夫） 中橋委員。

○1番（中橋友子） 現実に町内会長さんがご苦労されているのは、私の地元でもそうですから十分町長の言われることはわかるのですけれども、そもそも公区という仕組みといいますか、その行政区の末端単位というふうには私は押さえてきたのですけれども、その位置付けというのは、繰り返しになってしまうのですが、そこに転居されてきた方たちが、好むと好まざると公区の一員になるという押さえ方は間違っているのでしょうか。

私はそういう押さえてきたのですよね。

ですから、公区という呼び方をする。

そうでなかったら公区なんていない。

桂町なら桂町町内会でいいと。

そして、入りたい人だけ入ってくると。

そこはみんなで会費を納め合って、みんなで、互助制度も含めてやっていくと。入らない人はコンビニでもどこでも行ってくださいと。これだったらわかるのです。

だけど、幕別町は、そうではなくて、公区という行政の末端機関として位置付けているのだよというふうにはずっとされてきたものですから、それで、入らないという人にわざわざ手数料もまた別に払ってカレンダーの配布料を払うというのに、とても疑問を感じたのです。

戻りますが、その公区の押さえ方。

再度、整理してお答えいただきたいことと、本来であれば、そういう行政の末端機関であるから、好むと好まざるとにかかわらず、その構成員は全部公区の、行政の押さえ方ですよ。町内会でなくて。

その会長さんの押さえでなくて。

うちの町として、行政区のあり方としては、桂町なら桂町に、今、230戸あったら、そこが全員公区ですよ。戸数ですよというふうには押さえて、そして、運営費ですとかそういうこともきちっと積算していくというのが、私は筋ではないかと思うのですけど、どうでしょうか。

○委員長（増田武夫） 町長。

○町長（岡田和夫） そういう経過でずっと来ていました。

私もそこに住んだら、好むと好まざるにかかわらず、あなたはそこの公区ですよということで、今までずっときていた。

それが先ほど言いますように、もうここ数年、そういうコミュニケーションは崩れてしまったと。

ですから、我々がそうお願いし、公区長さんもお願ひして、あなたここへ引っ越してきてこの住宅へ入ったのだから、同じ公区員ですから、ぜひ、公区として一緒に活動してくださいと。

それさえを協力しないものを、それではいつまでも同じところに住んでいるのだから、公区ですよ。

だから、何もならないところに町も同じように運営費を出す。報酬も一人として計算する。

もうそういう時代ではないですよというのが現実なのです。

ですから、我々も今言っているのは、もう他町村行ったら、公区、行政区ってないところ、たくさんあります。

自治会だとか町内会だとか。

もうそういう時代になってきているのでないかと。

ですから、そのことも含めながら、私どもも何回も公区長会議では相談をさせていただいて、やっとならば2、3年前から、それでは、もう公区長さんは、公区に入らない人間は仕方がないのでないかという、今、一定の押さえをしていると。

本来は確かにそうです。

それでも、ただ昔もあったのですけどもね。

昔、我々役場入ったころは、直扱いという人で、必ず農家なんか行くと、何件かは入らないという人がいて、その人は直扱いで、町の広報を直接送ったりしていました。

もちろん件数が少なかったですからいいですけど、今の札内地区みたくなると、マンション一つごとが全然入らないということになってきますと、とてもそれ同じところに住んでいるのだから、あなたも公区員ですからというようなこと、いくらこっかが投げかけ、公区長さんも努力されても、やはりそこに限界がきているのでないかと。

そういうことであれば、やはり公区長さんの以降も踏んだ中で、確かに公区と町内会は違うといいつつも、現実には同じような活動をしている中では、我々もそうしたことに、やはり認めていかざるを得ないのでないかというふうには、現実には思っております。

決して中橋委員さんの仰っていることは間違いだとか、そういう意味で私は言っているわけではなくて、今の現実な対応は、そのような状況になっているということで、何とかご理解をいただければというふうに思います。

○委員長（増田武夫） この問題は、少し議論しても尽きないと思いますので、この問題は課題としてとっておきたいと思います。

よろしいですか。

中橋委員。

○1番（中橋友子） 私は公区そのものを見直す時期に、では、入っているのだなというふうに押さえました。

それで、カレンダーに戻ります。

わかりやすいのだよということですけども、一目瞭然です。12枚ものよりは1枚ものはそこに凝縮されるのですから難しくなるのは当たり前です。字も小さくなるのは当たり前です。

問題はその経費の問題が、やっぱり根っこにあったからではないかというふうに私は思うのですよね。だから、そういったことに踏み切られたと。

それで、私、随分、いやいやそれはいいものだというようなお答えなので、住民との認識に、差が大きくなって率直に迫るのです。

担当が悪いということではないですよ。

住民との認識のずれをものすごい感じるのです。

それで、やっぱりこういうふうに制度を変えていくときに、特に直接住民の方一人ひとりにかかわるようなものを変えるときには、多分、公区長会議とかというのが定期的に設けられていて、そこできちっと提示されて、意見もいただいてやってこられたのでないかなというふうに思うのですよね。

この問題、あまりにも、特に公区長さんたちから意見が出るものですから、どんなプロセス踏んで、ここに踏み込まれたのか、疑問にも実は思っていたのです。

もし、その点でも、経過についてお答えあればいただきたいというふうに思うのですけども。

それと、私は予算の点で、そういうふうに踏み切ったというふうになるのであれば、いろんな角度から、もう少し検討できないかなって、公区の高齢者の方たちからの意見が多いということがありますから。

もしどうしても、一部174円かかって、全世帯には無理なのだということであれば、今、だんだん高齢化社会になっていっているわけですから、そういう人たちに、間違いなく配布していただく手立てというふうになれば、その部数を減らしてでも、そういうものを高齢者だけには、従来に近いものをお渡しする

だとか、あるいは、12枚だったけれども、6枚に、裏表も使って6枚にするだとか、紙の厚さを、結構厚くて丈夫なものでしたよね。

それを、多少薄くするですとか、いろんなことを検討して、その予算の削減につなげていくことはできると思うのですよね。

これまでの形をキープしながらも。

そんな考え方はどうでしょうか。

○委員長（増田武夫） 町民課長。

○町民課長（田村修一） はじめに経緯でございます。

まず、今年の今ごろ、私どもの方で、こういう形にしようかということ、もうちょっと前からですけども、いろんな市町村の状況を調べさせていただいて、まず、12枚ものでやっているところは全国でもほとんどないということで、こういう形にしていこうかということ、まず、内部では決めました。

その後、案を練りながら、広報で、確か3回か4回、今度は、まず、今までは1月から12月までのカレンダーの形式で、ごみの日程をお知らせしていたものを、今度は年度の形にしてやりたいと。

しかも1枚ものにしたいということで、広報、確か3回か4回、最終的に、ほとんど年明けから3月ぐらいまでやっていますのでもうちょっと多いのかもしれないけれども、広報で何回もやっていると。

さらに年明けてから住民の説明会を何箇所かで開かせていただいているという状況でございます。

公区長さんに対しましては、毎年12月に、1月からのカレンダーをお配りしていただくのに、こういう形になりますというのを、その時期に、今年の12月にお知らせしてご説明させていただいているという状況でございます。

それと、秋の公区長会議、地区別公区長会議の席で、公区長さんには、まだできたものはお見せしていませんけれども、1枚もので、今までの12枚のカレンダーではなくて、1枚もののものにさせていただくということで、ご説明させていただいております。

それと、今後の検討課題ということで、私、先ほど内容を見やすいようにということで検討していくというお話させていただきましたけれども、今、裏側に地図が入っております。

この地図は、転入した人しかほとんど必要ないものだというふうに考えております。

5年なり3年、10年住んでられる方につきましては、自分ほどの地区だというのは、公区名も表の表には入っていますので。

その表をなくして、その裏側に、地図が入っていたところに、カレンダーみたい形を入れるとか、そのような格好にできないかとか、そういうことについては、今検討しているところでございます。

転入された方につきましては、地図はまた別にコピーでも町でつくったものをお渡しするという形にすれば間に合うのかなと。

一例でございますけれども、そのような形で、少しでも見やすい形に思っております。

○委員長（増田武夫） 中橋委員。

○1番（中橋友子） そもそもなぜ1枚にしたかというところが、スタートの時点での説明がないのですよね。

というのは、これ12月といたら、もう翌月は配るときですから、もう問答無用ですよね。

その前の秋に説明されたということでありますが、それもこういう1枚にしますからという説明ですよね。

私がお尋ねしたいのは、住民の声、この今までの12枚ものが、とっても不便でだめだから変えてくれという住民の声はあったのですか。

そういうのがなくて、切り替えに入られたわけですよね。

私はそこは、経費の問題だというふうに、自分はここで思ったのです。

違うのですね。

そしたら、なぜまず、さっきごみに出ているとかという話もありましたけれども、一体それがどれほどのものなのか。

そんなことも含めまして、まず、その1枚ものに踏み切る要因というのは何だったのでしょうか。

○委員長（増田武夫） 町民課長。

○町民課長（田村修一） この件につきましては、予算委員会の中でもご説明させていただきましたけれども、まず紙を少なくすると。資源を無駄にしないと。

これは、ごみも減量化しよう。

さらに、担当の環境衛生の方ではそういう施策を打っていると。

そういう意味で、まずごみを少なくするというので、紙の枚数を減らしたいということでございます。併せまして、それに伴って経費も少なくなるということで。

まず第1には、やっぱりごみを減らしたいという思いが一番でございます。

先ほど、形ができていないうちにというお話でございましたけれども、公区長会議は、確か10月ぐらいだったと思います。

その時期に、形はできていないですけども、1枚もので。

例として、ほかのよその町村のものとか、ご覧に差し上げたと確か思っております。

住民の方から不便が出ると。

不都合があるから1枚にしたのではないかというご意見でございますけれども、私ども説明会やったときの住民の方のご意見は、逆に、もっと小さくてもいいのではないかというようなご意見もありました。

逆に言うと、よそのいろんなところの市町村のを見ると、こんなんでも十分でしょうと。なんでこんなに枚数使うのと。

逆に言うと、そういう説明会に出てきた方は、そういうごみだとかそういうものに対する意識が高い方だったのかもしれない。

そういう意味で、逆にいうと、もっともっと小さくてもいいのではないか。

役場のコピーで刷ったものをまわしただけでもいいのではないかというようなご意見が、逆に多かったです。

○委員長（増田武夫） 中橋委員。

○1番（中橋友子） まず、今までの12枚もののごみカレンダーは、幕別の町民の方には定着していたのですよね。

予算のときにも議論になりました。

それを、例えば、書き込みの欄も十分設けて、そのカレンダー一つでいろんなことが活用できるような配慮もあったのだと思うのです。

そういうふうにして、結構厚地のカレンダー12枚ものが、ずっと長年発行されてきましたよね。

町民はそれになじんできた。

だけど、今課長が言うように、どうしても資源の問題で、この枚数を減らしたいのだという思いに至ったということであれば、その、住民になじんでいるわけですからね。

それをこんな考えをもって、資源を有効に使うために、あるいは枚数を減らすことが、ごみの減量につながるのだということをきちっとお話されて、住民の意見を聞くということが大事ではないですか。

それを、住民にはこういうふうな方向でいきますからということで、いわば問答無用でスタートされたというふうに思うのです。

ですから、私は、本当に要望が強いから、ですから、わかっていたかたくて話しているのです。

それで、紙の問題言いますけれども、このカレンダーだって、私たち決してむだにしていないですよ。

これは紙資源に、みんな使い終わったら、昨年まではたたんで、四つたたみにして紙資源に出すのですよ。ごみではないのですよ。

だって、それがリサイクル運動、資源ごみの回収ということで、うちの町も位置づけられてやってきたのでしょ。

そうすると、課長の言うこともちよっとずれてくるというふうに私思います。

それで、ぜひ、改善に向けてのお考えもお持ちというふうに聞きましたので、多くの公区の、公区長さ

んをはじめ、そういった方たちの住民の意見を聞いていただいて、より両方の思いが集積されたカレンダーとして、成果品とできるような努力を積み上げていただきたい。

このように思います。

○委員長（増田武夫） それでは、20分まで休憩します。

（15：08 休憩）

（15：20 再開）

○委員長（増田武夫） 再開いたします。

次に、堀川委員。

○5番（堀川貴庸） 152ページになるでしょうか。

1目保健衛生総務費の19節負担金補助及び交付金の中で、予算の中では14節に不妊治療助成金というのがあったのですけれども、決算書では0計上でしたので、その点について、ちょっとお尋ねしたいと思います。

0ということですので、順調にいったご夫婦がほとんどだったのかなというふうに推察はされるのですけれども、ただ、その前に相談や何かが役場の方にもあったのではないかなというふうに思うものですから、その辺、どのような状況だったのか、お尋ねしたいと思います。

○委員長（増田武夫） 保健課長。

○保健課長（羽磨知成） 不妊治療費助成の関係でございます。

確かに153ページの細節14に、予算では不妊治療費助成金ということで、予算上、15万円をみておりましたが、実際的な申請がなかったということで、執行はされておられません。

この手続きにつきましては、道への申請が終わって、道の方から私どもの方に、また文章が来るというようなことになっております。

相談なのですが、4件の相談が、19年度はございました。

なお、ちなみに20年度は、もうすでに5件の方が実際不妊治療を実施されております。

○委員長（増田武夫） 堀川委員。

○5番（堀川貴庸） 4件ですとか、5件ですとか、やはり悩みを抱えていらっしゃるご夫婦がいるのも事実なのだというふうに思います。

ただ、十勝管内でいくと、やはり不妊治療ですとか、あるいは扶育関係に携わる専門医がやはりいないというのは、残念な状況だというふうに私は捉えています。

1町村レベルでなかなか取扱い難しいのだと思いますけれども、ぜひ、今後も引き続き、町村会や各関連団体とも協議しながら、その招聘ですとか配置について、ご配慮いただけるように、今後も要望を続けていきたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（増田武夫） 保健課長。

○保健課長（羽磨知成） 十勝管内、平成18年の12月まで、専門の先生がおられましたけれども、なくなったということで、現在、私どもの町の方も、大体は北大、札幌医大、また、旭川医大という遠距離の通院という状況になっております。

町村会として、地域医療のあり方自体が大きな問題になっております。

その中の一つの取組みとして、不妊治療の専門医の招聘を要望してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（増田武夫） そのほかにありませんか。

それでは、ないようですので、衛生費につきましては、以上をもって質疑を終了いたします。

次に、5款労働費に入ります。

労働費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 5款労働費について、ご説明を申し上げます。

162ページをお開きいただきたいというふうに思います。

5 款労働費、1 項労働諸費、予算現額1,537万6,000円に対しまして、支出済額1,486万1,400円でありま
す。

1 目労働諸費、本目につきましては、労働者対策に要した経費であります。

19節負担金補助及び交付金は、援農協力会、季節労働者協議会、幕別地区連合会など、労働関係団体へ
の補助金が主なものであります。

21節貸付金、勤労者福祉資金につきましては、労働者の福利厚生を図るため、運用資金を労働金庫に預
託して貸し付けるものでありますが、19年度の新規貸付は2件で170万円。

また、貸付残高は5件で177万4,000円となっております。

2 目雇用対策費、本目につきましては、雇用対策にかかわる経費であります。7 節賃金は、高校、大
学等の新卒者で、就職未内定者を町の臨時職員として短期間採用し、その間、社会人としての基礎的な資
質を身につけ、休職活動をしていただくことを目的として、前期、後期合わせて4名分の賃金を計上させ
ていただいたところでありますが、応募がないため、未執行となりましたことから、これを冬期間の雇用
対策といたしまして、町道の支障木伐採事業に充てさせていただいたものであります。

13節委託料は、季節労働者の雇用対策として、街路の清掃等を実施したものであります。

以上で、労働費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（増田武夫） それでは、説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

ありませんか。

それでは、ないようですので、以上をもって、労働費についての質疑を終了いたします。

次に、6 款農林業費に入らせていただきます。

農林業費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 6 款農林業費について、ご説明を申し上げます。

164ページをお開きください。

6 款農林業費、1 項農業費、予算現額11億2,230万5,000円に対しまして、支出済額10億8,323万2,641円
であります。

1 目農業委員会費、本目につきましては、幕別・忠類両農業委員会委員の報酬及び費用弁償並びに事務
局運営経費が主なものであります。

2 目農業振興費、本目につきましては、農業振興にかかわる各種事務経費、補助金、負担金が主なもの
であります。

166ページになります。

19節負担金補助及び交付金、細節10につきましては、町内の農業関係機関及び団体で組織するゆとり未
来21推進協議会に対する補助金。

細節14は、新規収納者に対する支援奨励金。

細節15のふるさと土づくり支援事業補助金は、堆肥購入、堆肥切り替えし、緑肥・種子購入に係る補助
金。

細節18は、忠類地域に係ります中山間地域等直接支払交付金。

細節19は、町と町内の農協で構成する第3セクターであります農業振興公社の運営費補助金でありま
すが、昨年5月に新たに忠類農協が加入をいたしたところであります。

21節農業ゆとり未来総合資金貸付金につきましては、家畜購入、土地改良など、計11件の貸付を行った
ものであります。

3 目農業試験圃場費、本目は、試験圃の管理運営に要した経費であります。19年度におきましては、
施肥試験、品種比較試験など、15課題の試験を実施いたしております。

168ページになります。

4 目農業施設管理費、本目につきましては、農業担い手支援センター及び味覚工房に係る管理運営経費

であります。臨時職員賃金施設の清掃等委託料が主なものであります。

なお、味覚工房の19年度の利用状況は、利用者が1,534人、利用率が94%でありましたが、機器の入れ替え等で開館日数が13日減ったため、前年に比べ、利用者で48人減ったものの、利用率では4ポイントの増となっております。

続きまして、170ページ。

5目畜産業費、本目につきましては、畜産振興に係る経費であります。18節備品購入費は、北海道農業開発公社から貸付を受けておりました肉用雌牛9頭分の購入代金であります。

19節負担金補助及び交付金は、細節6、乳牛検定事業、細節7、和牛生産改良組合、細節8、酪農ヘルパー利用組合、細節13、家畜品評会。

次のページになりますが、細節18、酪畜協議会など事業補助や団体補助が主なものであります。

また、細節19は、飲用乳の消費低迷に伴う消費拡大運動といたしまして、イベント開催時のPRや乳製品を使った料理教室の開催等の経費につきまして、18年度に引き続き、実行委員会に対して補助を行ったものであります。

6目畜産担い手育成総合整備事業費、本目は、生産性の高い酪農経営を図るため、草地、暗渠、畜舎等の整備を行うものであります。事業主体は北海道農業開発公社。

事業期間は平成18年度から21年度までの4年間。

参加戸数は、忠類地域の43戸となっております。

19年度におきましては、草地整備改良、暗渠、スラリーストアなどの整備がなされたところであります。

7目町営牧場費、本目は、幕別地域1ヵ所、忠類地域4ヵ所の町営牧場の管理運営に要した経費であります。

19年度の預託実績は、乳牛910頭、肉牛104頭、馬52頭、合わせまして1,066頭となっており、前年より24頭の減となっております。

また、地域別では、幕別が414頭、忠類652頭となっております。

174ページ、8目農地費、本目は、土地改良施設の管理運営及び国営、公団営事業の償還に要した経費であります。

176ページになりますが、13節委託料は、幕別ダム操作点検、上統内排水機場保守点検委託料が主なものであります。

14節使用料及び賃借料、細節5は、暗渠排水路の床ざらい等のため借り上げた重機の借上料であります。19年度は15地区、1万メートルを実施いたしましたところであります。

15節工事請負費、細節3は、相川5線456メートルの舗装工事を行ったものであります。

19節負担金補助及び交付金、細節3、国営事業償還金は、幕別地区ほか3地区の償還金。

細節4は、公団営事業、いわゆる東西線にかかわる事業の償還金。

細節5は、小規模な暗渠排水及び支線明渠整備に対し補助を行った経費であります。

28節繰出金は、忠類市街地を処理区域とする農業集落排水特別会計への繰出金であります。

9目土地改良事業費、本目につきましては、土地改良事業の負担金及び事務的経費が主なものであります。

178ページになります。

19節負担金補助及び交付金は、美川地区ほか4地区の道営畑総事業負担金、糠内農道整備事業負担金が主なものであります。

2項林業費、予算現額7,481万9,000円に対しまして、支出済額7,433万5,126円であります。

1目林業総務費、本目は、林業振興にかかわる経費であります。7節賃金、8節報償費は、有害鳥獣駆除に要した経費であります。

180ページになりますが、19節負担金補助及び交付金、細節10から13までにつきましては、民有林振興にかかわる補助金であります。細節10は森林組合に対する補助金、細節11は、除間伐72.88ヘクタール、細節12は、公費造林85.37ヘクタール、細節13は、地域活動支援として、1,803.23ヘクタールがそれぞれ

補助交付金の対象面積となったところであります。

2目育苗センター管理費、本目は、忠類育苗センターの管理運営に要した経費であります。

アカエゾマツ、トドマツの苗木の生産業務を、幕別町森林組合に委託した経費が主なものであります。19年度におきましては、アカエゾマツ10万69本、トドマツ24万7,714本、計34万7,783本の苗木を出荷いたしております。

以上で、農林業費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（増田武夫） それでは、説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

永井委員。

○14番（永井繁樹） 178ページ、1目林業総務費にかかわりまして、19節負担金補助及び交付金にかかわることかと思えます。

19年度の執行方針の中に、町内小中学生を持つ親子を対照に、森林の大切さと木や自然と触れ合うということを目的として、親子体験のもりづくり事業というのを計画されていたと思えます。

これ、当然実施されたかと思えますが、これら実施内容について、規模ですとか参加人員ですとか事業の内容ですね。

それらについてご説明をいただきたいと思えます。

○委員長（増田武夫） 農林課長。

○農林課長（菅野勇次） ご質問の事業の中身でございますけれども、幕別元気の森親子植樹会事業ということで、昨年10月に実施をしております。

事業の目的といたしましては、地球温暖化が深刻化いたしまして、森林保全の重要性が叫ばれる中で、森の働きや大切さを学んでもらい、森林への理解を深めていただくことを目的に実施をしている事業でございます。

参加者につきましては、町内在住の小学生22名とその保護者18名、計40名が参加をしております。

事業の内容につきましては、幕別元気の森なんですけれども、町の町有林の敷地3ヘクタールほどになりますけれども、そちらを幕別元気の森というふうに位置づけをいたしまして、2ヘクタール分につきましては、遊歩道ですとかそういったもの、若干ながら整備をさせていただきました。

その場で森林に関する話ですとか、自然観察を関係機関の協力を得ながら行いました。

その後、エゾヤマザクラの植栽ということで、残り1ヘクタールの部分のうちの10分の1になりますけれども、0.1ヘクタール部分について、植栽を実施しております。

○委員長（増田武夫） 永井委員。

○14番（永井繁樹） わかりました。

この中で、目的の中にあります木や自然と触れ合うことを目的としてということで、これ、農林課の方ですから、健康増進ですとかそういったところにかかわる部分というのは、当然違う課になると思うのですが、ここから先については答えられるところは答えたいのですが、現在、十勝では森林健康体験とかいう名前をもって、これ民間が中心になられて自治体が後援等応援されて、森も元気に、人も元気にということで活動されている団体がございます。

幕別町にもそういう団体にかかわっている方がおられると聞いておりますが、今度のことになるのですが、森という一つのテーマをもってしたときに、どうやって幕別町民がその森にかかわっていくのかというところで、今後に向けた森林健康にかかわる面も含めて、今回の場合は植樹が主な事業テーマになっていましたけれども、健康面にかかわるような施策推進の方向へ向かっていけるのかどうか。

お聞きしますと、幕別町元気の森ということで3ヘクタール、そういった対象の地域もございますので、このあたりがどのように考えられておられますか。

○委員長（増田武夫） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 昨年から実施しております元気の森につきましては、先ほど課長の方からご説明を申し上げましたように、森林に重要性、森林が持つ国土保全ですとか、資源関与といったものを主に

勉強していただく。森林に対する理解を深めてもらうという趣旨から実施したところでありまして、これをさらに広げて、この場で行うのは非常に難しさがあるかと思っておりますので、今後の、今ご質問のあった点につきましては、民生部の方と相談させていただきながら、検討させていただきたいというふうに思います。

○委員長（増田武夫） 永井委員。

○14番（永井繁樹） わかりました。

そうしますと、町内に、私も正確な数字は押さえておりませんが、活動されている方が、そういう人材がおられますので、やはり今までに取り組んでいない分野だと思えますし、森林浴効果というの也不错ありということで、これは世界的にも認められてきている、認知されている事業ですから、やはり幕別町もこれを機に、地元の活動家の意見を吸い上げる形の中で、これは民間指導でもかまわないと思えますが、行政がきちっとフォローされて、早いうちにその状況を把握されて、こういった事業に立ち上げられるように強く要望しておきますので、ご検討ください。

○委員長（増田武夫） ほかにありませんか。

野原委員。

○7番（野原恵子） 166ページ、農業振興ひの中の17、農業用廃棄物再生処理対策事業補助金。

こここのところで質問いたします。

資料の77ページによりますと、この農業用の廃棄物なのですが、平成18年度から比べまして、処理数が減っております。

今、環境問題も大きな話題になりまして、そういう点ではこの廃プラの焼却するというのは、環境を破壊するのではないかということで、ずっと謳われております。

そういう中で、体に非常に、微量でも影響を与えるということでは、これをしっかりと処理をしていくという手立てが必要ではないかと思えますが、その点、どうして減ったのか。

その辺をお聞きしたいと思います。

○委員長（増田武夫） 農林課長。

○農林課長（菅野勇次） 農業用廃棄物再生処理対策事業補助金の関係でございますけども、いわゆる廃プラの処理事業に対する補助金でございます。

委員言われますように、この事業につきましては、農業生産の過程で排出される廃プラスチックなどの処理に係る経費の一部を助成するものでありますけども、資料77ページにあります18年度と19年度の補助金額の差といたしまししょうか、減の要因でございますけども、たまたまこの事業につきましては、幕別地域と、それから忠類地域と、合併前において、両町村ともそれぞれ行っていたのですが、特に忠類地域と幕別地域との単価差ですとかそういった課題がございまして、そういったことがありまして、合併協議の中で統一を図っていかうということで、19年度から統一を図ったところございまして、それに伴いまして、若干ではありますけども、忠類地域の補助率が幕別地域に合わせることによりまして、多少下がったというような経過がございまして。

そういうこともございまして、18年度については、特に忠類地域の処理量が増えたということがございまして、18年度が逆に膨らんでしまったというような状況でございます。

○委員長（増田武夫） 野原委員。

○7番（野原恵子） それにしましても、17年度と比べたら増えているということですね。

ですが、そういうことで、量が減ったということは、忠類の単価が下がったので、忠類の処理量が減ったということですね。

そうしますと、忠類の量はあったけれども、そのきちっと処理をしていなかったということにつながるのではないのでしょうか。

その辺はいかがでしょうか。

○委員長（増田武夫） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） ちょっと誤解を招くような答弁になりましたけども、忠類が減ったというのは、

むしろ18年度、駆け込みが多かった結果、年度間バランスがちょっととれなかったということで、これ、確かに農協別に見ましても、かなり年度間のばらつきがあります。

ですから、うまくタイミングが合って出せる場合は出すのですが、何しろ集荷する時期が春、秋の2回しかないものですから、そこにうまくタイミング合わないと、どうしても翌年送りになったりもしますので、そういうことが多分あったのだらうなというふうに思います。

あとは、つくっている作物によっても、肥料が変わったりもしますので、そういった要因も一つはあるのかなというふうに思っています。

過去から見てきますと、かなり上がってきているわけです。処理量については。

ここ3年しか出ていないですが、過去13年ぐらいから見てきますと、かなり増えてきていますので、たまたま去年の場合は年度間のバランスがちょっとあったのかというふうに思っております。

○委員長（増田武夫） 野原委員。

○7番（野原恵子） その点は理解いたしました。

それで、今、農家が大規模になってきて、大きな農地というのですか、そういうところも増えてきてまして、農村歩いたときなのですが、ものすごい勢いで野焼きしているところも何回かあっているものですから。

そういうところもきちっと指導していくということが必要ではないかと思えます。

それで、地域の方に聞いたら、それは大体決まった農家の方、そういうふうに畑の中で燃やすということでは、地域の方では、そのしっかりと自分たちでは処理はしているのですけれども、そういうところの指導が徹底できなくて、なかなか隣近所では差し障りがあって、指摘もできないのだという状況もお聞きしております。

そういうところはしっかりと町で対応していくということが必要ではないかと思えますが、その点はいかがですか。

○委員長（増田武夫） 農林課長。

○農林課長（菅野勇次） 野焼きの関係でございますけども、基本的に野焼きについては禁止ということなのですが、一部、法令上認められている部分もございます。

といいますのが、農畜産物における病害等が懸念される場合については、燃やすことも可能というふうには、法令上なっておりますけども、基本的にはおっしゃられるように、原則禁止ということでございます。

ということもございまして、ゆとり未来21推進協議会、農業関係機関で組織しております協議会ですけれども、こちらの方に指導部会という部会がございまして、そちらの方では、野焼きについて、できるだけ行わないように、堆肥化するようというふうな指導を行っておりますし、現実的に、農業技術対策ということで、農家の方にファックスで通知も差し上げているのですけれども、その中においても、そういったことに気をつけて行ってくださいということで、指導なりを行っているところでございます。

○委員長（増田武夫） 野原委員。

○7番（野原恵子） それで、ここの資料によりますと、経費の4分の1について、町が助成するということが書かれておりますけれども、この点についても、今、農家の経営が非常にばらつきはありますけれども、経営が困難だという状況も生まれてきております。

そういう点で、こういうところにも助成をしていく、補助をしていくというところの考えはいかがでしょうか。

○委員長（増田武夫） 農林課長。

○農林課長（菅野勇次） 現状のその農業経営が厳しい。これについては、皆さんご承知のことだと思いますし、それについては認識をしております。

農業施策に係わっておりますけども、この廃プラに係る助成につきましては、平成13年度から実施しておりますけれども、当初の趣旨といたしましては、奨励的な事業というようなことで実施をしております。

何年までというような期限は設けてはございませんけども、昨今の農業情勢、あるいは農協あるいは農

業者の方からのご要望もあることですので、奨励的事業ということで、廃止ということではなくて、何とか継続ということで、現在に至っているという状況なものですから、なかなか増額というのは財政負担等の関係もごございますので、現状では難しいかなというふうに考えてございます。

○委員長（増田武夫） 野原委員。

○7番（野原恵子） 増額は難しいというお答えでしたけれども、この制度を、それではこれから継続的に残していくとか続けていくというところではどうなのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（増田武夫） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） これ農業施策、町単独でいろいろやらせていただいております。土づくりでありますとか、畜産対策でありますとか、こういう廃プラの処理に対する支援などあります。

そういう中で、先ほど課長からお答えを申し上げましたように、もともとは奨励的事業で、5年程度の中で、きちっとした処理方法を、農業者の方に身につけていただきたいというようなことで始まったもので、これ、他産業との関係を考えますと、なかなか農業ばかりにということ、産廃でありますので、ここに支援するというのはなかなか難しさがあるのでありますけれども、やはり、急にマニフェストを付けてやってくださいといっても、なかなか農業者の方、それまで何もやっていなかったののでできないというようなこともあって、農協の協力をいただきながら、まず5年程度きちっと産廃の処理が責任をもって、自己責任においてできるようにしていくために、その奨励事業として、この事業をスタートさせたということがあります。

そんな中で、今まだ要望が強い、農業情勢も非常に厳しいという中で、継続している事業でありますので、これをさらにこれ、永久的に続けるかどうかについては、非常に難しいのかな。

本来の農業振興策といいますか、そういうものにスクラップアンドビルドしていくということも考えなければならぬというふうに思っております。

○委員長（増田武夫） 野原委員。

○7番（野原恵子） 今、本当に幕別は農業基幹産業ですし、細やかなこういう対策が必要ではないかというふうに私は思います。

それで、この燃やすということになりますと、農業者だけに影響するわけではなくて、空中、ずっと飛んでいくわけですし、それだけでは町民に対する影響もあると思うのですよね。

そういう点で、これを推進していくという立場でも、廃止ということではなくて、続けていくべきではないかと、私は思うのですが、その点いかがでしょうか。

○委員長（増田武夫） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） ちょっと繰り返しになりますけれども、もともとは産廃でありますので、これを他産業の方との均衡を考えた場合に、いつまでもやはり農業者の方だけに支援をしていくというのはやっぱり難しさがある。

はたして町民理解を得られるのかという問題もあるのかというふうに思っております。

確かに、まだ完璧にその処理というものができているかどうかというところ、その辺を検証しながら、その辺どこまでやるかということは見極めていきたいというふうに思っております。

○委員長（増田武夫） はい次、中橋委員。

○1番（中橋友子） 農業の全体でお尋ねしたいと思っておりますので、ちょっとページ数指定できないのですが、この平成19年度は、農業で品目横断的経営安定対策という新しい制度が導入された年でありましたね。

これがどんな、1年間農家の皆さんに影響を与えたのかということで、検証という意味でお尋ねしたいのですが、その新しい政策に基づいて、経営を続けるためには、まずその面積用件ですとか、それから、収入の用件ですとか、そういうものをクリアしなかったらやっていけない年であったと思うのです。

そういうことをクリアできないで離農に至ってしまった。全体の離農度ですね。

新しい制度替えによる離農というのがどのぐらい生まれてしまったのかということですね。

それと、農業の経営者が減っていくということは、自給率の向上から含めても大変問題なことでありますから、うちの町も新しく担い手、あるいは新規就農ということで事業を取組んでこられたというふうに思います。

ただ、資料を見ますと、そのことも必ずしも定着というふうには言えないのかな。結局、これまでの従来の農業者も経営自体が難しいという中で、新規で来られてもなかなか就農して定着した経営をしていくということが難しい状況にあるのではないかなというふうに思うのですよね。

例えば、担い手の支援では、うちは宿泊施設もつくってやってこられたわけですが、資料の中では、入居率も34%ということでありますから、その辺も困難な面が生まれているのではないかとこのように思います。

政策的に、これらについて、どのように対応されて、これからどうされていくのか伺います。

それともう1点なのですが、177ページの農地費に係りまして、委託料の幕別のダムに係わってお尋ねをしたいと思います。

このダムが供用開始されたのは確か2005年だったでしょうか。

2年間の試験期間を経てスタートされたと思うのですが、ここの決算では、総計費約600万ということでありますけれども、当初受益農家124戸ということでスタートされているのですが、実際には受益農家は何戸使われているのか。

それから、水量などについても、十分間に合っているのかどうか。

それと、今年たまたまこの地域ではありませんが、中札内の水を引いたところの事故があったというようなことで、給水車が走るというようなこともありましたけれども、こういった別なダムの利用、当然給水車は走らなければいけないのですけれども、こういったところが利用されていくのかどうか。利用できる状況にあるのかどうかも含めて、お答えいただきたいと思います。

○委員長（増田武夫） 農林課長。

○農林課長（菅野勇次） まず、品目横断的経営安定対策、名称が変わりまして、水田畑作経営所得安定対策というふうに変更がございまして、そちらの関係でございまして、離農数につきましては、18年度から19年度に離農された方の数でございまして、20戸でございます。

これにつきましては、原因といたしまして、その理由というのは明確なものはありません。

品目横断が理由で辞められたのか、あるいは、後継者がいないですとか経営不振などに伴って辞められたのかという明確な分けというのは、なかなかできづらい状況ではあります。

ただ、ちょうどその制度の導入時期ということもございまして、推測的なところもございまして、品目の導入に伴いまして、離農されたのではないかとされる農家の数が、20戸のうち12戸。

それ以外、後継者がいらっしやらないですとか、経営不振などの理由により離農された方が8戸というふうな押さえであります。

○委員長（増田武夫） 農業振興担当参事。

○農業振興担当参事（田井啓一） 担い手対策ということのご質問かと思っておりますけれども、資料の76ページ下段の方、アカデミー事業の研修状況ということでございまして、ここでいきますと、いわゆる新規参入者の部分というものが、フロンティア研修。

あと、農業後継というものが、ニューファーマー研修ということでございまして、フロンティア研修につきましては、人数が減少していると。

対しまして、ニューファーマー研修につきましては増加しているというような状況でございます。

十勝の農業を考えますときに、十勝型の農業を行おうとしますと多額の投資がかかります。

いわゆる大都会の周辺で退職された方が行う農業とはやっぱり違った面で、若い方が幕別に入ってこなければ、なかなか新規就農ができるような状況にはございません。

国の制度等も、年齢等によって借りれる額が変わったり、そういったことがございまして、幕別地域においては、一定程度若い方、40ぐらい前には新規就農を果たさなければ、借りた借金が返していけないような状況もございまして。

そうした中で、農業後継者が今たくさん戻られて、これらの状況も生まれてきております。

担い手対策を行っております農業振興公社といたしましても、その農業者の方がしっかり農業の基礎知識、あるいは農業者同士の交流を研修できるような形で努めてまいった中で、農業後継者が戻ってこられた農家の方たちに、農地が規模が拡大意向が強いということもございますので、そういったことでの対応もしてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（増田武夫） 土地改良課長。

○土地改良課長（湯佐茂雄） まず1点目の幕別ダムの関係でございますけれども、現在の戸数につきましては64戸ということになってございます。

水量に関してでございますけれども、水利権上の話になりますけれども、許可水量につきましては、夏場の間ですけれども、毎秒0.3トン程度ということで、基本的には、水量的には間に合っているかなということでございます。

それとあと、札内川のこの間の事故の関係で、給水車等の対応ということで、確かに専決予算もさせていただきまして対応させていただいたと。町独自の対応もしたということでございます。

基本的に、あるべき事故ではなかったのかなという、想定もされなかった事故ということもございまして、今後は開発なりに対して、そういった緊急時の対応についても、今後、要請をしていくというような形になろうかと思えます。

○委員長（増田武夫） 中橋委員。

○1番（中橋友子） 農家の離農のことにつきましては、これ新しい制度のもとで経営が継続できないということは、本当に残念なことだというふうに。

やりたい人がやり続けられない。

後継者がいないというような点では、これもやりたくてもやれないということにはつながるのでしょうか、そこは自分たちの子どもを含めての生き方というか、人生感につながるものもあると思うのですが、制度が変わることによって続けられないというのは本当にしのびないことだというふうに思うのですよね。

どんどん今も困難な状況生まれていきますけれども、名前が品目横断から水田畑作に変わったにしても、厳しい条件そのものは、これまでのように単品に対する価格保障というのはないわけですからね。

ですから、厳しい状況は変わっていかないというふうに思うのですよね。

その点では、支援策、これ以上離農を出さないといいますか、続けたい人には続けていただく手立てというのは、ぜひ、意を用いて取組んでいただきたいというふうに思います。

それと、ダムの方なのですけれども、今、離農が進んでいますから、ある程度の減少は想定していたのですけれども、スタートのときの需給農家というのは124戸ということでスタートしていたのですよね。半減ですよね。この数年間の間で。

投資した額は228億ということだったのです。

多くの農家の方に利用していただく。そして、豊富な水を提供するということがあったのですけれども、現実には半分になってしまっている。

農家の戸数が減っていても、利用面積、ここがやっぱり大事になってくるのだらうと思うので。

利用面積がやっぱり減っていくようであれば問題だなというふうに思います。

利用面積はどうなのか。

それと、その毎秒3トンというのがよく私もわからないのですけれども、あそこの資料を見ましたら、ダムは全体では230万立方とかというふうに、水は入るのだよというふうに説明を受けてきた経過あるのですけれども、現実にはそれがきちっと保たれているのか。

水が不足するというようなことはもちろんないと思うのですが、そういった経過についてもお伺いしたいと思います。

それと、これ受益者負担ございましたよね。

600万毎年かかっていくわけですけれども、受益者負担は、個々の農家によって違うと思いますが、64

戸で総体で幾らでやっているのかも伺いたいと思います。

○委員長（増田武夫） 土地改良課長。

○土地改良課長（湯佐茂雄） まず、受益面積の関係でございますけども、当初、受益面積といたしまして、900ヘクタールということでの想定で始まっておりますが、現在、戸数はちょっと減っておりますけども、現在の使用面積が721ヘクタールということで、若干ちょっと少ないのですけれども、今後伸びていけばいいかなというふうには思っているところでございます。

それとあと、ダムの貯水の関係でございますけども、総貯水量230万トンということでございますけども、当然、農家さんが使っている夏場の時期につきましては、当然水位が下がっていると。

それで、農閑期は使われないので上がっていくというような形で、常時同じ水位を保っているわけではございません。

それと、受益者負担金の関係でございますけれども、64戸、721ヘクタール分で、225万3,700円でございます。

○委員長（増田武夫） 中橋委員。

○1番（中橋友子） 900ヘクタール、当初の資料では960のように記憶していたのですけれども、900だったのですね。

それで、720ということは、戸数の減り方から比べましたら減りは少ないのですけれども、でも、スタートしたのがついこの間ですからね。それを思うとやはり残念ですよ。

せっかくこれだけ、230億近くも投入して、実際に畑に行く水として予定したとおりに使われていかないと。

それは、農家の戸数は減っても、1件当たりの耕作面積は増えて、畑そのものは残っていると思うのですよね。

その残った畑が、水を必要としないのかどうか。

何が原因で、こんな720になってしまったのか。

それはどういうことでしょうか。

○委員長（増田武夫） 土地改良課長。

○土地改良課長（湯佐茂雄） このかんがい受益900ヘクタールということでスタートしておりますけども、着手自体が昭和58年ということもございまして、その当時から比べるといいでしょうか、当初のその畑の面積がこういうふうになったということかなというふうなことでございます。

本当に使われればいいのですけれども、今後増えて、皆さんが使っていただければというふうには思っております。

○委員長（増田武夫） 中橋委員。

○1番（中橋友子） 使っていただければという、お金がかかるから何が何でも目標どおりということにはならないのだろうとは思いますが、しかし、やっぱりこういうふうな事業を組んで目標を立ててやっている以上は、そこにいかなかった場合には、どんなことが原因だったのかなということを知りたかったのですよ。

使っていただければということなのですから、お金が高いのか、あるいは、もうその畑として、そこには水が必要なくなったのか。

180ヘクタールですね。

それとも、そこは離農してしまって、水を必要とする耕作につながっていないのか。

そういうことはどうなのでしょう。

○委員長（増田武夫） 土地改良課長。

○土地改良課長（湯佐茂雄） これにつきましては、面積自体が使用許可でということでございますので、基本的には畑灌として撒ける面積ということにはなるかと思うのですけれども、今、相川地区については特にたまねぎとかいろんな面で需要が増えてきているというようなところでございます。

○委員長（増田武夫） 中橋委員。

○1番(中橋友子) なかなか内容が見えるまでいかないのですが、ただ、言いたいのは、今、課長言われましたけど、58年ですから大分前にこの事業始まって、そんなにこんなダム必要なのだからということ随分論議してきたのですよね。

でも、大事大事ということで結局進んできたのですが、スタートのときには受益農家167戸といわれてきたのですよ。

ところが、途中で124になり、今はもう64というようなことで、公共投資のあり方としては、私はずっと問題だなというふうに思っていたものですから。

しかし、できた以上は、やはり有効に活用されるということが大事だというふうに思いまして、その点で、今後の努力に期待したいと思います。

○委員長(増田武夫) ほかにありませんか。

牧野委員。

○9番(牧野茂敏) 167ページ、農業振興費の中の15番、ふるさと土づくり支援事業補助金なのですが、これは幕別町の単独事業としては、私はかなり評価できるものだと思います。

堆肥購入あるいは堆肥切り替えし、緑肥・種子購入。この項目ありますけども、この項目ごとに何戸ぐらゐの受益者の戸数があるか、おわかりでしたらお知らせいただきたいなど。

○委員長(増田武夫) 農林課長。

○農林課長(菅野勇次) ふるさと土づくり事業交付金の関係でございますけども、受益者の戸数であります。

まず、堆肥の購入につきましては151戸、それから、堆肥の切り替えしになりますけども、切り替えしが229戸、それから、緑肥・種子購入の助成になりますけども、こちらが10戸になります。

○委員長(増田武夫) 牧野委員。

○9番(牧野茂敏) 全体的な幕別町の戸数からみると、まだまだ少ないような気がします。

というのは、多分、個々にはやっているのしょうけれども、この補助を申請しないって、そういう方が多いと思います。

これだけ厳しい農業情勢になってきますと、かなりこれから、この制度に載って補助申請が出されると思いますので、また、こういったことをずっと続けていただきたいと思います。

それで、この補助限度、3トン300円、あるいは1戸7万円。こういった金額についてですけども、先般の一般質問にもありましたように、飼料、肥料あるいは農業資財の値上がりで、かなり農家個々に厳しい状態になっているというようなことで、金額も含めて、今後、いろんな農業施策にどのように反映していただけるのか、お考えがありましたら、お願いしたいのと、また、どこの自治体だったかちょっとよくわからない、名前はちょっと忘れたのですが、肥料の購入に助成をするというような画期的な町だと思いましたが、どこか出ていたはずであります。

そういったことも含めまして、この農業政策、どのようにお考えになっているか、お伺いをいたしたいと思います。

○委員長(増田武夫) 経済部長。

○経済部長(飯田晴義) 土づくりのほかにも、今回の一般質問でご質問いただきました土壌診断の関係もでございます。

それと、肥料の高騰対策ということもでございます。

これにつきましては、トータルでどう農業経営に手助けができるか。

しかも、農協と一緒にやっていけるかということをお考えなければならないというふうに思っております。

それで、来週早速ゆとり未来21推進協議会を開きまして、そこでどういった施策、来年に向けてどういった施策がいいのかということをお考えを、この土づくりも含めて、方向性を出してもらいたいというふうに考えております。

○委員長(増田武夫) それでは、ここで25分まで休憩いたします。

(16 : 13 休憩)

(16 : 25 再開)

○委員長（増田武夫） それでは、休憩を解いて、再開いたします。

農林業費の質疑、他にありますか。

それでは、無いようですので、6款の農林業費についての質疑を終了いたします。

次に、7款商工費に入ります。

7款商工費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 7款商工費について、ご説明申し上げます。

184ページをお開きください。

7款商工費、1項商工費、予算現額4億8,806万2,000円に対しまして、支出済額4億8,426万6,773円です。

1目商工振興費、本目は、商工振興、中小企業融資に係る経費であります。

19節負担金補助及び交付金、細節3につきましては、商工業の振興対策とパークプラザの維持管理に対する商工会への補助。

細節4、5につきましては、中小企業融資に係ります保証料、利子補給の補助金であります。

21節貸付金につきましては、中小企業融資のための原資を、町内各金融機関に預託し、金融機関は預託金の3倍を融資枠として貸付を行うものであります。

19年度の新規貸付は、51件、2億7,353万円、融資残高は224件、6億6,408万3,000円となっております。

2目消費者行政推進費、本目は、消費者行政にかかわる経費ですが、7節の消費生活相談員にかかわります19年度の相談件数は131件で、このうちクーリングオフや斡旋解決によりまして、総額1,500万円余りが救済されたところであります。

3目観光費、本目は、観光物産にかかわる経費であります。

186ページになります。

13節委託料は、アルコ236道の駅忠類の指定管理料。

19節負担金補助及び交付金は、細節5の観光物産協会補助金が主なものであります。

4目スキー場管理費、本目は、白銀台スキー場及び明野ヶ丘スキー場の管理運営に要した費用であります。

19年度の営業状況につきましては、営業日数が、白銀台68日、明野ヶ丘63日、輸送延べ人員が、白銀台13万6,023人、明野ヶ丘7万2,663人となっており、営業日数、輸送延べ人員ともに、前年を上回ったところであります。

188ページになります。

5目企業融資対策費、本目につきましては、企業誘致に要した経費であります。

19節負担金補助及び交付金は、企業が事業所を新增設した場合において、固定資産税相当額を補助するものでありますが、19年度の実績は16社となっております。

以上で、商工費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願いを申し上げます。

○委員長（増田武夫） 説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

永井委員。

○14番（永井繁樹） 187ページ、3目の観光費にかかわりまして、13節の委託料、細節5に係りまして、質問をさせていただきますが、過日、6月の定例会で、アルコ236道の駅等の決算状況についての報告は、私たちの方に提出されていますので、それらをもとにお尋ねをいたしますが、売上状況、この3年間の推移でそれぞれレストラン部門から宿泊、入浴、売店、道の駅部門と、それぞれの部門別に出されている中で、売上そのものは伸びている部門が多いですね。

がしかし、19年度の決算を見ますと、見られた方は皆さん感じられているのかと思いますが、内容的に

は赤字になっているという現況です。

それで、この公社運営につきましては、今までの議会の中でもいろいろな要望も含めて、いろんな意見が出されてきますので、当然取組まれるときには、それ相応の覚悟を持って、前向きに取組まれた結果だとは思いますが、特にこの道の駅忠類の部門については、パン工房なども新設をして、売上に努めていきたいという積極的な姿勢が感じられてはいたのですが、結果として業績はよくないと。

売上はある程度確保しているのですが、その利益から諸経費を相殺すると赤字になるということは、経営的にみると、やはり私は問題があるのかなと思うのです。

それで、19年度の決算を踏まえて、この辺り、各部門別の状況分析を、現況分析をどのようにされているのか。

そのあたりからお伺いをしたいと思うのですが。

○委員長（増田武夫） 経済建設課長。

○経済建設課長（古川耕一） アルコ236道の駅忠類の関係でございますけれども、お話がありましたように、実際には営業収益としては伸びてございます。

それで、全体としては、平成19年総売上1億9,431万6,000円でございます。

この中で、棚卸の分が5,500万ほどありますので、実質の収益といたしましては、1億3,900万の純売上総利益というふうになってございます。

それで、6月の決算状況を配布させていただきましたけれども、実績に当期純損失につきましては48万586円の減収というふうになり、赤字というふうになっております。

ただ、道の駅にしましては、18年1,700万程度でありましたものが、平成19年建設をして、営業が新たな道の駅として再開をしたということで、3,998万3,400円の、大体前年比2.2倍の売上があります。

それが総体的に、最後赤字になってしまうということは、やはりそれぞれ経営努力というのがなされているわけですが、道の駅がもう少し伸びるという考え方も私も持っておりますけれども、ベーカリー部門の方で、多少伸び悩んだということもございまして、それぞれ20年度については、ある程度改善をしながら、さらに売上について努力してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（増田武夫） 永井委員。

○14番（永井繁樹） 売上はある程度前年対比でかなりの伸びをと説明がありましたけれども、これは3年間の推移を見ると、2億1,000万から1億8,000万弱に落ちて、それが3億9,900万まで伸びたという。

実際にこの努力は認められるのですが、問題はやっぱり販売費及び一般管理費だと思うのですね。

こここのところのバランスが、売上とそこから出る純利益とのバランスに合っていないと。

これが、当初の、19年度の予算を組まれるときには当然その辺も考えられて組んではいるわけでしょうけど、給与賃金と役員報酬が、これ、純利益から照らし合わせますと、41.9%を占めている。

これは、民間経営をされている方でしたら、かなりの高い人件費率。この発想では利益が黒字にならないのですね。

ですから、この辺りが当然計算をしていくとわかると思うのですが、結果として心配されていた赤字になっていくということの中に、やっぱり販売費と一般管理費を含めた中での総体的な経営理念というのが確立されていないのではないかと。

前年度対比だけでは、この道の駅は私は参考にならないと思うのですね。

あくまでも新生幕別で新しくつくり変えた道の駅ですから、当然その辺は私たちもかなり期待をしているところでもありますし、多額の赤字でないですから、その辺は私は評価はしているのですが、それとて、決算ですから予算には踏み込みたくないのですが、この資料の中で、今年度の予算はまださらに人件費が上がっている。

もちろん売上目標を上げて人件費も上がる。人件費が純利益目標に対して40%を超えているのですね。今回また。

この辺の理念がどうも現況の、例えば、いろんな経費コスト、燃料等も含めてかなり情勢としては厳しい状況を抱えている中で、とても私はこのような状況で、この20年度が推移するとは思えない。

当然19年度の反省点もかなり活かした中で、やはり修正すべきところは修正するという考え方が必要だと思います。

特に販売費と一般管理費における人件費、これと、委託管理は若干上がっているのでしょうけども、これ辺りの考え方は、内部ではどのように考えられて判断されていますか。

○委員長（増田武夫） 経済建設課長。

○経済建設課長（古川耕一） 人件費、確かにおっしゃいますように、一般管理費の中でいきますと41%を占めております。

これは20年の予定でいきますと、さらにちょっと上がるのですが、これ、道の駅のパンの部門が1名、20年増員をいたしまして、年中パンが販売できるようにということで、ベーカリーの部門で増員をしております。

それによる単価のアップでございます。

それで、株式としては非常に経営努力もしながら進んでいるわけですが、一方では、販売に、売上をいかに伸ばすかということで、企業としての経営努力、あるいは、町も非常に忠類地区では、この忠類振興公社がすすめますアルコにつきましては、非常に重要な位置づけでありまして、町民の憩いの場でもございます。

私ども町も一緒になって、アルコと一緒に、経営のその売上につきましては努力してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（増田武夫） 永井委員。

○14番（永井繁樹） 私もこの施設については期待をしていますし、自分なりに協力できるところは一生懸命しようという姿勢はあるのですよね。

ただ、今も説明にありました。

では、パン工房の新設に当たって、では、19年度はどの程度の経営内容に対して効果があったか押さえられておりますか。

○委員長（増田武夫） 経済建設課長。

○経済建設課長（古川耕一） 道の駅の総売上につきましては、全部で3,998万、約4,000万ほどが道の駅の19年度の売上でございます。

そのうちベーカリー部門につきましては1,228万。約3割が道の駅のパンが占める割合。約3割となっております。

○委員長（増田武夫） 永井委員。

○14番（永井繁樹） そうしますと、当初の予定というか目標からみると、大きなずれはないと。貢献度はあるということですね。

それでいて、売上の利益から換算して考えると、では、ほかの部門がどうなのだという事になってくるのですよね。

例えば、宿泊部門ですと、これ3年前からみると、宿泊部門の売上は一応、17年度から18年度には落ちていますね。3,000万弱落ちている。

それから19年度は、ほぼ横ばいですけど若干落ちたと。数百万ですね。

これ辺りを見ましても、伸びているところは、私はそれなりの評価をしているのですが、横ばいから落ちているところについては、やはり当初スタート時点でも、隣の町の新しいホテルの開設等もあって、お客さんを確保するにはかなり考えなければいけないという中で、特に宿泊についてとか宴会等ですね。お食事については、そういった対策を講じなければいけないということも当然やられてきたのだと思うのですが、その辺りでどういう工夫をされてきたのか。

それと、私はいろんなところ泊まりに行くのですが、アルコの宿泊料というのは決してリーズナブルではない。9,000円台ですね。1泊2食で。

施設の関係からいって、そういう料金設定になっていると思うのですが、民間企業の宿泊料金設定というのは、必ずしもそういう高い設定ではなくて、やはりお客の獲得を最大限に考えて、薄利多売でやっ

ているという状況の中で、利用人員が落ちる。要するに、宿泊の売上が落ちるということは、ある程度人員も落ちているということです。

これら利用料金の見直しですね。

そういったことも一つ視野に入れなければいけないのですが、その辺りも含めて、どのように考えられておりますか。

○委員長（増田武夫） 経済建設課長。

○経済建設課長（古川耕一） ご指摘ありますように、確かに一般管理費については、努力をしながら、まず減らすということが、最大の要件だろうというふうに考えております。

それから、後は売上が伸びず部門、売上が伸びずという考え方でいきますと、一番落ちておりますのがレストラン部門で、対前年比約93%が落ちております。

それで、本年からレストラン部門につきましては、1時間時間を延長いたしまして、9時に終わるところを10時まで延長しながら、今、経営努力をしているところでございます。

あと、売店部門につきましては115%の増だとか、あと、宿泊部門が多少落ちております。

その辺りもまた、経営努力の中で、一緒に考えてまいりたいという部門であると考えております。

それと、今お話ありましたように、宿泊料につきましては、一般の観光地から見ると多少割高でないかというご指摘でございますけれども、私ども、確かに夏と、それから冬の間のそれぞれの売上の比較をいたしますと、確かに冬の間に多少落ち込んでいる状況でございます。

ですから、冬の間、いかにお客さんをお呼びかということも、一番重要な考え方だろうと思っておりますので、この料金設定、これがどういうふうに動かせるのかどうかという問題もありますけれども、いかにそういうセットで、いかに安くできるのかどうかということも含めて、その辺りまず利用者数をまず増やすことを、一生懸命考えながらやってまいりたいというふうに考えております。

○委員長（増田武夫） 永井委員。

○14番（永井繁樹） 意気込みは十分理解はできるのですが、例えば、20年度のこれからの話をするとき失礼なのですが、諸経費が上がっていますよね。水道光熱費はかなり前年から見るとプラスですね。今年の予算は。

900万以上のプラスでみていると思うのですよね。

それでも、売上が苦戦をするということであれば、当然役員報酬、これ120万上げているのです。

給与賃金については、ベーカーリーの分の1名分が足したとしても、これ290万弱上がっている。

そしたら、諸経費、必要経費は上げるけどもということで先に上げてしまうわけですから。

付いてくるのは後で売上がついてくるのですから。当然これは不安定経営になるのですよね。

この場合、私は19年度の決算のような二の舞を踏まないためには、こういうふうにして予算を組んでいても、やはり売上の推移によっては経費の使い方は変えていかなければいけない。

それに比例していかなければ当然赤字になってきますから。

これからの公社経営というのはそれぐらいのことやらなかったら、もう決まった名目のものは、その決まったとおりに払うということにはたして妥当かどうかということもありますので。

その辺り、全体的に昨年度から見ると1,490万ぐらいの増額です。経費につきましては。

ですから、これから換算しても、はたしてこの経済状況の中で、その目標とする売上とか利益が追求されるのかというのは非常に心配ですから。

これやっていく中でももちろん判断もされていると思っております。

残り半年しかございませんから、今期は。

やはりこの辺をかなりシビアに考えられて、やはりその出る利益に合わせた経費の出費というのを、流動的にやっぱり行えるような考え方が必要かと思うのですが、それらについては、内部ではどのように方向付けされているのでしょうか。

○委員長（増田武夫） 経済建設課長。

○経済建設課長（古川耕一） 18年と比べますと、確かに経費については上がっております。

これは、一番大きいのは光熱水費、確かに原油高によりまして、それが経営を圧迫しているという問題もございます。

ただ、それだけではありませんので、確かにほかの経費等につきましても、できるだけ努力しながら減らす方向で、もちろんアルコだけの株式会社の、忠類振興公社だけの問題ではありませんので、町も一生になって考えてまいりたいというふうに思っております。

○委員長（増田武夫） よろしいですか。

永井委員。

○14番（永井繁樹） わかりました。

幕別町の係りというのは、当然責任ある立場で係っておりますので、遠慮することなく、公社内部についてはどんどん経営的な理念ですとか方策については提言をされて、20年度の決算が赤字にならないように、極力その目標に向かって努力されることを強くここで要望しておきますので。

○委員長（増田武夫） ほかにありませんか。

それでは、無いようですので、以上で7款商工費についての質疑を終了いたします。

続いて、8款土木費について。

ここでお諮りいたします。

消防の職員も待機しておりますので、消防費まで終わらせたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、土木費についての説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（高橋政雄） 8款土木費につきまして、説明をいたします。

190ページをお開きください。

8款土木費、1項土木管理費、予算現額2億6,246万円。支出済額2億3,240万6,692円。不要額3,055万3,308円の主たるものは、降雪量が少なかったことによります助成経費に執行残であります。

1目土木総務費、本目は、車両センター事務所の管理経費及び臨時職員賃金が主なものであります。

2目道路管理費、本目は、町道の維持管理に要した費用でありまして、町道の管理委託料及び除排雪機械借上料が主なものであります。

7節賃金は、忠類地域の維持管理に要した作業賃金であります。

13節委託料のうち、細節1、2の委託料は、幕別地域の年間を通した道路管理清掃等に要した経費であります。

細節5は、忠類地域の除雪業務の委託料。

細節6は、札内駅のエレベーター保守点検に要した経費であります。

192ページへ行きまして、14節使用料及び賃借料のうち、細節5は、除雪機械51台分の借上料であります。

18節備品購入費、細節4は、幕別地域の除雪ドーザーの購入費用であります。

3目地籍調査費、本目は、地籍調査事業に要した経費でありまして、事務経費のほか、13節委託料の細節6については、途別地域5.29キロ平方メートル、途別及び古舞の各一部の7.81キロ平方メートル、古舞の一部9.18平方キロメートル、忠類白銀地域及び忠類東方一部地区の5.38平方キロメートルを調査するための費用であります。

13節委託料の細節7については、土地の移動に伴い、地番を修正するための費用であります。

次に、2項道路橋りょう費、予算現額4億5,992万6,000円で、支出済額は4億5,954万3,116円であります。

194ページになりますが、1目道路橋りょう総務費、本目は、土木課所管の経常的な管理経費であり、7節賃金は、99カ所の樋門管理人の賃金であります。

13節委託料、細節5は、道路台帳修正に係る委託料、細節6は、普通河川台帳の更新にかかわる業務委託料です。

14節使用料及び賃借料の道路用地借上料は、札内西和線などの9件の用地借上に要する費用であります。

2目道路新設改良費、本目は、町道の改良舗装整備に要した経費であり、事務的経費のほか、196ページへいきまして、13節の委託料では、町道の用地測量、用地調査、工事設計など、21件の委託料であります。

元忠類線調査設計委託料、札内鉄道北沿線通り調査設計委託料などが主なものであります。

15節工事請負費では、28件の道路事業を実施しておりまして、国庫補助事業で実施したものが札内鉄道南沿線通り交通安全施設整備工事など4件、地方特定道路整備事業では、札内4線地方特定道路整備工事など18件、過疎対策事業債によりますものは、忠類上当間線道路改良工事1件、合併特例債によりますのは、幕別札内線道路整備工事など3件のほか、町単独事業であります。

198ページへいきまして、17節公有財産購入費では、北栄大通り関連など、町道整備に伴う用地買収費が主なものであります。

22節保証補てん及び賠償金につきましては、町道整備に伴う水道管移設の補償費や、用地買収に伴う立木補償などが主なものであります。

3目道路維持費、本目は、土木課所管による町道維持管理補修に要した費用でありまして、14節使用料及び賃借料は、幕別札内線のほか6地区の道路側溝土砂上げ等の機械借上げの経費であります。

200ページへいきまして、15節工事請負費の細節1、道路舗装補修工事は、南町団地道路3号補修舗装工事ほか、54件の工事。

細節2、乳剤防塵処理工事は、千住1線防塵処理工事ほか2件。

細節3は、道路保守工事は、北町8号歩道補修工事のほか、106件の工事。

細節4は、道路維持工事は、区画線整備工事のほか33件の工事。

細節5は、緊急整備工事費は、千住豊岡線災害復旧工事のほか、5件などが主なものであります。

4目橋りょう維持費、本目は、町管理の橋りょう維持管理費でありまして、19節負担金は、十勝中央大橋の管理者負担金であります。

以上が、土木費であります。道路事業の19年度の実績は、道路改良が1,587メートル、道路舗装は3,291メートル、道路歩道整備につきましては3,060メートルとなっております。

次に、3項都市計画費、予算現額8億7,142万5,000円で、支出済額は8億7,005万3,612円となっております。

1目都市計画総務費、本目は、都市計画に係る経費であり、都市計画審議会は3回開催しております。

13節委託料、細節5は、札内地区の道路計画に係る交通量調査などに要した費用であります。

19節負担金補助及び交付金につきましては、帯広圏都市計画協議会のほか、各種協議会の負担金。

細節8は、北栄土地区画整理事業に対する事業費負担であります。

28節繰出金は、公共下水道会計への繰出金であります。

2目都市環境管理費、本目は、公園及びパークゴルフ場などの管理及び施設補修に要した費用であります。

202ページへいきまして、13節委託料は、細節5の公園清掃管理委託料が主なものであり、公園及びパークゴルフ場のほか、フラワーガーデン、果樹の管理に要した費用であります。

細節6は、さつき通り堤防緑地の草刈に要した経費。

細節7は、依田公園浄化槽の管理に要した経費であります。

15節工事請負費のうち、細節1は、50カ所の公園の遊具補修。

細節2は、トイレ、水飲み場、フェンス等の補修に要した経費であります。

16節原材料費のうち、細節1は、パークゴルフ場の肥料、張り芝、花の苗などに要した費用であります。

次に、3目街路事業費、本目は、街路事業に要した経費であり、事務的経費のほか、204ページへいきまして、13節委託料につきましては、北栄大通り、北栄西通に係る実勢設計、用地確定、土地及物件調査に要した費用であります。

15節工事請負費の細節1は、千代田通り、幕別駅前から国道38号線でございますけども、照明灯に、設

置に要した費用であり、工事費の一部につきましては、幕別商工会より負担をいただいております。

細節2の北栄大通整備工事は、札内4線南側半断面の整備に要した費用であります。

17節公有財産購入につきましては、北栄大通りほか3件の用地買収に要した費用。

22節保証補てん及び賠償金につきましては、同じく北栄大通りほか3件の物件保証に要した費用であります。

次に、4目公園建設費、本目は、公園建設事業の要した経費であり、事務的経費のほか、15節工事請負費の細節1は、札内西緑化重点地区の近隣公園、街区公園及び緑地の整備に要した費用であります。

街区公園2カ所と緑地につきましては、すでに供用を開始しております。

細節2は、忠類ナウマン公園パークゴルフ場夜間照明等園路整備に要した費用であります。

17節公有財産購入費につきましては、西町南公園に係る1件の買収費用、22節補償補填及び賠償につきましても、同じく西町南公園に係る物件保証に要した費用であります。

次に、4項住宅費、予算現額2億6,460万7,000円に対しまして、支出済額2億6,350万9,687円であります。

1目住宅総務費、206ページへいきまして、本目は、住宅関係事務の臨時職員と、公営住宅料の徴収に係る嘱託職員の賃金及び事務的経費に要した費用であります。

2目住宅管理費、本目は、町営住宅900戸、道営住宅334個、合わせまして、1,234戸の維持管理及び修繕などに要した経費であります。

1節報酬につきましては、公営住宅委員会の10名分に係る報酬であります。

7節賃金は、町営住宅17名、道営住宅15名の管理人賃金であります。

11節需用費の細節40は、公営住宅の修繕に要した費用で、修繕件数は、町営が504件、道営が98件であります。

13節委託料は、道営若草団地及び道営十勝野団地で、6自治会に対する駐車場の管理の委託料であります。

15節工事請負費に係る整備工事の主なものといたしましては、新緑町西団地の外壁塗装、新緑町2団地の換気扇設置などあります。

3目公営住宅建設事業費、本目は、公営住宅の建設、解体並びに事業の事務的経費に要した費用であり、299ページへいきまして、13節委託料は、旭町東団地3号棟の建設に係る工事管理に要した費用。

公営住宅ストック総合活用計画等の策定に係る基礎調査に要した費用であります。

15節工事請負費は、旭町東団地1棟12戸の建設、旭町北団地4棟14戸の解体及び公営住宅の火災報知機設置に係る工事費であります。

22節保証補てん及び賠償金につきましては、旭町北団地、南団地の公営住宅入居者5戸分の移転費用であります。

以上、8款土木費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○委員長（増田武夫） それでは、説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

中橋委員。

○1番（中橋友子） 2点あります。

1点目は、205ページなのですが、公園建設費の15工事請負費、2の忠類ナウマン公園整備工事。

夜間照明をつけたということですが、実際にどのぐらい利用されたのかということをお聞かせいただきたいと思います。

開設日数がどれぐらいあって、開設時間は何時から何時までで、利用は何人であったのか。

それと、206ページ、住宅管理費の中で伺いますが、このところ民間の住宅の空きが目立ってきておりますが、公営住宅の要望は相変わらず強いと思います。

同時に、特に高齢者の入居の要望も強いというふうに思うのですけれども、現在の待機状況などについて、伺いたいと思います。

○委員長（増田武夫） 経済建設課長。

○経済建設課長（古川耕一） 忠類ナウマン公園の整備工事に係ります夜間照明の関係でございます。
夜間照明につきましては、平成19年の6月16日から8月19日、65日間が点灯いたしております。
そのうち夜間照明で利用された方につきましては740人ほどというふうにみております。

○委員長（増田武夫） 施設課長。

○施設課長（澤部紀博） 公営住宅の待機者の状況ということでございますけども、この1年間に公営住宅に応募いたしまして、その結果入居できなかった方の数、これにつきましては、町内からの申し込み、町外からの申し込み含めまして、66件ございました。

○委員長（増田武夫） 中橋委員。

○1番（中橋友子） もう一つちょっとお伺いしたいのですけれども、幕別町内の百年記念ホールのところですか。

ごめんなさい。白人公園のところ。夜間照明やっておりますね。

そこの利用についてもお伺いしたいと思います。

今回は、6月からで、工事終わってからの利用でありますから、65日間、740人、1日の利用が12、3人というところでしょうか。3,600万、約3,700万を投じて使われたのですけれども、これ、時間帯もお伺いしたのですけれども、何時から何時まで照明されているのかということと、それから、従来は忠類は夜間がなかったと思うので、夜の利用は全くなかったのだと思うのですよね。

この分が、丸々利用が増えたという押さえでいいのかどうか、伺います。

それと、公営住宅の方なのですけれども、今、入居待ちが66件ということですね。

それで、なかなか、特に前段申し上げましたように、高齢者の方たちの住宅なんていうのが深刻になってきております。

単身世帯とか増えてきているのですけれども、民間には入れなくて、公住を申し込むのだけれども、間取りにも制限がありますし、それから、入れないと。

今、希望された方、抽選で入居されておりますが、抽選から外れますと、2年間抽選に、2年間応募し続けて、それでも入れなかった場合には、優先的な入居という体制をとられていると思うのですけれども。

この66件の待つてられる方が、年齢層ではどうなのか、ちょっとわかりかねるのですけれども、高齢者にとって2年間というのは非常に長い期間でありまして、こういった特別体制をとっての入居の条件などについても、見合す必要があるのではないかというふうに感じておりました。

いかがでしょうか。

○委員長（増田武夫） 施設課長。

○施設課長（澤部紀博） 待機者のその入居の条件を見直すというようなお話でございますけども、その前段といたしまして、先ほど66名の待機者、この1年間に入れなかった方が66名いるというお話させていただきました。

今現在、道営住宅で、あかしや南団地ですけども、前面的改善をしておりますけども、あの団地が8棟ございますけども、その中で政策的に空けている、政策空き家といわれるものが68戸ございます。

それ以外に、今後の全面的改善、町営の全面的改善の関係で、数戸政策空き家がありますので、都合合わせて72戸の政策空き家がある状況です。

ですから、そう考えますと、遠い将来ではなく、近いうちに、そのあかしや南団地に入居できる状況が出てきますので、そう考えますと、入居のその条件をどうこうというよりは、その状況踏まえた中で、もし足りないということになれば、検討することかなというふうに考えております。

○委員長（増田武夫） 土木課長。

○土木課長（角田和彦） はじめに私の方から、白人の森のコースについて、ご説明いたします。

白人の森の、まず開設時間、これは忠類も一緒ですけれども、日没から8時半まで照明灯を点灯しております。

それで、先ほど、6月の16日から8月19日までの66日間ということだったのでしたけれども、これで草刈

の日は、この間に9日間ありまして、その日についてはお休みになりますので、実質は57日、それから、雨天については、雨がひどいときは点灯いたしませんので、白人の森の場合は、19年については44日点灯しております。

44日間で利用人数でございますけど、330人ということになっております。

ただ、これびっちりコースについてカウンターで数えているわけではなくて、点灯してからしばらくしてから見に行くと、大体ざっと何人いるという時点で何人という決め方をしていますので、実質にはもっと多いのかもしれないですし、少ないということはないと思うのですけども。

ですから、大体の人数ということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（増田武夫） 経済建設課長。

○経済建設課長（古川耕一） ただいま、時間の方が、今、土木課長の方からお話がありましたので、同じ8時半まででございます。

それで、740名というのが全体から、夜間照明付けたことによって増えたかどうかということでききますと、この740名は増えた数でございます。

○委員長（増田武夫） 中橋委員。

○1番（中橋友子） 最初に公営住宅の方なのですけれども、近い将来緩和されていくということでありますから、緩和されることを期待したいのですけれども、ただ、近い将来の年数がどのぐらいなのかということなのです。

結局、今、道営住宅から始まりまして、建て替えが計画が進んでいますけれども、あかしの4階建てのところなのですけれども、道営が終わったら、今後、町営というような、もちろん財政状況がありますから、ストレートにいくというふうには思っておりませんが、当然同年代に建てられた建物でありますから。そして、エレベーターがないということを考えれば、同じように手掛けていかなければならない施設でありますよね。

そうしますと、そこでも政策的な空き家というのが、一番最後はいらなくても、ずっと必要になってくるのではないかと思いますよね。

それが5年、10年とかかかっていくようであれば、制度、先ほどの特例で入っていける制度なんかの見直しが必要でないかなというふうに思うのですけれども、どうでしょうか。

それと、実は夜間照明のこと、幕別と忠類の両方伺ったのですけれども、これは幕別の方は、この事業されてから長いのですけれども。

利用実績としては、過去から比べてこの330人というのが、正確な数字ではないということはいわれましたけれども、落ちているのでないかなというふうに思うのですよね。

といいますのは、利用されている人たちのお話を伺いますと、どうしても照明でありますから、照らされる場所はそれは限られてきますよね。

当然、プレーをやっていると、その範囲を超えてのプレーというのは続出するということもありまして、こういった関係で、長く利用されている方たちなども、なかなか夜間照明というのは、パークゴルフにとっては、全体の利用を引き上げるという点では難しい面があるというふうに聞いておりまして、この事業そのものが、どうなのかなというふうに思っていました。

ただ、今回伺いますと、忠類740人ということで、幕別から比べたら倍の利用もありますし、1年目スタートしたばかりでありますから、この後の経過も、ぜひ推移見守りたいというふうに思うのですが、利用拡大、せつかくの施設でありますから、有効活用になることを期待したいと思います。

こちらは答弁よろしいです。

住宅の方お願いいたします。

○委員長（増田武夫） 施設課長。

○施設課長（澤部紀博） あかしや南団地の改善の関係ですけれども、20年ですから今年の3月から1号棟、2号棟合わせていますけれども、改善が始まっております。

それで、予定といたしましては、平成24年度までに1号棟から6号棟まで改善する計画を、道の方では

持っております。

町といたしましては、1年開きまして、平成26年から29年までの4年間で町営あかしや南団地の改善を予定いたしております。

先ほど、後年時になると、その結果的に、また、政策空き家の部分があるのでどうなのだろうかというお話だったと思うのですが、ここ数年間、5年ほどの公営住宅の応募倍率を見ていると、5年前の数字からみると、かなり下がってきております。

右肩下がりという倍率の状況にありまして、これ、いろんな要因があるのだと思うのですが、その民間の借家を望む人もいられるでしょうし、公営住宅はどうしても集合的な団地ですので、それを嫌う人もいられるかもしれませんが、いずれにしても、現状といたしましては、倍率は下がっている状況にありますので、そこら辺も見据えた中で、その先ほどおっしゃられました基準の見直しというのは、それを見た上で進めていくべきかなというふうに考えております。

○委員長（増田武夫） 中橋委員。

○1番（中橋友子） ぜひ、倍率もできれば教えてください。

今、課長にお答えいただいただけでも、年数としては今平成20年でありますから、町営住宅の改善計画完了が29年と。9年間費やすのですよね。

待ってられる方は本当に1回落ちると、この次の機会に入りたい。

2ヵ月、3ヵ月単位でも待つわけですよ。

それが政策的には2年で入れるのですけれども、今のような事業展開されていくと、完全に解消されるのはやはり9年間かかるということですので、お答えいただきましたように、実情を掌握された上で、ぜひ、その倍率と制度の見直しと両方含めて、今後を検討をしていただくよう、ぜひ、意を用いていただきたい。このように思います。

倍率だけ教えてください。

○委員長（増田武夫） 施設課長。

○施設課長（澤部紀博） 応募倍率でございますけれども、地区ごとにお話させていただきます。

平成15年ですが、幕別地区で2.5倍、それから、札内地区で8.9倍、忠類地区で3.1倍、それがほぼ右肩下がりできていまして、19年度でいきますと、幕別地区が1.8倍、札内地区が5倍、忠類地区が0.5倍というふうな状況でございます。

○委員長（増田武夫） よろしいですか。

ほかにありませんか。

それでは、ないようですので、8款の土木費については、以上をもって質疑を終了させていただきます。

次に、9款消防費に入ります。

9款消防費の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（増子一馬） 9款消防費につきまして、ご説明申し上げます。

210ページをご覧ください。

9款消防費、1項消防費、予算現額6億2,934万8,000円に対しまして、支出済額6億2,865万8,250円あります。

1目の常備消防費は、東十勝消防事務組合分担金で、消防議会及び消防本部職員人件費等の共通経費並びに幕別消防署職員の人件費、交際費等にかかわる費用であります。

2目非常備消防費は、非常備消防団員の報酬や、消防団の運営交付金など、通常団費といわれる経費の分担金であります。

3目水防費は、災害に対応するべき計上した経費であります。11節需用費は、油処理にかかわる消耗品の購入であります。

以上で消防費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

- 委員長（増田武夫） それでは、説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
それでは、ないようですので、9款消防費につきましては、以上をもって質疑を終了いたします。
この際、お諮りをおたします。
本日の委員会は、この程度とし、散会したいと思います、これにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 委員長（増田武夫） 異議なしと認めます。
したがって、本日の委員会はこれをもって閉じたいと思います。
なお、明日の委員会は、午前10時から開会いたします。
(17:16 散会)

平成19年度

各会計決算審査特別委員会会議録

- 1 日 時 平成20年9月18日 開会 10時00分 閉会 17時14分
2 場 所 幕別町役場5階議場
3 出 席 者

① 委 員 (17名)

- | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 1 中橋友子 | 2 谷口和弥 | 3 斉藤喜志雄 | 4 藤原 孟 | 5 堀川貴庸 |
| 6 前川雅志 | 7 野原恵子 | 8 増田武夫 | 9 牧野茂敏 | 10 前川敏春 |
| 11 中野敏勝 | 12 乾 邦廣 | 13 芳滝 仁 | 14 永井繁樹 | 15 |
| 16 大野和政 | 17 杉坂達男 | 19 千葉幹雄 | | |

② 委員長 増田武夫

③ 説明員

- | | |
|------------------|------------------|
| 町 長 岡田和夫 | 副 町 長 高橋平明 |
| 副 町 長 遠藤清一 | 教 育 長 金子隆司 |
| 代表監査委員 柏本和成 | 会 計 管 理 者 菅 好弘 |
| 総 務 部 長 増子一馬 | 経 済 部 長 飯田晴義 |
| 民 生 部 長 新屋敷清志 | 企 画 室 長 佐藤昌親 |
| 建 設 部 長 高橋政雄 | 忠類総合支所長 川島廣美 |
| 札内支所長 久保雅昭 | 教 育 部 長 米川伸宣 |
| 総 務 課 長 川瀬俊彦 | 税 務 課 長 姉崎二三男 |
| 糠内出張所長 所 拓行 | 企 画 室 参 事 長谷 繁 |
| 保 健 課 長 羽磨知成 | こ ども 課 長 森 範康 |
| 町 民 課 長 田村修一 | 水 道 課 長 橋本孝男 |
| 会 計 課 長 鎌田光洋 | 地 域 振 興 課 長 佐藤和良 |
| 経 済 建 設 課 長 古川耕一 | 学 校 教 育 課 長 伊藤博明 |
| 生涯学習課長 中川輝彦 | 図 書 館 長 前川満博 |
| 学校給食センター所長 稲田和博 | |
- ほか、関係係長及び係

④ 職務のため出席した議会事務局職員

- 局長 堂前芳昭 課長 仲上雄治 係長 國安弘昭

- 4 審査事件 平成19年度幕別町一般会計ほか9会計決算認定
5 審査結果 一般会計質疑
6 審査内容 別紙のとおり

決算審査特別委員長 増 田 武 夫

議 事 の 経 過

(平成20年9月18日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○委員長（増田武夫） それでは、昨日に引き続きまして、決算審査特別委員会を開会いたします。
次に、10款の教育費に入らせていただきます。

10款教育費の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（米川伸宣） 教育費について、ご説明を申し上げます。

212ページをお開きください。

10款教育費、1項教育総務費、予算現額3億8,094万4,000円に対しまして、支出済額3億7,756万5,016円であります。

本項は、教育委員会事務局並びに学校給食センターの管理運営及び事務に要した経費であります。

1目教育委員会費、本目は、教育委員4名の報酬及び費用弁償、交際費、会議等の負担金であります。

平成19年度は、16回の教育委員会会議を開催したほか、研修会や各種会議への参加、学校訪問などを実施しております。

2目事務局費、本目は、教育委員会事務局の管理運営及び事務に要した経費並びに臨時職員等の共済費、さらには各種負担金、交付金に要した経費が主なものであります。

1節報酬のうち、細節4、子ども支援連絡協議会委員報酬は、平成19年度からスタートした特別支援教育に伴い、各関係機関の代表19名からなる子ども支援連絡協議会を立ち上げ、対象となる委員へ報酬を支出したものであります。

8節報償費は、文化・スポーツ賞等の表彰記念品代であります。表彰数は、個人42名と14団体となっております。

214ページになります。

19節負担金補助及び交付金のうち、細節3の十勝圏複合事務組合負担金は、十勝教育研修センターの運営に係る負担金で、本町の負担率は7.12%であります。

細節2の奨学資金交付金は、申請者32名に対し、認定者22名で、支給月額6,000円となっております。

3目教育財産費、本目は、小中学校15校と若葉幼稚園並びに教員住宅142戸の維持管理に要した経費であります。

11節需要費のうち、細節40の修繕料では、学校施設に係る修繕が支出全体の約9割を占めております。

13節委託料は、電気保安、浄化槽管理などの保守点検に要した経費が主なものであります。

216ページをご覧ください。

13節委託料のうち、細節10の中学校改修工事実施設計委託料は、札内中学校の耐震補強及び大規模改修工事に係る委託経費であります。

同じく細節11のグラウンド整備実施設計委託料は、札内東中学校のグラウンド整備に係る委託経費であります。

15節工事請負費のうち、細節1、学校教員住宅補修工事は、教室の内部改修並びに教員住宅への火災報知器の取り付けなどに要した経費であります。

細節2の小中学校等整備工事は、札内東中学校グラウンド整備、白人小学校ガラスブロック改修、白人小学校ボイラー取替えの各工事に要した経費であります。

18節備品購入費は、学校用ストーブ、4校8台分の購入経費であります。

4目スクールバス管理費、本目は、スクールバス直営1路線と民間委託11路線の運行に要した経費で

あります。

委託11路線のうち8路線は、町所有のバスを貸与しての運行委託であります。

5目国際化教育推進事業費、本目は、国際交流員2名の賃金と共済費等に要した経費であります。

国際交流員は、火曜日から金曜日の週4日間、町内の中学校5校を訪問し、英語担当教諭とのチームティーチングにより英語指導を行うほか、月曜日には、幼稚園、保育所、小学校への訪問も実施いたしております。

次に、218ページになります。

6目学校給食センター管理費、本目は、学校給食センターの管理運営及び給食調理に要した経費であります。

稼働日数は、幕別学校給食センターが、年間210日で、52万7,200食、忠類学校給食センターが、年間208日で2万9,000食を調理し、1日平均給食数は、幕別が2,510食、忠類が140食となっております。

4節と7節は、パート調理員、幕別11名、忠類4名に係る共済費と賃金であります。

220ページになります。

13節委託料は、給食配送及び各種機器の保守点検が主なものであります。

18節備品購入費は、平成20年4月から実施いたしておりますへき地保育所及び町立幼稚園への給食供給に伴い、調理用備品を補充した経費であります。

2項小学校費、予算現額1億8,089万7,000円に対しまして、支出済額1億7,498万5,638円であります。

本項は、小学校5校の管理運営と教育振興に要した経費であります。

1目学校管理費、本目は、小学校の管理運営に要した経費であります。

7節賃金は、学校事務補助職員4名と、小学校1年生の30人を超える学級に配置した教育活動指導助手3名、コーディネーター推進員1名分の賃金であります。

コーディネーター推進員は、学校教育法の改正に伴い、平成19年度から特別支援学級に配置したもので、障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて指導や支援を行うものであります。

平成19年度は、札内北小学校と札内中学校を拠点校として、各1名を配置し、小学校管理費に1名分を計上したものであります。

222ページになります。

13節委託料は、学校管理清掃、校舎警備の委託経費であります。

2目教育振興費、本目は、小学校の教育振興に要した経費であります。

224ページをご覧ください。

14節使用料及び賃借料は、幕別小学校の児童用コンピュータ42台の借上げに要した経費であります。平成20年9月で終了となるものであります。

18節備品購入費のうち、細節2、教育機器は、市町村備荒資金組合の譲渡事業を活用して購入したコンピュータ83台分の償還経費331万8,000円が含まれております。

19節負担金補助及び交付金のうち、細節6、生きる力を育む教育活動支援事業交付金は、学校で行う独自の教育活動を支援するために交付し、細節7の地域教育連携支援事業交付金は、学校・家庭・地域の一層の教育連携を支援するために交付したものであります。

20節扶助費は、就学援助に要した経費であります。申請者375名に対し、認定者326名、総児童数に対する認定率は19.3%で、前年度の17.5%に比較して、1.8ポイント上昇いたしております。

3項中学校費、予算現額1億3,328万3,000円に対しまして、支出済額1億2,881万6,902円であります。

本項は、中学校5校の管理運営と教育振興に要した経費であります。

1目学校管理費、本目は、中学校の管理運営に要した経費であります。

7節賃金は、学校事務補助職員2名と幕別中学校及び札内東中学校において、相談業務を行うこころの教室相談員1名、障害のある制度など、個に応じた教育を行うコーディネーター推進委員1名分の賃金であります。

226ページになります。

18節備品購入費のうち、細節2、一般備品は、札内東中学校に100組購入した可動式の机、椅子をはじめ、印刷機の更新などに要した経費であります。

2目教育振興費、本目は、中学校の教育振興に要した経費であります。

14節使用料及び賃借料は、幕別中学校と札内中学校の生徒用コンピュータ各20台の増設に要した経費であります。平成20年9月で終了となるものであります。

19節負担金補助及び交付金は、各学校のスケートリンク造成をはじめ、先ほどの小学校費と同様、生きる力を育む教育活動支援事業及び地域教育連携支援事業に対する交付金が主なものであります。

228ページになります。

20節扶助費は、就学援助に要した経費であります。申請者175名に対し、認定者157名、総児童数に対する認定率は17.9%で、前年度の15.2%に比較して、2.7ポイント上昇いたしております。

なお、小中合わせての認定率は、18.8%で、前年度の16.7%に比較して、2.1ポイントの上昇となっております。

4項幼稚園費、予算額3,042万6,000円に対しまして、支出済額2,910万2,115円であります。

本項は、わかば幼稚園の管理運営と、教育振興に要した経費であります。

1目幼稚園管理費、本目は、わかば幼稚園の管理に要した経費であります。

7節賃金は、個別の支援が必要な園児に対応するため雇用した臨時職員4名と、事務職員1名、代替職員2名のほか、嘱託職員である園長の賃金であります。

正職員数は3名、平成19年5月現在の園児数は51名であります。満3歳児入園を実施していることから、3月末では58名となっております。

2目教育振興費、本目は、わかば幼稚園の教育振興に要した経費であります。

230ページをご覧ください。

19節負担金補助及び交付金は、20節扶助費の就園奨励費に該当しない私立幼稚園の保護者に対する補助金で、入園料7,000円を93名に、保育料月額4,000円を22名に補助したものであります。

20節扶助費は、公立及び私立幼稚園の就園奨励費に要した経費であります。

所得階層に応じて、205名に補助したものであります。

5項社会教育費、予算現額3億1,665万9,000円に対しまして、支出済額3億747万3,230円あります。本項は、生涯学習推進に要した経費であります。

1目社会教育総務費、本目は、社会教育委員15名の報酬、生涯学習アドバイザー3名の人件費のほか、各種団体等に対する補助金などに要した経費であります。

9節旅費のうち、細節3、特別旅費は、小学生国内研修の引率6名分、中学校・高校生海外研修の引率3名分であります。

19節負担金補助及び交付金のうち、細節6は、宮崎県日向市へ小学生17名、埼玉県上尾市へ小学生15名、細節8は、オーストラリアへ中学生15名、高校生2名の研修参加にかかわる補助であります。

2目公民館費、本目は、糠内、駒島の両公民館及び学び舎の管理運営、さらには関係団体への支援などに要した経費であります。

232ページになります。

8節報償費は、しらかば大学の各種講座と講演会の講師謝礼であります。

19節負担金補助及び交付金は、公民館2館と家庭教育学級への活動補助であります。

3目保健体育費、本目は、体育指導員12名の報酬及び全道全国大会への参加奨励金、体育団体に対する補助金のほか、社会体育施設の管理運営に要した経費であります。

8節報償費のうち、細節3、全道全国大会参加奨励金は、52件、285名に交付いたしております。

234ページになります。

15節工事請負費のうち、細節2、スケートリンク管理等アンプ増設工事は、帯広市が屋内スケート場建設のため、平成19年度と平成20年度の2年間、全十勝規模のスケート大会を開催することができなくなることから、近隣町に開催要望があり、以前から不備のありましたマイク設備の改修を行った経費で

あります。

236ページになります。

4目青少年育成費、本目は、青少年問題協議会委員の報酬のほか、学童保育所5カ所の管理運営費用、児童生徒健全育成団体への活動補助などに要した経費であります。

学童保育所の開設日数は291日、通所児童数は223名であります。

5目町民会館費、本目は、町民会館と札内福祉センターの管理運営に要した経費であります。

平成19年度の利用者数は、町民会館が1万8,772名、札内福祉センターが2万2,714名となっております。

238ページをご覧ください。

13節委託料は、両施設の管理清掃警備委託などがありますが、細節8の札内福祉センターフルフラー診断委託料は、高圧受電設備内部のトランスの劣化を診断したものであります。

6目郷土館費、本目は、文化財審議員5名の報酬と、ふるさと館及び蝦夷文化考古館の管理運営に要した経費であります。

7節賃金のうち、細節2、臨時職員賃金は、郷土文化研究員など3名分の賃金、細節4、嘱託職員賃金は、生涯学習アドバイザーの賃金であります。

240ページになります。

19節負担金補助及び交付金のうち、細節6、文化財保存補助金は、糠内の獅子舞保存会と忠類のナウマン太鼓保存会に対する補助金であります。

7目ナウマン象記念館管理費、本目は、ナウマン象記念館の管理運営に要した経費であります。

7節賃金は、臨時職員3名と嘱託職員1名分の賃金であります。

242ページになります。

8目スポーツセンター管理費、本目は、農業者トレーニングセンター、札内スポーツセンター、忠類体育館の管理運営に要した経費であります。

244ページをご覧ください。

18節備品購入費は、札内スポーツセンターに、エアロバイクとランニングマシンを各1台購入したものであります。

9目図書館管理費、本目は、図書館の管理運営に要した経費であります。

7節賃金は、臨時支所5名と、移動図書館車運転手1名、臨時職員1名分の賃金であります。

11節需要費のうち、細節5、ふれあい子育て読書推進事業消耗品費は、マイファーストブックサポートとして5年目を向かえ、対象となる乳児195名の保護者に対し、メッセージを伝えながら、絵本のプレゼントを行っているものであります。

246ページになります。

18節備品購入費は、本館及び各分館に、図書資料4,494冊と映像資料94点を購入したものであります。

19節負担金補助及び交付金のうち、細節6、図書館事業委員活動費交付金は、町民文芸誌まくべつの印刷に要した経費であります。

平成19年度末の蔵書冊数は20万1,503冊、図書貸出冊数は17万7,900冊で、貸出率は町民一人当たり6.5冊となっております。

10目百年記念ホール管理費、本目は、百年記念ホールに関する管理運営及び事務に要した経費であります。

利用者数は、10万5,700人で、前年度比9%の減となりましたが、大ホールの稼働率は70%台で安定しており、他町村のホールと比較すると、高い水準を維持しております。

8節報償費は、各種講座講演会などの講師謝礼であります。

248ページになります。

13節委託料は、清掃管理、舞台器機操作等の委託業務に要した経費であります。

19節負担金補助及び交付金は、町民芸術劇場の交付金、各種文化団体への活動補助に要した経費であ

ります。

250ページになります。

11目文化財調査費、本目は、札内K遺跡の発掘調査に要した経費であります。

7節賃金は、調査員2名、作業員12名の賃金であります。

13節委託料のうち、細節5、黒曜石原材産地分析等委託料は、出土した石器の原産地並びに年代測定に要した経費であります。

以上、10款教育費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願いを申し上げます。

○委員長（増田武夫） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

中野委員。

○11番（中野敏勝） 3点にわたって質問をさせていただきます。

最初に、218ページ、学校給食センターの管理費というところで、全体でお伺いしますけれども。

今、食物の安全安心という形で、さまざまな問題が起きている時代でありますけれども、特に食物アレルギー体質の子どもたちがいると思うのです。

これに対する対応はどうされているのか、お伺いしたいと思います。

それから、236ページの青少年育成費というのがあります。

細節の報酬と、それから報償費、これについてお伺いいたします。

青少年問題協議会委員の報酬20名というふうな形で出ております。

昨年度は10万5,000円ほどの使用でありましたけれども、今回は7万円ということで減っております。

これ、どういうわけで減っているのか。

また、この協議会の役割とか、それから、この人たちの行動、そういうものというのはどのようにされているのか、お伺いしたいと思います。

それと、青少年相談員の謝礼というのは、これはちょっと54万ほどあるのですけれども、これについても、どのような形で相談を受けられて、相談を受ける側が、この青少年相談員というのをわかっていないと思うのですよね。

これはどういうところで情報提供をしているのか、お伺いしたいと思います。

もう一つですけれども、242ページのスポーツセンターの管理費のところ、13節の細節2、札内スポーツセンター管理委託料というようなどころお伺いしますけれども、今、非常に札内スポーツセンターは利用されていると思うのですけれども、年間どのくらい利用されているのか。

また、トレーニング指導員というのが配置されていると思いますけれども、現在も配置されているのかどうか。

さらに、このような人は、どのような成果を挙げられているのか、お伺いしたいというふうに思います。

この3点について、お願いします。

○委員長（増田武夫） 給食センター所長。

○学校給食センター所長（稲田和博） アレルギー対策ということで、ご説明を申し上げます。

これは、幕別、忠類共通の内容でございますが、アレルギーの持っている児童生徒に対する代替給食は行ってはおりません。

これは、センター内で、センターで独立した状況で調理をしなければならないということがありますので、設備等の問題から、代替給食は行っておりません。

現在行っている内容といたしましては、アレルギーの申し出があった子に対しては、学校を通じまして、献立の中でこういうものが使われているよという、アレルギー物質が使われているかどうかということ事前に保護者の方に連絡を申し上げて、その保護者が、それについて食べるかどうかを決めてもらっている状況にあります。

○委員長（増田武夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中川輝彦） 青少年問題協議会の委員の報酬がなぜこのように減っているのかというこ

となのですけれども、昨年20名のうち、10名出席ということだったものですから、そのような形の支出になっております。

それで、青少年問題協議会の委員の役割につきましては、地方青少年問題教育法第2条に規定されているものです。

第1条の第1項、第1号としまして、青少年の指導・育成・保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき、必要な重要事項を調査審議すること。

第2号として、青少年の指導・育成・保護及び矯正に関する総合的施策との適切な実証を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

第2項といたしまして、地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し意見を述べるができるという形で、子のような役割を果たしているものでございます。

ちなみに、昨年度、1回の会議をやっております。

その中で、伊藤徹秀さんの講演、そして、その後、情報交換ということで審議を行っております。

相談員の謝礼につきましては、どのような形で相談をしているのかということなのですが、2名体制で相談をしております。

それで、24時間の留守録ができる電話を設置しております。

そのような形で、例えば相談員が外出等していても、相談ができると、そのような体制になっております。

あと、相談員のことがなかなかわかっていないのでないだろうかということなのですが、広報誌等を通じて宣伝しているものなのですが、やはりもう少しいろいろな機会アピールしていきたいなど。こういう青少年相談員いますよということをアピールしていきたいというふうに考えております。

スポセンの利用者数なのですが、昨年ですけれども、9万5,492名の利用者数になっております。大変利用されております。

また、トレーニング指導員、どのようなことをやっているのかといいますと、トレーニング室に来る方の機器の使い方の指導、そして、安全にその機器が使われているかどうかということの指導をやっているようにしております。

また、それぞれ講座、6講座、例えば、転倒しない体づくりとか、体脂肪メタボリック教習サーキットとか、水中運動とか、そういう全部で6講座をやっております。

それで、その講座ですけれども、延べ回数437回、参加している人の人数は、延べ4,360人という形になっております。

○委員長（増田武夫） 中野委員。

○11番（中野敏勝） 最初のアレルギー対策についてはやっていないということでもありますけれども、このアレルギー関係の、食物が出るときには、事前に通告というかそういうものをしているというようなことでもありますけれども、その子どもは、そのときは食べれないということになるわけですか。

給食が出ても、その食物が出ていれば食べれないということになるわけですね。

その点、お伺いします。

それと、相談員の部分ですけれども、さまざまな、相談員の前に協議会ですね。協議会の部分ですけれども、さまざまな協議をなされているようです。

しかし、20名に対する定数に10名しか参加していないようなことを言われておりますけれども、この部分は、20名完全に必要であればみんなが出なければならぬものではないかというふうに思うわけです。

10名でいいのであれば10名にしてもいいのではないかと思いますけれども、この点いかがでしょうか。

それから、相談員ですけれども、相談員の広報誌などで知らせていると。

人権擁護員などは、いつどういうところで相談をしますというようなことで、広報誌にはよく出てきていますけれども、この青少年の相談員という、こういうものというのはあまり見かけないのですよね。

ですから、もっとわかりやすく示していただきたいというふうに思います。

それから、スポーツセンターですけれども、非常にたくさんの人が利用されているわけです。

よく住民の方に聞かれるのですけれども、例えば、テニスコートなどを使っている場合は、非常に少ない人数で使っているにもかかわらず、ほかの人が行っても利用できないという苦情を聞くこともあるわけですね。

また、特にこの夏休み、それから、冬休みなどは、子どもたちがそこへ行って運動をやりようというようにすることでいくのですけれども、利用できないという苦情などもあるわけです。

実際にそういう問題も教育委員会にも来ていると思うのですよね。

その点、いかがでしょうか。

それから、トレーニングの指導員の配置、これは二人でやられていると聞いていますけれども、2名配置されているのですかね。

非常にトレーニング用具もたくさんありますので、使い方間違えると怪我などする関係もあると思いますので、必要かと思います。

利用人数も結構あるようですので、この辺は理解していきたいというふうに思います。

以上のこの質問に対して、答弁をお願いします。

○委員長（増田武夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中川輝彦） 青少年問題協議会の委員の関係なのですが、普段お仕事を持っておられる方もほとんどでございます。

その関係で、このときはたまたま用事が重なったのかなというふうに感じております。

この問題協議会については、先ほどもお話しましたように、大変大切な機関でありますので、委員の方には、常日ごろから出席、よろしくお願ひしたいということで呼びかけているものでございます。

続きまして、相談員の関係なのですが、中野委員さんおっしゃるような、努めていきたいというふうに思っております。

スポセンのテニスコートの利用に関してなのですが、私も4月からなのですが、直接そのような苦情は聞いておりませんが、たまたま団体の利用に重なってしまったのではないかなというふうに思います。

そのような形で、今後ないような形で調整していきたいというふうに思っております。

○委員長（増田武夫） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（稲田和博） アレルギーの関係でございますけれども、先ほどご説明したように、来月の給食については、前月にお知らせしているという状況になります。

その内容を保護者の方が判断していただきまして、アレルギーがもし自分の子にアレルギーがあるものについては、その日が弁当を持ってきているという状況にあります。

○委員長（増田武夫） 中野委員。

○11番（中野敏勝） 弁当を持ってきている子どもはどのぐらいいるのでしょうか。

そして、その弁当を持ってくることによって、給食費の減額なんというのは考えているのでしょうか。

それと、青少年問題協議会の人員なのですけれども、20名というふうになっていて、10名しか参加していないということであれば、10名でも差し支えないのではないですか。

いかがでしょうか。

それから、スポーツセンターなのですけれども、スポーツセンターについても、高校生が使っている場合があると。クラブ活動で。

そういうときもなかなか住民が行っても使えないというような苦情も聞くことがあるのですけれども。

この点いかがでしょうか。

○委員長（増田武夫） 給食センター所長。

○学校給食センター所長（稲田和博） 人数等につきましては、追跡調査をしたことがございませんが、学校等の中で判断いたしますと、大体3名程度かなという押さえをしております。

それから、給食費の関係ですが、完全に、例えば、その日は食べないということになりましたら、欠食

扱いということで、給食費は取らないという形になります。

○委員長（増田武夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中川輝彦） 青少年問題協議会の委員さんにつきましては、これは各議員さん、それから、社会教育委員、そして、生活安全推進委員会協議会の会長さん、子ども会の会長さん、また、商工会長さん、青少年相談員さん、そして民生児童委員さん、そして、児童生徒健全推進委員会の委員さん、そして、各学校の主だった学校の校長先生方、教頭先生方、そして、警察官が2名、あと、教育委員さん、教育長という形で委員が入っているものでございます。

それぞれ青少年問題に関係する分野の方から出てきていただいておりますので、ここの分野はいらないだろうとか、あの分野はいらないだろうということについては、今現在、特に考えてはおりません。

また、スポーツセンターのさっきのテニスコートの利用に関してなのですが、高校生の利用につきましては、空き時間を使って利用していただくと、そのような形で学校さんと話をつけております。

それで、その中で、町民の利用があれば、お譲りいただくような形で、学校には話をしていることでもあります。

ですから、もしそのような実態があるということですので、各学校には、その指導をもう一度徹底していきたいなというふうにも考えております。

○委員長（増田武夫） よろしいですか。

ほかに。

野原委員。

○10番（野原恵子） 224ページですね。

学校振興費、備品購入費の学校図書と、それから、心の教室相談員、この2点についてお聞きいたします。

資料の99ページですが、学校図書の整備状況を見ますと、幕別小学校、それから、白人小学校、札内北小学校、ここのところの達成率が非常に低いという状況が見られます。

やはり小学校のときからきっちりと本を読む、それから、学校教育に活用していく。そういう点では、この蔵書数の達成率では非常に低いのではないかと考えておりますけれども、この点について、今後どのようにされていくのか、お聞きしたいと思います。

それから、心の教室相談員、これは中学校の方の施策ということで、幕別と札内に1名ずつ、今配置されているという説明でした。

それで、この心の教室相談員、どのような状況で相談を受けているのか。

それから、件数はどのぐらいあるのか。

お聞きしたいと思います。

○委員長（増田武夫） 学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤博明） 学校図書の達成率でございますけれども、この資料にありますとおり、小学校全体では低く、中学校では全体では高いということから、今年度、平成20年度の予算から、平成19年度までは、小学校と中学校と合わせまして590万ほど予算を計上しておりましたけれども、平成20年度からは、小学校に400万、中学校に190万というふうに、小学校にシフトして配置をしております。

それと、従来は、学校規模などに応じて、一定の何といたしましうか、基準の中で公平にといたしましうか、予算を配分してきたわけですが、今委員おっしゃられましたように、学校間によってかなりのばらつきあります。

我々も、白人小学校なんかに行きますと、やはり何か少ないなという感じを受けておりますので、特に白人小学校につきましては、今年は重点的に、20年度からですね。配分をしております、何とか20、21、22の3カ年間で、同じ予算が、財政状況からいってかなり厳しい部分もあるわけですが、ついた場合には、一定程度の達成率が図られるように、今、進めているところでございます。

それから、心の教育相談員についてであります、1名の配置でして、主に幕別中学校ということでございます。

主に幕別中学校であります、どのような状況かというのは、1日4時間の勤務時間で、週に4日、31週を予算を措置しております、相談件数としましては、平成19年度が120件、主にいじめというわけではないでしょうけども、その友人関係の悩みですとか、それから、進学に向けての相談ですとか、教師のOBの方ですので、そこら辺は十分に対応については心得ていらっしゃる方ですので、幕別中学校では、主にその方が、生徒指導のそういう相談に当たっていただいているという状況でございます。

○委員長（増田武夫） 野原委員。

○10番（野原恵子） 一定の改善の方向が見られるというお答えでした。

それで、この中で、もう1点考慮しなければならないかなと思いますのは、古い図書ですよ。

そのところもしっかり精査していかなければならないと思うのですが、それは達成率だけではわからない状況ではあります。

その古い蔵書というのも取り替えていく、交換していくということも必要ではないかと思えます。

その点をお聞きしたいと思います。

それから、心の教室の相談員ですね。

今、概要はわかりましたけれども、この資料の98ページを見ますと、この不登校の件数ですが、小学校は横ばいですが、中学校では、平成17、18、19とちょっとばらつきがありますけれども、中学校で2校で13件、不登校が資料に載っておりました。

こういうところもしっかりと対処していかなければならないのではないかと思います、こういうところの相談も対応しているのかどうか、お聞きしたいと思います。

○委員長（増田武夫） 学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤博明） まず1点目の図書の問題でありますけれども、先ほど、20年、21年、22年と3ヵ年間でというお話をさせていただきました。

今、細かい数字を申し上げますと、白人小学校でいいますと、昨年の5月1日現在で33.9%の達成率にあります。

今年予算の中では、白人小学校には重点的に配分、小学校の予算400万のうちの90万ほどを配分しております。

ですので、22年度の段階では、白人小学校にあっても約60%、小学校トータルで8割に達成するように、これは来年と来年の予算はまだ虎の狸の皮算用ではありませんけど、まだはっきりしておりませんが、何とか同じ予算をいただいた中で、実施してまいりたい。

これは国の考え方の中にも、今、日本の子どもたちが読み、それから、聞き取る力が劣っているというふうに言われておまして、交付税でも、昨年、従来、幕別町で大体600万ほど交付税で措置されておりました。

ですから、幕別町は、18年度まででいいますと、交付税で措置されていた金額のおおむね100%が予算として計上されておりましたが、昨年、国がこれを1.5倍に上げました関係上、現状は交付税で措置されている金額に対しては、6割から7割ぐらいの間ということではありますけれども、なかなか厳しい状況ではありますけれども、何とか今後も続けてまいりたい。

ついては、更新につきましては、おっしゃるとおり、白人小学校は本当に、白人小学校だけではありませんけれども、この中にかなり古い冊数が含まれて下ります。

国の1.5倍という中には、こういうその更新すべき本を、更新を下さいという趣旨がございます。

ですから、学校から我々のところに問い合わせがあつては、当然、もう国の名前も変わっているような世界地図ですとか、そういうものについては廃棄してくださいと。

あるいは、物によっては、子どもたちに差し上げて下さいというようなことで、廃棄のことについても一定の理解、決して廃棄するなとかそういうようなことは言っておりませんが、なかなか冊数を増やすということが念頭にあるものですから、廃棄については、実態としてはなかなか、更新については進んでいないというのは承知しております。

それから、子ども教育相談員の相談であります、これは当然不登校の問題についても対応しておりま

す。

○委員長（増田武夫） 野原委員。

○10番（野原恵子） それと、学校図書の間では、更新ということも含めて、達成率を上げていくということによろしいですね。

それで、この心の相談員なのですが、今、メールとかそういうもので非常に家庭や何か周知できないような状況があるということなのですが、そういう点もしっかりと対応していくということが大事ではないかなと思うのですが、そういうことも対応していくということでは、一人で対応できるのかなというふうに思っておりますけれども、そういう見えないところで進行している今の社会状況の中では、この心の相談員というのは非常に大切な部分ではないかと思うのですが、そういうところを検討されているかどうか、その点もお聞きしたいと思います。

○委員長（増田武夫） 学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤博明） 今おっしゃられましたインターネットと携帯電話等使った、いわゆるブログといわれている個人の日記であります。

これは私、昨年の5月にまいりましたけれども、それから相談として受けております。

なかなか難しいのは、子どもたち同士ではブログのアドレスを教え合うのですが、当然それは学校の先生には教え合わない。

また、その教え合うにあっても、やはり仲のいい子どもたちに教えて、その中で、場合によっては子どもたちの誹謗中傷を書き込んでしまったりというケースが、これはうちの場合ではありませんけれども、報告されております。

ですから、特に中学校の場合には、ブログを持っている子どもの数というのは相当数に渡っているというふうに、学校の関係者から聞いておりますので、各学校においては、主に教頭先生ということになりますけれども、毎日のように、ブログの監視といいたいでしょうか、そこにはいろいろな自分の写真を載せたりとか、そういうことがありますので、そういう個々のブログ、わかっているものについては監視をした中で、子どもたちに指導しているという実態が、一方ではございます。

それで、心の教育相談員の話に戻りますけれども、これ以外にも、町内には北海道の予算の中で、スクールカウンセラーを配置していただいております。

ですから、住み分けではありませんけれども、札内地区にスクールカウンセラーが、札中を基点に働いていただいておりますので、札内地区にあつては、経験豊かな先生が、スクールカウンセラーとして活躍いただいております、札内地区にあつてはスクールカウンセラー、それから、幕別地区にあつては、心の教育相談員というような形で、うまく今はいっているのかな。

それは確かに、いればいるに越したことはないのかもしれませんが、今現状では、この体制でいいのではないかというふうに考えております。

○委員長（増田武夫） 野原委員。

○10番（野原恵子） 札内地区にはスクールカウンセラーということでは、実質2名体制のような状況ということなのかなと思いますけれども、やはりこのブログというのは、親とか学校とか、そういうところではわからない間に進行しているということでは、監視とかそういうことではなくて、これをしっかりとどのように活用していくのか。そういうところを指導していく。

そこが今非常に大事だと思うのですよね。

見えない部分であればあるほど、どのように活用していくのか。個人情報をもどのように自分で律していくのか。

そのところの教育ということが大事だと思っております。私は。

ですから、そういうところでは、先生たちが関われないような、そういう部分のところは、こういう相談員ですとか、スクールカウンセラーですとか、そういうところにきっちりと指導してもらおう。

そういう学校側と、それと家庭と、そういうところで指導していく連携関係が必要だと思いますが、そういう点はいかがでしょうか。

○委員長（増田武夫） 学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤博明） 先ほど、私申し遅れましたけども、当然小学校、それから、中学校ではコンピュータを今配置しておりますので、コンピュータを活用した事業の中で、そういう情報モラルの話ですとか、あるいはその個人情報、個人攻撃するような内容というのは、当然こうやって書き込むことによって、世界中全ての人が見ることができるのだよといったような指導には努めております。

それから、当然、私たちと家庭、それから学校とが連携をした中で、何といたしましょうか、子どもたちを守っていくといたしましょうか、それは十分必要だと感じておりますので、今後もその点については、十分意を用いてまいりたいと考えております。

○委員長（増田武夫） ほかに。

堀川委員。

○5番（堀川貴庸） 238ページ、6項の郷土館費になりますでしょうか。

ふるさと感のジュニアスクールについてお尋ねしたいと思います。

これ、以前にもお尋ねした経緯もあるのですけれども、今回、資料を見てみますと、5、6年生35名という参加人数になっております。

私の認識としては、この35名がもう少し、数字としては物足りなさを感じるのですが、これが5、6年生全体の何パーセントぐらいの参加度合いになっているのか、お尋ねしたいと思います。

若干クラブ活動等の兼ね合いもあるかと思っておりますけれども、その辺お尋ねしたいと思います。

○委員長（増田武夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中川輝彦） ジュニアスクールの関係なのですが、5、6年生、35名ということなのですが、私自身もちょっと少ないのかなと思っておりますけれども、これは大きな波がございます。

多い年もあれば、少ない年もあれば、それで一概にどういう理由かということについては、ご説明申し上げます。

そして、生徒の何パーセントになるかということについては、ちょっと今手元にないのでわかりませんが、大体6%というふうになっております。

○委員長（増田武夫） 堀川委員。

○5番（堀川貴庸） ちょっと比率からいくと6%というと、1割も満たない。本当にもう少し参加してもらえると、この事業も賑やかになるのではないかなというふうに思ったものですからお尋ねしました。

いろんなメニュー、鮭の稚魚放流から始まって、百人一首までかなりのメニューがあるのですが、これも以前にお尋ねしました親子の参加型のメニューは、このうち何個あるのでしょうか。

また、あったとした場合に、どのぐらい親御さん方が参加されたか、お尋ねしたいと思います。

○委員長（増田武夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中川輝彦） 当初の鮭の放流とか、あと、子ども会まつり、そのような形は、従前、スタッフの方が中心になってやっていただいたわけなのですが、そのときも、親の参加は、いわゆる協力員という形でやっていただいております。

親の数につきましては、ふるさと館まつりや何かでは、10名を超える親の数が参加していただいております。

その中から、ジュニアスタッフになっていただく方と。そういう方もいらっしゃいますので、極力親の参加をお願いする事業も増やしていきたいというふうに考えております。

○委員長（増田武夫） 堀川委員。

○5番（堀川貴庸） わかりました。

今後の活動にまた期待したいと思いますけれども、これ、5、6年生を対象というふうにはしているのですが、どうでしょうか。親子にさらに発展型といたしましょうか、今度兄弟もある程度参加できるものもあってもいいのではないかなというふうにも思いました。

子どもたち同士で相互に協力し合ってやることもあるでしょうし、やはり兄弟が少ない中でも、いろんな交流があってもいいのではないかなというふうにも思いました。

さらに活動報告といいたまいますか、写真展のような、もう少し参加の意識づくりをするためにも、そういった展示会のようなことも、コミセンや、それから、役場の方で、もう少し紹介をしていただけると、僕らも目に見える形で頑張っているのだなというふうにも思いますので、その辺の活動については、どういうふうにお考えでしょうか。

○委員長（増田武夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中川輝彦） 兄弟等の参加につきましては、そのような形で興味を持っておられる方、兄弟で参加される方もいらっしゃいます。

また、活動報告につきましては、ふるさと館の方に、写真や何か、そういうのを展示してございますけれども、機会があれば、インターネット、ホームページの方にも載せるだとか、そのような工夫を、スタッフの皆さんと一緒に考えてみたいなというように思っております。

○委員長（増田武夫） よろしいですか。

それではここで、11時10分まで休憩いたします。

（10：55 休憩）

（11：10 再開）

○委員長（増田武夫） それでは再開いたします。

ほかにございませんか。

斉藤委員。

○3番（斉藤喜志雄） ページ数で言いましたら220ページ、それから224ページ、学校管理費、賃金の部分にかかわってお尋ねをいたします。

端的にいいますと、事務補さんの配置及びその勤務の実態について、どのようになっているか、お伺いをいたします。

○委員長（増田武夫） 学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤博明） 学校に配置しております事務補助職員、町の臨時職員のことだと思いますけれども、平成19年度におきましては、北海道の道費支弁となる事務職員の配置とならなかった駒島小学校、明倫小学校、ここと市街地校、市街地校は幕別札内で7校ございますけれども、7校のうち6校が小中学校が隣接しておりますので、この6校の隣接校に、6名ではなく3名の配置ということで、ほか北小学校だけは離れておりますので、市街地校7校には4名、それから、今の最初に申し上げました小規模校に2名ということから、6名、9校に6名を配置しております。

勤務の実態につきましては、事務補助所職員という名称にはなっておりますけれども、決して事務職員の補助をしているわけではございませんで、内容としましては、主に来客の接待、それから、電話を受ける、あるいは文書の收受、それから、職員室ですとか印刷室ですとか、職員の流し台ですとかの清掃、あとは大きなウエイトを占めておりますのが、学校だより等の印刷、それから、これは学校によって違いますけれども、学級だより等の印刷というのに着手、手をつけている学校もございます。

○委員長（増田武夫） 斉藤委員。

○3番（斉藤喜志雄） 昨年も申し上げたところなのですが、課長上手に答えたからちょっとあれですけども、要するに兼務している。町場の学校の事務補さんは兼務をしているということですね。

勤務実態としては。

職務の内容については、先ほど説明のなされたとおりだというふうに理解をします。

そこで、私は、その前に、駒島小学校、明倫小学校、いわゆる道費負担の事務職員のいないところに、町としてつけて、これはもう大変すばらしいことだというふうに思っておりますし、危機管理の上からも、非常に適切な対応であろうというふうに私は考えております。

そういう意味では、なかなか他町村ではできないことをやっているという観点では、非常にすばらしいことだと評価をしておきたいと思います。

併せて、しかし他町村でやっていないもう一つの部分がある。

それは今、私が申し上げた大規模校の勤務対応にかかわって、いわゆる兼務をしている。

今おっしゃられたように、仕事の内容からいえば、はたして本当に兼務が可能な職務内容なのだろうかというところを、ぜひお考えをいただきたい。

自前の財布を持たない教育委員会に、あまり強く迫ることは適切でないかというふうに考えておりますが、どうぞ財政担当もいらっしゃるの、ぜひそのところは考えていただきたいなと思いますのは、先ほど来言っていますように、もう一つ大事な職務内容の中で落ちているのは、いわゆる多忙な先生方の中にあつて、非常に地味ではあるけれども、地味な仕事ではあるけれども、実は、教育活動を支えるという観でいうと、非常に大事な役割を果たしている縁の下の力持ちだと私は事務生さんのことを思っている。

それは、先ほど来の仕事の中で出てきていないのは何かということ。

補助教材の作成に深く、実は事務生さんというのかかかわっている。

そういう観点から、教育活動の教育活動を支える学習環境、学びの環境を支える縁の下の力もちとしての重要な役割を果たしている。

とりわけ大規模校になればなるほど、児童生徒数が多くなってきて、なかなか担任教師や先生方の、先ほど来出てきている、ブログが云々、子どもに寄り添う時間が、なかなか今とれないというのが実態。いつか教育委員会が平成6年、もうちょっと前だったでしょうか、勤務実態調査というのをとったそういう統計資料がおありかというふうに思いますが、幕別町のですよ。

その中でも、いわゆる常勤で、先生方の要望の中に、もう少し子どもとふれあう時間があったら。

実は、心の相談員も大事だ。コーディネーターも大事だ。いろんな補助教員も大事だと。

しかし、例えば、生徒指導の最も根幹をなすところは担任なのですよ。

担任がどれだけ子どもと密接にかかわる中から、子どもの微妙な変化を見出すか。

そして、そのところにしっかり向き合って、保護者や子どもたちの悩みに答えていくかというところが、実は今、強く求められている。

コーディネーターや心の相談員やそんなものを置いてはいけないという意味ではないですよ。そういう意味でなくて。

実は、積極的な生徒指導というのは、そういった子どもを取り巻く環境を整えていくことが、実は積極的な生徒指導だ。

一見遠回りのようにだけれども、非常に大事だ。

そういう観点からいうと、補助教材を忙しい先生が補助教材を、例えばつくろうというときに、先生、忙しいところごめんね。これ帰りまでにつくっておいてもらえないかい。よく学力の低い町村では、家庭学習の量が少ないといった。家庭学習のそういうものを、実は印刷して持たせる。放課後持たせる。放課後持たせてやる。

学力上げる上でも実は大事な子どもと向き合う時間を保証してやるための、そういう、雑務といったら怒られるけども、ある意味では教授活動からはちょっと外れたところの仕事も、実は事務生さんがカバーしてくれている。

そういう観点からいうと、僕は他町村でやっていないこと。幕別町にやっていることいっぱいあるけれども、もう一つ、大事なところでやっていないことで、兼務なんていうことをやっているのは、どうしても昨年も言ったのであまりしつこくならないですけれども、何とか考えてみたら、今人数を聞きましたら、あと2名かそこら増やせば、3名あれば大規模校みんな揃うのですよ。

そういう意味では、何とか一つ頑張ってもらいたいものだなと、そんなことを思っているところであります。

先ほど言いましたように、これ以上自前の財布を持たない教育委員会には迫りませんから、後ほど、ぜひご相談されて、後日、実現させていただければ、一層幕別の学力は上がるし、生徒指導も安定するのではないかというふうに訴えて終わります。

○委員長（増田武夫） 教育長。

○教育長（金子隆司） 答弁するのも必要なとは思っておりましたが、よろしいというか安心しております。

学校の事務生につきましては、平成19年、今言った事務職が配置できないという学校が、配置基準上で

すね。

そのときに、大規模校を兼務扱いとし、そして小規模校に配慮したと。

こんな歴史になります。

1年しか経っておりません。

私にも学校長会議なんかでも、そのことはよく言われます。

仰るとおりだというふうに思いますが、緊急避難的な措置としては、やむを得なかったというふうに私は理解をいたしております。

他町村を見ましても、他町村をみましても、大規模校には、必ず一人配置されているという状況でもありますし、財政問題等々ありますけれども、全体の中で、その優先順位など加味していただいて、また、委員会もしながら、予算の要求についての重点的な要求といたしますか、そういうような意識は持っています。

何といたしても、生徒指導もそうですし、学力向上もそうであります。

いろんな観点から、事務生が事務職を支え、そして、学校長、教頭を支えていると。そのことが教員の指導力の向上につながっていくと、こういうパターンはそのとおりでありますので、これからも配置に向けての委員会としても努力はさせていただきたいというふうに思います。

○委員長（増田武夫） 齊藤委員。

○3番（齊藤喜志雄） 教育長、ご答弁をいただいたので、そういう意味では、私は恐らく、私の誤解だったというふうに理解を自分で言い聞かせているのですが、仕事内容であれしたというふうに理解をしていたものですから、今しつこく申し上げました。

しかし、財政的側面もあるとしたら、財政的側面もあれするのに一番安易な方法は、人件費の削減だと。これはどこの町村もやると。

幕別町はそんなことはないというふうに、あえて理解をしながら仕事内容に係わってのあれだったのかなということで協調をしていたところでもありますので、今、教育長のお話を聞いて、次年度は改善されるなど、大きな期待を持ちながら、重ねてお願いを申し上げて終わります。

○委員長（増田武夫） ほかにありませんか。

芳滝委員。

○13番（芳滝 仁） 225ページ、小学校教育振興費、中学校もありますけれども、負担金補助金、生きる力を育む教育活動支援事業交付金、あと、地域教育連携支援事業交付金の事業内容と効果、小学校、中学校、お知らせ願いたいと思います。

あと、237ページ、青少年育成費の学童の関係であります。5ヵ所の学童保育所の19年度の入所児童数をお知らせいただきたいと思います。

あと、247ページ、図書館管理費であります。この備品購入費で、図書資料ということになります。

どういうその形で、購入図書を選定をし、また、図書館におけるそのいろんなバランスがあらうかと思うのでありますが、そういうことを考慮されて、購入されていらっしゃるのか。

その辺をお伺いしたいと思います。

○委員長（増田武夫） 学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤博明） 生きる力を育む教育活動支援事業交付金と地域教育連携交付金についてであります。

まず、生きる力を育む教育活動支援事業でありますけれども、これは平成14年度に学校5日制が導入されたと同時に、新しい学習指導要領が実施となりました。

その際に、生きる力、子どもにとって必要なのは生きる力であるという観点から、相互的な学習の時間というものが創設をされて、今日に至っております。

その際に、これらの総合的な学習をより効果的に進めていただくために、従来の学校運営交付金の中ではなく、外枠で特に予算を頭出しをいたしまして、生きる力を育む。

つまり、総合的な学習の時間を充実させてほしいということから創設をしたものであります。

具体的な内容といたしましては、各学校で、それぞれ新聞等でも報道されておりますので、それにつきましては省略をさせていただきます。

もう一つの地域教育連携であります。これはまた開かれた学校、これは幕別教育の日を平成17年から制定いたしまして、地域の方々に学校に来ていただいて、地域、学校、それから、教育委員会と一体になって子どもを守っていきこうという視点を持って始めたことでありますけれども、この開かれた学校を推進していく上から、地域の方々に学校に招いて、いろいろな活動をしていただいております。

高齢者の方々に招いて、途別小学校の話ばかりで恐縮ですけれども、田植えづくりとかをしておりますけれども、それらに関するお金を、特出しをして、通常の学校運営交付金とは別枠で予算計上をしておりますところでございます。

○委員長（増田武夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中川輝彦） 学童保育所の入所数なのですが、平成19年4月1日現在の数字で、5ヵ所で223名ということになっております。

○委員長（増田武夫） 図書館長。

○図書館長（前川満博） 最初に、図書の選定はどのように行っているのかということですが、図書館の館内といいますか、図書館の職員、主に司書ということになりますけれども、図書館司書を中心にした、図書選定委員会というものを設けておまして、この中で町民の皆さんの要求に的確に応えられるよう、職員間で話し合いをしながら進めていると。

そして、図書を選ぶための基本方針、これは私ども決めておまして、この中では図書の選定については、住民の多様な要求、これに十分応えられるよう、図書館でありますので、各分野にわたる資料を幅広く収集するということが必要となりますけれども、この中では偏った、偏りのない蔵書構成、これにもまた努めてまいりたいと、配慮するというようなことを心掛けながら行っております。

そして、乳幼児からお年寄りまでの年齢層で、町民の方々に親しまれる図書と。

そして、なおかつ、資料の貸出状況、これらも分析いたしまして、可能な限り、町民の方のニーズに応えられるような新鮮で魅力のある資料の収集ということに努めてまいりたいということでやっております。

○委員長（増田武夫） 芳滝委員。

○13番（芳滝 仁） 生きる力等の2つにつきましては、内容と効果をお尋ね申し上げたところであります。

実施された事業内容と効果をお尋ね申し上げます。

あと、学童保育所の223名と部長さん仰って聞いております。

各その5ヵ所の入所児童数をお伺いをしたことであります。

あと、図書館の関係であります。愛用されて、そしてやれているということですが、何人か、住民から話がありまして、少し魅力に欠けると申しますか、その人の趣味もあるのでしょうか、なかなか読みたい本がないというふうな、そういう声がありました。

これは一人ひとり、読んでみたい本があつて、それはそれぞれなのでありますけれども、先ほどから住民のニーズに応えるというふうな形でも仰っていらっしゃる、例えば、アンケートをとられたことがあるだろうか。

そういうふうなことも考えていく必要があるのではないのかなとこう思うわけですが、どうでしょうか。

○委員長（増田武夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中川輝彦） 失礼しました。

それぞれの保育所の人数、お知らせしたいと思います。

はぐるま学童保育所30名、やまびこ学童保育所42名、つくし学童保育所72名、あすなろ学童保育所60名、忠類学童保育所18名、以上の223名です。

○委員長（増田武夫） 学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤博明） 大変申しわけございませんでした。

内容と効果、補足して説明をさせていただきます。

生きる力を育む教育活動支援事業につきましては、自ら考えて、問題を解決する力が今後大事であるということから、自然体験、それから栽培学習、調べ学習、校内クリーン作戦、それから、祖父母との交流会、また、国際理解を進め、異文化を理解するという観点から、英語学習、それから、地域交流ということから、これらの中から主体性を育成、自己実現の達成感を実感できるよう、事業の内容としては思っております、この事業によりまして、子どもが、何といたしましょうか、その生きる力をつけ、これはすぐに図れるものではございません。学力といたしましょうか、知識とは違ひまして、その一助にはなっているというふうに考えております。

それと、地域教育連携につきましては、地域との教育を、地域との学校の距離を縮めていることの効果というのは、一定程度出ているものだと思っております。

○委員長（増田武夫） 図書館長。

○図書館長（前川満博） 今、ご質問ありましたアンケートについてでありますけども、これは大分、最近は確かにアンケートということはやっております。

大分昔、10年ぐらい前に、雑誌ですね。図書というよりは、雑誌について、どのような雑誌がいいかというようなアンケート、これはやったような、これは私昔いたときの記憶でございます。

そのようなことを一度、雑誌についてはアンケートをやったという記憶がございます。

ただ、住民の要望については、随時リクエスト、あるいはそういうものを受けて、皆さん方から購入したい、読みたいという方については、購入したり、あるいは相互貸借という形で、よその図書館から借りるというような形で、随時応えるようにということやっております。

○委員長（増田武夫） 芳滝委員。

○13番（芳滝 仁） 生きる力を育むこの事業につきましては、新聞にもよく報道されていますし、評価をするところであります。

時間がかかった中で、いわゆる教育環境が、子どもたちのその一つの子どもたち同士のひとつのともに生きていく力と申しますか、そういうことが育てられていくのだろうと思えます。

ある意味では幕別町の教育の一つの売りと申しますか、そういうふうな形で、ますます力を入れて、まず、今、教育の方向で、本当にそういうことが大切な一つの教育の方向だと考えられていることでありますから、どこを力を入れて、そして、努めていただきたいと思うことであります。

地域教育連携の件であります、19日でしたであまりでしょうか、教育の日があります。

地域の方々が、学校により興味と申しますか、学校に係るということ、いっていらっしゃる方がいらっしゃいますが、その方々から、何かその意見を交換できるそういう場所がないだろうか。

ただ、いきまして、見学をするということではなくて、それを少し進めて、そういう地域の方々の声を聞かせていただくと申しますか、そういう機会を設けていただけないかというふうな、そういう話がありました。

そのことが、こういう事業につきまして大切なことなのだろうと私は考えておりますが、あと、学童の関係であります、これは同僚議員からも何遍も一般質問でされておりますけれども、やはりつくしなんかは40名のところ72名というところあります。

あすなろが40名で60名でありますか、60名ぐらいでしたら何とかかなろうかと思うのでありますが、もう少し倍近くなるというふうな人数になっておるところもあります。

今度のこのいわゆる収容人数につきまして、いわゆる動向であるとか、あと、特に子どもたちが増えていくところについての学童保育所についてのこれからの対応と申しますか、決算をされて、今後に向けてというふうにお考えをなさっていらっしゃるのか。

図書館につきましては、アンケートをとるなり、よりその住民の、いわゆる要求というものを、耳を傾ける方法で進めていただければと思うところであります。

○委員長（増田武夫） 学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤博明） 地域教育連携の関連でございます。

確かに教育の日には、徐々にではありますけれども、地域の方々、高齢者の方々、民生委員、児童委員の方々が学校に足を運んでいただけるようになりました。

私、聞いているところによりますと、私が聞いているところではありますけれども、そういう方々が校長室に入ってきて、お話をされていったというお話も聞いております。

ですから、今、芳滝委員おっしゃられましたように、開かれた学校イコール開かれた校長室ではありませんけれども、お気軽に校長室にお入りくださいというような表示も、学校によっては必要なところもあるのかなというふうに、今、感じておりますので、その点につきましては、改善してまいりたいと思います。

○委員長（増田武夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中川輝彦） ただいまのご指摘、十分承知しております。

つくし、あすなるにつきましては、指導員の数を2名のところ3名の形で、今配置しております。

また、学童、当初はこのような人数になってくるわけなのですが、2学期を向かえるころあたりから、それぞれ特に高学年を中心にしては、塾ですとか習いごと、スポーツ少年団等、大体、出席の確立は7割ぐらいになってくるのかなというふうに考えております。

それにつきまして、どうしても多い場合、それは昔やっていたのですが、場合によっては、タクシーで送ることも必要なのかなと。これはかつてやっておりました。

そのようなことも考えられるのかなと思います。

○委員長（増田武夫） 図書館長。

○図書館長（前川満博） 今、お話にありましたように、住民の方につきましては、ぜひ、図書館の方に足を運んでいただき、そして、ご自分の気に入った本、魅力のある本、もしない場合につきましては、図書館司書に相談をしていただき、その中で、リクエストなり相互貸借ということもありますけれども、そういうような話をさせていただくことによって、図書館の図書の選定委員会、そちらの方にも十分そのような意見を反映させていただきまして、図書の購入に、そのようなことを考えてやっていきたいなというふうに思っております。

○委員長（増田武夫） 民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 学童保育所の件でございますが、今後のあり方等についてということでございますので、平成20年度から、民生部の子ども課の方に所管が移っておりますことから、私の方から少しご説明させていただきたいと思います。

現在のところ、狭隘というところもあることはあるのですが、各種保育所とも、広さについてはそれぞれクリアをしているところではあります。

ただ、今後、国が平成22年度から71名以上になると、国の補助対象から外されるというようなこともありまして、今、つくしにとっては72名と多いものですから、今後の学童の児童数の推移も見なければ、ちょっとどのようになっていくかわかりませんが、増築、あるいは分室なども考えていかなければならないと思いますけれども、いずれにしましても、長期的に児童数がどのように推移していくかということ、今後把握しながら、また、施設の増室なども考えていきたいなということでもあります。

○委員長（増田武夫） ほかに。

中橋委員。

○1番（中橋友子） 2点お尋ねしたいと思います。

1点目は、学校振興にかかわる耐震化のことにつきまして、資料では95ページで掲示されております。

ここで伺いたいのですが、学校耐震化につきましては、随分うちの町は力を入れてこられまして、資料では、耐震化率54.7%ということで示されております。

ただ、改めてこういうふうに提示されて考えたことは、取組まれてはきているのですが、全く手のついていないところは、そのまま0の状況でずっときているのですね。

例えば、札内の南小学校でありますとか、明倫なんかもそうなのですが、

こういった耐震化をやっていく考え方なのですけれども、町のその耐震化を必要とする教育施設全部を、おしなべて全部できるというふうにはならないとは思いますが、全体を促進していくという考え方のもとに計画をもって進めていかれるというふうにするのですよね。

そういう点では、どうしてこんなふうになっていったのかなというの、率直に疑問に思うものですから、いかがでしょうか。

それと2点目は、232ページであります。

全道全国保健体育の報償費、全道全国大会参加奨励金、これ、ここでいいのか。

小学校、中学校通しまして、子どもたちが各種スポーツ大会、スポーツ文化も含めまして、大会に出場されております。

ここに対して、旅費を含めての奨励をされていると思うのですが、この中身が、随分頑張ってはくれているのだけれども、他町から比べたら、うちの町はちょっと金額が少ないのだというようなことがずっとありまして、改善に向けて取組まれてきたと思うのですよね。

一定の基準を設けてやっていらっしゃると思うので、この19年度では、どんな基準のもとに、どういうふうに出されてきたのか、伺いたいと思います。

○委員長（増田武夫） 学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤博明） はじめに、小中学校の耐震化の問題でございます。

これは現在、今年と来年等で、札内中学校の大規模改造の中で、札内中学校は耐震化が達成されることとなりますけれども、その他の学校につきましては、この資料の95ページにありますとおり、ここではこの表の下にありますように、優先度調査で実施した棟数を除いているというふうに表示しております。

ですから、幕別町は、全国全道的な統計の中では、優先度調査を全て実施しておりますので、耐震診断は実施済ということにはなっております。

しかしながら、耐震化工事を実施する前提となります、いわゆる本当にどの程度危険なのかという、2次診断と言われておりますが、それらについては、札内中学校と糠内中学校の屋体以外については、まだ実施しておりません。

これは多くの費用がかかるわけでございますけれども、今まで補助制度等がなかなか準備されていなかったことでございます。

先の定例会でもご答弁させていただきましたとおり、国土交通省におきまして、補助制度が充実した形になってまいりましたので、何とか来年度に向けては、まずは残った学校の、全ての学校の耐震診断を実施した上で、どの程度の状況に今あるのかということを見定めた中で、耐震化計画というものを策定していかなければならないというふうを考えております。

○委員長（増田武夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中川輝彦） 奨励費の話なのですが、19年度どういう基準でやっておられたのかということなのですが、基本的に交通費は、実費の2分の1、そして、宿泊費なのですが、これにつきましては、5,000円、または実費のいずれか低い方の2分の1という形になっておりますが、この5,000円につきましては、実態に合わないだろうということで、平成20年度から8,000円に改めさせていただきます。

○委員長（増田武夫） 中橋委員。

○1番（中橋友子） 耐震化の方であります、手順としては、今お答えいただきましたように、一次診断、ペーパー上の診断を終えられて、次は実際に専門家の方に見ていただいて、この耐震のためには実際の診断に基づいて、どんな補強が必要なのかということに入っていくといういわゆる2次診断の段階だ思うのですよね。

そして2次診断を行った結果を見て、具体的に耐震化に進めていくという、今度は耐震化そのものの、これは非常に費用もかかっていくのだと思うのですけれども、計画に入っていく、今の札内中学校のような道に到達していくということなのだと思うのです。

それで、平成21年度に計画を立てられるということでもありますから、来年度です。

2次診断終わっていないので、当然そういうことになるのだろうというふうには思いますが、この耐震

化は、ずっと最近の災害の発生、地震の発生が非常に頻度が高いことも含めまして、やっとその文科省も動き出したという段階なのですけれども、やっぱり今の状況からいくと、1年でも早めてやっていくということが大事だと思うのですよね。

来年計画を持たれて、そこでどんなふうになっていくかということになるのですが、こういった0という状況がある以上、そして、これどういうことだったのかもちょっとわからないのですが、昨年から比べると、耐震化率も若干下がっているのですよね。

これ何か数字のまやかしでもあるのかなというふうに思いまして、これが今までうちの取組みからいったら、しかも58年前のものはもうはっきりわかっているわけですから、こういう数字のその下がっていくことなんていうことはありえないというふうに思っていたのですけれども、現実にはこういうふうになってきている。

その辺もご説明いただきたいことと、これからの計画をやっぱりどこに到達をいて、計画を立てようとしているのか。

この辺は非常に要求の高いところでありますから、19年度の決算を通して、節に求めているところでもあります。

いかがでしょうか。

それから、スポーツ奨励につきましては、実は5,000円の2分の1について、あるいは実費の2分の1について、実態と合わない声があつて、改善されたということでもありますから、これは20年度については、19年度よりは保障されているのかなというふうに思います。

最近の傾向を見ますと、国体などに行かれて、例えば、スケートでしたら長野に行くですとか、卓球なんかもそうですけれども、かなりの長期の日数にもなっていますよね。

そういう日数制限だとか、そういうことについては一切されていないのでしょうか。

全部その係る宿泊、大会に係る宿泊、そして旅費については、ここでは2分の1ということで、全額支給されているというふうに押さえてよろしいのですか。

○委員長（増田武夫） 学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤博明） 耐震化の関係でございます。

まず、はじめに小さな方の質問、小さいといたらあれですけども、率がなぜ下がったかということからご説明させていただきます。

札内中学校の耐震化工事におきましては、平成18年度に2次診断を実施しておりまして、その際には文部科学省は構造耐震事業、いわゆるIS値というどのぐらい危険かという値が、0.7を超えた場合には、耐震化しなくてもいいというふうになっておりまして、札中の一部、ちょうど生徒玄関の棟になりますけれども、そこが0.7を超えているということから、2次診断の段階ではOK、耐震化工事をしなくてもいいですよという判定でありました。

今回、補助事業を実施するに際しまして、再度、これは補助上の手続きとして、その2次診断の内容を精査をして、確定をしていくという作業がありまして、その中で、その部分についても、補強工事をした方がいいという0.7を下回る値に改められたということがありまして、1棟が、ここで19から20の4月1日に向けては落ちております。

その関係で、率が下がっておりますが、これはいずれにしても、今年の札中の工事の中で併せて耐震化を行いますので、札中の耐震化工事が終わった段階では、この札中の全ての棟は耐震化率の大丈夫な方に乗っかってきて、64.2%になる見込みでございます。

それと、相当大きな方の問題でございますけれども、文部科学省におきましては、今年と来年と再来年の3ヵ年間で緊急と位置付けをいたしまして、補助率のかさ上げ、交付税措置の拡充ということを打ち出しました。

これは、今申し上げました構造耐震費用、一定の検査をして数値を出すわけでございます。

その棟ごとに1階がいくら、2階がいくつ、3階がいくつというふうに。

その中で、0.3という数字が一つの基準になっております。

0.3は震度5あるいは震度5強以上の地震で崩壊する可能性が高いといわれている建物であります、その0.3未満になったものについては、補助率を2分の1から3分の2にかさ上げしますよというものであります。

ちなみに、札内中学校におきまして、0.3未満のところはございません。

ですから、その国におきましては、その3年間でどんどんやりましょうとっておるという事情はあります。

来年、ぜひ耐震診断を実施したいと申しあげましたのは、これはあくまでも今度、これから実施計画、それから、予算折衝の中で盛り込んでいただきたいということで、先にも応えているところでありまして、その実施、耐震診断が完了したあかつきには、今はその値についても住民に対して公表しなさいという義務付けがされておりますので、それら自分の通っている学校がどういう状況にあるのかということも知らしめなさいというふうになっておりますので、それらをもとに、目標をとということになりますので、今、この段階では、いつまでにどうこうというようなことは、申しわけございませんが、申しあげられません。

○委員長（増田武夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中川輝彦） 宿泊日数の関係なのですが、大会日の前日から、大会終了当日までということになっておりますが、場合によっては交通手段、不便なところ。そういうことがあれば、これは教育委員会とも相談しながら決めていくというふうになっております。

○委員長（増田武夫） 中橋委員。

○1番（中橋友子） わかりました。

耐震化につきましては、数字は下がっても、いずれにしても、補強されることによってより安全な、札内の玄関なんかもより安全なものになっていくわけですから、そのことは大変良かったなというふうに思います。

こういう資料の中で、例えば、見ましたら、札内中学校の改築が始まっていく。

でも、ちょっと前に南小学校ができていて、それで同じような古さの中で、片やどんどん直っていくけれども、片方にはなかなか手がかけられないと。

そこに、通っている子どもは、小学校の方が体力がなくて、ことが起きたときには大変だろうなどというふうに率直思うものですからね。

だから、均衡ある改修に向けての最大限の努力というものを求めました。

実際に耐震化に向けるとなると、相当な予算だと思うのですよね。

札内中学校でこれだけ2億を超えてですか。ということになりますから、そういうことも想定されて、できるだけ短い期間での計画ということになっていくのだというふうに思うのです。

これはうちの町の力だけでは、なかなかいかないということも、これまでの経過でわかります。

国あるいは道の支援というふうにも思うのですが、注目を浴びているけども、実際のお金は、この20年から22年までは強化はされてきたのですけれども、実際に耐震化に向けて、その費用をどれだけ出していくかというこのままだからこの課題という点も多いのだと思うのですよね。

その辺も見据えて、年数はわからないという、示されないということでもありますから、それはいたし方ないことというふうにも押さえますが、極力早い計画達成に努めていただきたいということを申しあげて終わりたいと思います。

○委員長（増田武夫） 永井委員。

○14番（永井繁樹） 適切な目、節がございませんので、指定はできませんが、家庭の教育力向上対策について、19年度の実績をお伺いいたします。

19年の執行方針の中にも述べられておりますけれども、家庭、学校、地域社会との教育機能も、連携しながら発揮して、そこに教育環境をきちっとつくっていくという推進策が、執行方針には公にきちっと述べられております。

今までの資料、いろいろ何年か見てきているのですが、数字で表現できるものは、資料としては協議会出てきているのですが、こういった家に基いたですね、活動に係る報告はほとんど記載がない。

ですから、では、家庭教育に対する向上力を上げるための対策は何をしたかというのは、本当にお聞きしなければ出てこないという状況なのですね。

それはちょっと残念に思っているところなのですが、できるのであれば、そういったソフトに対して、係った施策というのは、資料として私は載せるべきだろうと。

そうでないと、教育委員会の本当の苦勞されてる実態がなかなかはっきりわかってこない。

そういうことをまず要望として述べておきますが、家庭における教育向上対策というのは、教育の全て、原点であるという根っこは、これは家庭教育そのものにありますから。

現況の中で、例えば、学校ですとか教育委員会が係れることというのは、もう限界がきていると思うのですよね。

そういった中で、19年度における家庭教育向上力対策についての具体的な実例を挙げていただいて、説明をいただきたい。

○委員長（増田武夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中川輝彦） 永井委員ご指摘のとおり、家庭教育力、まさしく社会教育の根幹でないのかなというふうに、私自身も考えております。

大変、昨今、家庭教育力の低下が叫ばれた中で、19年度教育委員会は何をやってきたのだという形のご質問なのですが、具体的には、どういうことをやってきたのかといいますと、それぞれ連合PTA連絡協議会との協力関係ですね。

その中で、いろいろ研修会等を開催してございます。

家庭教育の関係についての講演会を開催していただきたい。

また、児童生徒健全育成推進委員会におきましては、子どもの動きですね。そして、年に3回、広報誌ではないのですが、子どもの暮らし方といいますか、そういう形の広報を出したり、また、それぞれ名前は違いますが、小中高の生徒指導連絡協議会等ございます。

この中では、それぞれ地域ごとに研修会、及び先進地施策、そして、おまつり等の補導等っております。

体系的な形でちょっとまとめればよかったのでしょうか、それぞれ各関係団体においては、積極的に家庭教育の振興について、努力をしているということでございます。

○委員長（増田武夫） 永井委員。

○14番（永井繁樹） 教育委員会の生涯学習の方からのお答えでしたが、これ学校側としてはどういう活動されているか。

学校側との考えはちょっとお聞きしたいのですが。

学校教育の方からちょっと答えていただけますか。

○委員長（増田武夫） 学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤博明） さまざまな、今、子どもたちを取り巻く問題、いじめの問題もそうですし、それから、先ほど来お話をしております携帯電話等使ったブログの問題とかもあります。

これらにつきましては、各学校におきましては、参観日ですとか、それから、PTAの総会ですとか、そういう場を通じて、校長先生、あるいは外部講師を招いた中でお話をいただいているという実態がございます。

そういう中でも、なかなか多くの方の参加をいただけませんが、学校側が熱意、校長先生が熱意をもって接することによって、これある学校で実際にお聞きしたお話ですけれども、最初の参観日の後の保護者懇談会、二人しかいなかったのだけでも、2年経って何十人にもなったのだというお話もお聞きいたしました。

ですから、ねばり強くそういう多くの機会を捉えて、校長先生なり外部講師の方々から、家庭教育の大切さについては、お話をいただいているところであります。

○委員長（増田武夫） 永井委員。

○14番（永井繁樹） 状況はわかりました。

そうしますと、現段階で、学校と教育委員会の両面から取組まれている中で、家庭教育そのものがこれ以上向上いくためには、私は限界がきていると思っているのですが。方策的にも限界がきていると。

現状ではどういうふうなそれを分析されているのか。

先進地などでは、もう当然両親が働いておりますから、関連ある企業ですとか、そういうところに協力を求めながら、多角的な範囲から取組んでいるという事例が多いのですが、我が町ではそういうお話は今のところ聞いておりませんし、私は今、受けたその説明の中では、やはり十分な状況にはないのではないかと。

であるのであれば、具体的な対策を、今の環境以外に求めていかないと。

幕別町全体としては取組んでいけないだろうと思いますが、それらについてはどう考えますか。

○委員長（増田武夫） 学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤博明） 確かに大変厳しい状況にあることは承知しております。

テレビドラマでモンスターペアレントというドラマがございますとお聞き、そこまではいなくても、やはり我々の感覚からいうと、そんな話はないのではないかな。

つまり、それは裏を返せば自分の子どもをかわいさのあまりに出てきていることが多いわけですが、そういう方々も、やっぱり学校の校長、教頭は対応して、根気よくお話をし、ご理解をいただいた上で、学校運営をされているわけでありまして、いずれにいたしましても、永井委員がおっしゃったように、抜本的に何かをしているかといわれますと、確かにそういう部分については、こちらとしても社会教育任せという部分はあります。

ですから、繰り返しになりますけれども、やはり保護者の方々が学校に見える機会というのは多いわけですから、その中で学校を通じた何らかの発信といいたいまいしょうか、そういうことにも努めていかなければならないのかなと感じております。

現状では、なかなかそこら辺を、こちらから学校に対して、あのような授業をなささい、このような授業をなささいというところには至ってはございません。

○委員長（増田武夫） 永井委員。

○14番（永井繁樹） 今のお話で課題もある程度明白になってきたと思うのですが、やはり学校側と教育委員会が、学校教育と社会教育があるのですから、最低この連携が必要であろうと。

その中で、今までやってきた方策だけでは不十分だから、私は、例えば、企画室とかそういうところは出前講座というのやっていますよね。

そしたら、同じことを考えれば、当然こういった家庭教育の向上力を上げるためには、そういった出前講座的な、これはもう行政のお家芸みたいなものですから、できるわけですから。

この辺も取り入れながら、やはり各企業にそういった旨を伝え、企業の要請も踏まえながら、企業を巻き込んだ中で、もちろんこれは企業に説明いくことも必要でしょう。そういうイベントなんかに参加することも必要ですから。

そういう取組みをされる中で、家庭教育はどちらかという親そのものの学習。そういったプログラムを築いていかなければいけないですから。

これを機に、やっぱり親学習のプログラムをきちっとつくられて、それを施策も、家庭教育向上力の施策の中心にされるべきだと私は思うのですよ。

もうそこまで具体的に突っ込んでいくべきだろうと。

これらについてはどう考えますか。

○委員長（増田武夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中川輝彦） 今、永井委員言われたとおりでございます。

出前講座等検討していきたいと思っておりますし、百年記念ホール、各種講座、その中に家庭教育を取り入れてもらうことも考えていきたいというふうに思います。

○委員長（増田武夫） 教育部長。

○教育部長（米川伸宣） 本町では、平成17年度から幕別教育の日を制定しておりまして、子どもを真

ん中に、学校・地域・家庭が一体となって取組む体制を目指しておりまして、地域に開かれた学校づくりに取組んでまいりました。

近年、地域連帯感の希薄化などによりまして、家庭・地域・学校が協力しながら係りを持っていくことが必要であります。

このため、家庭教育に関します学習機会を充実するとともに、家庭内の教育力の向上を目指すために、家庭教育学級の活用なども図りながら、今度とも開かれた学校づくりに取組みまして、今、お話ありましたようなことも十分踏まえ、家庭と地域と学校の連携を図るように、努めてまいりたいと考えております。

○委員長（増田武夫） ほかにありませんか。

それでは、ないようですので、以上で10款教育費につきましては、質疑を終了いたします。

13時まで休憩いたします。

(12:03 休憩)

(13:00 再開)

○委員長（増田武夫） 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

次に、11款、12款、13款、14款に入らせていただきます。

11款の公債費、12款職員費、13款予備費、14款災害復旧費の説明を一括して求めます。

総務部長。

○総務部長（増子一馬） 11款公債費につきまして、ご説明申し上げます。

252ページをお開きください。

11款公債費、1項公債費、予算現額31億4,218万8,000円に対しまして、支出済額31億4,039万2,662円です。

1目元金は、借り入れいたしました起債の償還元金であります。

2目利子は、借り入れいたしました起債の償還利子と、一時借入金の借入利息であります。

なお、一時借入金につきましては、出納閉鎖期間までの1件20億円の借入実行にかかわる利子であります。

3目公債諸費は、起債償還にかかわる支払い手数料であります。

次に、254ページをご覧ください。

12款職員費につきまして、ご説明を申し上げます。

12款職員費、1項職員給与費、予算現額21億6,790万7,000円に対しまして、支出済額21億5,948万98円です。

1目職員給与費では、特別職を含め、237人の一般会計から支弁する職員の人件費等で、給料、職員手当、共済費が主なものであります。

7節の賃金は、臨時職員のうち、常雇職員にかかわる賃金。

19節負担金補助及び交付金は、福祉協会への負担金であります。

次のページをご覧ください。

13款予備費につきまして、ご説明を申し上げます。

13款予備費、1項予備費、予算現額500万円に対しまして、支出はありません。

次のページをご覧ください。

14款災害復旧費につきまして、ご説明を申し上げます。

14款災害復旧費、1項農林災害復旧費、予算現額726万6,000円に対しまして、支出済額726万5,095円です。

平成19年9月7日の台風による大雨の影響により、明渠の土砂埋側などの復旧に要した経費を支出したものであります。

2項土木災害復旧費、予算現額1,580万円に対しまして、支出済額1,579万4,197円です。

農林災害と同様に、大雨の影響により、町道の法面崩壊などの復旧に要した経費を支出したものであり

ます。

以上で、11款公債費、12款職員費、13款予備費、14款災害復旧費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○委員長（増田武夫） 説明が終わりましたので、一括して質疑をお受けいたします。

ありませんか。

それでは、ないようですので、11款公債費、12款職員費、13款予備費、14款災害復旧費につきましては、これで質疑を終了させていただきます。

以上をもちまして、歳出1款議会費から14款災害復旧費までの審査が終わりましたので、引き続き、一般会計歳入に入らせていただきます。

歳入についての説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（増子一馬） 13ページをお開きいただきたいと思います。

歳入であります。

1款町税、1項町民税、調定額13億654万8,775円に対しまして、収入済額12億1,173万142円であります。

不納欠損額につきましては、195件で741万7,064円、収入未済額は、8,740万1,569円であります。

収納率にいたしまして、92.04%で、前年度と比較いたしますと、0.09ポイントの減であります。

1目個人であります。現年課税分の調定額は、10億7,503万8,090円で、前年度比2億2,114万4,298円の増となっております。

これは景気低迷による給与所得の減少や、価格低迷などによる農業所得の減収があったものの、税制改正に伴う増加があったことによるものであります。

2目法人であります。現年課税分の調定額は、1億5,465万6,600円で、前年度に比較して210万2,300円の増となっております。

依然として景気回復の兆しが見えない厳しい経済環境にあることから、法人数が減少したものの、そのうち2号法人が増えたこと及び予定納税事業所が増えたことにより、若干の増となったものであります。

なお、町民税の現年課税分のみ徴収実績を申し上げますと、個人の収納率では97.56%で、前年度比0.57ポイントの減、また、法人につきましては、収納率99.45%で、前年比0.35ポイントの増となっております。

2項固定資産税、調定額12億3,699万513円に対しまして、収入済額10億9,075万4,089円あります。

不納欠損額が86件で、470万9,686円、収入未済額は1億4,152万6,738円あります。

収納率にいたしまして、88.05%、前年比0.40ポイントの増であります。

1目固定資産税は、現年課税分の調定額では、10億8,950万7,100円で、前年より3,137万5,900円の増となっております。

平成19年度におきましては、札内北栄町などの宅地分譲により、個人住宅の新築件数が伸びたことから、前年度よりも増となっております。

なお、現年課税分のみでの徴収率を申し上げますと、97.87%で、前年対比0.36ポイントの増となっております。

2目国有資産等所在市町村交付金ですが、調定額、収入済額とも同額の1,281万1,600円で、前年対比422万7,300円の減となっております。

この交付金は、道営住宅、幕別高校用地などにかかわる固定資産税相当分が、国や道から交付されるものであります。

3項軽自動車税、調定額4,903万7,900円に対しまして、収入済額4,465万5,400円、不納欠損額は55件分で26万6,000円、収入未済額は411万6,500円あります。

なお、現年課税分の収納率は91.06%で、前年比0.36ポイントの増となっております。

4項町たばこ税、調定額1億6,450万304円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年比、調定額で28万8,058円の減であります。これは喫煙率の低下により減となったものと推測を

しております。

5 項入湯税、調定額1,419万430円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年対比では、184万3,990円の減であります。宿泊利用客数は若干の増でありましたが、日帰り利用客が大幅な減となったものでございます。

6 項特別土地保有税、調定額450万7,780円に対しまして、収入済額はありませんでした。

収入未済額は450万7,780円ですが、この特別土地保有税につきましては、平成15年度の税制改正によりまして、新たな課税を行わなくなったことから、現年課税分の調定額はなかったものであります。

なお、滞納繰越分につきましては、大半が道外の方ということもありまして、収納に苦慮している状況でありますけれども、これらのほとんど物件につきましては、差し押さえ、参加差し押さえをしておりますけれども、資産価値等の関係から、費用対効果を考えますと、競売手続きに踏み切れないというのが現状でございます。

次、17ページをご覧ください。

2 款地方譲与税、1 項自動車重量譲与税、調定額 2 億7,784万1,000円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年度対比、金額で3,200万円の増、率では0.1%の増であります。

2 項地方道路譲与税、調定額9,598万7,000円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年度対比、金額にしまして45万4,000円の増、率では0.5%の増であります。

次、19ページになります。

3 款利子割交付金、1 項利子割交付金、調定額1,336万6,000円に対しまして、同額の収入済額であります。

前年度対比で金額にして285万7,000円の増、率で27.2%の増であります。

次のページ、21ページであります。

4 款配当割交付金、1 項配当割交付金、調定額710万9,000円、収入済額も同額であります。

前年度対比、金額にして132万9,000円の増、率では23.0%の増であります。

配当割交付金につきましては、平成15年度税制改正により創設されたものであり、道に納入されて配当割額に相当する額の3分の2が交付されたものであります。

次、23ページになります。

5 款株式等譲渡所得割交付金、1 項株式等譲渡所得割交付金、調定額380万円、収入済額も同額であります。

前年度対比、金額にして52万3,000円の減、率では12.1%の減であります。

この株式等譲渡所得割交付金につきましても、配当割交付金と同様に、平成15年度の税制改正により創設したものであります。道に納入された株式譲渡所得割額に相当する額の3分の2が交付されたものであります。

次、25ページになります。

6 款地方消費税交付金、1 項地方消費税交付金、調定額 2 億4,814万7,000円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年度対比、金額にして142万円の増、率で0.6%の増であります。

これは平成9年度の地方消費税創設によりまして、1%の地方消費税の2分の1を、市町村の人口規模、住居者数等を基準に交付されるものであります。

27ページになります。

7 款ゴルフ場利用税交付金、1 項ゴルフ場利用税交付金、調定額2,910万3,648円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年度対比、金額にして107万2,736円の減、率で3.6%の減であります。

札幌川河川敷ゴルフ場利用者につきましては、3万435人で、前年度対比596人の減、帯広国際ゴルフ場利用者数が3万7,156人で、こちらも384人の減ということで、利用者数の減が主な要因となっております。

す。

次、29ページであります。

8款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金、調定額1億1,120万円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年度対比、金額にして159万9,000円の増、率では1.5%の増であります。

31ページになります。

9款国有提供施設等所在市町村助成交付金、1項国有提供施設等所在市町村助成交付金、調定額20万1,000円に対しまして、収入額も同額であります。

前年度対比、金額にして1,000円の増、率では0.5%の増であります。

次、33ページになります。

10款地方特例交付金、1項地方特例交付金、調定額1,254万円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年度対比、金額にしまして5,244万9,000円の減、率で80.7%の減であります。

これは平成11年度の税制改正による恒久的な減税に伴いまして、地方税の減収分の一部が補てんされているものであります。

2項特別交付金、調定額462万3,000円、同額収入済であります。

これは平成19年度から21年度までの間、経過措置として特別に交付されるものであります。

次、35ページになります。

11款地方交付税、1項地方交付税、調定額56億9,946万3,000円に対しまして、収入済額も同額であります。

平成18年度との比較では、普通交付税におきましては3億1,045万9,000円、率で5.6%の減、特別交付税では429万3,000円、0.9%の減となったところであります。

37ページになります。

12款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金、調定額730万4,000円に対しまして、同額収入済であります。

前年対比8万8,000円の増、率で1.2%の増であります。

39ページになります。

13款分担金及び負担金、1項分担金、調定額4,491万5,684円に対しまして、収入済額3,940万9,176円、収入未済額550万6,508円であります。

これは、主に農業基盤整備事業等に係る受益者分担金であります。

2項負担金、調定額1億4,021万9,535円に対しまして、収入済額1億1,124万6,550円、不納欠損額340万8,680円、収入未済額2,556万4,305円であります。

1目民生費負担金は、老人福祉施設入所者の措置費及び常設保育所保育料が主なものであります。

不納欠損は、保育料が35件であります。

41ページになりますが、14款使用料及び手数料、1項使用料、調定額2億7,478万5,869円に対しまして、収入済額2億6,310万6,021円、不納欠損額50万5,930円、収入未済額1,117万3,918円であります。

各種施設等の使用料及びへき地保育所保育料、入牧料、公営住宅使用料などが主なものであります。

不納欠損につきましては、6目の土木使用料、次のページになりますが、4節公営住宅使用料で6件、それから、7目教育使用料、2節幼稚園使用料で1件、3節社会教育使用料の学童保育所保育料で5件、また、収入未済額の主なものは公営住宅使用料及び学童保育料であります。

2項手数料、調定額9,098万8,935円に対しまして、同額収入済であります。

本項は、1目総務手数料の戸籍住民表や、緒証明にかかわる手数料、2目民生手数料の介護支援、介護さーびすの手数料、3目衛生手数料ですが、これは次のページになります。

ごみ処理手数料や4目土木手数料の建築確認関係手数料が主なものであります。

47ページをお開きください。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、調定額2億3,561万3,701円に対しまして、収入済額も同額であります。

主なものは、1目民生費負担金の国民健康保険基盤安定費、障害者保護費、児童手当に係る負担金。

2目衛生費負担金では、保険事業負担金であります。

2項国庫補助金、調定額3億1,640万4,865円に対しまして、収入済額も同額であります。

1目議会費補助金は、忠類議会誌編纂にかかわる合併補助。

2目総務費補助金では、各種合併推進体制整備費にかかわる補助金でございます。

3目民生費補助金では、地域活性化支援事業にかかわるものや、後期高齢者医療制度創設にかかわるものの。

それから、次のページになりますが、2節児童福祉費補助金の次世代育成支援対策交付金などが主なものとなっております。

4目商工費補助金は、合併に伴う観光パンフのための補助金であります。

5目土木費補助金は、道路整備事業、交通安全施設整備事業などにかかわる補助金。

6目補助金につきましては、小学校費及び中学校費の就学援助費や、幼稚園の就園奨励費にかかわる国庫補助金。

次のページですが、埋蔵文化財発掘にかかわる補助金などが主なものでございます。

3項国庫委託金、調定額820万8,131円に対しまして、同額収入済であります。

1目の総務費委託金では、外国人登録事務。

それから、2目の民生費委託金は基礎年金事務や特別児童扶養手当事務。

3目農林業費委託金は、国営土地改良事業など、これら国の委託事業にかかわる委託金であります。

53ページになります。

16款道支出金、1項道負担金、調定額2億8,227万5,375円に対しまして、同額収入済であります。

1目民生費負担金、2目衛生費負担金につきましては、先ほど、国庫負担金で説明をさせていただきました負担金と同様で、国と道でそれぞれ負担割合に基く道の負担ということになってございます。

3目農林業費負担金につきましては、1節農業費負担金の農業委員会職員設置費にかかわる道負担金が主なものとなっております。

4目土木費負担金については、地籍調査にかかわる道負担金であります。

2項道補助金、調定額1億8,339万4,655円に対しまして、同額収入済額であります。

1目民生費補助金は、各種福祉事業及び介護予防等の事業にかかわる道補助金であります。

次のページになりますが、2節の児童福祉費補助金では、乳幼児医療費、地域子育て支援センター事業などにかかわる補助金が主なものであります。

2目の農林業費補助金は、農林業関係事業に対する道補助金で、1節農業費補助金の細節6、中山間地域投資直接支払事業、これが主なものであります。

2節畜産業費補助金は、細節4の畜産担い手総合整備事業道補助金など。

3節土地改良費は、細節1の道営土地改良事業。

それから、次のページですが、4節の林業費は、各種造林事業及びもりづくり事業などの関係補助金が主なものとなっております。

3目教育費補助金は、社会教育費補助金の放課後児童対策事業などにかかわる補助金であります。

次に、3項道委託金、調定額9,041万7,232円に対しまして、収入済額も同額であります。

1目総務費委託金では、2節町税費委託金の道民税徴収事務。

4節選挙費委託金の知事道議選挙費、参議院議員選挙費の委託金が主なものとなっております。

2目農林業費委託金は、次のページになりますが、2節土地改良事業委託金の農業農村整備事業用地取得業務委託。

それから、3目土木費委託金では、1節の細節1、樋門管理業務委託金、2節の都市計画費委託金などが主なものとなっております。

次に、61ページをご覧ください。

17款財産収入、1項財産運用収入、調定額2,484万8,020円に対しまして、収入済額2,465万1,020円、不納欠損7,200円、収入未済額18万9,800円であります。

1目財産貸付収入は、土地及び建物の貸付収入であります。

不納欠損につきましては、教員住宅貸付料が1件、収入未済額についても同じく教員住宅であります。

2目利子及び配当金は、各種基金等の利子収入などあります。

2項財産売払収入、調定額9,710万5,630円に対しまして、収入済額8,766万2,580円、収入未済額944万3,050円ありますが、これは公社貸付牛譲渡代分であります。

1目不動産売払収入は、徐間伐材、開伐材の売払収入で、忠類地区の宅地分譲などの売却収入となっております。

2目物品売払収入は、主に苗木などの物品売払にかかわる収入であります。

63ページになります。

18款寄付金、1項寄付金、調定額568万9,200円、同額収入であります。

2目総務費寄付金では、札内川ゴルフ場利用者間のまちづくり基金への寄付金が主なものであります。

65ページになります。

19款繰入金、1項基金繰入金、調定額10億5,724万1,000円に対しまして、同額収入であります。

1目減債基金繰入金は、縁故債の一部繰上償還や、財源対策債などの償還に充当するため、減債基金から繰入をし、各会計の公債費の支出に充てたものであります。

2目財政調整基金繰入金は、財源補てんのために、財政調整基金の方から3億5,000万を繰り入れたものであります。

3目まちづくり基金繰入金は、河川緑化事業及び簡易水道にかかわる公債費見合い分に充当するために、まちづくり基金から繰入をしたものであります。

67ページになります。

20款繰越金、1項繰越金、調定額1億1,069万5,799円、同額収入であります。

前年度からの繰越金であります。

69ページになります。

21款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、調定額133万7,667円に対しまして、同額収入であります。

2項町預金利子、調定額80万3,984円に対しまして、同額収入であります。

3項貸付金元利収入、調定額4億377万8,730円に対しまして、同額収入であります。

これは各種貸付金の返済による収入であります。

71ページをお開きください。

4項受託事業収入であります。

調定額1億6,651万6,468円に対しまして、収入済額も同額であります。

主なものは、1目の農林業費受託事業収入で、畜産担い手育成総合整備事業にかかわる収入であります。

5項雑入、調定額2億5,895万3,511円に対しまして、収入済額2億5,031万5,968円、不納欠損額49万9,306円、収入未済額は813万8,237円あります。

なお、不納欠損額につきましては、次のページになりますが、4目雑入の3節学校給食費10件分、収入未済額も同じく学校給食費にかかわるものが主たるものであります。

4目雑入は、1節の職員給与費の負担金から、77ページになりますが、6節の国保特会負担金まで、ほかの課目に属さない収入ということになってございます。

次に81ページをご覧ください。

22款町債、1項町債、調定額17億2,960万円に対しまして、収入済額も同額であります。

1目衛生債から、85ページの7目災害復旧債まで、各種事業に充当するために起債の借入であります。

なお、87ページに、未収金及び収納率の一覧表を掲載しておりますので、ご参照をいただければと思います。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○委員長（増田武夫） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
中橋委員。

○1番（中橋友子） 2点お尋ねしたいと思います。

1点目は、13ページ、14ページの町税の町民税、特に個人というところでお伺いしたいのですけれども、ご説明の中では、昨年よりも税収が上がっているのですけれども、これは町民の所得が上がったということではなくて、税制の改正によるものだけということでありました。

定率減税も全廃されておりますし、それから、住民税のフラット化というのもありましたし、それが05年、06年、07年という形で固まってきまして、このような影響額が出てきたのだらうなというふうに思うのです。

このことは、とりもなおさず、収入が上がらないのに、住民の負担が増えた。税金が増えたということになるものですから、その時点でまず、その影響額、税制改正によって、この町税収入の中でどのぐらい増えたのか。

改正されなかったらどのぐらいだったものが、改正されたことによって、この数字になっているのだということをお尋ねしたいと思っております。

同時に、町民の所得は下がっているというふうに思います。

昨年決算のときにお伺いしたのですが、幕別町の町民の方の収入別階層の人数を、ぜひ年金の方も含めまして、両方示していただきたいというふうに思います。

それと、ここで適しているかどうか、財産収入のところ、ページ数では、収入というふうについているのでしょうか、財産は61ページ、62ページなのですけれども、追加資料で示していただきました。

先日もお尋ねした備荒資金のことでお尋ねしたいのですけれども、この備荒資金の説明書見ますと、現在高が4億2,633万6,000円というふうになっています。

普通納付が2億円で、超過納付が2億2,167万3,000円ということで、先日の本会議のご説明ですと、幕別町として2億円、旧忠類村として2億円というようなことで4億になっているやに受け止めていたのですけれども、これは預けることによる、説明の中では、助け合うための、北海道の中での他の市町村で、災害なんかが起きたときに助け合うための資金だということでありましたけれども、こうやって超過までして納めていくその置いておくメリットと申しますか、それはどこにあるのか。

それから、年度中に増額で466万は増えているのですけれども、これは金利でこうにはならないと思うものですから、どういった内容でこういうふうが増えていっているのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（増田武夫） 税務課長。

○税務課長（姉崎二三男） まず、第1点目でございますけれども、税制改正に基いての影響額ということでございます。

収入額の影響額ですね。

平成19年度につきましては、3点、税制改正による影響が出るのではないかと申すように承知してございます。

まず、定率減税廃止による影響額でございますけれども、試算してございますのは、定率減税に基いての影響が4,794万1,000円でございます。

これはもとの税額といわれましても、そのものがちょっとわかりませんので、この金額が影響しているというふうにご承知をお願いしたいなというふうに思います。

それから2点目でございますけれども、老年者控除廃止に伴う影響額でございます。

これにつきましては、金額にいたしまして355万8,000円でございます。

これも均等割額と所得割額を足した額でございますので、均等割額について申しますと、771件でございますので77万1,000円と。

それから、所得割額につきましては、人数は同人数でございますけれども、278万7,000円というふうにな

ってございます。

それから、3点目、税率の変化といいますか、税率改正に基く影響額でございますけれども、これにつきましては、合計で2億7,382万4,000円というふうに思っております。

これにつきましても、基本的に18年度と19年度と比べるわけにはいきませんので、19年度課税者に基いた影響額というふうな数字で出させていただいております。

それから、平成19年度から税制改正に伴う調整控除が創設されてございまして、これによる影響額が2,990万9,000円ほど出てございまして、差引きしますと税制改正に伴う影響額につきましては、2億9,541万4,000円程度になるのでないかなと。

2億9,541万4,000円程度になるのでないかなというふうに試算してございます。

それから、2点目でございますけれども、所得が下がっているということで、収入別の階層、これは人数で、年金も含めてということでございましたけれども、年金につきましては、あくまでも収入金額でしか捉えられないので、収入金額でお話をさせていただきたいと。

それからもう一つ、収入別階層といわれたのですが、給与所得につきましては収入別階層で出ます。がしかし、営業農協については収入額で出ません。

あくまでも所得金額で階層区分をしなければならないということでございますので、所得階層区分でよろしいでしょうか。

それとも、収入別でいきますと、給与所得分しか数字あげられないという内容でございます。

それでは、両方でお話をさせていただきたいと思えます。

これも平成19年度でございますけれども、平成19年度につきましては、まず全体の所得階層区分です。

これは、あくまでも所得金額で出ていきますけれども、まず所得階層区分で100万円以下、これが9,474人でございます。

それから、100万円未満にさせていただきますか。

それから、100万円以上200万円未満、これが4,263人。200万円以上300万円未満2,469人。300万円以上400万円未満1,356人、400万円以上500万円未満833人、500万円以上600万円未満572人、600万円以上、これは600万円以上はずっとということでございますけれども、656人と。

合わせて1万9,623人でございます。

階層区分別の割合というのはよろしいですか。

それで、100万円未満ですけれども、48.3%、それから、200万円未満21.7%、300万円未満12.6%、400万円未満6.9%、500万円未満4.2%、600万円未満2.9%、600万円以上が3.4%というふうになってございます。

次に、給与収入の階層別区分でございますけれども、これも同じ階層で申し上げます。

給与収入100万円未満、これが3,615人、率で26.6%。それから、100万円以上200万円未満2,821人、率にしますと20.8%。それから、200万円以上300万円未満、これが2,056人、15.1%。300万円以上400万円未満1,665人、率にしますと12.3%。それから、400万円以上500万円未満1,160人、率にしますと8.5%。500万円以上600万円未満788人、率にしますと5.8%。600万円以上1,474人、率にしますと10.9%という内容になってございます。

それから一つお断り申し上げますけれども、例えば、所得が階層区分で100万円未満になりますと、収入金額でいきますと、これ合計所得階層のところですね。

合計所得階層の方でちょっといい忘れたのですが、例えば、所得額が100万円未満といっているのですが、これ、給与収入に直しますと、大体167万円前後になります。

それから、200万円未満の所得階層言いましたけれども、これも給与収入に直しますと312万程度になります。前後。

それから、300万円未満と言いましたけれども、給与収入に直しますと、443万円前後になります。

それから、400万円未満と言いましたけれども、給与収入に直すと568万円前後になります。

それから、500万円未満というのは、給与収入に直しますと、689万円ぐらいになります。

それから、600万円の所得でいいますと、収入金額が800万円というふうになります。

続いて、年金収入でございますけども、年金収入につきましては、100万円未満、これが3,903人、56.1%。100万円以上200万円未満1,629人、23.4%。200万円以上300万円未満964人、13.9%。300万円以上400万円未満439人、6.3%。400万円以上が17人、これが率にしますと0.2%。合計6,952人というふうな形になっております。

○委員長（増田武夫） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） 私の方から、備荒資金組合のことについてお答えさせていただきます。

あと、備荒資金組合につきましては、その目的は先般ご説明させていただきましたように、災害に備えての積立金をしていくというのが趣旨でございます。

これは札幌市を含めまして、全道180市町村全てが一部事務組合に加入しております。

納める方法につきましては、納付金という形で納めることとなりますが、この納めるにあたりまして、目標額、いわゆる基準積立額というものが規約上設定されております。

基本的には1町村当たり5,000万円が基準積立額ということで、普通納付額という表現をしております。

これは普通納付、いわゆる基準額の5,000万に達した場合は、その後は納付を停止してもいいということになっておりますので、通常は納付をそこで停止するところが多いかとは思いますが。

その後、組合としては180市町村からいろいろなお金が納付されるわけですから、莫大な金額の資金を持つことになりまして、それは組合として基金を持つこととなります。

その基金を運用しますので、それから発生する利息が毎年生じます、その利息を積み立てた町村の残高に応じて、配分金として毎年配分されます。

そのお金の配分は、直接町が一般会計で受けるのではなくて、町が持っているその納付金の上に足ささっていく。そういう形になります。

通常の普通納付金があるすでに基準額を超えている場合は、超過納付という形で、2階建ての形で積みささっていくということに、制度上なっております。

先ほど基準額が5,000万といいましたけども、そのだんだん配分を受けて積み合わさっていくわけでありますから、それについては超過納付として扱われるという関係もありますが、普通納付金という扱いでは、その3倍までの1億5,000万までは普通納付金として足ささるというようなことが定められております。

私、この間の説明の中で言いましたけども、合併市町村におきましては、さらに特例がありまして、2億円という規定があります。

ですから、幕別町におきましては、普通納付金は2億円、それを超える分につきましては、超過納付分という取扱いをされているところであります。

それで、旧忠類と旧幕別では、どれぐらいもっていたかという話になりますけども、これは18年の2月5日合併前の時点におきましては、旧幕別町では総額で1億6,000万円ぐらいです。

旧忠類では、2億5,000万円ぐらい持っておりました。

それと2月6日の合併時に一緒になって、そして先ほど言いましたように、普通納付金につきましては、合併町村ですから2億円、それを超える分につきましては、超過納付金という扱いになって、合計4億円ぐらいを持っているということでもあります。

全道規模で、一体どれぐらいの基金を持っているのかということでもありますけども、組合としては、545億円の残高を持っております。

ですから、1町当たり、1町村当たりの平均しますと約3億円程度になるのではないかと思います。

そのうち、内訳といたしまして、普通納付金は175億、超過納付金は369億というような内訳になっております。

備荒資金組合は、この545億円の基金を運用することになります。

この運用の仕方につきましては、大きく二つの方法でやっております。

一つは、長期資金の貸付です。

これはいわゆる災害に備えたまちづくりをするときの事業の充てる資金ということで、通常15年償還で、利子につきましては、政府系資金の貸付利率を適用させるような形で貸付が行われます。

あと、車両譲渡事業、これはダンプを買うとか、そういうような事業、また、防災用の資機材の購入、これはパソコン等は、情報を早く仕入れることができるというようなことで、コンピュータ整備等の事業も該当になるわけですが、そういうような事業にもお金がまわっていくというようなことであります。

二つ目には、国債等の債権を取得する。

また、定期預金をする。

そういうようなことで運用する。

大きく二つの方法があります。

1番目の長期運用につきましては、先ほど言いました545億のうち、355億程度がそちらの方の運用に総額では使われております。

残りの190億円ぐらいが国債等の取得、または定期等に使われていくということでもあります。

当然、そのような運用をしているわけでありますから、利息が発生します。

その利息が、組合としても1年間での大きな運用益ということになろうかと思いますが、19年度の実績ベースで申し上げますと、一つ目の長期運用につきましては、約4億9,000万程度の運用益です。

二つ目の国債等の債権取得につきましては、約1億5,000万程度の運用益が生じております。

合計で6億3,000万ぐらいでしょうか。

それぐらいの運用益が生じております。

それから、この組合を運営していくのに経費がかかります。

これ、約19年度ベースでは6,000万円ぐらいですけども、その経費を引き算した残りの約5億7,000万程度になるとと思いますが、その5億7,000万程度が19年度において、加入している180市町村に配分をされたということでもあります。

その配分方法につきましては、先ほど言いましたように、各市町村の残高に応じて案分されて配分されるということでもあります。

そのうち、普通納付金の分につきましては、利率でいいますと1.36%相当が配分されております。

ですから、幕別で考えますと、普通納付金は2億円の残高ですから、それに1.36%を掛け算いたしますと、約272万円ぐらいになるのでしょうか。

その金額が普通納付金に対する配分。

それと、超過納付にかかわりましては、0.88%の利率ということになりまして、これは幕別でいいますと、194万円ぐらいの配分割合になるのではないかと思います。

これら二つを合わせて466万3,000円が19年度分の幕別への配分ということで、このように幕別町の備荒資金として貯めているお金の中に、これはまた上乘せで積みさっていくということでご理解いただきたいと思えます。

それと、このように超過をしてまでもなぜそれを積んでいくのかというご質問ですけども、先ほど言いましたように、超過納付についても0.88%という高い利率で運用益を得られるというようなことで、これ、通常の大口の預金をしても、現在でしたら定期で0.2%程度だと思えますので、これはかなり有利だというふうに認識しております。

そんなことで、これについてはそのような運用、大変メリットがあるものというふうに認識しているところであります。

○委員長（増田武夫） 中橋委員。

○1番（中橋友子） それでは、一番最初の町民の税の負担の負担割合のことについて、再質問いたします。

全体で影響額としては2億9,500万ということでもありますから、納税者は全部で、人口2万7,000人ではありますが、納税者はどのぐらいになるのでしょうか。

それぞれ割り返しても相当な負担になってきているのだというふうに思います。

同時に、この負担がなかなか課税に対して払いたくても払えないという状況も、逆に生まれてきているというふうに思います。

その一つの数字として、収入未済額が、現年度分の課税でみますと1,000万増えているのですよね。現年度で。

こういうところをみますと、相当な住民の人にとっては苦しい状況に置かれているというふうに思います。

今、階層別にもお示しをいただきました中身を見ますと、ちょっと昨年と基準が変わっていますから、一概に横に比較していくというふうにはならないのですけれども、それを見てみましても、例えば、年金収入であれば、全体で200万以下という方が80%になる状況でありますからね。

ここももう高齢者控除だとかいろいろなものがなくなってきていますから、課税対象になっていると。

それから、所得区分で見ましても、所得でありますから、その収入との比較というふうにもまた、両方数字はお示しいただきましたけれども、これを見たにしても、やはり200万円以下というのが70%になる現状ですね。

こういう人たちのところに、総額で2億を超える課税がなされたということは、本当に町民にとっては大変なことになっております。

それで、私たち、一番町民の方から言われるのは、前年度の所得に対して課税されて金額がはじき出されると。

しかし、この経済状況の中で、今年、昨日も少し税務課長言ってもらいましたが、今年の収入はほとんど減っているという状況ありますよね。

それに対して、適切な対処されて分割とかいろんなことに相談に応じてやってられるのだろうと思うのですけれども、そういったことに対する対処、私はそういうふうと思うのですが、実際に町の方にも相談が入ってられると思うので、どんな中身でどういった対処で、町としては対応されているのか、伺いたいというふうに思います。

それと、備荒資金の方なのですけれども、すごいまどきこんな利率のがあるのだなというのが正直な感想です。

ただ、考え方としまして、今、うちの町は財政はやっぱ厳しいですよ。

それで、一般会計の中でも、全部で、町債ですが230億を超えていますよね。

そういう借金がありながら、一方ではこちらの方に4億円以上の、ちょっと適切でないかもしれませんが、要するに預金といいますか、利鞘を得るために置いてあると。目的は別にありますよ。

でも、そういう状況って、何かバランスがとれていないなというふうに、率直に思うのです。

歴史があっけきとつくられたと思ひまして、私も規約を取り寄せてみてみたのですが、昭和30年につくられているのですよね。

30年当時、まだまだ財政規模が小さいころに、恐らくその災害や何か起きたときに、北海道で助け合おうということでスタートしたのではないかなというふうに思ったのですけれども、しかし今、例えば災害なんか起きたらどうなるかというふうになりますと、激甚災害の指定を受けて、国からの予算で対処するとかということの方がずっと多いと思うのですよね。

そういうことを考えれば、この備荒資金が過去には役割を果たしてきたのだけれども、今日にはその目的そのものの役割は随分卒業してきているのではないかなというふうに思うのです。

あとは、今どき466万円も置いておいたら入ってくるわけですから、それはそれでありがたいことではありますけれども、しかし、片や200億以上の借金があるわけですから、そういうことを考えると、超過までして納付、積み立てて置いておく意味合いというのではないのではないかと。

だから、うちの町はうちの町の積み立て方があるわけですよ。

困ったときには、基金に積んで、そして自分のところでもってやりくりしますよね。

そこにあった方がずっと町としては助かるのではないかなというふうに率直に思うのですけれども、どうでしょうか。

○委員長（増田武夫） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） 備荒資金のあり方につきましては、これはもう逆な意見もあることがあります。というのは、これだけ利率が高いわけですから、もう少し積んでもいいのではないかと理論もあります。

これはそれも十分考え合わせなければなりません。

基金とその備荒資金のあり方、これは財政当局としては当然考えていることでありまして、なるべく町としては財政運営上有利なことをやっぱりしていかなければならないという役割もあります。

そちらの方にもっと積むことはできないかという視点でも、当然検討はしているわけです。

それは中橋委員おっしゃるのとはちょっとまた違う方向かもしれませんが、町の方の財政調整基金、減債基金、まちづくり基金、それぞれは目的があって積んでいます。

そして、財政運営上、予算を組むときに、調整弁として使う場合もありますし、また、減債基金への財源に使う場合もある。

これは目的に応じてきちんと使っていると思います。

あともう一つ、今持っているその大きな三つの基金についての役割の中に、繰り替え運用もあります。

これは町で1年間の予算執行するに当たりまして、どうしても資金繰りをしなければならないときがあります。

これは例えば、起債の償還は定時償還、通常9月、3月にありますけども、そのときに大きくお金を用意しなければなりません。

また、建設事業が終わっていくたびに、大きくお金を払っていかなければならない。

そういうときの資金をどういうふうに手立てするか。

これに当たりましては、基金の条例の中に、繰り替え運用ができるということになっておりますので、その基金のお金を繰り替え運用して資金立てをしているというような役割も果たしております。

その役割の効果というのは、一借を起こさなくて済むということです。

そういうようなことで、一借の利息を発生しなくて済む。そういうようなことも基金の役割にはあるかと思えます。

ちょうどその辺が、一借をしないで済む、繰り替え運用できる、するその財源としてどれぐらい必要なのか。

大体19年度は22億円ぐらいが必要でした。

そうなりますと、三つの基金でもっているのが二十数億円ぐらいですから、大体今のところでは、そういう面では財政運営上バランスのとれたことをしているのではないかと考えているところです。

そういうような点からも、この辺のあり方については、ご理解をいただきたいと思えます。

○委員長（増田武夫） 中橋委員。

○1番（中橋友子） その一借をしなくても済むとか、うちの町にとって、弾力的な財政運用をしようと思う。そのお金というのは、この備荒資金に係わりなく、今回も不要額というか2億数千万出まして、そのうちの1億と財調に5,000万で1億5,000万積むわけですよ。

そこで十分、財政のその出し入れのバランスをとりながらやっていくことは可能ですよね。

だから、それはそれで、私否定するものでも何でもありませんし、そこは置いておいたにしても、実は私、この備荒資金がこれだけたくさんあって、全道で500億も集められてという認識全然なかったのです。

コンピュータのときにですか、備荒資金というのが出てきて、こういうものがあるのだなというふうには思いましたけれども。

今のその利鞘がいいのだと。

だけども、その利鞘がいいといいましても、今年も生まれた利息というのは、ここに積んでいるわけですよ。

うちの財政に入ってきているわけではないですよ。

そうすると、そこは貯めて膨らんでいくけれども、こっちはこっちで火の車でやりくりしているよとい

う現状はあるのではないですか。

そういうふうにと考えると、もう少し備荒資金、貸し借り、446万も出てこないかもしれないけれども、最低限度の責任分担分を置いておいて、あとは現金として使っていった方が、より町民の住民サービス向上につなげていくというふうに思うのですが、違いますか。

○委員長（増田武夫） 副町長。

○副町長（高橋平明） 備荒資金組合、一部事務組合でありますし、当然我が町としてもその構成員の一つであります。

備荒資金組合が果たす役割、確かに終えた部分もあろうかというふうに思いますけれども、災害に強いまちづくりを進めようという、備荒資金組合の中の事業の一つでありますけれども、そういった意味で、長期貸付金、例えば、災害に強いまちづくりをしたいというときにお金を貸し出してくれる。

備荒資金組合の構成員の一員ですから、当然私どもは、そこから借りやすいという条件も生まれます。

そういったことも、役割を果たすための、当然そこに資金がなければ貸出は不可能になります。

超過納付分、これがいわゆるそういった長期貸付金に充てられる資金源になっているわけですね。

ですから、このご時勢ですから、今回の一部事務組合の規約変更を出したのは、そういったもの以外に、普通納付分も取り崩せるようなということで、今回、規約は改正されたわけですが、この先、そういった町村が相次ぐと、そうやって運用できるお金も今度なくなってくるという事態になりかねないということもあります。

もちろん、現実、例えば2億のお金、2億2,000万ほどありますけれども、それを政策的に使うか使わないかということは、現にそこにあるお金でなくても、できることは、今幕別町が抱えている基金、あるいは、例えば、予算を組もうとする、資金の中でその政策的なことは反映させたいと考えておきまして、ただ、幕別町は基金を抱えていますけれども、その基金の運用の方法として、基金そのものを、ただ置いておいて、将来、例えば、30億あるとすれば、30億が10年経っても30億なのか。

あるいは、10年経ったら30億が、例えば35億になっていた方が、将来にわたって財政の見通しが立てやすくなるという思いもあります。

ですから、その部分、もちろん、今現実2億追加納付をしておりますけれども、それを即下ろして政策的に使ってしまっているのかという議論も当然しなければならないというふうに思っております。

ただ、財政運営そのものは厳しいというのは、当然私どもも認識しておりますし、いろんな政策的なことを考えるときに、どういったところに財源を求めるか。そういった部分の当然検討もしていかなければならない。

そのときには、当然備荒資金、あるいは基金の運用、そういったものを全部含めた上で検討を重ねているということ、まずご理解いただいて、現状、備荒資金組合に置いてあるお金は、基金の運用方法の一部として、幕別町はその運用、要するに、増やせる有利な運用をさせていただいているということをご理解いただきたいというふうに思います。

○委員長（増田武夫） 中橋委員。

○1番（中橋友子） 利息が高いですからね、有利だということはわかります。

こんな有利な制度、今どこでもないと思うんですね。

それはわかるのです。

だけれど、自治体がお金を出し合って、運用面、二通りありまして、1番目の長期資金というのは、そういうこともあるかなというふうに思っても、例えば、2番目のその定期預金、国債等の購入というふうになると、これはうちの町としてやること、行政としてそういう、もとをただせば国民の税金ですよ。

その税金の直接政策をきちっと打って、住民のサービスの向上に努めるというのが自治体の役割ですよ。

そうであるにもかかわらず、一定のお金がその中からこういったところに積み立てられて、そしてずっとそれが置かれているというようなことが、どう考えても不自然ですよ。

だから、私は北海道の歴史もありますし、この資金がはたしてきた役割もあると思いますので、こんなものやめてしまったらなんていうことは、さらさら思っていません。

しかし、その普通の超過納付というふうに、このように分かれている以上は、やはり全体の財政のあり方の中で、やっぱり政策的に活かすというような道もきちっと考える必要があるのではないかというふうに思います。

これはきちっと、同じ答弁になるとと思いますので、それ以上申し上げませんけれども、やっぱり町民にとって、今、北海道にうちは4億円も積んでいて、運用されているのだよなんていうことは、知ったらびっくりするのでないかというふうに思います。

そんなことも含めまして、今後の財政運用の中では是非くみ取っていただけたらというふうに思います。

○委員長（増田武夫） 副町長。

○副町長（高橋平明） 中橋委員のおっしゃることも十分理解しております。

これはあくまでも一部事務組合ですから、そこで全て決定されていることです。

もちろん出資するのは私どもの方ですから、その出資する仕方、こういったものは当然私どもの方の思いを伝えていくべきだというふうに思っております。

ただ、先ほども言いましたように、そこの出資した分が、全道のまちづくり。北海道のそれぞれの市町村が災害に強いまちづくりを行っていかうという意識の上で成り立っていることでありますから、私どもが、ではその分落とします。だから、町で戻してください。

それが、例えば、全道分がなくなれば、運用するお金が無くなってしまうわけですね。

そういったことがやったときに、では自身に強いまちづくりをしようですとか、そういったことを考えたときに、どこから資金を得て、どうやってまちづくりを進めていくのだと、そういったことにもつながりかねないという思いもあります。

ですから、その辺も兼ね合いも、私どもとしては、うち独自の判断もちろんありますけれども、全道的な意思の統一の中で、当然議論されていくだろうなというふうに思っております。

○委員長（増田武夫） 中橋委員。

○1番（中橋友子） 実際に災害に強い長期的なまちづくり、これ、一部事務組合の中のことですけれども、お答えいただければと思いますけど、どのぐらい運用されているのですか。

実際に、例えば、うちの町でしたら、この間の説明ですと、過去にはダンプを買うときに使いましたよ。

今、コンピュータで使っていますよということはありませんけれども、そんな大規模なまちづくりのときに、これを運用してやるという今までのまちづくりの経過の中ではなかったと思うのですよね。

だから、それが実際にどんなふうに全道の中で活かされてきたのか。

それも教えてください。

○委員長（増田武夫） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） 19年度のことと申し上げますと、今言いました災害に強いまちづくりの建設的な事業に、その長期の貸付金が使われるという話をさせていただきましたけれども、これにつきましては、19年度では約20億円ぐらいが資金として手当てされております。

前段で申し上げましたように、545億円のうち、そういう長期貸付に使われているお金につきましては、355億円程度が運用されているという話をいたしましたけれども、その内訳ということで申し上げますと、その災害に強いまちづくりの事業につきましては、総額で294億円ぐらいが運用されております。

先ほど言いましたように、平成19年度では、20億円ぐらいが貸付実行されているということであります。

○委員長（増田武夫） 中橋委員。

○1番（中橋友子） 副町長はみんなが見直して、お金を引き下げてしまったら、その運用もなくなるよというようなことなんかも言われましたけれども、私はやはりきちっとこの目的に沿って、そして、2億って問題にしましたけれど、責任分担金からいいましたら5,000万円ですよ。

規約の第16条に、2項にですか、納付金のその金額というのが定められておりますけれども、基本的には基本財政需要額のおおむね100分の10、10分の1ということですね。

ということで、その金額が5,000万円を超えるときには5,000万円までというふうにして、一応、その目安があるわけですから、この目安の範疇の中で運用されているということについては理解をするということなのだけれども、結果としてうちの町は、今、目安の8倍にもなっているということがあるものですから、政策的な活用に活かすべきではないかというのが私の意見であります。

○委員長（増田武夫） 先ほどの、税務課長からいいですか。

税務課長。

○税務課長（姉崎二三男） 先ほどご質問ございました。

負担割合が高くて、分納等のような形で対処しているかということでございますけれども、実は私どもの方で通知書を発送して、各納税者がそれを知りえるということで、その後、分納と、金額が多すぎると。

どのようにお支払いしたらいいでしょうかという税務課の方の相談がかなりきます。

その中で、税務課の方で対応していますのは、まず最初に対応するのは、分納するような形で支払っていただくのがいかかでしょうかというふうに対応してございます。

年間、全部合わせますと、これは滞納繰越から合わせますと、分納誓約は486件きてございます。

ただし、そのうち現年度分の分納誓約というのがございます。

これは現年度分については、132件、誓約書提出させていただいているというのが現状でございます。

これはあくまでも翌年度5月までにお支払いをいただくというような形の分納制約でございます。

○委員長（増田武夫） 中橋委員。

○1番（中橋友子） かなり苦しい状況が浮き彫りになっているのではないかとこのように思うのですよね。

現年度分の132件というのは、分納してしまえば現年度で終われるのだけれども、過年度分持っている人は現年度分と合算して分割されてきているのだと思うのです。

そうすると、金額はまた膨れ上がってくるというようなことで、昨日、お伺いしたように、多くは400万以上の滞納もあってということでありました。

私はやはりこの制度替えによる、よくその担税能力ということが問題になるのですけれども、これまでも収入に応じて、その適切な課税、これはうちの町が決めることではなくて、国で決めて、ここで議決をしてくれているのですけれども、でも、その結果として、486件も繰越も含めての相談がある。

手立てをとらなければならないということは非常に危機的な状況だということに思うのですよね。

私、これまでも一般質問や予算の中でも申し上げてきましたけれども、税そのものを軽減するということは、これは地方としてはできないわけですから難しいのですけれども、この2億数千万、町税の収入が上がったことによって、税制改正によってうちの町の台所が少し緩くなったと。その分がお金が増えましたよという分については、政策的にやはり、そういう人たちを支援する形にとることが大事だと思うのですよね。

直接の減税というふうにはならなくても、政策として支援する。

今後、この後、国保税だとか医療だとかの関係も出てきますけれども、そういったところで、焦点を定めてやれば、いくらでもできていくことだということに思うのですよね。

そんな点ではどのようにお考えでしょうか。

○委員長（増田武夫） 総務部長。

○総務部長（増子一馬） 住民税が昨年度決算と比較をして伸びましたよという説明、私も前段させていただきましたけれども、主には税制改正に伴う、基本は大きいという話もさせていただきました。

ただ、基本的に個人の住民税、あるいは法人の住民税、市町村に入る税金という額が算出される根拠は、基本的には日本の場合は累進課税ですから。所得がいくらの場合はいくら、高ければ高い負担をいただくという、所得税もそうですし、個人住民税、一部税率が変わって圧縮された分ありますけれども、基本的には高い所得の方から、まず高負担の税金を納めていただきますという制度になっているわけですよね。

これは、いずれにしても、所得の低い方からは少ない負担でということが基本ですから、町としては、税制改正によって、その全体の税の範囲が、こういうふうに決まったという中で、一部の今中橋委員が言われるような税制改正で影響があつて、増えた税金の分は別な政策にということにはならないということ

ですね。

自主財源である町税としてのパイがある。

そして、あとは、よく中橋委員もおっしゃられますように、三位一体の改革。

これは補助金、交付税、それからその税ですよ。

これらが制度改正になって、市町村にはこれだけですよという配分がされる中で、その中で町民税だけを限って、そのうち増えている分を別なものに使いなさいということには、財政運営上もならない仕組み。

ましてや、国と市町村の役割分担、税の負担割合、役割分担からいっても、その分だけをとって、その分はこういうものを使う、別なものを使うよということにはならないということをご理解いただければならないのかなというふうに思っておりますけども。

○委員長（増田武夫） 中橋委員。

○1番（中橋友子） 累進課税のお話ございましたけれども、本当に能力に応じた税の定められた額であり、それを負担しているということであれば、何の問題もないのですよね。

でも、今の税制改正でしたら、例えば、住民税なんていうのはフラット化ですから。全部1割ですよ。

それですとか、定率減税はなくなりました。高齢者の方たち、年金収入少ないのですけれども、控除はどんどん、2段階に分けて削られました。

結果として、みんなが負担増えているのだけれども、低所得者の人たちの方がより多い負担になっているというのは、これは改正の仕組みの中で事実起きています。

そうなってくると、その政策の中で応援するものが、生み出されるべきではないかというふうに思うわけですよ。

確かに三位一体の改革でありますから、交付税も、先ほど説明の中では3億も減っているとか、いろんな点でうちの町が、収入が伸びていないという点では、それは事実だと思うのです。

町税が増えたから、だから幕別町全体の予算がでは増えたのかというふうに、使えるお金が増えたのかといたら、簡単にはそうはならない。

それも理解はいたします。

ただ、こういった住民が、負担が制度が変えられて、税金が上がって、そして、単年度だけでも払えない人が、昨年から比べて金額として1,000万も多くなって、しかも分割で助けてほしいという声が、過年度分も含めて500件近くもあるというふうになれば、やっぱり私は放置できないことだと思うのですよね。

そういった意味で、どんな手法があるかは、それは理事者の皆さんの権限によるところだというふうに思いますので、いろんな角度から、私はぜひ検討していただきたいというふうに思います。

○委員長（増田武夫） 副町長。

○副町長（高橋平明） 税の問題でありますけども、当然、税の根幹そのものは法律に基いています。

法律、条例に基いて賦課をさせていただいて、お支払いをいただいているという状況であるわけですから、それを、それ以外の手立てで何かができる。

条例の中を読んでも、当然いろんな事由によっては、例えば、猶予ですとかそういったことはできるようになっておりますけども、まずは、そういったものの有効的な活用方法はないのかと、そういったものの検討から始めていきたいというふうには思っております。

○委員長（増田武夫） ほかにありますか。

それでは、歳入についての質疑を終了いたします。

ここで、35分まで休憩いたします。

(14:18 休憩)

(14:35 再開)

○委員長（増田武夫） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、一般会計の歳入歳出にかかわります総括質問を受けたいと思います。

総括質疑ある方は挙手を願います。

それでは、総括質問につきましては、ないようですので、以上をもって、一般会計の審査を終了させて

いただきます。

これより特別会計の審査に入ります。

審査の方法につきましては、歳入歳出一括して説明を受けまして、質疑も同じく一括して受けたいと思います。

認定第2号、平成19年度幕別町国民健康保険特別会計決算の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 平成19年度幕別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきまして、説明申し上げます。

3ページをお開きください。

3ページ、歳入は、1款の国民健康保険税から、9款の諸収入まで合計いたしまして、歳入合計、予算現額33億1,110万円に対しまして、調定額35億6,866万8,068円、収入済額32億5,469万9,573円となっております。

次に、歳出であります、5ページをお開きください。

5ページ、歳出は、1款総務費から10款の予備費まで合計いたしまして、予算現額33億1,110万円に対しまして、支出済額32億3,931万2,586円となっております。

欄外の方にありますように、歳入と歳出を差し引きいたしまして、残額が1,538万6,987円となっております。

ここで、決算の概要について簡単に申し上げたいと思いますが、まず歳出では、2款の保険給付費が、被保険者数の増などによりまして、前年に比較して増となったこと。

また、5款の共同事業拠出金の保険財政共同安定化事業が、平成18年の10月に送致されまして、18年度は約半年分であったものが、平成19年度は1年度分となりまして、約2倍となったことなどによりまして、歳出総額では、前年度に比べまして、約4億930万円、14.5%の増となっております。

一方、歳入の方では、3款療養給付費等交付金が、医療費の増などに伴い、増となったこと。

5款で、保険財政共同安定化事業交付金が増となったこと。

また、国及び道からの調整交付金が増となったことなどによりまして、歳入の総額では、前年度に比べまして、約3億4,670万円、11.9%の増となったところであります。

それでは、歳入歳出の事項別明細につきまして、説明をいたします。

はじめに歳出から説明をいたします。

27ページをお開きください。

27ページ、歳出、1款総務費、1項総務管理費、予算現額6,140万5,000円に対しまして、支出済額6,041万2,363円であります。

1目の一般管理費は、国保事務に携わります一般職職員の人件費のほか、国保事業全般に係る事務経費を支出したものであります。

次の2目の連合会負担金であります、次の29ページになりますが、一番上の19節負担金補助及び交付金で、医療費の審査支払業務を委託しております北海道国保連合会に係る負担金であります。

次に、2項町税費、予算現額2,022万円に対しまして、支出済額1,912万2,287円であります。

1目賦課徴収費は、国保税の賦課徴収及び納税推進に要した費用であります。

13節の委託料は、後期高齢者医療制度施行に伴います国保税の賦課システム改修に係る委託料であります。

18節の備品購入費は、徴収に要する公用車を購入したものであります。

19節負担金補助及び交付金の十勝圏複合事務組合負担金は、滞納整理機構に係る負担金であります。

3項運営協議会費、予算現額44万円に対しまして、支出済額30万6,470円であります。

1目運営協議会費、本目は、国保運営協議会委員12人の報酬及び費用弁償などに要した費用であります。

31ページになります。

2款保険給付費、1項療養諸費、予算現額18億8,811万4,000円に対しまして、支出済額18億4,860万2,010

円であります。

1目の一般被保険者療養給付費は、一般被保険者の医療機関受診に対する診療報酬の支払いに係るものであります。

一人当たりの給付額は、17万362円で、前年度比では9.4%の増となっております。

2目の退職被保険者等療養給付費は、退職被保険者とその被扶養者の診療報酬の支払いに係るものであります。

一人当たりの給付額は32万567円で、10.7%の増となっております。

3目の一般被保険者医療費及び4目の退職被保険者等療養費は、治療に要するサポーターなどの補装具購入や柔道整復師の施術を受けた場合などに対する現金給付に係るものであります。

5目審査支払手数料は、診療報酬明細書の資格審査及び医療費の支払い等の事務に要した費用であります。

2項高額療養費、予算現額1億7,100万円に対しまして、支出済額1億6,553万9,878円であります。

1目一般被保険者高額療養費の一人当たり給付額は1万6,580円で、前年度比10.2%の増。

2目退職被保険者等高額療養費の一人当たり給付額は2万6,007円で、前年度比11.7%の増となっております。

3項移送費、予算減額20万円に対しまして、支出はありませんでした。

次に33ページをお開きください。

4項出産育児諸費、予算現額2,100万円に対しまして、支出済額1,435万円であります。

1目出産育児一時金は、1件辺り35万円で、41件分の支出であります。前年度に比較しまして8件の減となっております。

5項葬祭諸費、予算現額220万円に対しまして、支出済額180万円であります。

被保険者の死亡に際しまして、1件1万円を給付するものであります。180件分の支出で、前年度に比較しまして22件の増となっております。

次に、35ページをお開きください。

3款老人保健拠出金、1項老人保健拠出金、予算現額5億8,695万4,000円に対しまして、支出済額5億8,695万2,339円あります。

1目老人保健医療費拠出金は、国民健康保険被保険者のうち、老人保健制度で医療を受けられた方の医療費に係る保険者負担分で、社会保険診療報酬支払基金へ拠出するものであります。

2目老人保健事務費拠出金は、これらの業務に関する事務処理に要する費用の拠出金であります。

次に、37ページをお開きください。

4款介護納付金、1項介護納付金、予算現額1億5,698万4,000円に対しまして、支出済額1億5,698万3,847円あります。

介護保険制度の財源の一部として、40歳から64歳までの国保被保険者に係る介護保険第2号被保険者としての保険料負担分を社会保険診療報酬支払基金へ納付するものであります。

次に、39ページになります。

5款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、予算現額3億3,859万7,000円に対しまして、支出済額3億3,341万8,618円あります。

1目高額医療費拠出金は、高額医療費の発生による財政運営の負担を緩和するために、国保連合会が実施主体となりました行う再保険事業に、全道の市町村が拠出をしているものであります。

1件80万以上の高額医療費が対象となります。

2目の保険財政共同安定化事業拠出金は、1目同様、国保連が実施主体となつて行う高額医療費に係る再保険事業であります。これは1件30万円を超え、80万円までの高額医療費が対象となっております。

3目はその他の共同事業事務費拠出金で、退職者医療事務費分であります。

次に、41ページになります。

6款保険事業費、1項保険事業費、予算現額1,128万8,000円に対しまして、支出済額1,023万9,126円で

あります。

本項は、被保険者の健康の保持、増進を目的として、これらの増進に係る経費を支出したものであります。

11節の需用費の印刷製本費は、健康づくりのための啓蒙等のパンフレットや、医療費の通知用封筒などの印刷経費となっております。

12節の役務は、年6回の医療費通知に係る郵便料となります。

18節の備品購入費は、平成20年度から各保険者に義務付けられております特定健康診査を実施する際の基礎資料となります医療費分析の行うためのソフトを購入したものであります。

19節はインフルエンザ予防接種や基本検診費用、受診干渉及び事後指導などに係る国保特会の負担分であります。

54ページになります。

7款基金積立金、1項基金積立金、予算現額1,000円に対しまして、支出はありません。

次に、45ページになります。

8款公債費、1項公債費、予算現額5万円に対しまして、支出はありませんでした。

次に、47ページをお開きください。

9款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、予算現額4,221万9,000円に対しまして、支出済額4,158万5,648円であります。

1目一般被保険者保険税還付金は、35件分の支出であります。

2目退職被保険者等保険税還付金は、1件分の支出であります。

3目償還金は、平成18年度の医療費の確定に伴う国庫支出金及び支払基金への精算還付金であります。

4目及び5目の支出はありませんでした。

2項貸付金、予算現額60万円に対しまして、支出はありませんでした。

49ページになります。

10款予備費、1項予備費、当初予算につきましては1,000万円であります。17万2,000円を一般被保険者保険税還付金へ流用しております。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入につきまして、説明をいたします。

7ページをお開きください。

7ページ、歳入、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、調定額12億6,235万4,433円に対しまして、収入済額9億5,164万3,864円、不納欠損額は223件で2,085万5,943円、収入未済額は2億8,985万4,626円となっております。

国保税の収納率であります。1目の一般被保険者分につきましては、1節の医療給付費分現年課税分であります。94.56%で、前年度に比較して0.91ポイントの増。

3節の介護納付金分現年課税分につきましては、93.81%で0.38ポイントの増となっております。

これら現年課税分を合計いたしますと、94.50パーセントとなりまして、前年度比では0.87ポイントの増となっております。

2目の退職被保険者分につきましては、1節の医療給付費分現年課税分が99.29%で、0.13ポイントの増。

3節の介護納付金分現年課税分が98.78%で0.01ポイントの減であります。

これら現年課税分合計としましては、99.27%となりまして、前年と比較しまして0.13ポイントの増となっております。

なお、一般被保険者分及び退職被保険者分の総体での現年課税分につきましては、95.39%と前年を0.78ポイント上回りまして、5年連続で94%以上を確保することができたところであります。

次に、9ページをお開きください。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、調定額、収入済額とも同額の6億2,410万4,214円で、前年度に比較

して0.4%の減であります。

1 目療養給付費等負担金は、一般被保険者に係る療養給付費等及び老人保健拠出金並びに介護納付金に係る国の定率負担分であります。

2 目高額医療費共同事業負担金は、高額医療費共同事業の拠出金に対する国の定率4分の1の負担分であります。

2 項国庫補助金、調定額、収入済額とも同額の1億7,939万500円で、前年度に比較しまして25.1%の大幅な増となっております。

1 目は、市町村間の財政力格差を埋めるための財政調整交付金であります。

2 節の特別調整交付金の細節の2、その他特別事情特別調整交付金は、国保税の賦課システム改修に係り交付されたもの及び保険者の経営姿勢に係りまして、良好な市町村として推薦を受けたことによりまして、交付されたものとなっております。

2 目後期高齢者医療制度創設準備事業費国庫補助金は、後期高齢者医療制度施行に伴います国保税の賦課システム改修に係ります補助金であります。平成18年度から繰越となって、平成19年度に歳入したものであります。

3 目高齢者医療制度円滑導入事業費国庫補助金は、70歳から74歳の自己負担額引き上げ、1割から2割ということでありましたが、これに対する1年間凍結するという措置がありまして、それに対応するために、システム改修に係る補助金、これは100%補助を受けております。

次に、11ページをお開きください。

3 款療養給付費等交付金、1 項療養給付費等交付金、調定額、収入済額とも同額の6億3,932万3,000円であります。

本項は、退職被保険者等の療養給付費及び老人保健拠出金などの財源として、社会保険診療報酬支払基金より交付されたものであります。現年度分では、被保険者数の増などによりまして、療養給付費、また、療養給付費の増などに伴いまして、前年度に比べまして、18.1%の増となっております。

13ページになります。

4 款道支出金、1 項道負担金、調定額、収入済額とも同額の1,334万4,130円であります。

国庫負担金と同様に、高額医療費共同事業の拠出金に対する北海道の定率4分の1の負担分であります。

2 項道補助金、調定額、収入済額とも同額の1億2,934万2,000円であります。

三位一体の改革によりまして、平成17年度から創設されました交付金であります。国民健康保険事業における都道府県の役割、それから責任を強化するために、都道府県負担が導入されたものであります。国の調整交付金同様、市町村間の財政力格差を埋めるための交付金となっております。

前年度費では11.1%の増であります。

15ページになります。

5 款共同事業交付金、1 項共同事業交付金、調定額、収入済額とも同額の2億9,096万8,410円であります。

1 目は、全道の市町村国保被保険者の拠出金と国の補助金とを財源としまして、一般被保険者の高額医療費の発生状況に応じて交付されたものであります。

1 件80万円以上の高額医療費に係るものでありまして、前年度に比べましては0.7%の減となっております。

2 目は1目同様、高額医療費に係る事業で、1 件30万円を超えて80万円までの高額医療費が対象となっております。

平成18年10月から制度が開始されたことから、前年度費では109.6%の増ということになります。

17ページをお開きください。

6 款財産収入、1 項財産運用収入であります。調定額、収入額ともありません。

19ページになります。

7 款繰入金、1 項他会計繰入金、調定額、収入済額とも同額の3億147万5,434円で、前年度比では11.4%

の増となっております。

1 目一般会計繰入金、1 節の保険基盤安定繰入金保険税軽減分は、低所得者の方に対して行った国保税の減額相当分を、一般会計から繰り入れたものであります。

2 節の保険基盤安定繰入金保険者支援分は、低所得者を多く抱える保険者を支援し、中間所得者層を中心に、保険税負担を軽減するために繰り入れたものであります。

3 節の職員給与費等繰入金は、国保事務に携わります職員の人件費と一般管理費に係ります事務費などを繰り入れたものであります。

4 節出産育児一時金繰入金は、出産育児一時金として給付する 1 件35万円のうちの 3 分の 2 を一般会計から繰り入れたものであります。

5 節財政安定化支援事業繰入金は、保険者の責めに帰することのできない事情による国保財政の負担増に対しまして、一定額を繰り入れるもので、普通交付税の基準財政需要額算定の中でも決定されているものであります。

6 節その他一般会計繰入金は、一般会計で実施しております乳幼児医療費助成制度などの福祉医療の実施に伴う波及増医療費の保険者負担分及び保険給付費の増に伴います歳入不足相当額を繰り入れたのであります。

2 項基金繰入金、調定額、収入済額とも同額の2,713万3,767円であります。

国民健康保険基金からの繰入金となっております。

21ページになります。

8 款繰越金、1 項繰越金、調定額、収入済額とも同額の7,792万3,449円で、平成18年度から繰越金であります。

23ページになります。

9 款諸収入、1 項延滞金及び過料は、調定額、収入済額とも同額の111万2,300円で、一般被保険者国保税の延滞金57件に係るものであります。

2 項預金利子、調定額、収入済額ともありません。

3 項貸付金元利収入、調定額、収入済額ともありません。

4 項雑入、調定額2,219万6,431円に対しまして、収入済額1,893万8,505円、収入未済額は297万5,629円であります。

2 目一般被保険者第三者納付金は、交通事故により生じた保険給付費の支出に対しまして、損害賠償金として加害者から支払いを受けたものであります。4 件分であります。

4 目一般被保険者返納金は、転出や社会保険加入により、幕別町国民健康保険の資格を喪失した後に、幕別町の国民健康保険被保険者として受診した場合に、当該被保険者から返納していただくものであります。この返納金17件分を調定したものであります。

このうちの 1 件につきましては、転出後に居所不明となりまして、不納欠損処分を行っております。

なお、6 件 7 万7,090円が収入未済となっております。

5 目退職被保険者等返納金は、調定額、収入済額ともありません。

25ページをお開きください。

6 目保健医療機関返還金は、医療機関の不正請求などにより返還金が生じたもので、10件分を調定したものであります。

そのうちの 2 件につきましては、廃業などにより回収不能となりましたことから、また、時効による不納欠損処分を行っております。

なお、3 件289万8,539円が収入未済となっております。

7 目雑入は、超高額な医療費に係る共同事業に伴う交付金として、国保連から交付されたものであります。

8 目高額医療費共同事業基金還付金は、北海道国民健康保険団体連合会、高額医療費共同事業基金の廃止に伴う還付金となります。

以上で、国民健康保険特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（増田武夫） 説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。
中橋委員。

○1番（中橋友子） 国保全体に係りまして、何点かお伺いいたします。

まず1点目は、8ページ、国保税の収納に係りまして、収納率95.39%ということでありました。

それで、当然滞納者がいるということではありますが、毎年お伺いしておりますが、この滞納の所得階層別の人数について示してください。

それと、もう1点は、その結果、1年以上滞納するものについては、資格証明書、または短期証明書というのがうちの町では発行していると思います。

その件数についてもお示しいたきたいと思います。

○委員長（増田武夫） 税務課長。

○税務課長（姉崎二三男） それでは、ただいまの1点目でございますけども、滞納所得階層別人数でございます。

滞納所得階層別人数につきましては、滞納繰越分と、それから、平成19年度現年度分の滞納者の繰越分と別れてございますので、別々に取得階層を申し上げたいと思います。

まず、現年度分の滞納者の方です。

これにつきましては、100万円未満が316世帯、それから、100万以上200万円未満が145世帯、200万円以上300万円未満が56世帯、300万円以上400万円未満が11世帯、400万から500万円未満が5世帯、500万円以上が4世帯、合わせて537世帯というふうになります。

続きまして、滞納繰越分の所得階層区分でございますけども、100万円以下が541世帯、それから、100万円以上200万円未満が151世帯、200万円以上300万円未満が79世帯、300万円以上400万円未満が8世帯、400万円以上500万円未満が5世帯、500万円以上が4世帯、合わせまして788世帯。

これは現年度分滞納繰越分、重複部分もありますけれども、このような形になってございます。

○委員長（増田武夫） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 資格証明書と短期被保険者証の交付状況ということでございます。

資格証明書につきましては、35世帯に対しまして交付しておりますが、うち居所不明の世帯が10世帯ございますので、実質25世帯となっております。

次に、短期被保険者証でございますが、266世帯。これにつきましても居所不明世帯が1世帯ございまして、実質265世帯でございます。

いずれも平成20年6月1日、出納閉鎖後の状況でございます。

○委員長（増田武夫） 中橋委員。

○1番（中橋友子） 滞納の状況についてはわかりました。

昨年から比べまして、国保の加入世帯は増えております。

しかし、収納率が上がったというご報告もありまして、実際の滞納の人数は、昨年の件数よりは3件、その前の件数からみましたら21件減少ということではありますが、ただ、所得の低いところ、100万円以下あるいは200万円以下のところの滞納の数は増えていると。

つまり、ずっと所得の低い人のところに滞納の数が増えていくという状況が、より加速されている現状にあるというふうに押さえたいと思います。

それで、そういうところに資格証明書の発行、結局全額自己負担ということで、35世帯、不明を除くと25ということではありますが、この中に、子どもさん、学校に行っていच्छるような子どもさんがいच्छる世帯というのはどのぐらいあるのでしょうか。

○委員長（増田武夫） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 18歳未満の子どもさんがいる世帯はありません。

○委員長（増田武夫） 中橋委員。

○1番(中橋友子) わかりました。

病気にかかる確率の高いということもありまして、お子さんの数をお伺いしたのですけれども、いらっしやらないということでもありますので、その点では、全国の事例とは違うなというふうには思うのですが、この資格証明書の発行数ですね。前年度、それから前々年度と比べてどういう結果になっておりますでしょうか。

○委員長(増田武夫) 町民課長。

○町民課長(田村修一) 平成19年10月1日現在、56世帯いらっしやいました。

平成20年の3月1日に、予算委員会の際にご説明した際には40世帯、現在35世帯という状況でございます。

○委員長(増田武夫) 中橋委員。

○1番(中橋友子) そうしますと、56世帯から約21世帯減っているわけですが、ここではいつも問題になります納税者、町民と連絡を取り合って、相談の上に発行を続けてきた表れなのではないかというふうに思うのですが、残っている25世帯の内容といたしますか。不明が10ということでもありますから、それ以外については、何らかの対応をされてきていると思うのですが、資格証明書に至った経過はどういうことだったのでしょうか。

○委員長(増田武夫) 町民課長。

○町民課長(田村修一) 突然こういうような方、大きな滞納を持ったわけではなく、3年、4年間と5年間、小さい額が積み重なってきて、大きい額滞納したと。

その結果、最悪の事態になっていきますけど、資格証明書を発行しているという状況でございますけれども、先日、総務部長の方から、滞納整理機構の関係で説明させていただきましたけれども、国保税におきましても、滞納した時点で、まず、滞納していますよということでご連絡差し上げて、何期か1年のうちに貯まった際には、税務課の職員がご自宅を訪問したり、お電話差し上げて、会えない場合はご連絡くださいということでメモを置いてきていると。

ところが、ほとんどの方が全然連絡つかないという状況で、結果的に非常に大きな金額になってきて、何度来庁ご連絡、呼びかけてもいらっしやらない。

ご自宅の方に伺っても、夜いたら電気はついているのですけれども、訪問した場合には出ていらっしやらないというような状況で、全く接触というのですか、いわゆる相談もできないような状況で、こういう事態に至っているという状況でございます。

○委員長(増田武夫) 中橋委員。

○1番(中橋友子) 不明ではないわけですから、さらなる努力を求めたいというふうに思うのですけれども。

といいますのは、資格証明書を受け取っている方の中で、死亡が増えているということは、毎回申し上げているところであります。

結局受診の機会といたしますか、病院にかかれないのですね。

それで、全国の保険医団体連合会、開業医のお医者さんたちの連合会ではありますが、ここが06年度の資格証明書を発行した受診した人の割合というのがデータで出されておりましたけれども、保険証を持っている方に比べて、全国的なデータですけれどもね。51分の1、ほとんど病院にかかれない。市町村によっては200分の1になっているところもあるという、こういうデータなのです。

それで、皆保険制度がつけられて、資格証明書は法改正に基づいて国がやってきたことでありますから、市町村が本当に困難な中で、こういう状況に至っているということは、状況としてはわかりながらも、少なくともこういった事態は、幕別の中では避けなければならないことだというふうに思うのですね。

毎回申し上げますが、こういう制度の中であっても、資格証明書を発行していない自治体も存在しているということを考えれば、やはりこれは発行に向けてのさらなる努力が必要でないかと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長(増田武夫) 町民課長。

○町民課長（田村修一） 医療を受けられないというか10割負担で非常に大きな負担になっているという実態はあるやに聞いておりますが、幕別町においては、現在のところそういう実態はございません。

以前に、数年前に、1件病院にかかりたいのですが、保険証発行してほしいというご相談を受けて、その際には短期でございますけれども、通常の皆さんの保険証と同じ負担割合で負担できる保険証を発行したという経緯もございます。

私どもの方では、発行に当たりましては、要綱を定めておりまして、先ほど言いました、お子さんがいらっしゃるやとか、以前は老健制度があったのですが、老健の対象となるご家族が病院にかかるような場合、あるいは、病気で病院にかかるような場合については、資格証明書を発行しないというふうに、要綱で定めておりますので、そういう実態はございません。

○委員長（増田武夫） 中橋委員。

○1番（中橋友子） 実態がないと言い切られますけれども、実際に保険証がなかったら、そのときに病気になった人は、現金がなかったら行けないのですよ。

だから、ないというふうには。

それが経過として病院に行かなくても直って元気でいられる方もいらっしゃると思いますけど、ないというふうに私言い切れないと思うのですよね。

だから、やっぱりそういう、といますのは、やっぱりもう毎回問題にしているのは、本当に国民健康保険税というの、仕組み上仕方がないのですけれども、他の保険から比べて負担の割合が高い。

だから、国保は所得に占める保険料、これ全国平均で1割以上、11.6%。しかし、政府管掌は7.4%、公務員の方たち入っている組合保険は5.1%とあって、倍以上の開きあるのですよね。

そういうお金が払えなくて、結局資格証明書になったと。

当然という言い方は変ですが、現金がないわけですから、病気になったときにも保険料が払えないわけだから、病院の費用幾らかかかるのかわからなくて行けないという状況は、私は想定されると思うのですよね。

ですから、この25の解消に向けては、私はそのないというふうに言い切るのではなくて、やっぱり0に向けての取組みがもっともっと必要だというふうに思います。

○委員長（増田武夫） 町民課長。

○町民課長（田村修一） ないとは言いきれないというふうに仰っていますけれども、そのために私たちは滞納した時点で、皆さんと接触という言葉を使わせていただきますけれども、お会いさせていただいて、状況をお伺いするというようなことをずっとやってきているものでございます。

結果として訪問しても会ってくれない。また、連絡もいただけないと、そういうような結果で資格証明書が発行に至ったと。

決してこの医療を受けさせないと。そのために措置ではなくて、逆にそういうような実態を把握して、むしろ私たちと接触できれば、生活の困窮状態もわかると、そういうような困窮者を発見すると。

さらにそこから支援していくという措置もとれると。そういう意味で促す意味で資格証明書を発行しているというふうにご理解ください。

○委員長（増田武夫） 中橋委員。

○1番（中橋友子） 実際に316人の方は、100万円以下の所得なのですよね。

それで、全部とは言いませんよ。

でも、そういうふうに来られてもお金がなかったら会えないという。それは町民の実態として生まれていると思うのですよね。

ないから会えない。会えば支払い、いくらかでも分納できる人はやっぱりきちっと会って分納していくということになると思うのですよ。

だから私はその辺は、もっともってそういう実態はないですよというふうに言っても、現実には保険料も払えない、病院にも行けない、その結果がこうやって死亡例につながっているわけですから。

それは課長のようにないと言い切るのだったら、こんな死亡生まれるわけないのですよ。

でも、実際には毎年毎年30人、40人って増えていっているということは、裏返せばそういうことではないですか。

その点での努力というのは、私はやっぱりずっと続けるべきだというふうに思います。

○委員長（増田武夫） 民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） ただいま、資格証明書の関係でございますけれども、保険証関係での通知しても、なかなか会っていただけないだとか、ご連絡いただけない。

反応ないということですね。大変担当の職員も苦勞しているところでもあります。

このようなことについてはおわかりかと思っておりますけれども、このような方については、負担と給付の原則、負担をしないで給付だけを受けるというようなことは、公平性の観点からも、うまくないのでないかなという考え方を、私たちは持っています。

なお、その方たちには、資格証明書ということで、やむを得ないというかいたし方ないかと思っておりますけれども、現在、先ほど申し上げましたように、去年の10月から56人だったものが、約35人に減っておりますけれども、その方々については、これらの皆さん、会っていただいて、町の方と納税誓約など交わしていただいておりますので、その方々については、全てそのような短期保険証のようなことを渡しておりますので、会ってくれば、そのような私たちも誠意というのがわかりますので、そのような形で、今後進めていきたいと思っております。

ただ、資格証明書をもって、10割というのは大変だと思いますので、そういうようなことが、病院にかかりたいとなれば、ご連絡をいただけるのが、今までの56件のうち21件というようなこともありますので、今後もそのような方については、ご相談をいただけるような体制について、また進めていきたいと思っております。

○委員長（増田武夫） ほかにありませんか。

それでは、ないようですので、国民健康保険特別会計に対する質疑は以上で終了させていただきます。

次に、認定第3号、平成19年度幕別町老人保健特別会計決算の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 平成19年度幕別町老人保健特別会計歳入歳出決算につきまして、説明申し上げます。

52ページをお開きください。

歳入であります。1款支払基金交付金から6款諸収入まで、予算現額合計30億1,286万8,000円に対しまして、調定額合計29億8,968万3,045円で、収入済額は29億5,204万7,800円となっております。

次に、54ページをお開きください。

54ページの歳出であります。1款総務費から5款繰上充用金まで、予算現額合計30億1,286万8,000円に対しまして、支出済額29億4,925万3,523円となっております。

欄外にありますように、歳入歳出差し引きいたしまして、279万4,277円が残額となっております。

次に、歳入歳出事項明細について、説明申し上げます。

はじめに、歳出から説明いたします。

68ページをご覧ください。

68ページ、歳出1款総務費、1項総務管理費、予算現額1,247万8,000円に対しまして、支出済額1,190万3,682円であります。

1目の一般管理費は、一般職職員の人件費と事務経費であります。

70ページになります。

2款医療諸費、1項医療諸費、予算現額29億5,313万7,000円に対しまして、支出済額28億9,310万1,315円であります。

前年度に比較いたしますと、約1億3,800万円、5.0%の増となっております。

1目医療給付費は、医療機関における受診に対する診療報酬の支払いに係るものであります。

制度の改革によりまして、老人保健の医療受給対象者数は減少しておりますけれども、一人当たり給付

費は増となりまして、前年度費では5.0%の増となっております。

2目医療支給費は、柔道整復師による施術や補装具購入費に対する現金給付に係るものでありまして、一人当たり支給額は1万3,140円で、前年度費では4.4%の増となっております。

3目の審査支払手数料は、国保連合会及び支払基金へ支払う審査支払事務手数料であります。

診療件数の減少に伴いまして、1.7%の減となっております。

72ページになります。

3款諸支出金、1項償還金及び還付金、予算現額1,248万4,000円に対しまして、支出済額は1,247万9,858円であります。

前年度の医療費と審査支払手数料の確定に伴います支払基金交付金の精算還付金となっております。

74ページになります。

4款予備費、1項予備費、予算現額300万円に対しまして、支出はありませんでした。

76ページになります。

5款繰上充用金、1項繰上充用金、予算現額3,176万9,000円に対しまして、支出済額は3,176万8,668円であります。

平成18年度の財源不足分につきまして、平成19年度の繰上充用金で対応したものであります。

次に、歳入について説明いたします。

56ページをお開きください。

56ページ、歳入、1款支払基金交付金、1項支払基金交付金、調定額、収入済額とも同額の14億8,276万2,000円であります。

1目医療費交付金は、国保、健保組合、共済組合など各医療保険者から拠出された老人保健拠出金が、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでありまして、歳出2款の医療諸費の定率負担分が、平成19年度の医療費の見込み額に対して交付されたものであります。

2目につきましては、医療費の審査支払手数料相当額が、支払基金から交付されたものであります。

58ページになります。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、調定額、収入済額とも同額の9億5,191万6,974円であります。

医療費の見込みに対して、国の定率負担分が交付されたものであります。

また、2節の過年度分につきましては、前年度分の実績確定に伴いまして、交付されたものであります。

60ページになります。

3款道支出金、1項道負担金、調定額、収入済額とも同額の2億3,873万6,994円であります。

医療費の見込みに対しまして、道の定率負担分が交付されたものであります。

また、2節の過年度分につきましては、前年度分の実績確定に伴いまして、交付されたものであります。

62ページになります。

4款繰入金、1項他会計繰入金、調定額、収入済額とも2億4,466万円であります。

老人医療費の町負担分で、老人医療費に係る国、道、町の公費負担分の6分の1を一般会計から繰り入れるものであります。

64ページになります。

5款繰越金、1項繰越金、調定額、収入済額ともありません。

66ページになります。

6款諸収入、1項預金利子、調定、収入済額ともありません。

2項雑入、調定額7,160万7,077円に対しまして、収入済額は3,397万1,832円であります。

1目の第三者納付金は、交通事故により生じた医療給付費の支出に対しまして、損害賠償金として加害者から支払を受けたもの1件分であります。

2目返納金は、転出及び受給者の自己負担割合の変更に係る返納金3件、37万5,676円分であります。

3目は、医療機関の不正請求などによりまして、返還が生じたもので、6件、6,993万4,667円を調定したものであります。そのうちの1件、1万6,100円につきましては、時効により不納欠損処分を行った

ものであります。

なお、3件3,761万9,145円が収入未済となっております。

4目の雑入は、調定、収入ともありませんでした。

以上で、老人保健特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（増田武夫） 説明が終わりましたので、質疑を受けます。

ありませんか。

それでは、老人保健特別会計につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

3時35分まで休憩いたします。

（15：21 休憩）

（15：35 再開）

○委員長（増田武夫） 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

次に、認定第4号、平成19年度幕別町介護保険特別会計決算の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 平成19年度介護保険特別会計歳入歳出決算につきまして、説明申し上げます。

はじめに、19年度分の介護保険の概要につきまして、説明申し上げます。

平成19年度末における第1号被保険者は6,431人で、前年度に比べますと183人の増、率にしまして2.9%の増となっております。

また、要介護認定の状況であります。平成19年度末における要支援1から要介護5までの認定を受けている方は1,020人で、前年度より42人の増で、4.3%の増となっております。

65歳以上の高齢者人口にとります要介護認定者の割合は15.3%で、前年度費では0.3%の増となっております。

次に、サービスの概要について申し上げたいと思いますが、はじめに、要介護者に係る居宅介護サービスについてであります。約760万円の減となりまして、率にしまして2.3%の減となっております。

一方、要支援者に対する介護予防サービスについては、約3,200万円の増、率にしまして73.4%の増となっております。

これは、平成18年度の介護保険法の改正によりまして、平成18年度は経過措置として旧要支援者に係るサービスについては、本来の介護予防サービス費ではなく、居宅介護サービス費から支出されておりましたことから、それぞれこのような増減が生じたものであります。

次に、地域密着型介護サービス、いわゆる認知症高齢者グループホームであります。事業所の増加に伴いまして、前年度比で約2,400万円の増、率にしまして約11.3%の増となっております。

施設介護サービスについてであります。施設入所者数の増によりまして、約5,700万円の増、率にいたしまして約11.7%の増となっております。

それから、特定入所者介護サービス、これは施設に入所している低所得者等に対する支援になりますけれども、約470万円の増で、率にしまして約10%の増となっております。

これら介護保険給付費の総額におきましては、前年度比では約1億1,100万円の増、率にしまして約9.1%の増となっております。

それでは、決算書の79ページをお開きください。

79ページ、歳入は1款保険料から10款諸収入まで、予算現額合計14億2,904万9,000円にしまして、調定額合計14億3,430万8,310円で、収入済額は14億2,776万410円となっております。

次に、81ページになります。

81ページ、歳出は、1款総務費から6款諸支出金まで、予算現額合計14億2,904万9,000円にしまして、支出済額14億1,023万7,604円となっております。

欄外にありますように、歳入と歳出を差し引きいたしまして、残額が1,752万2,806円を生じております。

次に、歳入歳出事項別明細について、説明申し上げます。

はじめに、歳出につきまして、説明いたします。

103ページをお開きください。

103ページ、歳出1款総務費、1項総務管理費、予算現額2,008万5,000円に対しまして、支出済額1,986万8,764円であります。

1目一般管理費は、一般職職員二人分の人件費のほか、介護保険事業全般に係る事務費用を支出したものであります。

2項徴収費、予算現額63万円に対しまして、支出済額56万5,834円であります。

本項は、保険料の賦課徴収に要した費用であります。

105ページになります。

3項介護認定審査会費、予算現額2,373万円に対しまして、支出済額2,298万9,337円であります。

1目の東十勝介護認定審査会費は、介護認定審査会の委員報酬、費用弁償など認定審査会の運営に係る費用をはじめ、審査会を担当いたします職員1名分の人件費及び臨時職員1名の賃金などに要した費用であります。

次に、107ページになります。

2目認定調査等費は、12節役務費、細節15の主治医意見書作成手数料で、要介護認定を申請されました被保険者に係る主治医の意見書作成手数料に要した費用が主なものとなっております。

4項介護保険運営等協議会費、予算現額26万4,000円に対しまして、支出済額13万8,135円であります。

本項は、介護保険運営等協議会開催に係る委員報酬及び費用弁償に要した費用であります。

109ページをお開きください。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、予算現額11億7,468万1,000円に対しまして、支出済額11億6,279万7,697円あります。

この項は、要介護1から5までに認定されたいわゆる要介護者に係る保険給付費でありますけれども、1目の居宅介護サービス給付費は、細節3のホームヘルプサービスやデイサービス、訪問看護など、在宅に係る介護サービスに係る保険給付費。

細節4の入浴または排泄などの用に供する福祉用具購入に係る保険給付費。

細節5の手すりの取り付け、床段差の解消など住宅改修に係る保険給付費であります。

2目地域密着型介護サービス等給付費は、認知症高齢者グループホームのサービスに係る保険給付費であります。

3目施設介護サービス給付費は、特別養護老人ホームや老人保健施設、さらには療養型病床群などの施設に入所または入院された被保険者に係る保険給付費分であります。

4目居宅介護サービス計画給付費は、居宅介護サービス計画、いわゆるケアプランの作成に係る保険給付費であります。

2項介護予防サービス等諸費、予算現額8,753万3,000円に対しまして、支出済額8,468万6,254円あります。

この項は、要支援1及び要支援2の認定者に係るサービス費用であります。

1目の介護予防サービス給付費は、細節3の介護予防サービスのほか、細節4は福祉用具購入によるサービス、細節5は、住宅改修に係るサービスであります。

2目、介護予防サービス計画給付費は、介護予防サービス計画、いわゆるケアプランの作成に係る保険料でございます。

3項その他諸費、予算現額207万1,000円に対しまして、支出済額150万5,875円あります。

1目審査支払手数料は、国保連から介護サービスを提供した事業者へ支払う介護報酬の審査とその支払いに関する手数料であります。

111ページになります。

4項高額介護サービス等費、予算現額2,746万円に対しまして、支出済額2,705万52円あります。

1 目の高額介護サービス等費は、細節 1 の要介護 1 から 5 の者に係る高額介護サービス費。

細節 2 の要支援 1 及び 2 の者に係る高額介護予防サービス費であります。

5 項市町村特別給付費、予算現額 20 万円に対しまして、支出済額 10 万 9,150 円であります。

1 目市町村特別給付費は、介護保険の保険給付から除かれた入浴補助用具のバスマットの購入費を給付したものであります。

6 項特定入所者介護サービス等費、予算現額 5,346 万円に対しまして、支出済額 5,244 万 470 円であります。

1 目特定入所者介護サービス等費は、平成 17 年の 10 月 1 日から、食費、居住費が原則自己負担となりましたが、所得の低い方に対しましては、基準費用額と負担限度額との差額を補足給付として支給をしているものであります。

細節 3 は、要介護者に係るもので、細節 4 は、要支援者に係るものであります。

113 ページをお開きください。

3 款財政安定化基金拠出金、1 項財政安定化基金拠出金、予算現額 127 万 6,000 円に対しまして、支出済額 127 万 5,191 円であります。

本項は、市町村の介護保険財政の安定化に資するため、都道府県に設置された基金に対して拠出をするものであります。

115 ページになります。

4 款基金積立金、1 項基金積立金、予算現額 841 万 7,000 円に対しまして、支出済額 841 万 6,917 円であります。

基金へ積み立てしたものであります。

117 ページになります。

5 款地域支援事業費、1 項介護予防事業費、予算現額 243 万 6,000 円に対しまして、支出済額 226 万 5,811 円であります。

1 目介護予防高齢者施策事業費は、要支援、要介護になる恐れのある方、いわゆる特定高齢者といっておりますけれども、これらの方々に対する介護予防事業及び一般高齢者の方の介護予防講座の実施などに係る資料作成費などが主なものとなっております。

2 項包括的支援事業費、任意事業費、予算現額 1,382 万 1,000 円に対しまして、支出済額 1,314 万 5,339 円であります。

1 目包括的支援事業費は、相談及び窓口業務に係る費用が主なものであります。

119 ページになります。

2 目任意事業費は、徘徊高齢者に係る家族の支援事業及び高齢者世話付住宅、いわゆるシルバーハウジングに係る生活援助員派遣に係る費用なものであります。

3 目地域包括支援センター運営費は、介護予防業務や相談業務などの地域包括支援センターを運営する職員 1 名分の人件費であります。

121 ページになります。

6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、予算現額 1,298 万 5,000 円に対しまして、支出済額 1,298 万 2778 円であります。

1 目第 1 号被保険者保険料還付金については、平成 18 年度還付未済金で、12 件に対し還付したものであります。

2 目の償還金は、平成 18 年度の保険給付費の額の確定に伴いまして、国、道及び支払基金に返還したものであります。

以上が歳出であります。

続きまして、歳入の説明をいたします。

83 ページをお開きください。

83 ページ、歳入 1 款保険料、1 項介護保険料、調定額 2 億 5,310 万 8,000 円に対しまして、収入済額 2 億

4,656万100円、不納欠損額は15件で22万7,500円、収入未済額は632万400円となっております。

1 目第1号被保険者保険料のうち、1節の現年度分につきましては、調定額2億4,746万3,400円にいたしまして、収入済額2億4,581万5,500円で、収入未済額は164万7,900円となっております。

収納率につきましては99.33%で、前年度に比較しまして、0.09ポイントの増となっております。

2節の滞納繰越分につきましては、調定額564万4,600円に対しまして、収入済額74万4,600円で、不納欠損額は15件、22万7,500円、収入未済額は467万2,500円となっております。

次に、85ページになります。

2款分担金及び負担金、1項負担金、調定額727万7,000円で、収入済額も同額であります。

東十勝介護認定審査会に要する池田町、豊頃町、浦幌町の3町からの共同設置負担金。

87ページになります。

3款使用料及び手数料、1項手数料、調定額13万3,190円で、収入済額も同額であります。

1目は個人情報保護条例によります情報公開請求に係る手数料。

2目は高齢者世話付住宅、いわゆるシルバーハウジングの生活援助員に係る手数料であります。

89ページをお開きください。

4款国庫支出金、1項国庫負担金、調定額2億3,724万1,000円で、収入済額も同額であります。

1目介護給付費国庫負担金の1節現年度分は、国が負担することとされております介護給付費で、定率の20%分であります。

ただし、施設サービス費及び特定入所者介護サービス等費については、介護給付費の15%の負担となっております。

2項国庫補助金、調定額8,287万4,830円で、収入済額も同額であります。

1目の調整交付金は、国が市町村間の介護保険の財政力の格差を調整するために行う交付金でありますけれども、平成19年度の交付割合は5.84%となっております。

2目の地域支援事業交付金は、平成18年度から新設されました地域支援事業、いわゆる介護保険給付事業とは別に、要介護者にならないように予防するために行われる事業に対する国の交付金となっております。

1節の介護予防事業分につきましては25%、2節の包括的支援事業、任意事業は40.5%が交付されております。

3目の介護保険事務処理システム改修事業補助金につきましては、介護保険料につきましては、特別徴収、いわゆる年金天引きを行っておりますけれども、医療制度改正に伴いまして、後期高齢者医療保険料も一緒に年金から天引きすることとなりましたことから、このシステムの改修費に対する国庫補助をいただいたものであります。

なお、18年度からの繰越明許費となっております、平成19年度に事業を実施しているものであります。

4目の介護保険料激変緩和措置継続等システム改修補助金は、介護保険料の急激な上昇に対する緩和処置につきましては、平成19年度までとなっておりますけれども、平成20年度についても継続するということがされていましてことから、このシステム改修に要した費用であります。

91ページ、5款支払基金交付金、1項支払基金交付金、調定額4億2,434万7,917円で、収入済も同額であります。

1目の介護給付費支払基金交付金は、40歳から64歳までのいわゆる第2号被保険者の負担分で、社会保険診療報酬支払基金から交付されますけれども、介護給付費の定率31%分となっております。

2目地域支援事業支払基金交付金は、介護予防実施事業実施に伴う交付金となっております。

93ページになります。

6款道支出金、1項道負担金、調定額1億9,766万2,297円で、収入済額も同額であります。

道が負担することとされております介護給付費の定率12.5%分であります。

ただし、施設サービス費及び特定入所者介護サービス等費は17.5%の負担をいただいております。

2項道補助金、調定額305万7,527円で、収入済額も同額であります。

1 目地域支援事業交付金は、先ほどの国庫補助金と同様に、要介護者にならないよう要望するために行われる事業に対する道の交付金でありまして、1 節の介護予防事業は12.5%、2 節につきましては、20.25%分であります。

95ページ、7 款財産収入、1 項財産運用収入、調定額、収入済額とも生じておりません。

97ページになります。

8 款繰入金、1 項他会計繰入金、調定額 2 億270万8,573円で、収入済額も同額であります。

1 目一般会計繰入金の1 節介護給付費繰入金につきましては、町が負担することとされております介護給付費の定率12.5%分であります。

2 節及び3 節、地域支援事業繰入金は、事業費の20.25%分であります。

4 節はその他一般会計からの繰入金で、細節の1 は、職員2 名分の人件費及び東十勝介護認定審査会を担当する職員1 名分の人件費から東十勝3 町分の負担分を考慮した枠が入っております。

細節2 は、東十勝介護認定審査会及び認定調査に係る事務費分。

細節4 は、先ほどの国庫支出金と同様に、介護保険料激変緩和に伴うシステム改修に伴う一般会計からの繰入金となります。

2 項基金繰入金、1 目介護給付費準備基金繰入金、調定、収入ともありませんでした。

99ページをお開きください。

9 款繰越金、1 項繰越金、調定額2,582万1,156円で、収入済額も同額であります。

101ページをお開きください。

10款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料は、調定、収入ともありません。

2 項預金利子も、調定、収入ともありません。

3 項の雑入は、調定額 7 万6,820円で、収入済額も同額であります。

3 目返納金は、本来、社会保険庁に返すべき保険料を、相続人に還付したため、相続人から返還していただいたものであります。

4 目の雑入は、生活保護で第2号被保険者の認定調査費に係る費用6件分を、北海道から収入したものであります。

以上で介護保険特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○委員長（増田武夫） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

谷口委員。

○2番（谷口和弥） 該当する項目がございませんので、介護保険ということで質問させていただきたいというふうに思います。

介護保険認定者による所得税の障害者控除のことです。

再三今までの議会の中でも取り上げてきて、今度こそはというふうに変期待をしている部分になります。

毎年2月から3月の確定申告のときに、障害者控除対象者認定申請書を、介護保険の認定を受けている人も対象になるということで訴えているわけですが、各自治体の基準が、自治体によってその基準が違うことによって、本来所得税ですから、どこに住んでいても同じ基準で受けなければならない、そのものにばらつきがあるということの中で、そして、幕別町では大変、その基準が厳しいということの指摘がずっとなされてきていたところです。

この2月、3月において、保健福祉センター内でも、そのことで十勝管内の自治体に呼びかけてアンケート調査をしている。

その結果なども踏まえまして、今年度のこの認定書の基準については、どのような腹づもりといたしますか、基準を設ける予定でいるのか。

そのことをお尋ねしたというふうに思います。

○委員長（増田武夫） 保健課長。

○保健課長（羽磨知成） 障害者介護認定に係っての障害者の認定ということでございますが、予算的に申しますと、東十勝障害者認定審査会ということで、一般会計の方でみているわけなのですが、その基準については、福祉課の担当の方で審査会持っているものですが、現在、十勝全体において、そういう基準について検討なさっているとお聞きいたしております。

その中で、ある程度統一されたものが出るのではないかとということで承知はいたしております。

○委員長（増田武夫） 谷口委員。

○2番（谷口和弥） 確認いたしますけれども、そうしましたら、十勝支庁の方で、管内においてはばらつきがないように調整をしていると、そういうことの意味合いなのでしょうか。

○委員長（増田武夫） 民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 確か6月の一般質問の中で出たのではないかと思いますけれども、障害者の控除につきましては、ただいま十勝管内の町村の福祉担当課の職員が集まりまして、同じような、そういう制度にしていくのがよいのではないかとということで話し合われる途中でございまして、今年度、そのような話し合いをしているところでありまして、来年度に向けといいますか、今年度の1月か2月に控除が額が出ますので、そのころまでに結論が出せるのかなと、今、やっているところでありますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（増田武夫） ほかに。

中橋委員。

○1番（中橋友子） 私は84ページの保険料の納入について、これも例年お尋ねしていることでありますので、お伺いしたいと思います。資料を見ますと、普通徴収の滞納がやはり増えております。

パーセントで2.15%ということでありまして、金額的にもということもあります。

それで、滞納のこの滞納の件数と、それから、所得階層別の滞納者数、これを示してください。

もう1点、近年、特にこのことも問題にしてきましたが、施設入所にかかわりまして、待機者が増えてきているということを訴えられております。

その実態についてもお示しいただきたいと思っております。

○委員長（増田武夫） 保健課長。

○保健課長（羽磨知成） 19年度の現年度の滞納者で申し上げますと、第1段階の方が11名、第2段階が30名、第3段階が7名、第4段階が16名、第5段階が17名、第6段階が6名の合計で87名というふうになっております。

それから、特養の待機者の関係でございますが、19年8月末で申し上げますと、うちの町民の方で申し上げますと92、現在、20年8月末では93人というふうになっております。

○委員長（増田武夫） 中橋委員。

○1番（中橋友子） できれば特養ももちろんですけれども、老健などについての状況もお示しいただければというふうに思います。

それで、保険料については、ちょうど3年の経過が終わりまして、見直しの時期に入っていくということで、先の9月の今回の一般質問の中でも取り上げられていたのですけれども、この保険料の滞納、第1段階、第2段階が、やはり昨年から比べて増えているということでもあります。

この所得階層の第3段階までは、非課税世帯、本人非課税ということも含めて、要するに、国の税基準からいったら税の課税の対象にならないところの人たちの滞納というふうに押さえております。

それで、こういうところがやはり増えていく。しかも、普通徴収でありますから、後期高齢者医療保険と同じように、年金の金額が1万5,000円以下の方、もう一つの基準ありますけれども、そういう方たちの間で、本当に小額の年金しか受給していない人の中で滞納が増えているということでもあります。

こういう実態について、どのように受け止めて、どのように対処されようとしているのか、伺います。

○委員長（増田武夫） 保健課長。

○保健課長（羽磨知成） 滞納者が増えているということですが、第2段階については、前年度28人が30人ということで、ほぼ横ばいという私どもの方では印象を持っております。

低所得者に対する手当ということではありますが、保健の制度の根幹を成す保険料のことから、それぞれ皆さん、所得の中でご努力いただいて、お支払いいただきたいというのが、まず私どもの願いでございます。

ただ、第1段階の方につきましては、これ生活保護世帯ということでございますので、第2段階、第3段階の方が問題になるわけなのですが、そこに出てくる所得、収入が年金80万円以下ということでございますけれども、そこでは見つけられないとか、表に出てこないものがやはりあるのだろうなということ考えております。

というのは、それぞれ同じ範囲の中でもやはりお支払いいただいているところもありますので、その辺のところは、個々の事情を、これはよく把握しなければならないものだろうというふうに考えております。

老健の待機者でございますが、昨年の8月、19年8月末で町民の待機者は37名ということございました。

現在、20年の8月末現在は、町民の待機者は24名とお聞きいたしております。

○委員長（増田武夫） 中橋委員。

○1番（中橋友子） 特養の待機者、老健合わせて130名近くになるわけですが、これはあれなのですよね。療養型病床の廃止でありますとか、介護型もそうですが、どんどん廃止されていく中で需要が増えてきているということでありまして、町内だけの待機者はこの数なのですが、聞くところによると、町外を入れるとこの倍以上の数になっている。

入所までは相当の期間がかかっているのではないかとこのように思います。

入所の基準も、今までのようにただ順番待ちということではなくて、その介護の度合いに応じて、必要の度合いに応じて、臨機応変とまではいかななくても対応されているというふうに聞いておりますけれども、実際に希望された方たちが入られるまでの年数ですね。

それぞれ差があると思いますが、どのぐらいかかっているのでしょうか。

○委員長（増田武夫） 保健課長。

○保健課長（羽磨知成） 施設におきまして、判定委員会を設けて、入所の優先順位を決めているということをお聞きしております。

それで、今現在、93名ですか、20年8月末現在で93名の待機者なのですが、平成17年以前に申し込まれて、待機されている方が20名、平成18年から待機されている方が16名、平成19年が18名、本年になってから申し込んで待機されている方が39名というふうにお聞きいたしております。

○委員長（増田武夫） 中橋委員。

○1番（中橋友子） そうしますと、長い方は3年以上待つられるということでもありますね。

今、20年でありますから、17年以前から20名の方が待っているということでもありますからね。

ずっと施設につきましては、幕別だけではなくて、十勝圏全体でということをお願いしてきたところなのですが、なかなか追いついていないのが現実だと思います。というのは、待機者が減っていませんから、だから、全体としては解消されていないということでもありますから、これはお年寄りの方でありますから、3年待ったら本当に状況が変わってくるという人たくさんいらっしゃると思います。

そんなことも含めまして、よりきちっと施設の整備も含めて、きちっと施設の整備も含めて働きかけていく必要があるのではないかとこのように思います。

その点ではどうでしょうか。

それと、保険料の問題です。

滞納はやっぱり膨れ上がっていつているのですね。

人数そのものは28～30、第1段階で9～11ということで、横ばいといえば横ばいなのですが、この歳入の84ページを見ましても、現年度分で164万、そして過年度分、ここ入れますと467万円。どんどん膨れ上がっていつていますよね。

ですから、私、これはこういう現状が、このスタイルでいくと解決できないだろうというふうに思います。

保険料を見直すときに、こういうことを組して収納につながるような定め方、料金の設定というのが、この決算を通して求められると思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（増田武夫） 保健課長。

○保健課長（羽磨知成） 施設整備の関係でございますが、従前から申し上げましたとおり、十勝全体としての必要なベッド数、それに対する設備の度合いということで決まっております。

一般質問のときにも答弁、町長いたしておりますが、第4期の計画に当たっては、一応道の方としては、市町村の積み上げを尊重するという姿勢はとっておりますが、はたしてそれが、やっぱり施設が増えればそれだけ介護給付も増えるわけですから、それに伴いまして、道の支出、また、国の支出も増えてくるということでございます。

一例で申し上げますと、やはり特別養護老人ホームの施設入所者、一人大体介護給付300万円ぐらい、必要と年間されますから、20年増えると6,000万の支出が増えてくるということで、それがまた、保険料にも跳ね返ってくるというところでございます。

したがいまして、この保険料の度合いと、施設の整備の度合いというのは比例してまいることもありますので、その辺のところは、よく見極めていきたいなと思っております。

ただ、今の第4期計画におきましては、何とか施設は増やしていきたいというような考えではあります。それと保険料の関係でございます。

今申し上げましたとおり、私どもの町の財政状況において、例えば、所得段階2、3の方を下げるということになりますと、その分を原則的にはまた、ほかの保険者、保険料で賄わなければならないと。これが原則でございます。

したがいまして、では、そうしないで一般会計からの持ち出しということも考えられますが、道の方では好ましくないというような見解でございますし、また、今の私どもの町の財政状況からいって、恒久的にそのような繰出しを一般会計からするというのも、これは保険制度を維持していく上でも無理があるのだろうというようなふうに思っております。

ですから、何とかご理解いただいて、今のところ第1段階、第2段階、保険料年額2万100万ですか。第6段階6万300円ですから、3分の1程度に済んでいますけれども、そのみんなで介護保険制度を維持していくというこういう制度をもっとおわかりいただくよう努力してまいりたいと考えております。

○委員長（増田武夫） 中橋委員。

○1番（中橋友子） 施設については、増やしたいというお考えであるということでもありますので、ちょっとほっとしたのですけれども、やっぱり介護保険に加入している以上は、施設に入りたいという人は、保険の加入者でありますから、施設入所の権限でもあるわけですよ。

しかし、その数がないということで待ってなければいけない。そこには不公平が生じているということでもありますから、これは恐らく幕別だけで92名でありますから、いつも他の施設と両方申し込んでいらっしゃる方もいるのだというようなこともありますけれども、十勝全体では相当数に膨れ上がると思いますので、ぜひ、力を入れていただきたい。

そして、やっぱり、今、グループホームとか多目的な施設、たくさん出てきていますけれども、特養にはやっぱり変えれないのですよね。

終の住みかといいますか、最終的にはいろんなところに施設に入っても、病気が出てくると退所させられる。その条件が合わなくなってきた、出なければならないというような状況もありまして、特に特養の整備については、しっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

それと、保険料の考え方、全体で賄うのだからというのは、これは国保の中でも同じ論議になったかと思えます。

しかし、現実には不納欠損として、介護保険も5年経過しましたから。

今回は20万以上の不納欠損が出るわけですから、そういう現状を見ると、どういうあり方がいいのかというのは、やっぱり一考を要すると思うのですよね。

繰り返しになりますけれども、非課税世帯に課税されている。介護保険料を税とみた場合に、非課税世

帯に課税されているということは、当然こういうことが、国の基準からいったら、課税の対象にならない人に保険料が賦課されるということでありますから、やっぱりそこは考慮をして、そして、次の運営がより実態にあった、そして、住民の負担が軽減される方向に向けるということは、大事なことだというふうふうに思います。

いかがですか。

○委員長（増田武夫） 民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 第1点目の施設の整備につきましては、第4期の介護保険事業計画の中で進めているところでありまして、介護保険等運営協議会等の意見もお伺いしながら進めていきたいと思えます。

ただ、施設が増えることによりまして、保険料も上がっていくということも実態だろうと思うものがございますから、そこら辺はきちんとその辺も踏まえて、整備担当の計画も進めていきたいと思えます。

もう一つ、今、おっしゃっております第1段階から第6段階までの制度のあり方なのですが、確かに第1段階が生活保護の方とか、あと、老齢福祉年金の受給者、この方たちについて、先ほど、滞納が11人いるということなのですが、本来、生保世帯には、介護保険料として支給されているのですよね。

そのものが納めていただけないとか、11人の方が、支給されているにもかかわらず納めていただけないという私たちもつらい部分があるのですが、それは負担の公平性とかということで、私たちもいただきたいなと思っているところでございます。

あと、第2段階につきましては、確かに世帯全員が住民税非課税で、年金収入が他の所得合わせて80万以下ということになっておりまして、一応、所得は80万以下でございますので、かなり低いということで、その方々がいらっしゃると思えます。

第3段階につきましては、世帯の全員が住民税非課税で、第2段階以外ですから、所得が80万以上あると思うのですが、そういうような方々になっております。

また、さらに第4段階については、本人が住民税非課税ということになります。

ただ、非課税であっても、所得についてはあるというふうには押さえてはおりますけれども、現在、国の制度としてこのように法律で第1段階についてはこのようなパターンということで、決められておりますので、私たちがこの段階を崩すことにはならないと思えますけれども。

ただ、もう一つやる方法もあるのですが、負担を上の方に、第5段階とか第6段階の方を高くして、下の方の方を低くするという制度もやれないことはないのですが、そのことが皆さんの高い方の方にも理解が得られるかというようなこともありまして、それらも併せて、介護保険等運営協議会の中で、併せて検討させていただきたいと思えます。

○委員長（増田武夫） ほかにありますか。

それでは、ないようですので、介護保険特別会計につきましては、質疑を終了いたします。

次に、認定第5号、平成19年度幕別町簡易水道特別会計決算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（高橋政雄） 平成19年度幕別町簡易水道特別会計決算について、ご説明をいたします。

124ページをお開きください。

歳入は、1款分担金及び負担金から、7款町債までの予算総額5億2,357万6,000円に対しまして、調定総額5億2,460万8,416円、収入済額は5億2,434万8,163円であります。

126ページへいきまして、歳出は1款水道費と2款予備費の予算総額5億2,357万6,000円に対しまして、支出済額5億2,025万5,840円となります。

歳入歳出差引残額は、409万2,323円であります。

それでは、歳入歳出事項別明細について、ご説明いたします。

歳出から申し上げますので、142ページをお開きください。

1款水道費、1項水道事業費、予算現額5億2,347万6,000円で、支出済額は5億2,025万5,840円であり
ます。

1 目一般管理費、本目は、簡易水道施設の維持管理並びに整備に係る経費で、担当職員 2 名分の人件費のほか、配水管布設等に係る経費や起債の償還などが主なものであります。

144 ページへいきまして、13 節の委託料は、各施設の点検委託業務のほか、幕別簡水配水管調査設計業務などであります。

15 節工事請負費では、細節 1 は、検定満了量水器取替工事 142 戸分、細節 3 は、明倫送水施設ポンプ施設工事、細節 5 は、幕別簡水配水管の造形及び量水器設置工事であります。

16 節原材料費、細節 2 は、検定満了量水器 142 戸分の費用、細節 3 は、量水器ボックス 75 戸分の費用であります。

146 ページへいきまして、2 款予備費、1 項予備費、予算現額 10 万円で、支出済額はありません。

次に、歳入についてであります。

128 ページをお開きください。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金、予算額 2,729 万 9,000 円に対しまして、収入済額は 2,729 万 9,705 円であります。

130 ページへいきまして、2 款使用料及び手数料、1 項使用料、調定額 7,363 万 4,414 円に対しまして、収入済額は 7,337 万 4,161 円であります。

駒島ほか 4 地区 1,037 戸分の使用料と、滞納繰越分で現年度分の収納率につきましては 99.8% であります。

2 項手数料、調定額 11 万 1,000 円に対しまして、同額収入で設計手数料であります。

132 ページ、3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、簡易水道事業補助金につきましては、国の事業採択要件の改正に伴い、補助金を全額減額しているものであります。

134 ページへいきまして、4 款繰入金、1 項他会計繰入金、調定額 1 億 1,702 万円に対しまして、同額収入でありまして、一般会計繰入金であります。

136 ページへいきまして、5 款繰越金、1 項繰越金、調定額 30 万 4,002 円に対しまして、同額収入で、前年度繰越金であります。

138 ページへいきまして、6 款諸収入、1 項消費税還付金、調定額 813 万 9,295 円に対しまして、同額収入であります。

140 ページへいきまして、7 款町債、1 項町債、調定額 2 億 9,810 万円に対しまして、同額収入で、幕別簡水施設整備事業債、公的資金借換債の分であります。

以上で、幕別簡易水道特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○委員長（増田武夫） 説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑なしと認めます。

以上をもって、簡易水道特別会計についての質疑を終了させていただきます。

続いて、認定第 6 号、平成 19 年度幕別町公共下水道特別会計決算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（高橋政雄） 平成 19 年度幕別町公共下水道特別会計決算について、説明をいたします。

149 ページをお開きください。

歳入は、1 款分担金及び負担金から、7 款町債までの予算総額 21 億 9,149 万 3,000 円に対しまして、調定総額 22 億 1,517 万 3,061 円、収入済額 21 億 9,921 万 9,650 円であります。

151 ページへいきまして、歳出は 1 款総務費から 4 款予備費までの予算総額 21 億 9,149 万 3,000 円に対しまして、支出済額 21 億 8,922 万 8,406 円となります。

歳入歳出差引き額、欄外ですけれども、999 万 1,244 円あります。

それでは、歳入歳出事項別明細について説明をいたします。

歳出から申し上げますので、167 ページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、予算現額 7,978 万 9,000 円で、支出済額は 7,970 万 81 円あります。

1 目一般管理費、本目は、下水道施設の管理に要した経費で、担当職員 1 名分の人件費のほか、19 節の負担金補助及び交付金の細節 6 は、十勝環境複合事務組合負担金、細節 7 は、下水道使用料収納業務等道負担金、21 節貸付金は、水洗便所改造資金貸付金であります。

171 ページへいきまして、2 款事業費、1 項下水道施設費、予算現額は 3 億 3,438 万 9,000 円で、支出済額は 3 億 3,416 万 6,471 円であります。

1 目下水道建設費、本目は、下水道施設の整備に要した経費であり、担当職員 3 名の人件費のほか、13 節委託料では、札内中継ポンプ場機能診断委託料のほか、浄化センター更新設計委託料及び雨水排水の整備に係る調査設計委託料であります。

15 節工事請負では、雨水汚水排水の整備に係る工事のほか、処理場電気設備更新工事であります。

19 節負担金補助及び交付金では、十勝川流域下水道の建設事業に対する負担金が主なものであります。

173 ページへいきまして、2 項下水道管理費、予算現額 1 億 696 万 4,000 円で、支出済額は 1 億 511 万 3,450 円であります。

1 目浄化センター管理費、本目は、幕別処理区の浄化センターの維持管理経費であり、年間処理料は 64 万 446 トンで、前年より 4 万 6,735 トンの減であります。

2 目札内中継ポンプ場管理費、本目は、札内処理区の中継ポンプ場の維持管理経費であり、年間圧送量は 139 万 5,901 トンで、前年より 2 万 2,223 トンの減であります。

3 目管渠維持管理費、本目は、雨水排水ポンプ場、汚水管路、マンホール、汚水柵の維持管理に要した経費でありまして、175 ページへいきまして、15 節工事請負費では、汚水管補修、公共柵、マンホール補修などの 51 カ所の補修を行ったものであります。

177 ページへいきまして、3 款公債費、1 項公債費、予算現額 16 億 7,025 万 1,000 円で、支出済額は 16 億 7,024 万 8,404 円であります。

ここは起債償還の元利利子でありまして、1 目は元金、2 目は利子、3 目は公債諸費であります。

179 ページへいきまして、4 款予備費、1 項予備費、予算現額 10 万円で、支出済はありません。

次に、歳入についてであります。

153 ページをお開きください。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金、調定額 595 万 6,720 円に対しまして、収入済額は 478 万 418 円、収入未済額は 117 万 6,302 円であります。

1 目都市計画負担金は、公共下水道の受益者負担金であります。

現年分の収納率は 98.95% であります。

155 ページへいきまして、2 款使用料及び手数料、調定額 2 億 7,877 万 4,181 円に対しまして、収入済額は 2 億 6,399 万 7,072 円で、収入未済額は 1,436 万 4,040 円であります。

現年分の収納率は 98.4% であります。

次に、157 ページへいきまして、3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、調定額 1 億 1,735 万円に対しまして、同額収入であります。

下水道建設費国庫補助金であり、補助率は 2 分の 1 及び 10 分の 5.5 であります。

次に、159 ページへいきまして、4 款繰入金、1 項他会計繰入金、調定額 5 億 325 万 3,000 円に対しまして、同額収入で一般会計からの繰入金であります。

161 ページへいきまして、5 款繰越金、1 項繰越金、調定額 22 万 4,160 円に対しまして、同額収入で前年度繰越金であります。

163 ページ、3 款諸収入、1 款貸付金元利収入、調定額 700 万円に対しまして、同額収入であります。

ここでは、水洗化改造資金貸付金の元金収入であり、2 項雑入、調定額 1 万 5,000 円に対しまして、同額収入で、水道敷地の占用料であります。

165 ページへいきまして、7 款町債、1 項町債、調定額 13 億 260 万円に対しまして、同額収入で、1 目は公共下水道及び十勝川流域下水道の建設事業債、2 目は資本費平準化債、3 目は下水道事業債であります。

4 目は借換債であります。

以上で、公共下水道特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○委員長（増田武夫） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

藤原委員。

○4番（藤原 孟） ページ174、2項、1目、13節委託料、細節5番、汚泥処理委託料、本年の決算3,017万6,428円となっております。

昨年の決算が1,782万5,585円、今年度1,235万円の増額となっております。

本来、本町の処理施設でありますと、このような70%も増えるという急激な変化はあまり考えられないのではないかと考えております。

何か外的要因があって、このようなことが起きたのか、お尋ねしたいと思います。

よろしくお願いいいたします。

○委員長（増田武夫） 水道課長。

○水道課長（橋本孝男） ただいまご質問のありました汚泥処理委託料の増額に至った経緯でございます。

平成19年度につきましては、帯広側の処理場で処理しておりました汚泥につきまして、急遽、帯広側の処理場で処理をできなくなったという事態に至りまして、白糠の方に運ぶということで、金額的に増額になったものであります。

○委員長（増田武夫） 藤原委員。

○4番（藤原 孟） それでは、同じく汚泥運搬手数料という項目で、今年の決算が842万円。

ところが、平成18年の決算では794万円と、運搬料としては50万円しか増えていないということですね。

それでは、今の話と多少矛盾がくるのではないかとと思いますが、答弁よろしくお願いいいたします。

○委員長（増田武夫） 水道課長。

○水道課長（橋本孝男） ただいまご質問のありました汚泥運搬手数料、先ほどの汚泥手数料と整合性がとれていないのではないかとというようなお話でございます。

これにつきましては、私どもの方でも下水の処理場、何回か行って、経緯、どのようなことでこういうことになっているのかというところを調査したところでありまして、流入される水質が、毎年一般家庭や企業から流入される水の水質に係るところもございまして、ある程度水質が変わった。あるいは、流入先であります企業等の水質が変わったと、このようところが原因であろうというふうに捉えてございます。

○委員長（増田武夫） 藤原委員。

○4番（藤原 孟） それでは、今後の方針として、やはり4,000万円という大きな金額がこの汚泥の処理にかかっております。

特に平成12年からは、社会の循環型の形成という、汚泥の減量化を含めるということで、この推進法が進められておるわけですから。

基本的な視点、いわゆる適正処理と。また、併せて、新しいバイオマスの取組み、バイオマスの利活用で取組むという方針を持ってやっていただきたいと思いますと思いますが、その考え方について、今後の方針としていかがでしょうか。

○委員長（増田武夫） 下水道事業係長。

○下水道事業係長（岡田直之） 先ほどの課長の説明から若干補足の説明をさせていただきたいと思いますが、私どもの処理場から出る汚泥につきましては、幕別町の下水処理場で、濃縮までを行いまして、その後、濃縮汚泥の状態、帯広市の下水処理場に運搬をしております。

さらに、そこで脱水を施して、その後、民間の、簡単にいいますと、肥料、堆肥をつくる処分業者に委託をしまして、そこで肥料化して緑農地還元をしております。

ところが、昨年度当初から、その民間の業者におきまして、含水の問題とかございまして、堆肥化・肥料化するのが困難になったということがございまして、急遽、帯広市の下水処理場から、白糠の最終処分場まで持って行って、そこで処分せざるを得なくなった状況がございました。

そのことによりまして、運搬費ですとか、処分料、そういったものの増額につながったものでございます。

また、今委員おっしゃいましたように、今後の方針でございますが、今年度当初からにつきましては、帯広市で脱水処理を施した後、さらに十勝川の流域下水道の処理場がございますが、そちらの方に運搬をいたしまして、1市3町の汚泥を合わせて堆肥化して、緑農地還元をしているということでございまして、今年度につきましては、汚泥処理の委託料については、昨年度よりも下がる予定でございます。

また、汚泥の減量化につきましても、今後、今、委員がおっしゃったように、さまざまな技術が開発されております。

私どもも何社か業者と接触をして、現在研究中でございます。

そういったことも含めまして、今後、さらに取組んでまいりたいというふうに考えております。

○委員長（増田武夫） ほかにございますか。

それでは、ないようですので、認定第6号の質疑を終了させていただきます。

それでは、45分まで休憩いたします。

（16：33 休憩）

（16：45 再開）

○委員長（増田武夫） それでは、休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

次に、認定第7号、平成19年度幕別町公共用地取得特別会計決算の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（増子一馬） 公共用地取得特別会計につきまして、ご説明申し上げます。

182ページをお開きください。

平成19年度幕別町公共用地取得特別会計決算について、ご説明申し上げます。

歳入1款繰入金、2款繰越金、歳入合計で、調定額3,698万5,718円、同額収入であります。

次のページをお開きください。

歳出1款公債費、2款予備費、歳出合計で予算現額3,698万1,000円に対しまして、支出済額3,688万390円であります。

欄外下段の方でありますけれども、歳入歳出差引き残高10万6,328円であります。

次に、190ページをお開きいただきたいと思っております。

事項別明細書、歳出であります。

1款公債費、1項公債費、予算現額3,688万1,000円に対しまして、支出済額3,688万390円であります。

1目元金は、平成11年度に札内9号南通街路整備事業の用地取得及び移転保障のために借入れをした公共用地先行取得債の起債償還元金であります。

据え置き期間が平成16年度で終わり、17年度から元金の償還が始まったものであります。

2目利子は、起債償還利子であります。

192ページであります。

2款予備費、1項予備費、予算現額10万円に対しまして、支出はありません。

以上で、歳出の説明を終わります。

次に、歳入であります。186ページにお戻りください。

歳入、1款繰入金、1項他会計繰入金、調定額3,688万1,000円に対しまして、収入済額も同額であります。

起債償還元金及び利子に充当するための、一般会計からの繰入金であります。

188ページになります。

2款繰越金、1項繰越金、調定額10万5,718円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年度からの繰越金であります。

以上で、公共用地取得特別会計の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○委員長（増田武夫） 説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑なしと認めます。

以上をもって、公共用地取得特別会計の質疑を終了いたします。

次に、認定第8号、平成19年度幕別町個別排水処理特別会計決算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（高橋政雄） 平成19年度幕別町個別排水処理特別会計決算について、ご説明いたします。

195ページをお開きください。

歳入は、1款分担金及び負担金から、6款町債までの予算総額、1億5,458万1,000円に対しまして、調定総額1項5,507万5,773円、収入済額1億5,489万7,273円であります。

197ページへいきまして、歳出は、1款総務費から4款予備費までの予算総額1億5,458万1,000円に対し、支出済額1億5,332万5,333円となります。

欄外の歳入歳出差引き残額は、157万1,940円であります。

それでは、歳入歳出事項別明細について、説明をいたします。

歳出から申し上げます。

211ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、予算現額465万8,000円で、支出済額は455万9,262円であります。

1目一般管理費、本目は、個別排水処理施設による水洗化の普及に要する経費であり、本年度は、11基分の設置補助金を交付しております。

213ページへいきまして、2款需要費、1項排水処理施設費、予算現額7,181万6,000円で、支出済額は7,161万1,517円であります。

1目排水処理建設費、本目は、排水処理施設建設に要する経費で、本年は30基分の施設整備工事を行っております。

2項排水処理管理費、予算現額3,653万5,000円で、支出済額は3,568万2,962円あります。

1目排水処理施設管理費、本目、排水処理施設の維持管理に要する経費でありまして、13節委託料は、19年度分の建設分も含め、550基分の維持管理を行ったおのであります。

215ページへいきまして、3款公債費、1項公債費、予算現額4,147万2,000円で、支出済額は4,147万1,592円あります。

これは起債償還の元金及び利子に係る費用でありまして、1目元金、2目は利子であります。

217ページへいきまして、4款予備費、1項予備費、予算現額10万円で、支出済額はありません。

次に、歳入についてであります。

199ページをお開きください。

1款分担金及び負担金、1項分担金、調定額360万2,000円に対し、同額収入であります。

内容は、受益者分担金30戸分であります。

201ページへいきまして、2款使用料及び手数料、1項使用料、調定額2,009万6,300円に対しまして、収入済額1,991万7,800円あります。

内容は、排水処理施設550戸分の使用料であります。

203ページへいきまして、3款繰入金、1項他会計繰入金、調定額7,125万円に対しまして、同額収入で一般会計繰入金であります。

205ページへいきまして、4款繰越金、1項繰越金、調定額117万1,816円に対しまして、同額収入で、前年度繰越金であります。

207ページであります。

5款諸収入、1項貸付金元利収入、調定額400万円に対しまして、同額収入で、水洗便所改造等資金貸付金元金収入であります。

2項消費税還付金、調定額305万5,657円に対しまして、同額収入で、消費税還付金であります。

209ページへいきまして、6款町債、1項町債、調定額5,190万円に対しまして、同額収入でありまして、

1目は、排水処理施設整備に伴うものであります。

以上で、個別排水処理特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○委員長（増田武夫） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑なしと認めます。

以上をもって、個別排水処理特別会計の質疑を終了いたします。

続いて、認定第9号、平成19年度幕別町農業集落排水特別会計決算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（高橋政雄） 平成19年度農業集落排水特別会計決算について、説明をいたします。

220ページをお開きください。

歳入は、1款使用料及び手数料から5款町債までの予算総額、1億673万7,000円に対しまして、調定総額1億683万8,465円で、収入済額1億677万425円であります。

222ページへいきまして、歳出は、1款総務費から4款予備費までの予算総額1億673万7,000円に対し、支出済額1億582万8,777円となります。

歳入歳出差引き残額は、94万1,648円であります。

それでは、歳入歳出事項別明細についてご説明いたします。

歳出から申し上げますので、234ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、予算現額39万2,000円で、支出済額は33万7,869円であります。

1目一般管理費、本目は、忠類地域の農業集落排水事業にかかわります事務的経費であります。

236ページへいきまして、2款事業費、1項排水処理管理費、予算現額3,345万2,000円で、支出済額は3,269万9,408円であります。

1目排水処理施設管理費、本目は、農業集落排水施設の維持管理に要する経費であり、年間処理量は11万5,754トンで、前年より2,218トンの減であります。

2目排水処理施設管渠維持管理費、本目は、すでに整備をしたしました污水管渠、マンホール、污水枡の維持管理に要した経費であります。

15節工事請負では、公共枡、マンホール周辺の舗装など、11カ所の補修を行ったものであります。

4項排水処理施設費、予算現額307万7,000円で、支出済額は307万6,500円であります。

1目排水処理建設費、本目は、排水処理施設の整備に要する経費であり、15節工事請負費では、污水管渠の整備に係る工事であります。

238ページへいきまして、3款公債費、1項公債費、予算現額6,971万6,000円で、支出済額は6,971万5,000円であります。

これは起債償還の元金及び利子に係る費用でありまして、1目元金、2目利子であります。

240ページへいきまして、4款予備費、1項予備費、予算現額10万円で、支出はありません。

次に、歳入についてであります。

224ページをお開きください。

1款使用料及び手数料、1項使用料、調定額1,480万9,900円に対しまして、収入済額1,474万1,860円で、収入未済額は6万8,040円あります。

現年分の収納率は99.59%であります。

507戸分の農業集落排水施設使用料収入であります。

226ページへいきまして、2款繰入金、1項基金繰入金、調定額340万1,762円に対しまして、同額収入で、農業集落排水事業償還基金繰入金であります。

2項他会計繰入金、調定額8,469万3,000円に対しまして、同額収入で、一般会計繰入金であります。

228ページ、3款繰越金、1項繰越金、調定額66万6,800円に対しまして、同額収入で、前年度繰越金であります。

230ページ、4款国庫支出金、1項国庫補助金、調定額36万7,000円に対しまして、同額収入で、農業集

落排水台帳システム整備に係る合併推進体制整備国庫補助金であります。

232ページへいきまして、5款町債、1項町債、調定額290万円に対しまして、同額収入で、農業集落排水整備事業債であります。

以上で、農業集落排水特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願いします。

○委員長（増田武夫） お諮りいたします。

本日の委員会は、全日程が終了するまで、時間を延長したいと思います、ご異議ございませんか。
（異議なしの声あり）

○委員長（増田武夫） では、そのようにしたいと思います。

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

質疑なしと認めます。

農業集落排水特別会計につきましては、以上をもって質疑を終了いたします。

続いて、認定第10号、平成19年度幕別町水道事業会計決算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（高橋政雄） 平成19年度幕別町水道事業会計の決算について、ご説明いたします。

248ページをお開きください。

平成19年度幕別町水道事業会計の損益計算書であります、平成19年度の当年度純損失は、1億3,978万7,769円となり、前年度の繰越欠損金6億5,742万2,205円を合わせまして、当年度末処理欠損金は、7億9,720万9,970円となったところであります。

次に、253ページをお開きください。

平成19年度幕別町水道事業報告書であります。

総括事項であります、経常収益において、4億9,029万9,000円で、前年度5億1,833万4,000円に比べ、2,803万5,000円、5.4%の減であります。

その主な要因は、平成18年7月から検診日を変更したことに伴い、18年度に限っては、年間調定日数は20日分多くなっていましたが、本年度は、この分の減少と、高料金対策補助金の減額によるものであります。

経常費用においては、6億3,008万7,000円で、前年度6億781万2,000円に比べ、2,227万5,000円の増であります。

その主なものは、猿別浄水場の廃止に伴う受水費の増及び資産減耗の増によるものであります。

有収率につきましては、漏水調査の継続実施と漏水11カ所の収容いたしまして、全量受水に伴い、0.2%下がり、86.3%となっております。

今後とも、漏水の早期発見、修理に万全を期してまいりたいと考えております。

事業といたしましては、計量法に基く量水器取替え1,079件を行ったほか、排水本管の布設4,283メートルの布設工事を行ったところであります。

次に、257ページであります。

平成19年度幕別町水道事業会計収益費用明細書であります。

金額は、消費税抜きの額となっております。

はじめに、収入であります。

1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益、4億3,477万3,830円であります。

これは、8,449戸の水道使用料であります。

なお、収納率は97.82%であります。

3目その他営業収益は、922万6,937円あります。

これは加入者負担金が主なものであります。

2項営業外収益、2目他会計補助金は、高料金対策に伴う一般会計補助金であります。

7目雑収益は、1,852万3,810円あります。

これは下水道使用料による収納業務負担金であります。

次に、支出であります。

1 款水道事業費用、1 項営業費用、1 目原水及び上水費、2 億1,441万1,845円であります。

ここでは、浄水場の管理運営に係る経費でありまして、主なものといたしましては、職員1名分の人件費、13節委託料は、浄水場の管理等委託、18節動力費は、電気料、29節受水費は、十勝中部広域水道企業団からの受水費用でありまして、19年度は102万5,859トンを受水しております。

2 目排水及び給水費、1,945万3,756円であり、主なものといたしましては、職員1名分の人件費、13節委託料は、水道台帳修正業務と上水道漏水調査業務であります。

259ページへいきまして、16節修繕料は、配水管の漏水修理であります。

5 目総係費、3,609万2,120円ありますが、主に職員2名分に係ります人件費、13節委託料は、検針業務に係る費用であります。

6 目減価償却費、2 億3,818万7,881円は、有形、無形固定資産に係る減価償却費であります。

7 目資産減耗費、3,852万3,995円で、これは配水管の布設替え等により、固定資産を除却した費用であります。

2 項営業外費用、1 目支払利息、8,261万3,680円は、企業債の償還利息であります。

261ページへいきまして、平成19年度幕別町水道事業資本収支明細書であります。

収入であります。1 款資本的収入、1 項企業債、1 目企業債は、2 億8,400万円あります。

これは配水管布設及び第3次拡張事業に係ります企業債の借入金であります。

3 項出資金、1 目負担区分に基く出資金、3,665万2,000円は、平成16年度から始まりました第3次拡張事業に係ります一般会計からの出資金であります。

4 項補助金、1 目国庫補助金、8,665万2,000円は、第3次拡張事業に係る補助金であります。

6 項負担金、1 目負担金、7,407万7,395円は、水道管移設に係ります工事負担金であります。

262ページへいきまして、支出であります。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目配水管整備費、1 億9,110万5,542円の主なものは、札内鉄道南沿線通りほか15路線、1,857.3メートルの配水管布設及び布設替えに係ります費用であります。

2 目営業設備費、2,382万2,627円であり、検定満了量水器の購入及び取替えに係ります費用であります。

20目第3次拡張事業費は、3 億1,258万2,361円は、職員1名に係る人件費のほか、工事請負費が主なものであります。

4 項企業債償還金、1 目企業債償還金、1 億347万9,024円は、企業債の元金に係ります償還金であります。

以上、平成19年度幕別町水道事業会計決算について、ご説明をさせていただきました。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○委員長（増田武夫） 説明が終わりましたので、質疑を行いたいと思います。

質疑なしと認めます。

水道事業会計につきましては、以上で質疑を終了いたします。

以上をもちまして、全会計の審査を終了いたします。

これより採決をしたいと思います。

お諮りいたします。

認定第1号、平成19年度幕別町一般会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

異議がありますので、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり認定することに、賛成の方の起立を願います。

（賛成者起立）

○委員長（増田武夫） 起立、多数であります。

したがって、平成19年度幕別町一般会計決算については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

た。

次に、お諮りいたします。

認定第2号、平成19年度幕別町国民健康保険特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

異議がありますので、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり認定することに、賛成の方の起立を願います。

(賛成者起立)

○委員長(増田武夫) 起立、多数であります。

したがって、平成19年度幕別町国民健康保険特別会計決算については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第3号、平成19年度幕別町老人保健特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(増田武夫) 異議なしと認めます。

したがって、平成19年度幕別町老人保健特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第4号、平成19年度幕別町介護保険特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

異議がありますので、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり認定することに、賛成の方の起立を願います。

(賛成者起立)

○委員長(増田武夫) 起立、多数であります。

したがって、平成19年度幕別町介護保険特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第5号、平成19年度幕別町簡易水道特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(増田武夫) 異議なしと認めます。

したがって、平成19年度幕別町簡易水道特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第6号、平成19年度幕別町公共下水道特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(増田武夫) 異議なしと認めます。

したがって、平成19年度幕別町公共下水道特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第7号、平成19年度幕別町公共用地取得特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(増田武夫) 異議なしと認めます。

したがって、平成19年度幕別町公共用地取得特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第8号、平成19年度幕別町個別排水処理特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(増田武夫) 異議なしと認めます。

したがって、平成19年度幕別町個別排水処理特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第9号、平成19年度幕別町農業集落排水特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(増田武夫) 異議なしと認めます。

したがって、平成19年度幕別町農業集落排水特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第10号、平成19年度幕別町水道事業会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(増田武夫) 異議なしと認めます。

したがって、平成19年度幕別町水道事業会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上をもちまして、本特別委員会に付託されました、平成19年度幕別町各会計決算、認定第1号から認定第10号までの10議件の審査をすべて終了いたしました。

審査終了にあたりまして、一言御礼を申し上げます。

各委員におかれましては、2日間にわたる審査に際しまして、終始熱心に審査いただきましたことを、心から御礼を申し上げます。

また、理事者並びに説明員におかれましても、審査の円滑な運営にご協力をいただきましたことに、心から感謝を申し上げます。

不慣れな委員長でありましたけれども、皆さまのお陰をもちまして、無事審査を終了することができました。

委員長として、心から感謝を申し上げます。

ありがとうございました。

これをもちまして、平成19年度幕別町各会計決算審査特別委員会を閉会いたします。

(17:14 閉会)